

平成 20 年度

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

平成 20 年 3 月 3 日 開 会

平成 20 年 3 月 6 日 閉 会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

平成20年度予算特別委員会会議録目次

【平成20年3月3日（月）】 1日目

委員長互選	3
議案説明（議案第17号から第43号まで）	5
資料要求	
吉川 弘 委員	33
伊藤 博章 委員	34
菊地 進 委員	34

【平成20年3月4日（火）】 2日目

質疑

〔一般会計〕

鎌田 礼二 委員	42
小野 幸男 委員	52
木村 吉雄 委員	59
阿部 かほる 委員	71
東海林 京子 委員	81
伊勢 由典 委員	92
吉川 弘 委員	105
伊藤 栄一 委員	117

【平成20年3月5日（水）】 3日目

質疑

〔一般会計〕

浅野敏江委員	128
中川邦彦委員	140
佐藤貞夫委員	152
曾我ミヨ委員	163
嶺岸淳一委員	173
伊藤博章委員	184
菊地進委員	197
小野絹子委員	208

【平成20年3月6日（木）】 4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

中川邦彦委員	223
浅野敏江委員	232
吉川弘委員	240
阿部かほる委員	249
鎌田礼二委員	255
東海林京子委員	264
伊勢由典委員	273
伊藤博章委員	283
曾我ミヨ委員	291
小野絹子委員	299
嶺岸淳一委員	307
菊地進委員	312
佐藤貞夫委員	319

採決	323
----	-------	-----

平成20年3月3日（月曜日）

平成20年度予算特別委員会

（第1日目）

平成20年度予算特別委員会第1日目

平成20年3月3日（月曜日）午前10時開会

出席委員（21名）

曾 我 ミ ヨ 委員	中 川 邦 彦 委員
小 野 絹 子 委員	吉 川 弘 委員
伊 勢 由 典 委員	佐 藤 貞 夫 委員
東海林 京 子 委員	伊 藤 博 章 委員
浅 野 敏 江 委員	小 野 幸 男 委員
嶺 岸 淳 一 委員	志 賀 直 哉 委員
佐 藤 英 治 委員	伊 藤 栄 一 委員
菊 地 進 委員	今 野 恭 一 委員
阿 部 かほる 委員	鈴 木 昭 一 委員
鎌 田 礼 二 委員	木 村 吉 雄 委員
香 取 嗣 雄 委員	

欠席委員（0名）

(全会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
総務部長 兼危機管理監	三浦 一泰 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長兼 商工観光課長	荒川 和浩 君
総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
会計管理者 兼会計課長	大和田 功次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼水産課長	福田 文弘 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君	総務部総務課長	郷古 正夫 君
総務部財政課長	菅原 靖彦 君	市民生活部 市民課長	澤田 克巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊行 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏也 君	産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君
建設部 下水道事業所長	金子 信也 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信彦 君
市立病院長	伊藤 喜和 君	市立病院事務部長	佐藤 雄一 君
市立病院事務部次長 兼業務課長	伊藤 喜昭 君	水道部長	佐々木 栄一 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則雄 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君	選挙管理委員会 事務局長	橘内 行雄 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	丹野 文雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英治 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午前10時00分 開会

○志賀直哉議長 ただいまから平成20年度予算特別委員会を開会いたします。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話などを持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

本日は、正副委員長の互選と予算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である伊藤栄一委員をお願いいたします。

臨時委員長と交代いたします。よろしく申し上げます。

○伊藤（栄）臨時委員長 それでは年長のゆえをもちまして私が臨時委員長の職務を行います。

委員長が選出するまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。菊地委員。

○菊地委員 正副委員長の選任については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上であります。

○伊藤（栄）臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤（栄）臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましてはさよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、吉川 弘委員、嶺岸淳一委員、菊地 進委員の以上の方々に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時32分 再開

○伊藤（栄）臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。吉川 弘委員。

○吉川委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には佐藤英治委員、副委員長には中川邦彦委員のご兩名を選考いたしました。以上ご報告いたします。

○伊藤（栄）臨時委員長 ただいま吉川委員のご報告のとおり、委員長には佐藤英治君、副委員長には中川邦彦君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤（栄）臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、佐藤英治君に委員長就任のごあいさつをお願いいたします。（拍手）

○佐藤（英）委員長 ただいま、平成20年度予算特別委員会の委員長を皆様のご推挙によりまして委員長として選んでいただきまして、本当に感謝申し上げます。

今、平成20年度予算、佐藤市政の待ったなしの財政の建て直し、財政の健全化に向けた政策だと思っております。その意味で、我々委員といたしましても、この財政の安定のために大事な予算特別委員会と考えておりますので、皆様のさらなるご支援とご鞭撻をお願いしながら、委員長のごあいさつにかえさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○伊藤（栄）臨時委員長 次に、中川邦彦君に副委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

○中川副委員長 ただいま皆様から副委員長にご指名いただきました。委員長を補佐して予算審議を尽くせますよう努力してまいりたいと思いますので、皆さんの審議をよろしくお願ひしたいと思います。（拍手）

○伊藤（栄）臨時委員長 それでは、佐藤委員長と交代いたします。大変ご協力ありがとうございました。（拍手）

○佐藤（英）委員長 これより平成20年度各会計の予算審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第17号ないし第43号の27件であります。

それでは、まず平成20年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

日程については、3月3日から6日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤（英）委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は3月3日から6日までの4日間

とすることに決定いたしました。

なお、本特別委員会は、委員会条例第18条の規定により公開制とすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤（英）委員長 ご異議なしと認め、本委員会を公開制とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず最初に、市当局から説明を求め、次に、さきに配付しました予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤（英）委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決定しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。

なお、説明はポイントをつかんで要領よく簡明をお願いいたします。田中政策課長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 それでは、私の方から、まず最初に議案第17号「塩竈市職員定数条例の一部を改正する条例」につきまして説明をさせていただきます。

資料No.1、塩竈市議会定例会議案並びに資料No.12、塩竈市議会定例会議案資料その2をご用意をお願いいたします。

説明の都合上、先に資料No.12、塩竈市議会定例会議案資料その2、1ページをお開き願います。

塩竈市の職員定数条例につきましては、市の機関に常時勤務いたします一般職に属する職員の定数に関し、必要な事項を定めているものでございます。

まずこのページで改正内容をご説明申し上げます。

今回、この定数条例の一部を定員適正化計画の平成20年4月の計画値と、並びにその進捗状況を基本としながら見直すものでございます。まず、条例第2条に規定しております職員定数の総数につきまして、現行787人を735人に改正しようとするものでございます。内訳といたしましては、市長の事務部局の職員のうち、一般の職員数421人を387人に、水道事業の事務局の職員数57人を54人に、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員数110人を95人に改正しようとするものでございます。

なお、市立病院の定数につきましては、医療体制の確保を考慮し199床の基準定数をもちました現行条例の180人を引き続き確保いたしまして、定数条例の全体の定数を735人にするもの

でございます。

次に、資料No.1 塩竈市議会定例会議案、7ページをお開き願います。

今回の改正の提案理由でございますが、塩竈市職員定数適正化計画を確実に推進するため、平成20年4月の計画の進捗状況に合わせまして、職員定数条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○佐藤（英）委員長 郷古総務課長。

○郷古総務課長 私からは、議案第18号ないし20号についてご説明申し上げます。

まず、議案第18号でございますが、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料No.1の定例会議案8ページをお開きください。

この条例は、市長等の期末手当の支給月数を1.05月減額し、国の指定職の支給率に準拠し、現在の4.4月から3.35月にするものです。今回の改正に合わせ、これまで凍結していた期末手当を算出する際の職務加算率15%を解除いたします。この結果、期末手当現支給額に比較しマイナス1.2%の支給となるものです。

また、平成17年12月分から今年3月分まで、市長については給料の20%、副市長については給料の18%を減じて支給していたものを、今年4月分から平成21年3月分までに延長しようとするものです。市長、副市長の期末手当支給率見直しと、給料減額延長による年間削減額は、市長で約240万円、副市長で約80万円になります。また、現在、36ある各種委員会委員等の特別職出席報酬額を1日当たり7,500円から5,000円に改めようとするものです。

次に、議案第19号「塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

同じく資料番号1の9ページをお開きください。

この条例は、議案第18号でご説明いたしました市長等の期末手当の支給月数の減額に準じて、教育長に関しても同様の改正を行うものです。教育長の期末手当支給率見直しと給料減額延長による年間削減額は約130万円になります。

次に、議案第20号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

同じく資料番号1の10ページをお開きください。

この条例は、国家公務員の給与改定いわゆる人事院勧告に伴う給与の改定ですが、本市の一般職の給与について実施を1年間凍結し、本年4月から国に準じた適用を行うための条例改正を行うものです。

改正の内容は、まず給料については、行政職給料表を例にとりますと1級から3級までの若年層について平均0.1%の引き上げの改定を行い、また、子などの扶養手当の支給月額6,000円を6,500円に500円引き上げ、勤勉手当については0.05月引き上げを行うものです。

恐れ入ります。資料No.12、市議会定例会議案資料2ページないし3ページをお開きください。2ページないし3ページにつきましては、議案第18号の新旧対照表です。

恐れ入ります。次に4ページをお開きください。4ページにつきましては、議案第19号の新旧対照表です。

次に、5ページないし6ページは、こちらにつきましては議案第20号の新旧対照表でございますので、ご参照願います。

私からは以上でございます。

○佐藤（英）委員長 田中政策課長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 続きまして、議案第22号「塩竈市財産条例の一部を改正する条例」につきまして説明させていただきます。

説明の都合上、先に資料No.12、塩竈市議会定例会議案資料その2、8ページをお開き願います。

塩竈市財産条例は、行政財産の取得や処分、使用料等について規定しているものですが、今回、屋内広告や壁面広告等を行えるよう、また、自治法改正にあわせまして貸し付けも行えるよう改正しようとするものでございます。

新旧対照表にて改正内容について説明をさせていただきます。

まず、第1条でございますが、目的に、法改正を受けまして行政財産の貸付料等を追加するものでございます。

第2条では、追加いたしました目的の貸し付けにつきまして、貸付料等の徴収と減免を新たに規定するものでございます。このため、第3条から第8条までを1条ずつ繰り下げるものでございます。

第4条におきましては、これまで第3条に規定されておりました使用料につきまして自治法238条の4、第7項の規定によります使用許可いわゆる目的外使用につきまして新たに別表で

料金を規定するものでございます。

別表でございますが、資料No.1、塩竈市議会定例会議案25ないし26ページをお開き願います。

下段のところ、別表を示してございますが、その中で財産の種類や目的ごとに年額を規定しておりますので、説明をさせていただきます。

まず、土地でございますが電柱や地下埋設物等につきましては、塩竈市公共物管理条例により算定した額。さらに自動販売機等につきましては、1台につき3,600円に光熱水費等の実費を加算した額。その他につきましては使用する土地面積の割合を土地評価額に乗じた額の5.4%に相当する額といたします。

建物につきましてでございますが、まず自動販売機等につきましては土地と同様1台につき3,600円に光熱水費の実費を加算した額。

26ページをお願いいたします。

壁面広告につきましては、1平方メートル当たり1万8,000円、こちらは年額でございます。その他につきましては、使用する建物面積の割合を建物価格に乗じた額の11.4%に相当する額といたします。

附則におきましては、施行日につきまして市民の方々及び利害関係者への周知期間を3カ月設定し、平成20年7月1日としているところでございます。

なお、提案理由でございますが、行政財産の目的外使用の明確化を図り、屋内広告や壁面広告等を推進する条件整備のため所要の改正を行おうとするものでございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 木下保険年金課長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 私から、議案第26号「塩竈市後期高齢者医療に関する条例」につきましてご説明いたします。

資料No.1、市議会定例会議案32ページをお開きお願いしたいと思います。

平成20年4月から新たな医療制度後期高齢者医療制度が創設されます。この制度の運営につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により都道府県内すべての市町村が加入する広域連合が行い、広域連合では被保険者の資格管理や保険料の決定などの事務、市町村は保険料の徴収や各種届け出の受け付けなど窓口事務を行うこととされております。

後期高齢者医療制度の事務を実施するに当たりましては、高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令などの関係法令や宮城県後期高齢者医療広域連合条例に定めがあるほか、保険料の

額の通知や保険料の徴収に関する事項、普通徴収の納期などに関する事項につきましては、市町村の条例で定めることとされておりますので、本市におきましても新たな条例を制定しようとするものでございます。

本条例の主な構成内容につきましてご説明いたします。

第2条におきまして、本市において行う事務について保険料の徴収や被保険者の資格取得及び喪失などの届けの受け付けなどにつきましては、既に関係法令等で規定されておりますので、それ以外の事務について規定してございます。葬祭費の支給申請書の受け付け、保険料額の通知書の引き渡しなど、ここに記載の8項目の事務を規定してございます。

それから、第3条におきましては、本市が保険料を徴収すべき被保険者を規定しております。市内に住所を有する方及び現在市外の病院や特別養護老人ホームなどに入所している方で、入院の際、市内に住所があった方については本市で保険料を徴収することになります。

続きまして33ページをお開きお願いします。

第4条では、普通徴収に係る保険料の納期及び納付額を規定しております。保険料の納付につきましては、年金から天引きによる特別徴収以外の方につきましては普通徴収となり、納付書に金融機関で納付していただくこととなりますが、普通徴収の納期につきましては7月の第1期から翌年3月の第9期となります。

それから第5条では督促手数料、第6条では延滞金について規定しております。

続きまして34ページをごらんをいただきます。

第7条では公示送達、第8条ないし第10条につきましては罰則についての規定でございます。

それから附則第2項におきまして、平成20年度の特例措置を規定しております。被用者保険の被扶養者であった方につきましては、平成20年度は保険料が半年間凍結をされますので、10月から翌年の3月までの納期となります。なお、10月からの納期に係る保険料の均等割額につきましては9割軽減されることとされております。

以上が本条例の主な構成内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 郷古総務課長。

○郷古総務課長 議案第43号につきましてご説明いたします前に、先ほど議案第18号でご説明いたしました内容に誤りがございましたので訂正させていただきます。

議案第18号で、市長・副市長の期末手当支給率見直しと給料減額延長による年間削減額を市長で約240万円、副市長で80万円とご説明いたしましたが、正しくは副市長で約180万円という

ことで訂正させていただきます。訂正し、おわび申し上げます。

次に、議案第43号「塩竈市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号1の38ページ、一番後ろになります、38ページをお開き願います。

この条例は、給与適正化を図るため、特殊勤務手当を見直し支給項目削減のための改正を行おうとするもので、職員団体に特殊勤務手当の見直しについて申し入れを行っていましたが、合意に達したボイラー等操作業務従事者や自動車運転手等に支給している4項目について削減しようとするものです。4項目について合意に達しましたので廃止しようとするものです。なお、他の特殊勤務手当につきましても、職員団体と継続して協議を行いながら見直しの合意に向け努力してまいります。

恐れ入ります。資料No.12の市議会定例会議案資料36ページないし37ページをお開きください。これは改正条例の新旧対照表ですのでご参照願います。

以上でございます。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 それでは、財政課から平成20年度予算につきまして、一般会計を中心にその概要をご説明申し上げます。

議案資料No.12をご用意願います。

20ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計当初予算の総括表でございます。平成20年度の一般会計当初予算額は179億6,500万円。これを前年度と比較いたしますと、金額で2億9,190万円、率にいたしまして1.7%の増でございます。また、前年度の実質的な当初予算であります6月補正後予算額と比較いたしますと9,441万2,000円、0.5%の増になっているものでございます。

緊縮型の予算を継続しておりますが、土地開発公社への貸付金を計上したことなどから増額となっているものでございます。

次に特別会計についてですが、本年度設置いたしました後期高齢者医療事業特別会計を加えました11の特別会計の予算総額は183億6,510万円、前年度と比較いたしますと41億3,884万8,000円、18.4%の減となっております。これは、宮城県後期高齢者医療広域連合の発足により、老人保健医療事業特別会計予算額が縮小したことなどによるものでございます。

一般会計、特別会計をあわせました総額では363億3,010万円、前年度と比較いたしまして

38億4,694万8,000円、9.6%の減となっております。

21、22ページをお開き願います。

この表は、一般会計の歳入についての対前年度比較表でございます。主な特徴点についてご説明申し上げます。

費目1の市税は個人市民税や固定資産税が減少しており、前年度から2億2,380万6,000円減の63億8,159万4,000円を計上しております。

費目10の地方交付税は、地方再生対策費の増や基準財政収入額の減少による影響を加えまして2億円増の50億9,600万円を計上しております。

費目21の市債は、土地開発公社への貸付金に充当する市債を計上したことなどから5億1,780万円の増となっております。

そのほかの歳入につきましては後ほど予算説明書によりご説明申し上げます。

次に23、24ページをお開き願います。

一般会計の歳出につきまして、目的別に前年度と比較したものでございます。

詳細につきましては、後ほど予算説明書によりご説明申し上げますので、ここでは省略をさせていただきます。

25、26ページをお開き願います。

一般会計の歳出を性質別に分類し前年度と比較したものでございます。主な特徴点を申し上げます。

まず費目1の人件費は、定員適正化計画に基づき職員数の縮減に努めたことや、退職手当組合への負担金が減少したことなどから、前年度と比較いたしますと1億9,368万2,000円の減となっております。

費目2の物件費は保育所や清掃工場の管理費などを計上しておりますけれども、経常的経費の縮減や高齢者医療確保法の施行により、本年度から基本健康診査事業が医療保険者に移管されたことなどより、前年度から1億617万円の減となっております。

費目4の扶助費は前年度から1,413万6,000円の増加ですが、伸び率は0.4%と微増となっております。

費目5の補助費等は中小企業融資制度、信用保証料補給金や塩釜地区消防事務組合への負担金などを計上しているものでございますが、本年度は宮城県後期高齢者医療広域連合の発足に伴い、連合会への負担金を計上していることなどから、3億229万4,000円の増となっております。

す。

費目6の普通建設事業費は、北浜沢乙線の歩道景観整備などを行うまちづくり交付金事業や、貞山大橋整備事業が主なものでございます。月見ヶ丘小学校及び第三中学校の耐震補強事業の着手年度を前倒したことなどにより8,514万9,000円の減となっております。

費目11の貸付金は、土地開発公社への無利子貸付金を計上したことなどから6億1,019万2,000円の増でございます。

費目12の繰出金は前年度から3億829万8,000円の減でございます。これは、宮城県後期高齢者医療広域連合の発足に伴い、老人保健医療事業特別会計への繰出金が縮小したことなどによるものでございます。

以上、歳入歳出予算の概略をご説明申し上げましたが、予算編成に当たりましては行財政改革推進計画に基づき、職員定数や事務事業の見直しを図るとともに、経常経費の枠配分を継続しております。また、将来の公債費負担を抑制するため、建設事業を厳選するとともに、公的資金の借換債を活用しております。さらには、歳入確保策の一環として退職手当債を計上するとともに、下水道事業特別会計において資本費平準化債の借り入れを継続して一般会計からの繰出金を抑制しております。

このような歳入歳出全般にわたる取り組みにより、基金からの繰入金を最小限にとどめております。しかしながら、健全化法の施行を控えまして全会計を連結した財政指標の改善を進めることが不可欠になっておりますので、今後、行財政改革をさらに推し進め、さらに財政の健全化に取り組んでまいります。

27ページをお開き願います。

この表は平成20年度一般会計の投資的経費の内訳一覧表でございます。前段でご説明申し上げました普通建設事業の詳細でございます。清掃工場改良事業など計15件を計上しておりますので、ご参照願います。

次に、平成20年度一般会計予算案の概要をご説明申し上げます。

議案資料No.8をご用意願います。

1ページをお開き願います。

第1条では歳入歳出予算の総額を179億6,500万円と定めております。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第4条一時借入金は35億円と設定しております。

第5条は人件費の各項間の流用について規定しております。

次に6、7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為では、塩竈市中小企業振興資金損失補償など13件の債務負担行為を設定しております。7ページの第3表地方債では、退職手当債など計11件の地方債を設定しております。

次に平成20年度一般会計予算説明書についてご説明を申し上げます。

議案資料No.9をご用意願います。

議案資料No.9の1、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。歳入につきまして款別に前年度と比較したものでございます。

3ページをお開き願います。

歳出につきまして款別に前年度と比較したものでございます。

次に、これらの内容につきましてご説明を申し上げます。

4、5ページをお開き願います。

第1款市税は63億8,159万4,000円を計上しております。課税所得の減少による個人市民税の減少及び地価の下落による固定資産税の減少などから、前年度から2億2,380万6,000円の減を見込んでおります。

8、9ページをお開き願います。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税交付金総額の減少などを見込み、4,600万円減の5億4,400万円を計上しております。

第9款地方特例交付金は5,260万円と前年度から10万円の増を見込んでおります。同款1項地方特例交付金は4,060万円と前年度から1,560万円の増を見込んでおります。これは、平成20年度から個人住民税における住宅借入金特別控除の実施に伴いまして、減収補てん特例交付金が交付されることになったことによるものでございます。

第10款地方交付税は50億9,600万円と前年度から2億円の増を見込んでおります。これは、地方税の偏在是正を目的といたしました地方再生対策費の本市分として8,000万円を見込んでいたりことや、歳入面での基準財政収入額の減少が、地方交付税においては増加要因として働くことなどによるものでございます。

14、15ページをお開き願います。

第14款国庫支出金は17億4,932万5,000円と前年度から6,341万4,000円の減となっております。これは、児童手当が減少したことや、前年度におきましては玉川小学校の大規模改造事業の国庫補助金を計上していたことなどによるものでございます。

16、17ページをお開き願います。

第15款県支出金は8億7,839万2,000円と前年度から2,042万円の減となっております。これは、児童手当が減少したことなどによるものでございます。

22、23ページをお開き願います。

第18款繰入金は、1目財政調整基金繰入金に2,369万2,000円を計上しております。

28、29ページをお開き願います。

第21款市債は16億2,720万円と前年度から5億1,780万円の増加でございます。内訳といたしましては、右ページをごらん願います。退職手当債として3億2,000万円、本年度に設立が予定されております地方公営企業等金融機構に対する出資金に充当する市債といたしまして540万円、土地開発公社の経営健全化を図るための土地開発公社無利子貸付事業の市債として6億1,490万円。北浜沢乙線の歩道景観整備などを行うまちづくり交付金事業の市債として5,090万円などを計上してございます。

次に、歳出につきまして主要事業を中心に説明申し上げます。

34、35ページをお開き願います。

まず2款総務費23億6,931万7,000円ですが、主なるものをご説明申し上げます。

説明は主に右のページの節区分、説明欄、そして事業内訳欄に記載の内容で申し上げますので、よろしく願いいたします。

38、39ページをお開き願います。

3目財政管理費ですが、24節に出資金を600万円を計上し、今年度設立されます地方公営企業等金融機構に出資をしております。

40、41ページをお開き願います。

7目企画費ですが、右ページ事業内訳欄下段の市民活動推進費385万1,000円では、市民活動推進室を拠点として情報の提供や活動団体相互の交流を支援しております。

44、45ページをお開き願います。

12目諸費ですが、事業内訳欄下段の土地開発公社経営健全化事業費6億1,513万2,000円では公社の経営健全化に向け無利子貸付を行っております。

58、59ページをお開き願います。

3款民生費57億9,934万円ですが、その主なるものとしたしましては68、69ページをお開き願います。9目精神障害者福祉費では、これまでの小規模作業所から法定施設である地域活動支援センターに移行することに伴いまして、その運営事業委託金として13節に750万円を計上しております。

また、10目後期高齢者医療費に宮城県後期高齢者医療広域連合への負担金4億2,958万8,000円を計上しております。

76、77ページをお開き願います。

5目子育て支援費では事業内訳欄3段目にございますファミリーサポートセンター運営事業費535万7,000円により育児についての市民相互の援助活動の連携を図ってまいります。

82、83ページをお開き願います。

4款衛生費には16億8,828万2,000円を計上しております。

1項1目保健衛生総務費の事業内訳欄をごらん願います。3段目に健康増進事業費として9,970万4,000円を計上し、各種検診などを実施してまいります。

98、99ページをお開き願います。

3目病院整備費では市立病院会計への繰出金といたしまして、前年度当初予算額と同額であります4億2,000万円に加えまして、改革プラン策定事業費として2,000万円を計上しております。

100、101ページをお開き願います。

5款労働費4,501万円でございますが、21節貸付金に労働福祉対策融資事業として預託金を計上しております。

102、103ページをお開き願います。

6款農林水産業費3億217万7,000円ですが、106、107ページをお開き願います。2目水産業振興費19節水産加工業活性化支援事業補助金164万7,000円を計上し、塩釜フード見本市の開催などを支援してまいります。

110、111ページをお開き願います。

7款商工費4億5,507万7,000円ですが、その主なるものとしたしましては2目商工振興費の事業内訳欄の2段目に記載してございますが、中小企業の経営安定及び育成のため、中小企業対策融資事業3億2,500万円を計上しております。また、中段に中心市街地商業活性化事業300

万円を計上しております。シャッターオープン事業や商人塾事業を実施してまいります。

114、115ページをお開き願います。

19節に仙台・宮城デスティネーションキャンペーン推進協議会負担金100万円を計上し、宮城県やJR各社など関係団体と連携して観光客誘致に取り組んでまいります。

116、117ページをお開き願います。

8款土木費に25億1,872万3,000円を計上しております。

1項1目土木総務費ですが、地震対策を促進するため13節に木造住宅耐震診断等委託料544万円を計上し、また118、119ページをお開き願います。説明欄の上段に木造住宅耐震改修工事助成金355万円を計上しております。

122、123ページをお開き願います。

4目橋梁整備費では貞山大橋整備事業費として4,700万円を計上しております。

124、125ページをお開き願います。

5項1目都市計画総務費ですが、126、127ページをお開き願います。19節説明欄の3段目に中心市街地活性化推進支援事業費補助金291万円を計上し、海辺の賑わい地区における共同化事業の支援などを行ってまいります。

また、2目街路事業費に6,300万円を計上しております。北浜沢乙線の歩道景観整備や海辺の賑わい地区の地域案内板の整備などを行ってまいります。

130、131ページをお開き願います。

6項1目住宅管理費では事業内訳欄の4段目に市営住宅の地上デジタル放送共同受信施設への改修事業費590万2,000円、そして清水沢住宅の外壁改修事業費3,000万円を計上しております。

134、135ページをお開き願います。

9款消防費は6億3,315万7,000円を計上しております。その主なるものでございますが、2目非常備消防費の事業内訳欄の消防団運営事業2,422万7,000円、消火栓の設置などを行う消防施設等整備事業661万8,000円などがございます。

138、139ページをお開き願います。

10款教育費は15億1,655万9,000円でございます。1項2目事務局費をごらん願います。事業内訳欄の中段に感動支援プロジェクト事業費348万円を計上し、小中学校において文化スポーツ講演会や職業体験などの自主企画事業を実施してまいります。

148、149ページをお開き願います。

2目教育振興費の事業内訳欄下段にサマースクール事業費12万円を計上してございます。夏休み期間中に、市内の中学校を会場として児童生徒の希望に応じました学習の支援などを行ってまいります。

170、171ページをお開き願います。

12款公債費は23億2,741万9,000円と前年度から9,125万7,000円の増でございます。これは、公的資金の借りに伴う元金償還金などを計上していることによるものでございます。

172、173ページをお開き願います。

13款諸支出金8,109万4,000円は交通事業会計への繰出金並びに公共用地先行取得事業特別会計への繰出金を計上しているものでございます。

176ページ以降につきましては債務負担行為、地方債現在高、給与費明細に関する調書でございますのでご参照願います。

一般会計の説明につきましては、以上でございます。

○佐藤（英）委員長 佐藤浦戸交通課長。

○佐藤浦戸交通課長 続きまして、私から議案第30号「平成20年度交通事業特別会計予算」についてご説明いたします。

同じ資料の188、189ページをごらんください。

歳入歳出とも同額の2億1,110万円を計上しております。前年度と比較しまして1,840万円の増額となっております。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

192、193ページをごらんください。

第1款1項1目総務管理費に1億5,317万4,000円を計上しております。前年と比較しまして843万5,000円の増額となっております。

194、195ページをごらんください。

2目運航費に昨年とほぼ同額の3,167万6,000円を計上しております。

続きまして196、197ページをごらんください。

第2款公債費に2,625万円を計上しております。前年と比較しまして1,001万1,000円の増額となっております。これは、17年度に建造しました小型船舶「うらと」に係ります起債の元金分の償還が始まることによる増額となっております。

続きまして歳入でございます。

申しわけありません、190、191ページにお戻りください。

第1款事業収入に前年度より64万5,000円増額の9,622万2,000円を計上しております。

第2款国庫支出金に3,388万4,000円を計上しております。前年度と比較しまして518万5,000円の増額となっております。これは、国の補助対象経費となります人件費及び燃料費の補助単価の見直しが行われたことにより増額が見込まれるためでございます。

第3款繰入金に8,099万4,000円を計上しております。前年度と比較しまして1,257万円の増額となっております。これは、先ほど説明したとおり小型船舶「うらと」に係ります起債元金の償還が始まるための増額となっております。

交通事業特別会計予算につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 木下保険年金課長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 続きまして、議案第31号「国民健康保険事業特別会計予算」につきましてご説明申し上げます。

同じ資料204ページ、205ページをお開きをお願いいたします。

歳入歳出63億4,910万円、前年度と比較いたしまして5億5,220万円、8.0%の減となります。説明の都合上、歳出からご説明をいたします。

218ページ、219ページをお開きをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、44億1,331万1,000円、前年度と比較いたしまして3億5,822万1,000円、7.5%の減で計上しております。これは、平成20年4月から70歳から74歳までの高齢者の負担割合が1割から2割に変更されることや、これまで保険給付費の伸びの大きな要因でありました平成14年10月の制度改革によります老人保健適用年齢の段階的な引き上げが、平成19年10月で75歳への引き上げが完了したことなどによるものでございます。

1項療養諸費、2項高額療養費、それぞれ一般被保険者、退職被保険者の区分ごとに計上してございますが、各項とも前年度と比較いたしまして一般被保険者に係る分を増額、退職被保険者に係る分を減額計上しておりますが、これは平成20年度から退職医療制度が原則廃止をされ、65歳以上の被保険者につきましては一般被保険者に移行することによるものでございます。

次に、220ページ、221ページをお開きをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等6億7,619万9,000円につきましては、新たに創設されます後期高齢者医療制度へ負担するもので、後期高齢者医療制度の運営は公費が5割、被保険者の保険料が

1割、残り4割につきましては国保などの医療保険が後期高齢者支援金として負担することとされており、本年度新たに計上するものでございます。この支援金額につきましては、全国共通の被保険者一人当たりの負担額に基づき、社会保険診療報酬支払基金に納付をし、支払基金から医療費実績に基づきまして各県の広域連合へ後期高齢者支援交付金として交付される仕組みになります。平成20年度の一人当たりの負担額は4万1,703円とされましたが、医療費の年度区分は3月診療分から翌年の2月診療分とされており、20年度につきましては、4月診療分から11カ月分の負担となり3万8,227円に基づき計上したものでございます。

続きまして224ページ、225ページをお開きお願いいたします。

5款老人保健拠出金2億263万5,000円、前年と比較いたしまして8億8,205万1,000円減額で計上しております。これまで老人保健制度へ拠出しておりましたが、後期高齢者医療制度へ移行することによりまして減額したものでございます。20年度は3月診療分の1カ月と平成18年度の精算分を見込んで計上しております。

次に230ページ、231ページをお開きお願いいたします。

8款保健事業費8,196万5,000円、前年度と比較いたしまして3,748万7,000円増で計上しております。これは、8款1項特定健康診査等事業費に、医療制度改正に伴います生活習慣病予防を目的といたしました特定健診、特定保健指導に要する経費4,071万3,000円を新たに計上したことによるものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

恐れ入ります、206ページ、207ページに戻っていただきたいと思います。

1款国民健康保険税につきましては15億4,083万2,000円、前年と比較いたしまして4億4,348万9,000円の減として計上しております。

これは、後期高齢者医療制度の創設によりまして75歳以上の被保険者約5,600人が新制度に移行することによるものでございます。なお、1目一般被保険者に係る分として14億609万4,000円、前年度と比較いたしまして6,291万5,000円の減、2目退職者被保険者に係る分といたしまして1億3,473万8,000円、前年度と比較いたしまして3億8,057万4,000円減で計上してございますが、これは歳出の保険給付費でもご説明いたしましたが、退職医療制度の原則廃止を踏まえたものでございます。

なお、後期高齢者医療制度が創設されることによりまして、国保税体系が医療分、後期高齢

者支援分、介護分の3区分に変更されますが、関連する地方税法等の改正が19年度末の予定となっており、現行税の体系、税率で計上してまいります。

続きまして208ページ、209ページをお開きお願いいたします。

4款国庫支出金につきましては12億9,666万5,000円、前年度と比較いたしまして1億8,428万3,000円の減で計上してまいります。これは、一般被保険者に係る保険給付費や高齢者支援金等の対象経費の約43%を国が負担するものでございます。

次に、5款療養給付費交付金につきましては3億6,420万7,000円、前年度と比較いたしまして17億7,189万5,000円の減として計上してまいります。これは、退職被保険者に係る保険給付費につきましては社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございますが、退職医療制度が原則廃止されることに伴い減額計上するものでございます。

続きまして第6款前期高齢者交付金18億3,527万円につきましては、医療制度改正によりまして、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費につきましては国保や被用者保険間で財政調整制度が創設されることによりまして、新たに計上するものでございます。

続きまして、210ページ、211ページをお開きお願いいたします。

7款3項広域化等支援基金支出金1目貸付金8,030万6,000円につきましては、現行税率では財源不足が見込まれる状況にありますので、財政調整基金につきましては19年度末で枯渇する見込みとなっておりますので、財政調整基金による財源調整が困難なことから、県の貸付金を計上し調整するものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。歳入歳出63億4,910万円、前年度と比較して8%減として計上させていただくものでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 福田水産課長。

○福田産業部次長兼水産課長 私からは、議案第32号「魚市場事業特別会計予算」につきましてご説明させていただきます。

同じく資料No.9の244、245ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款使用料手数料では、昨年と同様現在の損益分岐点の水揚げ120億相当の魚市場使用料、それから事務室使用料など8,873万6,000円を計上してまいります。一部諸収入等組みかえをしまして給電給水施設の使用料等が入ってきておりますので、使用料が伸びて諸収入が減額している状況でございます。

第4款一般会計からの繰入金でございますが、これはルール分のみの繰り入れでございますので、3,951万4,000円。

次のページを開いていただきますと諸収入、先ほど申しましたように、諸収入につきましては使用料との組みかえで減額となっております。

次に、248ページ、249ページをお開き願います。

歳出でございますが、まず第1款では市場費1億3,256万円を計上してございます。

内訳としまして、総務管理費で1億3,058万円。

次の250、251ページをお開き願います。

漁船誘致対策費としまして198万円となっております。

続きまして252、253ページをお開き願います。

第2款公債費でございますが184万円を計上してございます。

242、243ページにお戻りいただきます。

以上、歳入歳出総額を前年度とほぼ同額の1億3,440万円とさせていただこうとするものでございます。昨年はメバチマグロのブランド化の影響もあり、はえ縄船の水揚げが好調で126億円の水揚げとなりました。しかし、燃料油の高騰など漁業を取り巻く環境、依然として厳しい状況でございます。業界の皆様とともに水揚げ増に努め、会計の健全化に向けて努力していきますのでよろしくお願いたします。以上です。

○佐藤（英）委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 それでは、議案第33号「下水道事業特別会計予算」についてご説明をいたします。

同じ資料No.9の261ないし262ページをお開きいただきます。

初めに歳入歳出予算でございますが、それぞれ58億8,040万円で昨年度と比較いたしますと13億7,710万円の増とさせていただくものでございます。

主なる要因といたしましては、事業費において前年度比較5億5,000万円の減、公債費19億2,018万9,000円の増とさせていただくものでございます。

説明の都合上、歳出よりご説明をいたします。

267ないし268ページをお開きいただきます。

初めに総務費でございますが、総務管理費で事業費の削減に伴い支弁対象職員が1名増となったことなどから、前年度と比較いたしますと691万1,000円の増となっております。

1 目一般管理費では、職員人件費といたしまして1億7,680万6,000円を計上しております。また、13節委託料1億3,030万2,000円の主なるものを申し上げますと、中央ポンプ場や藤倉污水ポンプ場の施設管理委託業務、それから市内全域を対象といたしました管渠等汚泥清掃委託料などがございます。

次に270ページ19節負担金補助及び交付金2億2,919万7,000円の主なるものといたしましては、本市から発生いたします汚水の最終処分場であります仙塩浄化センターの流域下水道維持管理負担金2億2,836万8,000円を計上させていただいております。

次に、1款2項1目水洗化普及費の主なるものといたしましては、19節負担金補助及び交付金といたしまして、水洗化改造資金の融資に対する利子補給金でございます。

続きまして271ないし272ページをお開き願います。

2款1項1目公共下水道築造費は、污水整備の面的整備がほぼ終了したことから、今後は整備年度の古い地域から改築や修繕に取り組むこととしておりますので、污水事業の今年度の投資額といたしましては1億円を計上しております。また、雨水事業につきましても、藤倉雨水ポンプ場整備に重点的に取り組み、全体事業費がほぼ確定できる見込みとなってまいりましたので、必要額を予算化させていただいた内容でございます。その結果、前年度と比較いたしますと5億5,000万円の減となっている内容でございます。

この内容につきましては、別冊の資料No.12の議案資料その2をご準備いただきます。

34、35ページをお開きいただきます。

それでは、公共下水道事業の内訳でございますが、各事業欄の左端に図面番号が記載されております。これは、35ページの箇所図の番号と対比しておりますので、ご参照願います。

ページの都合上、ちょっと35、34見づらいかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

初めに、公共下水道事業費7億5,000万円のうち補助事業は5億4,500万円で、前年度と比較いたしますと3億4,500万円の減となっております。主なる内容といたしましては、①藤倉雨水ポンプ場整備となっております。平成18年度から事業着手しております雨水ポンプ場の機械、電気、建築の整備を引き続き行わせていただく内容でございます。ポンプ場建設には多額の費用と日数を要しますので、備考欄に記載しておりますように国から全体計画の承認をとり、昨年度から引き続き実施している内容でございます。

その他、市内各所において下水道貯留浸透施設の整備を予定しております。

次に、右側の単独事業2億500万円の内容でございますが、県道八幡築港線関連工事であり
ます②芦畔町污水枝線、県事業で取り組まれております北浜地区の緑地護岸工事の進捗に合わ
せた③北浜4丁目污水枝線。また、老朽化が進んでおります④港町污水枝線改築工事など、そ
の他市内各所の未整備地区の整備促進に取り組む内容とさせていただいたものでござい
ます。

恐れ入りますが、資料No.9の予算説明書にお戻りをいただきたいと思
います。

273ないし274ページをお開きいただきます。

歳出の3款1項公債費の45億1,518万1,000円でございますが、これは前年度と比較いたしま
すと19億2,018万9,000円の増となっております。主なる要因といたしましては、公的資金借
りかえに伴う繰上償還金の増となっている内容でございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

同じ資料263ないし264ページをお開きいただきます。

1款1項1目下水道費負担金1,934万3,000円は受益者負担金であり、19年度新規工事の減少
などから前年度と比較いたしますと減額計上とさせていただいております。

次に、2款1項1目の使用料は、大規模な污水整備の終了や人口減少、節水機器の普及等
により減少傾向にありますので、10億8,196万1,000円を計上させていただいております。

次に、3款1項1目2億6,500万円は下水道補助事業国庫補助金でございます。

次に、4款1項1目一般会計繰入金は15億1,529万2,000円を計上させていただいております。

次に265ページないし266ページをお開き願います。

5款1項1目雑入2,400万1,000円は公共下水道相互利用負担金といたしまして多賀城市、利
府町からの収入を計上させていただいております。

次に、6款市債29億7,470万円でございますが、説明欄に記載のとおり、公共下水道事業の
財源に充当するものや資本費平準化債の内容となっております。

275ページには債務負担行為調書がありますのでご参照願いたいと思
います。また、277ページには当該年度末における地方債残高見込額をお示しして
おりますので、あわせてご参照を願
いたいと思
います。

以上で、下水道事業特別会計の概要説明を終わらせていただきます。よろしく
願
います。

○佐藤（英）委員長 荒川商工観光課長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 それでは、商工観光課から議案第34号「公共駐車場事業特別会

計予算」についてご説明させていただきます。

同じく予算説明書、資料№.9、285、286ページをお開き願います。

歳入といたしまして1款使用料及び手数料、駐車場使用料といたしまして1,300万円。

2款諸収入といたしまして20万円。これについては自動販売機設置料でございます。

次に、287、288ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款事業費駐車場管理費といたしまして1,195万8,000円を計上してございます。内容については、説明欄にございますように光熱水費、それから各種委託料であります。

次に、289、290ページをお開き願います。

2款公債費といたしまして4万2,000円を計上しております。

次に、291、292ページをお開き願います。

3款予備費といたしまして120万円を計上しております。

283、284ページにお戻りいただきまして歳入歳出予算の総額を前年度より120万円増の1,320万円を計上させていただこうとするものでございます。

歳出面におきまして、管理経費の節減に努めて、歳入面におきましてはとくとくホリデープラン500とか、それからとくとく朝までサービス500を初め海岸通駐車場と連携をとりながら利用者拡大に努め、今後とも黒字基調を維持するように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○佐藤（英）委員長 木下保険年金課長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 続きまして議案第35号「老人保健医療事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

同じ資料294ページ、295ページをお開きお願いいたします。

歳入歳出5億7,130万円。前年度と比較いたしまして56億1,070万円減となります。これは、医療制度改正に伴いまして老人保健医療制度から後期高齢者医療制度に移行することによるものでございます。これまで老人医療費の支払事務につきましては市町村で行っておりましたが、本年度から広域連合に事務は移行することによるものでございます。

歳出からご説明いたします。

302ページ、303ページをお開きお願いいたします。

2款医療諸費につきましては、5億6,261万6,000円、前年度と比較いたしまして56億131万

9,000円減として計上しております。医療費の支払事務につきましては、広域連合に移行いたしますが、医療費の年度区分につきましては3月診療分から翌年の2月診療分ということになっておりますので、平成20年度の会計処理は3月診療分が本市の老人保健特別会計、4月診療分から広域連合で処理するという事で1カ月分の医療費を見込んで計上したものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

296ページ、297ページをお開きお願いいたします。

老人医療費につきましては、一定の負担割合が定められておりますので、1款から3項までそれぞれ負担ルールに基づいて計上したものでございます。

以上歳入歳出5億7,130万円、前年度比較いたしまして56億1,070万円減で計上しております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 福田水産課長。

○福田産業部次長兼水産課長 議案第36号「漁業集落排水事業特別会計予算」について説明いたします。

同じく資料No.9の315、316ページをお開き願います。

歳出でございますが、総務費598万4,000円は、寒風沢の漁集排の維持管理費となっております。

次に、317、318ページでございますが、これは現在整備中の野々島の漁集排の建設事業費8,600万でございます。

319、320ページは公債費で1,111万6,000円となっております。

続きまして歳入でございますが、311、312ページをお開き願います。

第1款分担金、2款使用料と5款諸収入は寒風沢の漁集排分です。前年同額となっております。

続きまして、3款県支出金と次のページの313、314ページの市債が野々島の漁集排分でございます。前のページの4款の繰入金で財源調整をさせていただいております。

309、310ページにお戻りいただきまして、歳入歳出総額を前年と比較して6,630万円減額し1億310万円にさせていただこうとするものでございます。

今年度で野々島の漁集排が完成いたします。関連の条例、関連の歳入歳出につきましては補正予算を提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 それでは、議案第37号「平成20年度公共用地先行取得事業特別会計予算」につきましてご説明申し上げます。

議案資料No.9の327、328ページをお開き願います。

本会計は、用地取得に伴いまして公共用地先行取得事業債を借り入れた場合の会計処理を行うために設けているものでございます。

歳入歳出ともに3億1,190万円を計上してございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、333、334ページをお開き願います。

2款1項1目土地購入費として3億1,189万7,000円を計上しております。これは、土地開発公社の経営健全化に向けまして、土地開発公社で保有しております杉の入裏地区の漁港背後地を取得するものでございます。

329、330ページにお戻りを願います。

歳入といたしましては、2款1項1目市債として公共用地先行取得等事業債3億1,180万円を計上し、用地取得費の財源としてまいります。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 高橋敏也介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 それでは、議案第38号「介護保険事業特別会計予算」について説明いたします。

同じ資料の338ないし339ページをお開き願います。

平成18年度から介護保険事業特別会計内に二つの勘定を設けておりますが、まず、保険事業勘定についてご説明いたします。

この勘定は、介護保険の保険料としての会計勘定であります。歳入歳出それぞれ37億2,500万円を計上しており、前年度と比べ9,541万円、2.6%の増になっております。

次に、説明の関係で歳出から説明させていただきます。

350、351ページをお開き願います。

第2款介護給付費は35億4,059万7,000円で、1.5%の伸びを見込んでおります。なお、2款1項4目の地域密着型介護サービス給付費につきましては、20年度から新たに独立して目を設定しております。昨年度まで認知症グループホーム等の地域密着型サービスを2款1項1目の居宅介護サービス給付費等に含めておりましたが、今年度から地域密着型の小規模特別養護老人ホームを含めまして4目で計上することとしたものでございます。

続きまして、356ページ、357ページをお開き願います。

第5款地域支援事業費につきましては9,886万8,000円を計上し、前年度から4,152万1,000円の増となっております。357ページ、事業内訳欄の一番上段の特定高齢者把握事業費1,814万1,000円ではありますが、65歳以上の高齢者の方に対しまして、昨年度まで住民健診に合わせて実施しておりました生活機能評価を今年度から介護保険事業として実施するものであります。

358ページ、359ページをお開き願います。

5款2項2目総合相談事業費であります。地域包括支援センター2カ所の委託料の計上によりまして増となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

戻りまして340ページ、341ページをお開き願います。

1款保険料につきましては6億9,170万9,000円で2.1%の増を見込んでおります。

3款国庫支出金から5款の県支出金につきましてはルール分で計上いたしております。

続きまして342ページ、343ページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、5億3,164万3,000円となり、3.2%の増となっております。給付費繰入金、それから事務費、地域支援事業に係る繰入金の増によるものでございます。

続きまして、376ページ、377ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定に係る明細書でございます。この勘定は、市直営の地域包括支援センターで実施する介護予防支援事業に係る勘定であります。地域包括支援センター2カ所の増設によりまして、市の実施する予防支援事業の件数の減が見込まれますので、前年度から504万円減の1,050万円を計上しております。

介護保険事業特別会計については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○佐藤（英）委員長 ありがとうございます。

茂庭都市計画課長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 それでは、議案第39号「土地区画整理事業予算」についてご説明いたします。

同じく資料番号9の391ページ、392ページをお開き願います。

歳入歳出予算といたしまして、今年度4億8,100万円をお願いしてございます。前年度と比較しますと2億8,200万円の減でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

395ページをお開き願います。

395ページには、土地区画整理事業費といたしまして4億2,900万円、前年度から2億9,660万円減でございまして、その主なものといたしまして、396ページ、下の段でございまして、22節補償補填及び賠償金といたしまして3億1,367万円。これは、稲荷下地区とそれから港町地区合計13件の移転補償でございまして。

その上段15節に工事請負費でございまして、6,200万円を計上してございまして。これにつきましては、しおかぜ通り線の残延長80メートルと、それから周辺区画道路約200メートル、それに加えて駅前広場の駅に向かって右側の歩道をほぼ完成形としていく内容でございまして。

397、398ページをお開き願います。

第2款公債費でございまして。本年度5,200万でお願いしております。前年度と比較いたしまして1,390万円の増となっております。

歳入をご説明いたしますので、393ないし394ページにお戻り願います。

第1款国庫支出金といたしまして1億1,415万円でございます。前年度と比較しますと1億7,285万円の減でございます。

第2款繰入金といたしまして、一般会計繰入金でございますが1億2,145万円ということで、前年度比較といたしまして625万円の減額でございます。

第3款市債でございまして。今年度2億4,540万円といたしまして、前年度比較で1億360万円の減でございます。

391、392にお戻りください。

その中で、総括表の392ページ右側の欄で特定財源等の内訳を記載してございまして。ご参照願います。

最後に399ページと400ページをご参照願います。

399ページには、債務負担行為の限度額設定でございまして、事務機器等のリースにかかわる部分でございまして。それから400ページにおきましては、今年度発行済額を加えました当該年度の起債残高見込額を計上してございまして。

区画整理事業予算は以上であります。

○佐藤（英）委員長 木下保険年金課長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 議案第40号「後期高齢者医療事業特別会計」についてご

説明申し上げます。

同じ資料406ページ、407ページをお開きお願いいたします。

平成20年度から後期高齢者医療制度が創設をされますが、後期高齢者医療に関する収入及び支出につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第49条によりまして特別会計を設けなければならないと規定されておりますので、議案第21号「塩竈市特別会計条例の一部を改正する条例」により、新たに特別会計を設置し歳入歳出5億7,410万円を計上するものでございます。

歳入からご説明をいたします。

408ページ、409ページをお開きお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料4億3,135万2,000円につきましては、本制度で保険料の徴収は市町村の事務となりますので、特別徴収、普通徴収による本市の徴収見込み額を計上したものでございます。

なお、本市で徴収した保険料につきましては、後ほどご説明をいたしますが、歳出の広域連合納付金に同額計上し、全額広域連合に納付するものでございます。

それから、4款繰入金1億4,273万8,000円につきましては、一般会計からの繰入金、1目事務費繰入金3,469万2,000円につきましては、歳出の総務費計上額となります。それから2目保険基盤安定繰入金1億804万6,000円につきましては、後期高齢者医療制度におきましては低所得世帯に対しまして保険料均等割の7割、5割、2割の軽減及び被用者保険の被扶養者であった方につきましては制度加入時から2年間均等割5割軽減の保険料の軽減措置が設けられており、軽減分につきましては公費負担となりますので、繰り入れするものでございます。

なお、この繰入額につきましても、1款保険料とあわせて歳出において広域連合へ納付するものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

412ページ、413ページをお開きお願いいたします。

1款総務費3,469万8,000円の主なものでございますが、1款1項1目19節2,549万9,000円につきましては、広域連合への市町村負担金でございます。広域連合運営に要する経費の本市負担分となります。そのほか、市町村事務とされております窓口業務及び保険料徴収に要する経費を計上してございます。

414ページ、415ページをお開きお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 5 億3,939万8,000円につきましては、ただいまご説明申し上げました本市で徴収した保険料額と保険料軽減額をあわせて広域連合に納付するものでございます。

以上、歳入歳出 5 億7,410万円で計上しております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 伊藤病院業務課長。

○伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 それでは、続きまして病院事業会計についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、冊子番号10番をご用意いただきたいと思っております。10番の1ページです。

議案第41号「平成20年度病院事業会計予算」でございます。

1 ページ目は業務の予定量でございます。

第2条業務の予定量といたしまして（3）1日平均患者数につきましては、入院が149.0人、外来が315.7人を予定しております。この149人という数字は、199床でいきますと約75%ほどの利用率となります。これによりまして得られる収入及び支出であります、2ページをごらんいただきます。

2 ページ、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入といたしまして第1款病院事業収益26億9,305万円を予定しております。また、これに伴う支出であります、第1款病院事業費用といたしまして27億7,765万円を予定してございます。この差8,460万ほどございますが、これはいわゆる減価償却費でありまして、これは現金の支出を伴わないものでありますので、これを除きますと収支均衡した予算となっております。

また、4条につきましては資本的収入及び支出でございまして、それぞれ9,862万円を計上してございます。

さらに3ページ、第5条債務負担行為から第9条棚卸資産の購入限度額につきましては記載のとおりでございます。

なお、4ページ以降につきましては関係資料でございますので、ご参照いただきたいと思っております。

病院事業会計につきましては、平成16年度以降大変厳しい状況が続いております。再生緊急プランを策定いたしまして、そして単年度収支均衡というものを目指してまいりましたが、平成19年度におきましてもほぼ計画の項目は達成したとはいえ、診療報酬のマイナス改定等もご

ざいまして、それを含めた効果の達成率といたしますのは大体83%程度にとどまっているという状況でございます。

こういった、いわゆる地方医療を支える公立病院の経営の厳しさというものは、全国的なものでございまして、さらにこれに加えて、いわゆる財政の健全化法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴いまして、病院事業のみならず公共団体の財政運営全体の観点からも公立病院の改革というものが求められております。

このため、国におきましては公立病院改革ガイドラインを策定をいたしました。これによりまして、公立病院を持っている自治体につきましては病院改革プランの策定というものが義務づけられております。また、さらにこのガイドラインにおきましては、病院に対する財政支援措置というものも明らかにされております。

この財政支援措置の中には、今後改革プランを策定をするために要する費用、これも交付税によってみられるというふうになっておりますので、今回の当初予算におきましても、昨年同様の4億2,000万の繰り入れのほかに2,000万の改革プラン策定費用を計上してございます。

平成20年度におきましては、この改革プランを早急に策定し、そして公立病院特例債などの財政支援措置を受けまして、累積不良債務を大幅に減らすことによって将来的に持続可能な病院経営というものを目指してまいりたいというふうに考えておりますし、そのためにも、引き続き単年度の収支均衡というものを病院職員一丸となって努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご支援のほどお願い申し上げます。以上です。

○佐藤（英）委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部総務課長兼経営企画室長 それでは、議案第42号「平成20年度塩竈市水道事業会計予算」について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料No.11の1ページをお開き願います。

第2条は業務の予定量でございますが、給水戸数を2万5,849戸、年間総給水量を807万1,932立方メートル、1日平均給水量を2万2,115立方メートルにしております。また、主要な建設改良事業でございますが、第5次配水管整備事業に引き続き、第6次配水管整備事業といたしまして老朽管の布設がえ、中小口径管の統合などを施工していく内容で6,450万円、国庫補助事業を活用した老朽管更新事業といたしまして、老朽管の更新により水道管路の耐震性の向上を図るため2億3,550万円を予定してございます。

次に、第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款水道事業収益は17億6,591万9,000円で、前年度当初比で0.1%、金額にして232万3,000円の減となっております。内容といたしまして、第1項営業収益17億4,087万4,000円は、水道料金、水道加入金などがございます。第2項営業外収益2,384万5,000円は、他会計補助金、受託工事収益などがございます。第3項特別利益20万円は、固定資産売却益などがございます。

次に、支出の第1款水道事業費用は17億617万7,000円で、前年度当初比で1.3%、金額にして2,304万8,000円の減となっております。内容といたしまして、第1項営業費用14億656万円、第2項営業外費用2億9,556万7,000円、第3項特別損失105万円、第4項予備費300万円でございます。

第4条は資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款資本的収入は10億3,734万3,000円で、内容といたしまして第1項企業債9億6,782万2,000円は、第6次配水管整備事業と老朽管更新事業の財源と、公的資金保証金免除繰上償還借換債でございます。第2項負担金545万6,000円は、消火栓設置費に係る一般会計からの負担金でございます。第3項出資金1,992万9,000円は、水源開発に要した経費の元金償還金に係る出資金でございます。第4項補助金3,791万5,000円は、老朽管更新事業の財源でございます。その他といたしまして、第5項開発負担金621万1,000円などがございます。

2ページをお開き願います。

支出の第1款資本的支出は15億1,336万1,000円で、内容といたしまして第1項水道改良費8,153万9,000円、第2項第6次配水管整備事業費6,450万円、第3項老朽管更新事業費2億3,550万円、第4項企業債償還金11億3,182万2,000円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億7,601万8,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする内容でございます。

第5条は債務負担行為でございます。内容といたしまして、ハンディーターミナル賃貸借料、調定収納システム電子機器賃貸借料、給水装置工事資金融資に伴う損失補償と利子補給でございます。

第6条は企業債でございます。起債の目的といたしまして、第6次配水管整備事業費で5,500万円、老朽管更新事業費で1億7,500万円、公的資金保証金免除繰上償還借換債として7億3,782万2,000円を限度といたしまして借り入れ先の融資条件により償還していくものでございます。

第7条は一時借入金の限度額で1億円としております。

第8条は予定支出の款項間で流用ができる範囲を定めるものでございます。

3ページをお開き願います。

第9条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございまして、職員給与費及び公債費でございます。

第10条は棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

4ページ以降は予算に関する説明書になってございます。実施計画、資金計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、予定損益計算書でございますので、ご参照願いたいと存じます。以上で説明を終わらせていただきます。

○佐藤（英）委員長 ありがとうございます。

以上で各会計予算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。

資料要求がありましたら、ご発言願います。吉川 弘委員。

○吉川委員 では、共産党市議団として資料要望20点をお願いしたいというように思います。

1番目は平成15年度から平成19年度までの職員数とパート数であります。二つ目は塩竈市組織図、平成19年度と平成20年度比較でお願いします。

それから3点目は定数条例と見込みとの比較。平成19年度から平成23年度の財政見通しについてお願いします。

4点目は平成17年度から平成21年度の財政決算と財政見通しであります。

5点目は海辺の賑わい地区土地区画整理事業における、この間及び今後の施工箇所。

6点目は海辺の賑わい地区土地区画整理事業における平成14年度から平成18年度までの決算と、平成19年度から平成23年度までの財政見通し。事業費、公債費、国庫補助金、地方債、一般財源。以上です。

それから7点目は平成20年度海辺の賑わい地区土地区画整理事業仮換地指定済及び予定箇所でございます。

それから8点目は新行財政改革推進計画に基づく事業のスクラップアンドビルドの実施概要、平成17年度から19年度までです。

それから9点目は平成20年度小中学校修繕予定箇所。

10点目は平成20年度小中学校工事予定箇所。

11点目は平成20年度市営住宅修繕箇所調。

12点目は平成19年救急概要。

13点目は県内各市比較の国民健康保険税（料）一覧表。

14点目は県内各市比較の税率による総所得金額別世帯平均課税額の比較。

15点目は平成18年度滞納世帯の所得階層別分布。

16点目は国保の短期被保険者証及び資格証明書の発行状況。

17点目は国保の資格証明書発行状況。所得階層別でお願いします。

18点目は平成20年度地方財政計画のポイント。

19点目は地方財政計画歳入歳出一覧。

20点目は下水道事業起債償還見通し。借換後の資料でお願いします。以上です。

○佐藤（英）委員長 伊藤博章委員。

○伊藤（博）委員 ありがとうございます。それでは、私の方から1点だけ資料を要求したいと思います。

平成15年から19年度で行われました一般及び指名競争入札で、追加工事を発注した工事案件の一覧と、追加工事代金と追加前の本体工事の予定価格に対する実績等について、わかるような資料があればお出しただければと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 ニュー市民クラブとしましては6件ほどお願いしたいと思います。

県内市の平成18年、19年度の生活保護率表、仙台市を除いて結構です。

2番目、平成18年、19年、20年度の生活保護扶助費支給一覧表と、受給者人数と、年齢構成表をお願いいたします。

3番目、平成19年、20年度繰出金一覧表。基準内と基準外をお願いいたします。

4番目、平成19年、20年度各種団体への補助金並びに助成金支給の一覧表、そして行政が事務局を引き受けている部局と、団体及び事業名の一覧表もあわせてお願いいたします。

5番目、平成14年度から19年度の臨時職員の推移と就労年数と金額、再雇用職員の給与表とをお示してください。

最後に6番目、地域包括支援センターの事業、業務結果、介護者ケアプランの配分表とを提出願いたいと思います。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ただいま資料要求がありました。が、当局において内容のご確認をお願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 それでは、ただいま要求のございました資料につきまして、一部ご確認をさせていただきます。

まず、吉川委員さんより20点の要求がございました。まず、1番目でございますが、15年から19年度までの職員数、パート数につきましてはご要望のとおり提出させていただきたいと思っております。次に、3番目の定数条例と見込みの比較でございますが、今議会で定数条例の一部改正する条例をご提案申し上げておりますので、提案している定数と定員適正化計画を進めております平成20年4月1日現在の数値で比較したものを出させていただきたいと思っております。また、4点目の財政決算と財政見通しのご要望でございますが、平成18年から平成23年度までの見通し等について提出させていただきたいと思っております。

また、12点目の平成19年救急概要でございますが、塩釜地区消防事務組合議会で報告されております、19年11月末までの内容でご提出をさせていただきたいと思っております。

また、14点目の総所得金額別世帯平均課税額の比較につきましては、国民健康保険税率による課税額を比較した資料を提出させていただきたいと思っております。

また、15点目でございます所得階層別分布につきましては、これまた国民健康保険税の滞納世帯についての資料を提出させていただきたいと思っております。ご理解を賜りたいと思っております。

次に、伊藤委員よりご要望のございました資料につきましては、一般競争入札及び指名競争入札について平成17年度から19年度の500万円以上の工事につきましてご提出をさせていただきたいと思っております。

次に、菊地委員より6件にわたる資料の要求がございました。

まず、1点目の生活保護率表でございますが、まず、18年度は平均保護率、19年度につきましては平成19年11月末現在の内容でご提出をさせていただきたいと思っております。

また、2点目の生活保護費扶助別支給一覧表等につきましては、19年度は平成20年1月末現在で、20年度につきましては見込みの内容で提出させていただきたいと思っております。また、年齢構成表につきましては18年、19年度の7月1日現在の内容でご提出をさせていただきたいと思っております。

また、5点目につきましては、先ほど吉川委員さんの方と重複する部分がございますが、こ

れらをまとめてご提出をさせていただきたいと思っておりますし、各年度4月1日現在の基準で人数を出させていただきたいと思っておりますが、19年度につきましてのパート職員につきましては、平成20年1月1日現在で基準日として資料を提出させていただきたいと思っておりますし、また、終了年数につきましてのご要望もございました。平成19年度の臨時職員につきまして、1年未満、1年以上3年未満、3年以上5年未満、そして5年以上の区分で集計をさせていただきたいと思っておりますし、支給月額の設定の範囲の中で金額を明示させていただきたいと思っております。具体的に申しますと、職種によって金額が違ってございますので、この辺の範囲でご提案を申し上げたいと思っております。

また、最後の6点目でございますが、地域包括支援センターの事業、業務結果についてでございますが、まず、昨年の9月から地域包括支援センター3カ所における相談件数等の事業概要及び要支援者の介護予防ケアプランの作成件数について資料としてまとめさせていただきたいと思っておりますし、ご要望のございました介護者の配分表につきましては、地域包括支援センターでは要介護者、要支援者の介護サービス事業者への照会は制度として行っておらないために、統計がございませんので、ご提出できかねますので、この辺、ご理解を賜りたいと思っております。

私からは以上でございます。

○佐藤（英）委員長 お諮りいたします。資料について、ただいま市当局から回答がありました内容で要求することにご異議ありませんか。菊地委員。

○菊地委員 済みません、資料要求のことでニュー市民クラブで、6番目の、最後、今、副市長さんが言われた、市民からの要望として、いわゆる配分が知りたいということなんですよ。というのは、出せないというんだったら仕方ないんですけれども、市民の声というのはそこから、いわゆる包括支援センターからケアマネジャーさんがちゃんとしてくださるまではいいんですけれども、そこからのサービスを受ける側の人に指導があったのでないかと、それも偏ってあったのではないかとということで、そういう意味があったので、そういう資料を出してくださいということなので、出せないというのであれば仕方ないと思います。

○佐藤（英）委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいま菊地委員より重ねての資料要求がございました。我々も今、そういった期待にこたえるべく、そういった資料の取りまとめを行おうと思っておりますが、先ほど申しましたとおり、そういった制度の中での資料の取りまとめというのはできかねるような状況で

ございますので、なお、ひとつ、さらなるご理解を賜りたいと思います。以上であります。

○佐藤（英）委員長 ほかにご異議ありませんか。

お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りします。本日はこれで会議を閉じ、明3月4日午前10時より再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、3月4日は審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時20分 終了

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年3月3日

平成20年度予算特別委員会委員長 佐藤英治

平成20年3月4日（火曜日）

平成20年度予算特別委員会

（第2日目）

平成20年度予算特別委員会第2日目

平成20年3月4日（火曜日）午前10時開会

出席委員（21名）

曾 我 ミ ヨ 委員	中 川 邦 彦 委員
小 野 絹 子 委員	吉 川 弘 委員
伊 勢 由 典 委員	佐 藤 貞 夫 委員
東海林 京 子 委員	伊 藤 博 章 委員
浅 野 敏 江 委員	小 野 幸 男 委員
嶺 岸 淳 一 委員	志 賀 直 哉 委員
佐 藤 英 治 委員	伊 藤 栄 一 委員
菊 地 進 委員	今 野 恭 一 委員
阿 部 かほる 委員	鈴 木 昭 一 委員
鎌 田 礼 二 委員	木 村 吉 雄 委員
香 取 嗣 雄 委員	

欠席委員（なし）

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
総務部長 兼危機管理監	三浦 一泰 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長兼 商工観光課長	荒川 和浩 君
総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
会計管理者	大和田 功次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼水産課長	福田 文弘 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君	総務部総務課長	郷古 正夫 君
総務部財政課長	菅原 靖彦 君	総務部税務課長	星 清輝 君
総務部 防災安全課長	佐々木 真一 君	市民生活部 市民課長	澤田 克巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊行 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏也 君	健康福祉部 健康課長	阿部 純子 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	建設部建設課長	千葉 伸一 君
建設部土木課長	千葉 正 君	建設部 下水道事業所長	金子 信也 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信彦 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤 福実 君
教育委員会教育部 生涯学習課長	中川 正則 君	教育委員会教育部 生涯スポーツ課長	菊地 辰夫 君
選挙管理委員会 事務局長	橘内 行雄 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	丹野 文雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間	明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治 君
議事調査係主査	戸枝幹雄 君		議事調査係主査	斉藤 隆 君

午前10時00分 開会

○佐藤（英）委員長 おはようございます。

ただいまから平成20年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

これより一般会計の審査に入ります。

当局に要求しておりました資料について、副市長から報告をお願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 昨日の予算特別委員会において提出要求のございました資料につきましては、昨日ご報告させていただきましたとおり、取りまとめてお手元にご配付申し上げます。よろしく願いをいたします。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて一般会計はおおむね40分以内、特別会計、企業会計はおおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。なお、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 おはようございます。

トップバッターですね。質疑をさせていただきます。

まずは、昨年12月の定例議会で、私、臨時職員について、特に学童保育関係の臨時職員について質問をさせていただきました。その2週間後に来年度の採用・不採用の決定がなされたようです。余りの早さに、私はびっくり感激しております。一人は不採用で3人ですか、4人ですか、補欠採用ということでありました。今後とも、敏速なクイックレスポンスでお願いしたいというふうに考えています。

一つは、何かきのうちょっとニュースが入ってきたんですが、横浜市との人事交流があるということで、私も民間との交流がいいのではないかという話をさせていただきましたが、それに一つ近づくようなニュースがあつて、私も感激をしております。今後とも、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

さて、質問に入りたいんですが、私は、施政方針ですか、平成20年度の、これとやはり予算が連動するものだというふうに考えているわけですが、やはり、市長の施政方針が予算に反映

されると、連動するというふうに考えているんですが、まずはこれについて市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 施政方針の中で、さまざまな分野につきまして、私の今年度の事業執行への思いを述べさせていただきます。前段、4年間で残念ながら51億の収支不足が発生するというようなお話をさせていただいております。また一方、人口減少にいよいよ突入している時代に入ってきてまいりました。義務的経費、公費負担等が残念ながら歳出を圧迫しているという状況下にあるわけでありましたが、一方では、今後の地域社会がどうあるべきかというような思いを、このたびの予算に盛り込ませていただいたというふうに考えております。ぜひ、そういったものを着実に実行できる平成20年度予算でありたいというような思いで編成をさせていただきましたので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

私、ちょっとゆうべ施政方針とこの予算書をちょっと照らし合わせていろいろのぞかせていただきました。大半は、大方はそれに沿っているかなというふうに思いますが、一部、これはどうなんだろうというところがありますので、その辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

まずは、私、資料ナンバー7番の施政方針と、9番の平成20年度一般会計予算説明書、これを中心にいきたいと思います。

まずは、予算書の60ページをちょっとごらんいただけますか。施政方針では3ページに記載されているわけですがけれども、高齢者について、いろいろたっているわけですがけれども、ここで予算額が、これは3億4,900万でしょうか、約4億というところですがけれども、マイナスになっているわけですが、高齢者を大切にするといいますか、今、高齢化率25%だというところであって、この減額はなんだろうと。これは保険の関連かなというふうにも思いますが、ほかの要因があるのであれば、これをお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 答えいたします。

老人福祉関係ですと、本年度、後期高齢者医療会計関連で予算組みが変わっている部分がございますので、その分による減少が大きなものであろうというふうに考えてございます。

具体的には、老人保険医療会計への繰出金、これが後期高齢者連合の方に業務が変わりますので、そうしますと、本市で設置しておりました老人保険医療会計の繰出金が大幅に下がるといふようなことがございまして、そういったものが大きな要素となってございます。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、後期高齢者のみの要因で、この金額かなと思いますが、ほかの要因は、これはないのでしょうか。何か、ほかの、本来の高齢者用の部分が減らされてはいないのかなというふうに、私は思うんですが、この25%の高齢化率ですか、こういった状況下では、ほかは減らせない状況なのかなというふうに思いますが、その辺、次回回答願いたいと思います。

次に、99ページになりますが、市立病院関係が改革プランをつくってということでしたよね。そういうふうにここに書かれているわけですが、改革プランをつくるのであれば、それで経費はかかるのはわかるわけですが、この予算の中に、病院の、これは何ですか、整備費として44億ですか、投入されているわけですが、これは……、4億ですか、これは何かかなり多いなというふうに……。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員に申し上げます。

一般会計の審査でございますので、企業会計、特別会計、それに触れないように審査してください。

○鎌田委員 確かに、それはちょっと、私、あるんですが、この……、そうですか。では、これはちょっとパスしましょう。

私は、このプランをつくってやるからには、それなりの成果を上げるつもりで予算は何でも減らしていくのかなというふうに思うんですが、その辺の回答をちょっとお願いしたいんですが。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 私からは、病院会計への繰出金の、今回の計上の内容につきまして、ちょっとご説明申し上げますと、繰出金の合計が病院へ4億4,000万円計上しております。それで、内訳として事業内訳欄にありますように4億2,000万と2,000万というふうに区分しておりますが、4億2,000万といいますのは通常の繰り出しと申しますか、17年度の再生緊急プランが病院で行われた中で、繰り出しの一定のルール化を図りまして、その中で確認されてきた金額が4億2,000万ということでございます。それに加えて2,000万といいますのは、今般の総務省で示しました公立病院改革のガイドラインに沿ったプランづくりが求められておりますので、そ

のプランづくりに要する経費2,000万円、これは病院会計の方で予算化しているわけですが、それに充当いたします繰出金2,000万円を計上しているという内容でございます。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 老人福祉費の減少の理由ということでございますけれども、先ほど財政課長説明申しましたように、老人医療会計の拠出金の減ということと、そのほかの要因としましては、ナンバー9の63ページにございますが、中段に20節扶助費、老人保護措置費（養護）とございますけれども、これが5,076万円ですけれども、措置入所者の減少によりまして、昨年度より約2,000万ほど減少しているというような状況でございます、そういった要因も上げられると思っております。以上です。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

先ほどの繰出金については、私、思ったのは、改革プランをつくって、これから意気込んで進むわけですから、それで、この繰出金が低くならないのかと、そういうふうに思っているわけなんです、そこをちょっとお聞きしたかったわけですね。

次に移りますと、106ページに、それから施政方針では5ページ目になると思うんですが、水産振興をうたっているわけですが、ここで金額が9,300万ですか、減額されているわけなんです、比較をみますと。ですから、これについて何でだろうと。約1億減らされている、予算がとられてないといえますか、そういう形にも見えますが、この水産の振興を図る意味では、これ、どうしてだろうというのが単純な考えなんです、その辺はいかがなんでしょう。

○佐藤（英）委員長 福田水産課長。

○福田産業部次長兼水産課長 ではお答えいたします。

予算委員会の資料を出していますので、それをちょっと開いていただければと思います。

予算委員会の資料の11ページをごらんになっていただければと思います。資料ナンバー16ですね、予算委員会資料です。

これの11ページに、19年度に新たに取り組まれた事業の一覧表がございます。これの中段、少し下の方に、漁業経営基盤等整備事業という欄がございます。一つは桂島のカキ処理施設の建設でございます。これが4,200万。それからもう一つ、桂島のノリの種苗生産施設、これが5,100万、あわせて9,300万が昨年の予算化されておりましたけれども、今年度、この事業が終

了しておりますので、この9,300万が落ちているという状況でございます。そのほかの経費については、ほとんど19年度と変わっていない状況でございますので、よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。では、昨年までの事業が終了したということになるのでしょうか。そして、ことは新たな事業はないということで考えていいと私は思うんですが。

次は、111ページ、シャッターオープン事業だったと思うんですが、施政方針では7ページ目に「商店街についてのシャッターオープン事業を継続します」と。あわせて「商人塾による商店街の活性化に向けた取り組みに支援し」というふうに書いてあるわけですが、これ、そういう意気込みにしては、今、なかなか成果が上がらない時点で、これ、この金額が中心市街地の商業活性化事業ですか、これに300万ですけれども、これは少なくはないのかなというふうに思うんですが、もっと力を入れてもいいのではないかなというふうに私は考えるわけですが、この辺はいかがでしょうか。

○佐藤（英）委員長 荒川商工観光課長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 シャッターオープン事業の19年度の経過ですけれども、昨年7月以降に募集をいたしまして、10件ほどの相談がありました。その中で、1件が補助事業の目的に合致しておりますので、今、開業に向けて努力をしているところです。開業に向けて、昨年の10月から同じく商人塾で一緒になって勉強しまして、人員配置とか商品単価の設定とか営業時間、そういったものをお互いに学びつつ、ことしの5月開業を目指して、今、頑張っているところであります。

それから、商人塾に関してですけれども、今年度については、今年度から3カ年、売り出しの企画とか商い講座、それから実践道場ということで、二つのコースでちょっと今年度からスタートしております。今年度については、市内の15社の方々が商人塾で勉強なさっております。その中で、実践を行っている会社は7社、やはりこういった形で勉強して、自分でコスト計算もしながらやっているお店がこれからもふえていくことが商店街の振興になるのかなと、今でも私たちは思っていますので、よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、この予算はこれで十分ということでしょうか。

次は、115ページ、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンについてお伺いしたいと思

います。この施政方針によりますと、全国の皆様に本市の魅力をお伝えする絶好の機会であるというふうにここに方針に書かれておりますが、これは100万ですか、100万の予算だと思うんですが、これで本当のチャンスを迎える金額として、かなり少ないかと、私は個人的に思うわけですが、この辺、いかがでしょうか。

○佐藤（英）委員長 荒川商工観光課長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 115ページの負担金補助及び交付金ということで、デスティネーションキャンペーンの推進協議会の負担金、これは、宮城県の市町村全体で協議会に出す負担金になっております。市独自で動いている事業については、観光物産協会の補助金の中に若干入りっております。その中でも、昨年からはじめました全国への駅張りのポスター、4期分に分けて実施しております。今年度についても4期ないしは5期というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、ここにあらわれてこないお金があるということなんでしょうね。もちろん、その100万だけではちょっと私は、絶好のチャンスをとらえるあれとしては少ないなというふうに思っていたわけで。

次は、149ページに移らせていただきます。

塩竈市のサマースクール事業についてです。この間の施政方針に対する質問の中で、随分力を入れて教育長さんなり答えていらっしゃったと思うんですが、これは予算はこの12万、この塩竈市内、何校でしたっけ、4校でしたっけ、5校でしたっけ、中学校会場になると思うんですが、その中で、この12万というのは何だろうなという、もっと力をぎっちり入れてもいいのではないかなというふうに、教育のこの間の結果としては、県内で中より下だということも話されていたと思うんですが、この辺についての、ちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤学校教育課長 お答え申し上げます。

塩竈市サマースクール事業でございますが、中学校5校で子供たちの基礎学力あるいは発展的学習、それから家庭学習の習慣化ということを目的に行うわけですが、12万では予算が少ないのではないかとございまして、各中学校を会場に行いますので、教職員、これは休みでございませぬので、出ております。それから、大学生であるとか地域の方々のボランティア活動を積極的に取り入れながらやるということで、あくまでも予算をとったわけなんですけ

れども、ボランティア活動というふうなことを、これから働きかけながらやっていくということで、単価等につきましては少ないんですけれども、その中でやっていきたいなというふうに思っております。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

このサマースクール、期待をしておりますので、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、ちょっと細々したところを連続で聞いていきたいと思ひます。ちょっと初めて、トップバッターでもあり、ちょっとこの予算委員会の質疑というのは初めてなもので、ピントが外れているかもしれませんが、ひとつ、よろしくお願ひします。

20ページに戻らせていただきます。資料ナンバー9の20ページです。ここで、農林水産業関係の補助金があつて、ここでことしはかなりの減額になっているわけですが、この松くい虫対策関係なのかなとも思つたりするんですが、これはなぜなのかということで単純にお聞きしたいと思ひます。

○佐藤（英）委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 まず、この9,700万円の減額の大きなものは、先ほど申し述べました桂島で行われた沿岸漁業関係の施設整備の補助金の9,300万円が落ちました。それから、松くい虫の補助金なんですけれども、事業費縮小かけておりますので、それで500万円ほど落ちておりますので、その松くい虫と沿岸漁業の施設整備の補助金の分が落ちている形でございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

それから、46ページに移らせていただきます。

この15番の項目の庁舎建設基金費というふうには書いてあるわけですが、これが前年度から比較して、これは約5,000万でしょうか、減額をしているわけですが、これは、ちょっとやはり予算の関係で、ことしは大変で、減らすところがなくてここを減らしているのかなと思ひんですが、その辺いかがでしょう。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 お答えいたします。

庁舎建設基金費、約5,000万円の減額になっておりますけれども、積立金がこれだけ減額す

るということなんです、昨年は塩竈市職員互助会の方から寄附金5,000万円をいただきまして、その5,000万円を庁舎基金の方に積み立てております。18、19の2カ年5,000万ずつということで、寄附ありましたので、昨年度は5,000万計上しておりました。本年度は寄附金の計上等ございませんので、このような減額になっているということでございます。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

そうすると、去年が特別だったということになるのでしょうか。それにしても145万、ちょっと庁舎も大分年季が入ってきているわけですが、そんな中、この145万でちょっと貧弱過ぎるような気がするんですが、本来の、昨年の予算といいますか、実績が本来の積立金的な、基金的なふうを呈しているわけですが、その辺、なるべくもってきたいものだなというふうに私は思いますが。

次に移らせていただきます。

77ページです。ファミリーサポートセンターの運営事業関係ですが、これはきのうの朝日新聞に、やはり少子化対策として富山県が結構活躍されていて、全国一の出生率になっているらしいんですが、さまざまな手を打っているわけですが、やはり、子供を育てたい、育てやすいというような環境づくりに徹しているわけですが、そんな点で、この塩竈のファミリーサポートセンターの運営費というのが、この金額が、昨年から比べてふえているのか減っているのか、その辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 こちらの金額は、昨年と同額でございます。こちらの運営費のほとんど、パート職員の方の賃金という形になっております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

私は、やはりこの塩竈が人口も減っているというところで、やはりこういった子育てに関する力を投入していかないといけないなというふうに考えています。やはり、それが将来的には塩竈の繁栄といいますか、それにつながってくるのではないかなというふうに思いますが、その辺、今年度は無理なんだろうけれども、次年度については、なるべくそういった対策も盛り込まれて、予算もふやしていただきたいというふうに考えています。

それから、117ページ、宮城県沖地震が騒がれているわけですが、次のページの119ペ

ージにもありますけれども、木造住宅の耐震関係改修工事の助成金とか、それから117ページの耐震診断などの委託料ということになっているんですけれども、これは119ページと117ページのお金の使い方がちょっと違うんでしょうけれども、これはどういうふうに違うのか。それから、119ページの改修工事の助成金については何戸くらいを見積もっていらっしゃるのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 お答えします。

117ページの耐震診断の方、木造住宅の耐震に対しての、どれくらいの倒壊率とかそういったものを建築士に診断してもらい、そういった意味での補助に関するものです。その次のページの耐震改修工事助成金、これはその診断を受けた内容において、必要とあれば改修工事に対する助成を行おうとするもので、これは二つに分かれております。一つは耐震改修工事そのものに対する助成金であり、もう一つが同じく耐震改修工事なんですけれども、避難弱者と言われる高齢者とか身障者とか、そういった方々の家屋に対して行う場合に助成するもの、その二通りになってございます。

1番目のふつうの一般的な耐震改修工事としては、当面10件ほど、避難弱者対応分に関しては7件ほどを予算として見積もってございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この117ページと119ページの金額を比較しますと、実際の助成金ですか、助成金より診断の方が高いんですね。ふつうの考え方としては、業者的な見積もりからいくと、見積もりとはちょっと違うんでしょうけれども、これ、幾らかかるのと言って見積もりに例えば10万もらって、工事費が1万とか2万とかというような、私は素人的考え方ですけれども、が何で、この補助金がこんなに低いんだろうと思いますが、その辺、これは要望がないからなんですか。それとも額が小さいからなんですか。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 失礼いたしました。先ほどの説明、ちょっと不足しておりました、診断の方に関しては件数の方、先ほど言うのを忘れちゃったけれども、40件ほど見てございます。そして、単価として、診断の方について136万、改修工事については、上限で30万、一般的に大体20万くらいの助成の内容になってございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

この間、テレビ番組で改修工事についてやっていましたけれども、ちょっとこれ、金額的に少ないのかななんて思うんですが、そんな中でも、これでやりくりしてのことだと思いますが、ふやせるのであればふやしていただきたいなという心情です。

それでは127ページに移らせていただきます。

ここの負担金補助及び交付金の中に、2番目の中心市街地活性化推進事業支援事業費補助金というふうにありますけれども、これは市内どの地区を指すのかなと、単純に思うんですが、よろしくをお願いします。

○佐藤（英）委員長 茂庭建設部次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 これにつきましては、まちづくり推進会議というのが現在形成されておりますので、海辺の賑わい地区、そこの共同化事業、それから協調建築、そういったことに対する一定の支援を行おうとするものであります。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。どうもありがとうございます。

次は、139ページにちょっと移らせていただきます。

学校関係の自動体外式除細動器、AEDの設置についてですが、これ、この金額でいくと、これは何校ぐらい、何校というか全校つくのかな、何校ぐらいの設置の予定なのかをちょっとお聞きしたいんですが、最近、こういった事故が多くて、やはりこれがあれば助かったんだというようなこともニュースで流れたりしておりますが、やはり、そういった場所、利用価値の高そうな学校については、回答を聞いてからになるわけですが、全校一斉につけないといけないのではないかと私は思うんですが、その辺、ご回答願いたいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤学校教育課長 それではお答え申し上げます。

中学校の自動体外式除細動器につきましては、昨年度から中学校5校に配置しております。これはリースということでやっております。それから、新たに本年度小学校の方に37万5,000円ですが、これは小学校6校にすべて配置したいというふうに考えております。これは、小学校6校にすべて配置したいというふうに考えております。これは、機械のリース代ということになります。以上です。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。リースとはさすがだなというふうに思いますが、後のことを考えると、やはりリースの方がいいのかもしれないね。

最後に、ちょっと、全体に関する事なんですけども、いろいろな部署で事務機器などの賃借に伴うパフォーマンス料というのがちょこちょこ出てくるんですね。これ、パソコン設置料とかソフトを入れたりとか何か、そんなたぐいなのかなというふうに思いますが、その内容をお聞かせ願いたいと思います。それからあと、どの部署にも食糧費がちょこちょこ、これも出てくるんですが、大した金額ではないんですが、一時期ニュースでにぎわせた食糧費でありまして、どんな使われ方をするのかなというふうに思います。その辺、2点を最後にお聞かせください。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 事務費関係ですと、複写機関係等で故障等ございますけれども、その際の対応であるとか、年間の点検であるとか、そういったものが保守料としてかかってまいります。

それから食糧費ですと、基本的には食糧費については予算化は極力抑えるという方向できていますので、ちょっと具体的にどこの部分だかちょっと教えていただくと、よろしいでしょうか。食糧費。（「全体に何か書いてありますよね」の声あり）市で設置しております審議会等ございます。その際に使用いたしますお茶とか、そういったものでございます。

○佐藤（英）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。いろいろ細々したことをお聞きしてどうも済みませんでした。大変勉強になりましたし、なおかつ冒頭でお話したように、先ほど、私、お話しされたやつをクイックレスポンスで何かに反映していただくと助かります。明るい塩竈、活気ある塩竈になるかと思います。どうもありがとうございました。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 おはようございます。

私の方からも質問させていただきます。

資料ナンバー9の中から質問いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、47ページの中のカメイこどもの夢づくり基金の運用内容の説明をお願いしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 小山総務課長。

○小山教育委員会総務課長 カメイこどもの夢づくり基金の関係ということでございますので、

今現在、この基金を充当して行っております事業が教育委員会の関係の仕事でございますので、私の方からご答弁させていただきたいと思っております。

先ほどのページとまた違うんですが、資料ナンバー9の23ページごらんいただきたいと思っております。こちらのカメイこどもの夢づくり基金の繰入金ということで、18款のところでは690万という数字がございますけれども、この数字に関しましては教育委員会の各学校で行っております感動支援事業というものに対して348万円の繰り入れ、そして各小中学校にカメイ基金をしましての図書整備を行っておりますので、それに対して330万円充当しているというような内容でございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。ちょっと話に聞いたんですけれども、以前に学校の派遣事業として、子供たちを海外へ派遣するという事業が行われていたと聞いております。なぜ、なくなってしまったのかという、そういう声も聞くわけですが、今、こういった国際社会の時代に入りまして、子供たちの夢づくりが必要ではないかと思っているわけですが、今後、そういったお考えはないのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○佐藤（英）委員長 伊賀教育部長。

○伊賀教育委員会教育部長 これ、大分前のお話になりますけれども、初め、海外派遣を行いました。5年ほど続けて行わせていただきました。ところが、中学校1校当たり2名の、いわば代表選手といったらいいのか、一応校長先生方で委員会をつくられて、その中で選考した上で1校大体2名程度、ですから大体9名から10名程度の派遣しかできなかったという経過があります。

したがって、私どもとしましては、やはり、カメイ基金として亀井さんの方から1億円ほど寄附していただいたわけなんですけれども、それを、やはりできるだけ全校の生徒に何らかのメリットを与えたいという考えから、今回、感動支援、あるいは図書購入費というようなものに充てておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 でしたら、今、英語の教育もなされていると思うんですけれども、別な方法での人的交流もあるのではないかと私は思っているわけですが、海外に行かなくても、宮城県内に来ている大学の留学生との交流とか、あるいはホームステイなどを行ったり、そういった体験交流とか、あと映画でのコミュニケーションを楽しく学び、子供たちが生きた

英語に触れることによって、英会話でなく本当に異文化を理解しながら国際感覚を身につけられるのではないかと考えているんですけれども、今後、こういった国際社会の人間交流の取り組みの考えとか、そういったことは考えていらっしゃらないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 小倉教育長。

○小倉教育長 現在、市内の小中学校で英語、中学校は英語科でやっていますけれども、小学校においては総合的な学習を中心に異文化理解の授業を進めております。例えば、今、お話ありました地域の外国の方ということでも、例えば玉川小学校においては学区内にいる外国の方をお呼びしまして、子供たちに英語の授業を通して異文化理解の授業を進めている、そういう形で、またあと、市内小学校、中学校に配置されているALTを活用しながら英語学習等について行っております。以上です。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。こういった取り組みも積極的に、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、61ページですけれども、61ページの中の緊急通報体制整備事業費についてお聞きいたしますが、緊急通報システムの内容をちょっとお聞かせお願いいたします。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 緊急通報システムでございますが、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、疾病などで日常生活に不安のある方に対してシステム整備をしております。内容としては、家庭用の緊急通報機器を貸与いたしまして、急病や事故など、突発的な事態が発生したときに、そのボタンを押しますと受信センターの方に通報されまして、緊急通報の協力員さんや、あるいは関係機関による救援活動を行うという内容でございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 ありがとうございます。では、現在何人ぐらい適用されているのか。今年度は何人ぐらい予定されているのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 1月末でございますけれども、70台でございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 今年度の予定はまだ決まっては……。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 ただいま申しました70台をベースにしまして、予算要求をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。では、緊急システムを利用されていて、今、利用されておまして、本当に現在不要になっている方はいないのかなど、現況の把握などなされてはいるのでしょうか。なされているのであれば、具体的にどういった形でなされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 緊急通報システムにつきましては、日々通信センターの方につながっているわけでありまして、例えばドアの開け閉め、主に使う部屋の開閉、開け閉めなんかのところにもセンサーを設置しております、全く使われない場合はすぐ通報センターの方に行く形になります。それで、その場合にはもうすぐ速やかに救援体制整うこととなりますので、何らかの事情で外出される場合ですとか、あるいは入院されるような事態が発生した場合には、一時休止の形にしまして、また復活したときにまた再開するというような形で、そういった意味での休止ということはありませんけれども、全く使われなくなった場合には撤去ということになりますけれども、いずれにしても、日々そういった形で私どもと連動しておりますので、逐一把握させていただいているというような状況でございます。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 再度確認しますが、今、不要になっている部分はないわけ。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 台数的にちょっと把握、ただいましておりませんが、十数台、たしかあったと思っております。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。この緊急通報システムの要望も多いと思われまので、本当に市民の方々、多くの方に、本当に要望にこたえられるようお願いしたいと思ってお聞きいたしました。

また、64ページの身体障害者福祉費の中にも緊急通報システムの内容がございますけれども、これは老人福祉の方の緊急システムの内容と同じ内容になっておるのでしょうか。

○佐藤（英）委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 こちらの方は、障害者向けの緊急通報システムでございます。高齢者と同じようなシステムでございまして、今現在、10名の方がご利用になっております。またご利用いただく際に協力員の方3名が必要になってきます。何かあった際にすぐ駆けつけてくださる方3名を指定していただいて、その方に、いざというときには駆けつけていただく。また、市の方でも駆けつけるというような内容でございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。よろしく願いいたします。

では、次に、73ページなんですけれども、73ページの中の食物アレルギー保育時対策事業費についてお聞きしますけれども、食物アレルギーは本当に乳幼児を中心に多く、子供や親たちにとって、本来栄養となるべき食物が逆に体に異常をきたし楽しいはずの食事が本当に異常に神経を過敏にさせ、大変大きな心の負担となっておりますけれども、ここで食物アレルギー対策をとられておりますけれども、その現状と取り組みについてお聞きいたします。

○佐藤（英）委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 福祉事務所の中に、専門の栄養士がおります。保育所にお子さんを入所させる際に、一人一人栄養士と面談をしまして、離乳関係とか、それからこういった食物アレルギーがあるかということを一一つ一つお聞きします。そして、何が与えてはいけないものか、給食を出しますので、その中で給食の中に、どの食品を入れてはだめなのかということを一チェックして、それを保育所の方に回すような形になっております。

そして、次のページ、75ページに需用費の中に賄い材料費がございますけれども、こちらの方に、ふうふうのお子さんのほかにアレルギー食品代も入っております。例えば卵が食べられない方とか、小麦粉が食べられない方、いろいろございます。そういった方たちのために、一定の1カ月メニューを決めておりますけれども、そのメニューの中に与えられない食品があった場合、代替の食品を買う、そういった予算も含まれております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。給食の献立は別なもので対応ということでしょうか。わかりました。では、本市においてですけれども、このアレルギー児やその親たちの本当に悩みとかお互いに話し合えるというか、共有できる、そういった場所とか、懇談の機会の場とかの、そういった取り組みは本市にはあるのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○佐藤（英）委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 先ほども申し上げましたけれども、まず、入所する際に非常に細やかな質問とか、あといろいろな日常でのお子さんを育てる上での食事の与え方とか、そういったものをアドバイスしております。また、各保育所でも、それぞれ職員が一丸となりまして、お母様の悩みを聞いたり、あと、例えばお医者様の方から、この食品はアレルギー解除になりましたよということで連絡を受ければ、次、すぐこちらの方から、また保育所の方に、このお子さんは、例えば卵が解除になりましたとか、そういう、非常に細やかな指示系統は整っております。そういった中で、日々、保育をする中で、お母様とお子様にお会いしながらカウンセリングをしたりしているという内容でございます。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。こういった取り組み、大事だと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次に、87ページの中の麻疹・風疹混合接種委託料についてお聞きいたしますけれども、新聞の報道によりますと、ことしも本当に大流行の予測となっておりますけれども、本市の状況をどのようにとらえ、本当にどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 阿部健康課長。

○阿部健康課長 麻疹の現在の状況ということですが、現在、麻疹に関して当市において発症したとか、そういった部分についてのお話は情報としては入ってきていない状況でございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。では、次に、117ページの中の住居表示整備費についてお聞きいたしますけれども、どこの地域の住居表示の整備をするのか教えていただきたいと思いません。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 住居表示再整備委託料、この中身なんですけれども、住居表示の台帳として市内の図面と、その住所のそれを整理している台帳を毎年度1区域ごとに、ちょっと一挙にできないものですから、区域別に分けながら順次整備しているという、そういった台帳の整備事業でございます。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。それでは、次に、139ページの鎌田委員の方からも若干お話ありましたけれども、自動体外式除細動器事業ですね、小学校、中学校ですけれども、その話の中で、中学校5校、あと小学校6校へのリースということでお話をお聞きいたしましたけれども、内容的に使い方とかそういった指導の方向性はどのような形になっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤学校教育課長 使用につきましては、教職員を対象に講習会等を実施いたしまして対応しているところでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 AEDの方も本当に関心が高いわけでありましてけれども、小学校、中学校取りつけられたということでありましてけれども、校舎のどこの場所に取りつけられているのか、職員室とかあると思うんですけれども、とにかく、こういういつでも本当に使える場所の設置をなされているのか、もしくは職員室なのか。また、休日など、学校の校庭など開放なされているかと思うんですけれども、そういったときにも使えるような状況とかになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤学校教育課長 それでは、先ほど委員の質問の中で、小学校につきましては平成20年度設置の予定でございます。それから、取り付けの場所でございますけれども、職員室であるとか職員室前であるとか、あるいは保健室前等で常時すぐ対応できるような状況のところに設置しております。

それから、学校開放等について、土曜日、日曜日、その部分につきましては、今後、検討していきたいなど、そこまではまだ周知できておりませんので、今後、検討していきたいというふうに思います。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。そういった部分、今後、本当に安全という意味でも大切な部分になってくると思いますので、検討のほど本当によろしくお願ひしたいなと思います。

あと、このAEDは2004年7月から一般市民でも使用可能になりまして、本当にAEDによって一命を取りとめたという事例もございまして、今後、公共施設には全部AEDの設置をされる計画があるのか。例えば、斎場とか船とか、巡航船、定期船などもございましてけれども、

その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤（英）委員長 大浦市民生活部長。

○大浦市民生活部長 除細動器の必要性については、これまで十分認識しております。この年次計画等を定めながら設置していきたいと思っています。以上です。

○佐藤（英）委員長 伊賀教育部長。

○伊賀教育委員会教育部長 このAEDの設置なんです、教育委員会といたしましては、今、エस्पの方とそれから体育館の方に設置してあります。また、体育館の方では、例えば先ほどの学校開放、あるいは特に貸し出しもしておりますので、教育委員会の方に申し出いただければ、いつでも、いわばスポーツ団体といいますか、市民の方々でお借りしたいという場合は貸し出しいたしますので、ご利用いただきたいと思います。

それとあと、先ほど壺番館にも設置してあります。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。いろいろな部分で質問させていただきましたけれども、いろいろ当局の皆様にもご検討いただいて、鋭意努力お願いしたいと思います。ありがとうございました。

○佐藤（英）委員長 木村吉雄委員。

○木村委員 平成20年度、私たち塩竈市民5万9,000人の生活、いろいろなものとのとらえ方で歳入179億6,500万、歳出同ということで、ここ数年、200億円を一般会計で、数年前は200億円を超えておりました。現市長になりましてから、選択と集中という形で20億、約20%ぐらいずつづつときて、削減されてきております。

そんな中で、私たちの生活が、果たしてこの5年間で楽になっているのか、それとも苦しくなっているのかというものの見方が予算書でわかるのではないかと思います。

そこで、市長はいろいろ、全体のものとのとらえ方をこの4年間してまいりまして、いろいろな施策を唱えてきております。それで、今まで、19年度までは、就任されたときから施政方針の中に、私が選択と集中というのがとてもあったんですね。今回、活字としては施政方針の中では、ずっと読んでみたんですが一つもございません。だから、それは今度、選択と集中ではないんだよというものとのとらえ方だと思うんですが、そこで、20年度に対する予算に質問させていただきます。

まず、けさ新聞を見ましたら、私たちニュー市民クラブの方たちが9年、もっと前から言っ

ているんだと思いますが、職員の意識改革というもののとらえ方で、民間企業などに職員を派遣したらどうだと。民間企業と交流し合って、民間企業からも来てもらってどうだということなどを述べておりましたら、朗報だとは思いますが、けさの新聞で、横浜市に1名を出しますということでございます。このことについて、ちょっとお聞きしたいんですが、まず、予算書の中で、私はちょっと見つけれないです、これがどこにあるんだか、どこのところを利用するものなのか、ちょっとまず教えていただきたい。

○佐藤（英）委員長 郷古総務課長。

○郷古総務課長 きょうの新聞にも、河北新報の方にも載ってございましたけれども、7名の方が希望されています。その7名の方については、現在は予算科目のそれぞれの科目で計上されております。そういった中では、実際の派遣に当たっては、予算の番号9で申しますと35ページ。現在のところは、その7名の方については、それぞれの科目で計上されておりますが、実際の派遣に当たりましては総務課付というような形になりまして、この35ページの職員人件費、給料、手当、共済費、そういったものから支出されるというような形になるということでございます。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 向こう、私たちの方からは、新聞紙上で読みますと、期間なんかは書いてなかったんですね。何年間ぐらい行っておられるのか。ただ、39歳以下という形でありました。そんな中で、期間など、ちょっとお聞かせください。

○佐藤（英）委員長 郷古総務課長。

○郷古総務課長 期間につきましては、原則として1年ということで横浜市と整理をさせていただきます。ただ、交流先、塩竈市と交流先との協議により、1年間延長する可能性があるということでの内容になってございます。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 本当に、私、けさ起きて本当にうれしかったんです。実は、私も議員になりまして9年が過ぎようとしております。この9年間、塩竈市の中で活動しておりますが、外から見るのが随分少なくなりました、塩竈市を。そうすると、ふだん言われる井の中の蛙ということになるのかなど。なるべく、私たちは政務調査費でいろいろなまちを回って刺激をいただいてまいりますが、職員の方は、特に40年間この塩竈市に毎朝来まして夕方帰ると。そうしますと、どうしても、このことだけを集中的に考えざるを得ないと。わきからものを見ることは

できなくなると。ぜひ、私は、7人の方が手を挙げたということになっておりますから、全員に行っていただいて、将来の、10年、20年後の塩竈を大きな目で見ていただければ、特に皆さんご存じのように、このまちは狭い町です。コンパクトです。昔の方たちは、4掛ける4と申しまして、16キロ平方メートルだと。今は合併されて18になりますが、そんなことを言っております。ぜひ、遠くから、この塩竈市を見ていただければ、すごい結果が出てくるのではないかと思いますので、ぜひ、1名と言わずに、横浜市と言わずに、ぜひ、今後ともこういうものにとらえ方をさせていただきたいと思っております。これは、願望です。

次に、資料9の予算説明……、それではちょっと市長に、済みません、今のことちょっと、もし、短くて結構でございますから、ご答弁願います。

○佐藤（英）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回の人事交流についてであります。

実は、一昨年、塩竈市の水産関係者の皆様方と横浜の中央卸売市場の方に出向きました。マグロのすばらしさを、ぜひ、横浜の市民の方々にも味わっていただきたいという思いでありました。私も、その際に同行させていただきました。たまたま、市場の方に横浜の中田市長がお越しいただきまして、立ち話ではありましたが、10分程度の会話を持つことができました。その際に、塩竈、大変いいまちですよねということの中田市長さんから直接お褒めをいただきました。私も、大変うれしく感じておりました。横浜もすばらしいまちですよねと。お互いに港町同士で頑張りましょうというようなお話をさせていただきました。

そういたしましたところ、昨年のデスティネーションキャンペーンの際に、たまたま横浜の課長さんにお越しいただきまして、塩竈市長によろしくという話でありました。私からも、早速電話で御礼を申し上げたときに、横浜市長から、ぜひ塩竈の方に私も足を運んでみたいというようなお話でありましたが、なかなか実現できずにおりましたところ、先日、つい先日であります、中田市長から直接私に電話をいただきまして、それぞれの実情、いいところ、悪いところをしっかりと勉強しながら、やはり自立できる自治体をつくっていききたいと。については、塩竈と1名の人事交流いかがでしょうかというお話でありました。

私といたしましては、種々検討させていただく中で、やはり、ここは我々の方でも、横浜の実情を勉強させていただき、それを今後の市政に役立てることができればという思いで、今回、このような判断をさせていただいたところでもあります。

今、まだスタートであります。今後、私としては継続的にこういったことができればという

思いでありますし、人数等につきましても、今後の成果を見ながら、また判断をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。どうぞ、ご声援をよろしくお願い申し上げます。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 ちょうど横浜ということで思い出したんですが、私たち小学校のとき「伸びゆく塩竈」という社会の本の中に出てまいりまして、塩竈は横浜より1昼夜船で来ると早いんだと。東洋一の町塩竈というもののとらえ方もありました。ぜひ、今後とも、横浜以上大きくなれとは、無理ですから、せめて横浜の感じを塩竈に出して頑張って、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。

次に、資料ナンバー9の79ページの下段をちょっと見ていただきます。なお、資料16の26、27ページも参考にさせていただきます。

生活保護費、20年度、79ページの下を見ていただければ、生活扶助費で、それから住宅扶助、教育扶助、介護扶助と、こうございます。資料16の26、27ページを見ていただきますと、詳しく、今回は27ページには生活保護受給者年齢構成表と、初めてこういうものを見せていただきました。たびたび、私たちはこの生活扶助費を見せていただいておりますが、平成11年、9年前、生活保護費で19億2,000万ぐらいでございました。それが18年度で29億4,500万円。10億もふえているんですね、9年間で。もう何だろうと。こんなに日本全体が、ちょうど景気が上向こうとしているさなか、我が塩竈はこんなに数多く、こういう方たちが、高齢者の方たちがいるのだろうかということで、数字を、その年齢のところを見せていただきますれば、いやいや、そうではないんだという数字が出てまいりました。30代、40代、50代と、この辺の方たちの数字も結構多く見受けられます。

そこで、質問させていただきたいんですが、この10億ふえたということ、世の中が上に景気が上がろうとするとき、またこれと対比して見るのが一番大事なことなんですが、塩竈市は景気がよくなってないということだと思っております、市税の収入、11年度は74億7,000万ぐらい。18年度は59億。12億の減少でございます。だから、全体的な世の中の景気の流れと塩竈市は全然違ふと、こういうことになってきたのではないかと思っております。一番大事な塩竈市が、いつも言われております水産加工業、この10年間で40%の事業者が廃業になったと。やめましたよということで、数字でも出ております。金額でも出ております。

そこで質問させていただきますが、県内で、一番この数字でわかるとおり、一番高いわけで

すね。これ、全国的な動向で、塩竈市と同じような規模の市で同じぐらいやはりあるんでしょうか。そのところ、ちょっと1回だけ聞いておきます。

○佐藤（英）委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

本市の保護率が県内では一番高いということですが、全国的な傾向はというご質問ですが、全国の平均保護率は、19年8月だったと思いますけれども、12パーミルです。12.0パーミル。本市に非常に近い数値となっております。その中で、本市と類似都市といえますか、類似といってもなかなかちょっと難しいものがございますが、必ずしもイコールかというところではございません。まず、保護率の特に高い市といいますと、その時点で昨年調査した結果では大阪市の42.9パーミル。函館市の38.2パーミルなど、あと京都府とかそういったところが高い状況でございます。

それで、平成17年、厚生労働省が保護率の高い市を分析しております。17年7月のときの調査でございましたけれども、そのときに、共通して言えることとして、まず、全国的な景気の後退、それから核家族化の進展による高齢者世帯の増加、それから離婚率が非常に高いということ。そして離婚率が高まると同時に母子家庭の増加。それから精神科を含む医療機関の集中化。それから人口の減少、特に稼働年齢の人口の流出、そういったものが特別高い市には共通する課題だということで、分析されております。これを聞きますと、全部、現在の塩竈市に該当する項目ばかりでございます。

類似都市といっても、塩竈市のように水産関係はどうなのかというところ、またその地域によって、例えば県内で気仙沼市、塩竈市と同じような水産のまちでございますけれども、塩竈市よりはずっと低い6.4パーミルとなっております。こういったところ、また住民の意識も違うのかなと思っております。東北地方は、やはり大家族がまだ多いということで、家族間のそういった連携した支援がまだ残っているのかと。塩竈市は、昔から流入人口が多いということで、核家族が非常に多いと。そういった中で、なかなか家族の支援も受けられなくて県内ではやはり高い数値になっているのかなと思っております。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 特に、我々どうしても隣の多賀城市さんなんかと比べたがるんですね。ただ、多賀城市さんの場合ですと、一つには市営住宅の建設ですか、向こうは公務員住宅がたくさんございますね。塩竈の場合は市営住宅ということで、塩竈に来やすいというもののとらえ方、また

入りやすいというもののとらえ方があろうかと思えます。

そこで、資料16の27ページの年齢構成を見ていただくと、4の、30代から59歳までの、このところを見ていただくと、すごい数なんです。ちょうど30代、40代という、もうすごい働き盛りなんです。では、今、塩竈はハローワークがありまして、結構仕事あるようでございます。なぜこの方たちが、どういうふうな就労の督促というのか、または皆さん皆さんが仕事してないとは思いませんが、そういうもののとらえ方、扶助費というものにすぎりたくなるようなことなんだろうと、常々思っています。私自身も本塩釜駅の近くに住んでおりますから、もう随分ここ数年から、若い方たちもたむろしております。昼からあおっております。通行人に妨害が加わって大変な迷惑がかかっております。なぜ、この方たち昼間、まだ70、80ではないのに昼間から仕事しないんだらうと。健康そうでございます。この数字を見ますと、本当に何だらうと。

そこで、お伺いいたします。そのことと、こういう、これまで保護事務というものを壺番館でやっているんでしょから、市の監査が入りましていろいろオッケーですよ、オッケーですよといくんでしょうが、それ以外の第三者機関の評価というもののとらえ方というはあるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○佐藤（英）委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 これまで、市の監査以外に第三者機関的な評価を受けたことがあるかというご質問でございますけれども、毎年、宮城県の指導監査がございます。また、19年度は厚生労働省の監査もございました。評価としては適切に事務が行われているということでございました。塩竈市が非常に高いということで、塩竈の判断基準が甘いのかどうかと、私が直接質問いたしました。そういった中で、決して甘いことはないですと。きちんと事務は適切に行われておりますし、目の前にそういった保護が必要な方がいれば、保護の手を差し伸べるのは当然のことですということではございました。塩竈市はきちっとやっておられますので、このままきちんと自信を持ってやっていただきたいということでした。

一方で、私ども福祉の立場からすればそういう形でお褒めいただいたことはいいことなんですけれども、先ほど30代から50代の方が非常にちょっと目立つということでご指摘がございました。本市において、まず30代から、特に40代までの方なんです、この中の6割の方が女性でございます。女性というのはなぜかという、まず、塩竈市では結婚を期に転出される方が多く、離婚をしてふるさと塩竈に戻ってくるという方が非常に多いと。大変、生活に困った方

が住みやすいまちということで、そういった部分ではうれしいんですけども、そういう方が多いです。ですから、6割の方が女性で、そしてそれに伴ってお子さんの転入というか、出生数よりも各年齢が18歳までは多いような状況になっています。細かいところをちょっと前見ていたんですけども。

あと、それから、男性の4割はということなんですけれども、最近、当然疾病の方が多い。塩竈市には精神科を含めた総合病院が結構きちんと整っている。あと病院の密度も県内一でございます。そういったところで、非常に受診もしやすいということなんだと思います。特に、このごろ目立つのは精神疾患と重なった疾病をお持ちの方が、私は決裁していて多いなと感じております。ただ、人数的なものは、その辺はちょっといろいろ重なっているものですので、ちょっとわからない状況でございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 この生活保護が、憲法で最低限度の生活は保障いたしますということでございます。しかし、25%は、私たち税金の負担でございます。市民の皆さんは何だろうと。パチンコしているのではないかと、一杯飲んでいるのではないかと、こういう厳しい見方でございます。ぜひ、この辺、壱番館で保護事務などをされておるんでしょうが、民生委員の方たちとか、いろいろお話し合っているんでしょうが、ぜひ、何とかすごい金額でございます。10億の増ということは、9年間で。だから、そういうものにとらえ方で、ぜひ、生活、ものにとらえ方というのは大変難しいんですが、塩竈の全体的な水産、水産加工業の、わかります。落ち込みで、今まで働いていたけれども、高齢者になったと、仕事もないと、こういうことかもしれませんが、ものにとらえ方として、何か一ついい方法ないものかと、いろいろ私なりにも考えるんですが、生活の保障というものとか、では厳しくしたら餓死するのとか。塩竈市内にブルーテントがたくさん出てくるのとか。これもまた困ります。そんな面で、ぜひ、我々たびたび、この生活保護費というものを質問いたしますが、なるべく質問のないようなものの状況にしていきたいなど願望いたします。それで、私たちも考えにはなかなかいいアイデアが出てきません。何か、こういうものの中から自立させる方法はないのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○佐藤（英）委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 保護を受けている方でも働ける方はまず自立していただいて、尊厳を持って日常生活をしていただくというのが基本だと思います。そういった中で、就労可能と思われる約80数名の方を就労支援ということでリストアップして、できるだけハローワークを紹介

介したり、自立に向けた指導をしている状況でございます。ただ、今の世の中、正規雇用でなくパート雇用が多いという中で、働いてもなかなか生活保護水準まで達しない方、いわゆるワーキングプアという方たちが多いのが実情でございます。そういった部分も就労意欲をそいでしまうのかなと思っております。ぜひ、市内でも正規雇用をしていただいて、各企業で頑張ってください。正規雇用して、産業を活性化していただいて、生活保護者を幾らかでも少なくする協力をいただけたらと思います。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 ぜひ、ご努力していただきまして、この数字を少なくしていただきたいと思っております。

次に、資料16の23、24、25ということで、工事請負契約に係る増額工事一覧表、これは共産党さんが資料要求したようでございますが、うちの方だった、伊藤博章議員が、済みませんでした、資料要求されたようでございますが、ちょっとこの落札価格、予定価格税込み、落札率、変更後の契約額、差額変更率、簡単でいいですから、ここの、ちょっと説明してください。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 答えいたします。

表の方の作成でございますけれども、17年度から19年度までの3カ年について、工事請負契約について500万以上のものにつきまして増額の変更が行われたものということで抽出して作成しております。

表の方は、項目といたしましては落札価格、それから予定価格、落札率、変更後の契約、そして変更後の契約と当初の金額との差額、そしてその差額の当初についての率というふうなことでございます。

今の差額につきましては、変更後の契約額と当初の契約額との差額ということでございます。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 ここのことを質問するのではないのですが、今、ちょっと落札率のことでちょっと伺いたいんです。落札率が90%だろうが50%があるということではないんです。私が質問したのは施政方針に対する質問の中でも、ちょっと、二、三あったんですが、この落札率、極端に言えば、23ページの一番上を見ていただいて、73%、70.9%あります。73%、私はよくわかりません。教えていただきたいんですが、100%ということは、予定価格でございますね、予算を組んだ金額だと思えますよ。この20年度の、ここはこういうふうに、このぐらいの予算でやるよと、予定価格でやるよと。それが、73%で落札された。そうしますと、27%が残る

わけですね。落札で23%が残ると、こういう数字が95%なら5%金額が残ってきます。ずっと1年間、トータルもございます。そういう金をどういうふうにお使いになっているかお知らせください。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 答えいたします。

予算に計上している金額から契約段階で契約実績の方が予算額を下回って契約されるというものが数多くあるわけございます。そういったものにつきましては、当初予定していた業務がそれで果たされるわけございますので、基本的には凍結ということで考えているわけございます。ですから、それにつきましては予算上は執行しないようにするということが一つには基本になろうかと思えます。

それから、もう一つなんですけれども、ただ、予算計上されているものが単年度で終わるものでない場合が数多くあるということで、下水道整備などはそのようなことなんですけれども、一定の目標を定めながら事業認可をとり、それを年次計画に従いまして毎年度実施しているというふうな、そういった事業がございます。そういったものと、その年度で予算を下回ったことで予算と契約額の差額が出てくるわけなんですけれども、事業としてはまだ終了していないということがございまして、そういった場合には、これまでの例ですと予定されている事業のもちろん範囲内なんですけれども、前倒しの事業の執行に努めて進捗を早めてきたというようなことが一方ございます。

そういった中で、現在は、やはり現在の財政状況を踏まえまして、事業の進捗調整を行っているような状況下でございますので、そのような前倒しのなものにつきましても、一定の見直しをかけながら行わざるを得ないのではないかというふうなことで、今、検討し、そういった方向に見直していこうというふうにご考えてございます。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 半分ぐらいしか理解できなかったんですが、私、考えていることは、よくわかります、その事業に対してはまだ後ろにもありますよと。その部分のところでは進捗状況を早くさせますと。3年かかるところを2年でさせますと、残った分で。私自身は、そのほかに、これ全部残っちゃったよと、この事業はこれで終わっちゃったよということも必ず出てくるわけですね。そのときの残額というか、そういうもののとらえ方を、何のことはない、市長みずからそういうのを集めて、市長がやりたいところを、最後にこれを塩竈市民のために、予算ではつけ

られなかったけれども、出てきたと。最後に、3月の頭に、2月の頭に、これを市民のためにプレゼントしますと、そういうもののとらえ方もできるのではないかと、私、思っているんですよ。そういうことのとらえ方というのはできないのでしょうか。

○佐藤（英）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、23ページから25ページまで、さまざまな事業について予定価格と、それから落札額、落札率等について掲載をさせていただきました。ここに記載されております事業、実は下水道事業、あるいは道路整備事業、さまざまな業種があるわけでありますが、基本的には国庫補助事業については国の方から、例えば下水道整備に10億ですよ、道路整備に5億ですよというような、各事業ごとに枠が示されておまして、例えば下水道事業で残金が出たと。でも、道路整備で本当に緊急性が高いものがあると。そういうものに、本来、振り向けることができれば、私としても地域の皆様方のご期待にこたえるために、ぜひ、そういうことに流用できないかというふうに思うわけでありますが、補助金が入っているものについては、なかなかそういったことが難しいということについてはご理解をいただけるかと思えます。

ただ、単独事業ですと、これは全く本市の税金から計上しておりますものでありますので、今日までも最大限、残金等を活用しまして、需要が高いものに振り向けていくといったような工夫はさせていただいてまいっているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 ぜひ、いろいろな枠で締められていることは知っておりますが、単独事業とか、そういうものときは、ぜひ、そういうものを集めていただいて、それで市民のために私がしたいんだと、市民も喜ぶというもののとらえ方など考えていただければいいのではないかと思っております。

次に、資料16の29ページ、30ページのところで質問させていただきます。これは各種団体への補助金、助成金と。まず最初に、補助金、助成金というもののとらえ方をするとき、これは何か申請して、手順か何か、条件とか何かあるのでしょうか。

○佐藤（英）委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 各種団体への補助金等につきましては、私どもの方で各種団体等の補助金それぞれに関します補助金の要綱を設けてございまして、それに基づきまして、各段階から申請をいただき審査を行いながら、補助を行っているところでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 19年度の見込みで14億円。20年度は当初は11億円という予算組みでございます。3億ほど削られておりますが、私、前にも申し上げたんですが、私たちがこういう、この資料をいただいて、昔から、ずっと補助金を出しているからずっと毎年出しているんだと、同じように出していますよと、そういうことになりがちではないだろうかということなので、一度、見直してくださいと申しましたら、三、四年ほど前に、10%ぐらいですか、15%ですか、その辺、一律にカットされました。何ですかと、今度は次、一律にカットということはございませんでしょうと、一生懸命、中にはもう一つ新しい事業をしたいという団体もあるだろうと。そこにはふやしてやらなければいけないのではないのでしょうかという話もしたんです。今回、3億円という減額になっておりますが、予算額に対して前年度の、私、いつもこう思うんですが、やはり、市民から預かっている税金でございます。それを補助金、助成金としてまた市民に返すとは思いますが、そのとき、透明性がなければならぬと。そのためには、何のことはない、前年度の決算書、そういうものを見ておられるのかどうか、それで決定しているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○佐藤（英）委員長 木村委員に申し上げます。14億円でなく、1億4,000万になっておりますので、そこら辺を。（「ごめんなさい」の声あり）

回答、田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 補助金のあり方についてでございます。委員ご指摘のとおり、補助金につきましては、長年にわたりまして交付している内容等もございました。そういったことを受けまして、平成16年度に補助金の見直しの指針ないしは補助金手続に関する規則を制定いたしまして、さまざまな見直しを行っているところでございます。

そのときの基準でございますが、まず、奨励的なもの、それから負担的なもの、委託的なもの、そういったところに分類をしながら、なおかつ見直しの指針といたしまして、交付目的を明確化を図り、事業費補助への転換、さらには補助対象経費の明確化、補助期間の設定というような形で見直しを行ったところでございます。このことによりまして、16年度予算で約1億程度でございましたものが、19年度予算では8,200万円、こちらについては市単独補助金ということになってございますが、このような形で、約2,100万円の努力を行っているというようなところでございます。

さらに、今回資料でお出しいたしましたものにつきまして、19年6月の補正後の数値といた

しまして1億4,000万円、20年度で当初で1億1,000万円ということでございますが、11月に申し上げました厳しい財政状況、いわゆる23年度まで51億円の財源不足という中で、これまでも補助金の見直しについてはいろいろな努力を行ってきたところでございますが、さらに踏み込みまして、今回、大変心苦しいお願いではございますが、一律10%の縮減という形でご協力をお願いしているものでございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 木村委員。

○木村委員 大変失礼しました。言いわけになりますけれども、単位、前にも質問したときに1億2,000万ぐらいで質問いたしました。19年度見込みは1億4,000万、20年度は1億1,000万ということで3,000万の減でございます。

そんな中で、ぜひ、翌年、また来年も予算組むでしょうけれども、一律10%ということですが、一律ではなくて、中身を精査して、総会のときはどなたか行っているんでしょうから、当局が、そのときの決算書をよく見ていただいて、本当に一生懸命やっているのか、それで、補助金を出して黒字で繰り越しでは困るんですね。一生懸命中身を精査していただいて、今後ともその辺を吟味していただいて、補助金、助成金についてはお願いいたしたいと思えます。

○佐藤（英）委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 先ほどちょっと答弁が漏れてしまいました。補助金の交付に当たりましては、各団体から申請をちょうだいするわけでございますが、その際、前年度の決算書、当該年度の予算書等添付いただきまして、事業内容、それから予算の執行状況を確認をさせていただきながら交付をさせていただいているところでございます。今後におきましても、補助金の適正化ということは必要というふうに考えてございますし、さらには新たな考え方ということも出てこようかと思っておりますので、先ほど委員からいただいた内容につきまして、来年度に向けた検討課題とさせていただきたいというふうに考えてございます。

○佐藤（英）委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○中川副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阿部委員。

○阿部委員 平成20年度一般会計予算案に対しまして質問させていただきます。

先週の施政方針に対する質問に続きまして、午前の議員の皆さんの質問と多々重複する面があるかもしれませんが、初めての予算委員会ということで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料ナンバー9、予算説明書を中心に私から何点か質問させていただきます。

まず初めに、歳入歳出についてであります。資料9、1ページ、予算事項別明細書総括の歳入の表です。1の市税について。本年度予算額63億8,159万4,000円に対しまして、前年度比で2億2,380万6,000円の減収になっておりますが、その主な減収の原因とはどんなところにあるのでしょうか。もちろん、人口減ということ十分に考えられますが、そのほかに思い当たる原因というものを教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○中川副委員長 星税務課長。

○星税務課長 市税の当初の予算についてでございますが、昨日も財政課長の方からご説明申し上げましたが、63億8,159万4,000円に対しまして前年比で2億2,380万6,000円の減。この比較なんです、さきの補正予算の中で2億7,020万ほどの減額の承認をいただいております。そういったところからの説明の方がわかりやすいのではないかとということでご説明申し上げます。

総体的には、固定資産税、それから都市計画税のマイナス分は3,900万円ほどでございます。ただし、市税、それから軽自動車税の増加分が8,500万円カバーしてございまして、19年度の補正額に比べましては4,600万円ほどのプラスとなっております。景気動向もそろそろ歩どまりという傾向も予想されますので、固定資産税の中で、先日も報道がありましたが、耐震構造の強化等ありまして、19年中は新築のマンションとか一戸建ての住宅もかなりマイナス面が見られまして、17%、18%の減ということの報道がなされております。ただし、本市につきましては、17年度からは約240棟ほどの新築を維持しております。こういった、庚塚、それから南錦町の住宅の団地開発が含まれております。ただ、20年度以降は新たな要因は見込まれないという現状でございます。

それから、地元企業の水産加工業及び金融業、これらが不振がありまして、法人の税割とか個人の所得割、それから納税者減による均等割の減等がありまして、余り思わしくない状況でございます。ただ、法人の方で明るいきざしというのは、昨年10月に郵便事業化部、それから

郵便局、これらが第一法人ということでの登録がなされております。また、新たな大型店につきましては法人と固定資産税が見込まれております。実際、小さなテナントにつきましても、現在、26店舗の開業ということで、そういった形になっております。ただ、前の大型店の部分と相殺される部分が出てくるのかなということがあります。

それから、一本松地区のリサイクル業者につきましては、固定資産では昨年から収入があります。また、軽自動車税、それから市たばこ税につきましては、増加の傾向で約600万円、たばこ税は喫煙者の減で約1,400万円ぐらいの減額を見込んでおります。

減額等、それから増額等につきまして、そういった形でなっておりますので、やや、昨年よりは補正の額と比較した場合は上向きの方での予算のつくり方かなというように考えております。以上です。

○中川副委員長 総務部長。

○三浦総務部長 ただいまの答弁の中で、各企業の分にかかります個別の情報につきましては、個人情報にかかわる部分がございますので、答弁内容から削除させていただくようによりしくお願い申し上げます。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ご答弁ありがとうございました。

市民の皆さんにとって、今、一番市の財政というものは気がかり、そして大変厳しいということも十分認識していらっしゃいます。特に、20年度、ようやく19年度を乗り切ったのかしらという声も聞かれます。多くの皆様が、これほど市の財政に心配あるいはいろいろな意味で注目している時期もないのではないかと思います。何度かこういった説明も受けておりましたけれども、再度、市民の皆様がしっかりと受けとめていただけるようなご答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、次ですけれども、2ページ目の21の項目、市債に本年度予算額16億2,720万円を計上しております。前年度比では5億1,780万円の増額発行を計画しているのでありますが、これはもともと借金に当たるわけです。その理由についてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○中川副委員長 菅原課長。

○菅原財政課長 お答えいたします。

資料ナンバー9の28、29ページの方をお開きいただきながら、ごらんいただきながらお聞き

いただきたいと思えます。ご答弁申し上げます。

28、29ページに20年度当初予算に計上しております市債の金額の内訳を載せてございます。まず、主なものについてご説明申し上げますと、右ページの方の上の方にあります退職手当債、これは一定の定数の見直しなどを定めながら行政改革に取り組んでいる自治体に許可される起債なんですけれども、20年度で3年目になりますが、退職手当債を計上しております。

それから、その2段下になりますが、都市開発公社の貸付事業として6億1,490万円を起債で借りております。これは、公社の方の経営健全化を図るといいますか、公社の方での利子負担の軽減を図るために、一般会計から無利子で貸し付けるということをごとしかから行おうというものでございますけれども、そのために、一般会計の方では財源として起債を起こしながら借り入れるということをしていただきますので、その金額が6億1,490万でございます。そのほかのものにつきましては、各事業に充当する事業を掲載してございますが、合計で16億2,720万ということで、例年と違う点は、この土地開発公社の無利子貸付を行うための起債を起こしているということでございます。以上でございます。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。今年度、土地開発公社の貸し付けということで、こういった手当てをしているということで了解いたしました。

それでは、歳入に関連いたしますので、次の3ページ、歳出の表、その中に総務費の本年度予算額23億6,931万7,000円に対しまして前年度比で4億3,679万6,000円の増額になっております。それに対しまして10項目の教育費の本年度予算額は15億1,655万9,000円で、前年度比で2億8,015万8,000円の減額になっているのですけれども、それぞれの理由についてお尋ねいたします。

○中川副委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 まず、2款の総務費でございますけれども、2款の総務費につきましては、先ほど申し上げました公社への貸付金を計上している科が2款の中にごございます。そういうことで、例年と異なりまして6億円ほどこの2款の中で組んでおりますので、それが増加要因となっております。

それから、10款の方の教育費の減少なんですけれども、昨年度の予算では玉川小学校の大規模改造事業を計上しておりました。その関係で、ことしは大きな規模の学校関係の事業が載っていないということがございます。これは、当初、20年度に予定しておりました月見と三中の

耐震化工事を前倒しで19年度の補正予算の方に組んだということがございまして、そういうようなことになっているわけでございますけれども、そういうことで、教育費の方の減少になっているということでございます。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは、歳出合計179億6,500万円の本年度予算額といたしまして、前年比2億9,190万円の増額になります。何年か前の予算額から比べますと、この金額は大分縮小されておるんですけども、昨年度の予算額から見ますと、ちょっとはやりふえているということ、実質的にはどのような性格の予算編成になるのでしょうか。その辺、ひとつ、よろしく願いいたします。

○中川副委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 当初予算の予算額の前年度との比較でございますけれども、前年度との比較では、2億9,000万円ほどの増ということでございますが、昨年度は統一選挙ございまして、骨格予算でありましたので、6月補正後予算との比較が今回の当初予算との比較というのに近いんですけども、そうしますと、6月補正後予算と比較いたしますと、9,400万円ほどの増加でございます。これは、歳出削減に引き続き取り組んだ緊縮型の予算であるんですけども、先ほど申し上げました公社への無利子貸付金6億円、それから公的資金の借換債といたしまして、それが歳入歳出ほとんど同額で組むんですけども、4,000万円ほどございました。そういったのがありましたので、その分、仮に差し引くとすれば、数億円単位での減というのが実態のところであるというふうに思います。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは、20年度予算編成で財政健全化法による連結会計の健全化に向けた取り組みをお伺いしたいと思います。

○中川副委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 答えいたします。

健全化法の施行が平成20年度決算から適用されるということで、かなり間近に迫ってきているわけでございます。20年度予算は、そのための最後の1年間ということになるんですけども、本市の方で留意しなければならないところが2点ほど、大きくは、最も留意すべきところが、一つは連結実質赤字比率の問題でして、それにつきましては19年度の12月補正予算の方に

まとまった繰り出し額を計上させていただきましたけれども、累積赤字があります3会計、魚市場、それから駐車場、病院関係に対しての繰り出しを始めた。病院につきましては、18年度で一応前倒しして行ったというような形ですけれども。

それで、当初予算の方でございますけれども、当初予算には累積赤字額解消のための繰り出し額が計上していないところがございます。それは、市場会計と病院会計、この2会計があるんですけれども、駐車場会計は19年度ですべて累積赤字なくなりますので、1会計収支均衡に戻るということが一つございます。それから、そっちの残るのが赤字会計が市場会計と病院会計でございますが、両会計とも繰り出しについては今後の補正予算の中で計上してまいりたいというように考えております。

魚市場会計につきましては、残念ながら累積赤字がありますので、収支均衡が図られておりませんので、繰上充用会計が5月にどうしても補正予算を行わなければいけないという状況がございますので、その中で、20年度については繰り出し額を計上してまいりたい。

それから病院会計につきましては、改革プランの策定が本年度の重要課題として浮上してきておりますので、それらの推移を見ながら、今後補正の中で計上してまいりたいというふうなことで考えておりますので、当初予算では繰り出し関係は組んでございません。

もう一つ、土地開発公社の関係がありまして、これも健全化法の中では普通会計、一般会計と同じような意味ですけれども、普通会計の財政状況だけではなくて、企業会計、そして公社、第三セクターを含めた財政状況を見ますよというふうになってきておりますので、公社の方の経営健全化も進めていかなければならないというふうなことがございます。そういったことから、公社関係の方で無利子貸し付け、さらには公共用地会計の方ですけれども、公社で保有している土地の取得事業、そういったものを計上してございます。以上でございます。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。この市税というもの、一番市の税源の基礎になるものがございますけれども、この市税の一番の収入、あるいは減、そういったものを見たときに初めて、この中からいろいろな問題が浮かび上がってくると思います。人口減に連なる市税の減というのは、やはり働いて現役でいらっしゃる方、税金を納めている方がこのまちからどうしても転居していく、そういった現象も考えられますし、私たちとしては、市税増収の施策として、これからも企業誘致あるいは地場産業の振興、観光客の誘因など実効性のあるような、積極的な取り組みが求められていると思いますので、なお、今年度よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目ですけれども、同じ資料9の145ページ、145ページの学校管理費の15、工事請負費について、私は昨年的一般質問の中で、学校のトイレの補修について取り上げました。教育長から懇切丁寧なご回答をいただいております。この質問を、きょうさせていただこうと思ったんですが、本日、この16番の資料をいただきました。その中で、12ページ、13ページ、20年度の小中学校の工事予定箇所というところで、トイレの改良工事というものが出ておりました。本当に感謝を申し上げたいと思います。

実は、つい何日か前ですけれども、小学校の低学年のお子さんが、いよいよトイレのドアが閉まらなくなったという話を実は私、耳にいたしまして、いよいよもう限界かなということで、きょうは、ぜひこれは絶対、質問しなければと思ってまいりましたところ、こういった今年度の予定が出てまいりまして、本当にうれしく思います。子供たちが安心して、そしてよりよい学習環境において勉強してもらい、豊かな心をはぐくんでもらうということは、塩竈にとって大変大事なところがございますので、ぜひ、今後の取り組みよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、同じ149ページの事業内容の中に、塩竈市のサマースクール事業というのがございます。午前中に質問ありましたけれども、その中で、中学校を会場として小学校も受け入れてのサマースクールということで、今年度、塩竈市では何か目玉の事業になるのではないかなというふうに変えうれしく思っておりますけれども、この内容的なことを少し市民の皆さんわかりやすく教えていただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○中川副委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤学校教育課長 それでは、お答え申し上げます。

昨年、全国学力学習状況調査を実施いたしまして、本市の学力につきましては全国あるいは県を下回っている状況がございます。それを踏まえまして、やはり教員の資質の向上、あるいは子供たちの学ぶ姿勢、あるいは保護者の協力、支援をいただくというふうな三本立てで考えまして、今回は中学校区で実施することになりました。小学生は中学校に行くわけですが、なかなか小学生が中学校に行き、中学校を知るというふうなことも少ない状況でございますので、交流を兼ねた内容に、交流の場としても活用していただく方向でございます。

主なものにつきましては、先ほども答弁申し上げましたけれども、子供たちの基礎学力の向上、読み書き計算、それから発展的な学習ということで、少し応用的なもの、それから家庭学習の仕方等についての保護者であるとか本人からの相談というようなことを予定しております。

やはり、学習習慣の定着というんでしょうか、その辺がメインになると思います。以上でございます。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ご丁寧なるご答弁ありがとうございます。

それでは、恐れ入ります、資料9のページ67、民生費についてお尋ねいたします。

扶助費として身体障害者の方の補装具給付費、それから身体障害者の方の日常生活用具給付費というのが出ておりますが、この二つの中に、どういったものが含まれているか教えていただきたいと思います。

○中川副委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

身体障害者補装具給付費、こちらは義手とか義足、それから眼鏡、目の見えづらい方、矯正用の眼鏡、それから補聴器、車いす、電動車いす、歩行補助つえ、こういったものが入っております。

それから日常生活用具給付でよろしいでしょうか。ちょっとお待ちください。済みません、こちらの方は日常使う、今回一番大きいものとして内部疾患、ストーマ、人工肛門とかそういった方たちのストーマ用の袋、そういったものの給付が多くなっております。そんなところでございましょうか。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。実は、ちょっとこういうお話が出ておまして、補聴器なんです、補聴器を市の方から給付される、そのときに、電池ですね、中に入る電池が5個入りなんですか、一つついてくるんだそうですね。それで、ところが、それがやはりなくなると、常にそれを買わなければいけないということで、何とかそれを給付していただけないものかというご相談を受けました。市の財政も厳しい折で、私もなかなかちょっと難しいなというふうに思いながらもお話を伺ったんですが、一つ、私もこれまで民生委員という立場も経験してまいりましたけれども、本当に今、市民の中で大変な思いで生活している方たちはどの層なのかと。

実は、年金が最低額、ある程度ぎりぎりの生活をしてきている方たちというのは、一番厳しいわけなんです。それでも一生懸命頑張って生活していらっしゃる。実は、年金要らないから生活保護に切りかえてほしいという切実な願いも私は受けたことがあります。とてもつらい

思いをしました。ですけれども、年金をいただいていたら、それはできないということですね。そういった、本当にはざまにいる方たちというのは厳しいなというふうに思うんですが、本当にこういった、補聴器に電池を入れなければ聞こえないわけですから、まさしく使うことができないという、厳しいものがあります。それを毎度毎度買うということが、ある部分の方たちには非常に負担が大きい。入れなければ耳が聞こえないといった状況があります。ぜひ、その辺、もし財政がどこかでやりくりがつかないのであれば、そういったこともご一考いただければうれしいと思います。

それでは、次、よろしく願いいたします。

ページ89です。同じ資料9。ここで、恐れ入ります斎場の件なんですけれども、これまで斎場の方は自主運営ということでやってまいりました。今度、広域ということで運営費負担事業ということで1,318万8,000円という金額が出ておりますけれども、この広域化に伴いまして、これまでの経費が軽減されるものかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○中川副委員長 澤田市民課長。

○澤田市民課長 それではお答えをさせていただきます。

斎場の経費につきましては、19年度までは塩竈市がまず一たん全額を支出しておりますけれども、収入、要するに使用料から差し引いた赤字分につきましては、従来どおり2市3町で負担をいただいております。今度の枠組みが塩竈市の役割を環境組合に移すという形になりますので、塩竈市も1市3町と同様に、今度は利用割合によって負担をするというので、実質的な負担金額は変わらないというふうにご理解いただければと思います。以上です。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは、次です。111ページ、この中に中心市街地商業活性化事業というのが出ておりますけれども、これは今年度どういったことを、事業としてもし出ている部分があればお知らせいただきたいと思います。

○中川副委員長 荒川産業部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 この300万円の内訳は、商人塾支援業務委託料、それから次ページのシャッターオープン事業になります。午前中もちょっとお話ししましたがけれども、まず最初、シャッターオープン事業については19年度から始めた事業でありまして、昨年7月から募集をかけましたがけれども、今年度3月に開業する予定になっていましたけれども、なかなか

か初めて小売業を挑戦するとあって、なかなか難しいと。その間、商人塾の方に加盟していただきまして、その中で宮城産業機構の方から専門家を派遣していただきまして、そういった勉強をしております。今年度、シャッターオープン事業については5月に1店舗開業予定で、今、頑張っているところです。

もう1点、商人塾については、19年度から3年間ということで商い講座、それから実践道場というふうな二つのコースで実践している最中でありまして。その中でも、参加者、参加店、参加会社の方からも、やはり根拠を出してもらおうというふうな意味でも、行政だけの負担だけではなくて自己負担も伴いますけれども、そういった中で事業を継続して、また今年度も行いますので、先ほど言ったように19年度に関しては15社、延べ人数で63名の方々が講座を受けまして、実践をしている会社が7社であります。引き続き、20年度においてもテーマとしては店内提案力大改善というふうなテーマで、より多くの個店を応援していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 よろしくお願ひいたします、塩竈活性化のために、どうぞひとつご尽力いただきますように。

それでは、引き続きまして、次の113ページ、これも観光の方ですけれども、観光物産費というところ、塩竈市観光物産協会助成事業として出ておりますけれども、今年度の予定などありましたらお知らせください。

○中川副委員長 荒川産業部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 観光物産協会の助成事業ということで、もともと組織的にいわゆる観光物産協会の事業費補助というふうな形でやっておりますけれども、先ほどもちょっとお話ししたとおり、若干ちょっと昨年度よりは若干ふえておりますけれども、その内容についてはデスティネーションキャンペーンをスムーズに移行、実施させるためにも、観光物産協会が中心となつていろいろな形の実行委員会に支援をしていくというふうな形で、若干ふえていくような内容であります。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。つい先ごろ、フード見本市ありました。市民の皆さんも参加された方、随分いらっしゃったようで、私の方からお話を伺いましたけれども、塩竈にあれだけのおいしいもの、あるいはすばらしい食べ物があると思わなかった。おみやげにしても、

贈り物にしても立派なものだというような評価をいただきました。実は、私も存じませんでした。かまぼこ屋さんにはたくさんありますし、お店もありますので購入できますけれども、その他の製品、非常にさまざまな製品がございました。びっくりいたしました、私も。わざわざ仙台のデパートに行かなくても、塩竈でこれだけの製品をつくっているんだ。どこに行っても買えよよろしいのか。聞かれても、私もわかりませんし、私もどこに行っても買え求めたらいいかわからない。塩竈というのはそういう町だということ、改めて私、厳しく実感いたしました。市民が欲しいものが手に届かないといいますか、地産地消という言葉はどこにあるんだろうかということ。私たち、本当に地場産のものを知らな過ぎたなという、非常に反省をもちました。見本市、大変すばらしいPRになったと思います。ぜひあれをもっと拡大していただいて、そして塩竈の地場産、あるいは塩竈というふうにごだわらなくてもいいと思うんですね。本当にこの地域の特産品と一緒に売って売っていくということも必要でないかというふうに思います。また、そういったものを手に入るような、市民の皆さんが贈り物にしたり、あるいはおみやげにしたり、気楽にできるような、そういうこともやはり考えていかなければならないのではないかという深い思いをいたしました。ぜひ、この点、今年度、こういった物産の関係で進めていただければ、大変ありがたいと思います。

それでは、次に大変恐縮なんですけれども、余り小さいことなので申しわけございません。私、初めてなのでちょっと気になったものがございました。資料9の41、49、またそのほかにもたくさん出てきております。説明欄には、公用車賃借料と計上されているんですけれども、これはどんなものに使われるのか教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○中川副委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 お答えいたします。

公用車の賃借料は、現在、公用車、リースで調達しておりますので、その科目がリース代ですと、この賃借料の方に出てくるということでございます。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。それ、市の方で公用車というのは何台ぐらい持っていていらっしゃるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○中川副委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 会計で言いますと一般会計、特別会計あわせて大体100台ぐらいではないかと思っております。

○中川副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。大変細かい額だったんですが、ちょっと試算してみましたら、それが結構積もり積もって結構な額になったものですから、自動車買った方が、持っていた方が安上がりなのかなというようなことを思いました。

それから、エコの時代でございますので、自動車にかわるものとして原付の自転車とか、そういうものも、これから率先して、町の中、ちょっとした用事であれば、本当に市役所の場合は分散しておりますので、職員の皆さんも大変不便を感じながらお仕事なさっていると思うんですが、そういったことも一つの塩竈市の姿勢として大事なのかなというふうに感じたものでございます。

いろいろ質問してまいりました。市長が仰せのように、住みたいまち、住み続けたいまち塩竈を目指して、高齢になり、子供のところに転居した方なんかも、実は行ったけれども住めなかったということで、また塩竈に帰ってきました。家を処分しちゃったんですが、アパートを借りて、またお友だちのところで暮らしたいと言って戻ってくる方も結構いらっしゃいます。私は、すごくうれしいと思います。この地域で生活し、そして住み続けてくださる、そういう市民の皆さんと温かく住みたいまちになるような、私たちも努力をしてまいりたいと思います。そして、子供たちをこの塩竈の地で育てたいという若い方たち、若い方たちをもっと応援してあげたい、そういった20年度の財政配分をしていただければということを申し上げ、ちょっと時間早めですけれども、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 私からも質問させていただきます。

その前に、この2月、3月議会のたくさんの議案があったわけですけれども、本当にてんこ盛りにたくさんあって、私たち、考える、いろいろ調べる、そういうことがぎりぎりのところでやっつけなければならぬ。もう少し、年間を通して配分をよくしてくれないかななんて思ったものですから、今回も、この3月議会の中でも大変な量の議案があって、しかも、それをきのう説明して下さったわけですけれども、本当にスピードで、委員長、副委員長の選出も含めて2時間の中で説明されたわけですけれども、まず、皆さんは一枚の紙に自分が説明するところを当局の方々書いてくるんだと思いますけれども、何ページのナンバー何ページの何ページお聞きくださいと言って、広げようかなと思っているうちに、もうばばばばと言ってしまって、数字も見ないうちに終わってしまったというのが、私も何件かありましたので、午前中

に説明を終わらせるということに対して、非常に、これはどっちの問題なのかよくわかりませんが、市長さん方の側の要望なのか、議会の要望なのかわかりませんが、その辺でもう少し時間をかけて丁寧な説明をお願いしたいなということを次期の議会までに、ひとつ、私たちも考えなければならないのかなということを感じましたので、ひとつ、感想として、お願いとしてお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、最初に、議案第17号の定数条例の一部改正案ですか、これについてお話を聞きたいと思います。

市長は、就任以来、塩竈市は財政難で大変なんだと。他市と比較して、まず職員が多い、人件費がすごくかさんでいるんだと、こういうところからして行政改革を私は果敢に言ってきたと思うんです。そして取り組んできたと思うんですが、これは市長さんから市民への約束でもありますので、まっすぐに取り組んできたんだと思います。ふつうでしたら、私も褒めてあげたいわけですが、行政改革の柱に人件費の削減が大きく座っているところが、余り私にはなじめないやり方なんですね。そして、一番手のつけやすい切り口で人件費に手をつけてくるといいますか、市長はそういう点では、本当に人が多いと思っているのかどうか。類似都市と比較してどうのこうのとか言いますが、どの辺の類似都市なのか。そして、本当に人が多いと思っているのか、その点について、ぜひお伺いしたいなというふうに思います。

一般の市民の方々も、最近市役所の人たち随分減っているよね、中に行ってみるとほとんど臨時の方ですよとか、そういうような言われ方をしておりますけれども、そういう点について、ひとつ、お伺いしたいなというふうに思います。

それから、これまで、市長が就任して4年、5年になりますか、5年になりますけれども、その間の中で、人員をどれだけ減らしてきたか。660人を目指しているというような言い方をされていますけれども、その実態、職場の実態がどうなっているのか。職員団体にアンケートなんかを調べてみると、本当に皆さん自分たちの実態を赤裸々書いている。市長さんはこれをお読みになったどうかわかりませんが、どこも人が多いとか、緩やかだとか、これで満足とか、そういうのは一つもありません。それについて、市長はどうお考えになっているか。市長です。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 職員定数についてのご質問でありました。我々の行政は、市民の方々の本当に安心・安全であり、元気・活気であり、誇りでありということを実感として感じていただけるま

ちづくりということが我々の究極の目的だと思っております。そういった目的を達成するために、しからば、本市の行政規模、事務内容等々をさまざまに今精査をしながら、定員適正化計画というものを策定し、再三にわたり議会の皆様方にもそういった取り組みの内容、経過につきましては、これまでもご報告をさせていただいてまいったのかなというふうに感じているところであります。

よく、類似団体比較ということを申し上げます。当然のことながら、事務量が共通する部分につきまして、特に偏在するものがなければ事務量というのは一定程度の職員で進めていくということは基本になるのかなと思っております。そういったものを総合的に評価をさせていただきながら、定員適正化計画も既に何年か前に策定をさせていただき、進行状況についても議会にご報告をさせていただいてきております。私は、多いと思っております。でありますからこそ、15年に初めて市長として行政に取り組みさせていただいたときに、5年間で100名の職員数を削減をさせていただくということをお願いいたしました。しかしながら、そういったことが既に満たされておるにもかかわらず、類似団体比較、あえてそういうふうな表現をさせていただきますが、類似団体比較では、まだ残念ながら相当程度職員数が多いという現状でありますので、第2次の定員適正化計画に取り組みさせていただきたいというお話をさせていただいてまいりました。

詳細につきましては、担当より数字を詳しくご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りをお願い申し上げます。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 定数適正化の取り組みでございます。

定数適正化につきましては、15年から100名削減ということで取り組みを始めておまして、17年10月には定員適正化計画を策定いたしまして取り組んできたところでございます。15年4月1日の職員数846名が19年4月1日は731名ということで、15年4月、846名の職員でありましたが、19年4月1日、731名ということで、4年間で115名の職員数の削減ということで取り組んできておりました。このような、国全体が5年間で5.7%の削減目標ということに対しまして、私どもの方については十数%の削減ということで急激に取り組んできたというふうに考えてございます。

ただ、そういった中にございまして、類似団体と数を比較いたしますと、平成18年の会計の部分で、91名の類似団体との差でございまして、私どもの方が多いということでございます。

19年には若干類似団体の積算の方法が変わりまして、人口規模別の考え方でのとらえ方ということで、逆に類似団体との差が121名というふうに拡大している状況でございます。これがなぜかということでございますが、私どもの方でも定数削減を進めてございますが、類似団体におかれましてはさまざまな行革の取り組みを行っているということでございます。こういった中で、私どもの方の大きな課題が、いわゆる現場部門、例えば学校給食の直営、それから清掃工場の直営、それから教育委員会等の文化施設等が他市に比較しますと若干多い。それから下水道施設とか公園の維持管理業務の現業部門、こういった部分が直営で行っているというところに類似団体との格差となつてあらわれているという現状かなというふうに思っております。

一般行政職を見ますと、ほぼ類似団体と近い内容にはなっておりますけれども、一方におきまして人口減少ということもございますので、人口規模、それから予算規模等見合せながら、さらなる適正化を図っていく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。以上です。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 単なる類似団体との比較といいますか、その類似団体もすごく幅があると思うんですよね。ことさら類似団体で比較されるところが、私は多賀城市とか近いところでは、これも類似団体の一つに入っているんだというふうに思いますけれども、そういうところとの比較、では仕事はどうなっているのかと。例えば、多賀城市には浦戸というような離島もない、それから水産関係がないとか、市立病院もない、いろいろなそういう点での差があると思うんです。ところが、そういうことは度外視して、人口とか人口密度とか、それからまだ直営であるからみたいな感じで、直営と民間の比較でいって、やはり最終的には民間というのはやはり営利を目的とするわけですから、いろいろな点で直営とは全く違うのが当たり前だというふうに思うんです。

そういう点で、私は比較の対象がちょっと違うのではないかな。皆さんが、職場の実態からして本当に人は足りてないんだと。個人の力量にもかかっているとは思いますが、でもありますけれども、そうではなくて、やはり、このあたりの何年間の実績、実績と言ったらおかしいですけども、実態を見てもらえば、大変病人がふえている、現職死亡もいる、そして最近仕事が続けられない、あと一、二年で退職を迎えるような人たち、あと数カ月で目の前で定年退職を迎える人たちがどんどんやめていっている。もうやっつけられない。こういう状態があるわけですね。このことを私はしっかりと見てほしいなというふうに思うんです。その

ことは、すべて市民に返っていくわけですから。

また、定数を減らし、そして給与を削減すれば、やはりそれは交付税とかにもかかわってくるし、税金のあれにもかかわってくる。収入にもかかわってくるんだというふうに思います。減らせばいいという問題でもないということだと思っておりますが、その辺はどうなのでしょう。今、本当に職場で仕事をしている人たちの実態について、市長は皆さんとひざを交えてお話をしたことありますか。組合との何人かの方々と話しして、了解をいただいたんだというふうに思いますけれども、やはりもっと、私は職場に、市長さんときどき職場に行きますけれども、そういう声をぶつけてくれる人はいないと思うんですよね。いいことは、皆さん、市長さんにお話も聞いてくれると思いますけれども、そういう点で、本当に生の声を、私は職場実態というものを聞いてないのではないかというふうに思うんですが、この辺をぜひ、これから、やはり健康の問題とかもありますので、そういう点では実態に即した人員削減、私はこれ以上やってもraitakくないなというふうに思いますので、数字の点で、余りやり過ぎではないというのが、やはり市民の声でもありますし、皆さんの実態でもありますので、その辺、よろしくお願ひします。お答えいただきたいと思ひます。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 職員定数の適正化についてご質問いただきました。先ほどもご答弁をさせていただきましたし、例えば、今、議員から、市長は各職域の方々の生の声を聞いていないのではないかというようなお話をいただきましたが、私も、そういった現業部門の方々のご意見等も拝聴させていただいておりますし、あるいは保育所、さまざまところに許される限り足を運びながら、そういった方々と意見交換をさせていただいております。現場の方々を、私は大切にしたいと思っております。それが、市民の方々に対する負託にこたえることだというふうに思っておりますので、今後とも、足を運ばせていただきたいと思っております。

また、委員から職員がどんどん病気でというお話であります。私も、職員の健康については本当に家庭がそれぞれあるわけでありまますから、常日ごろから健康に留意できるような配慮はさせていただいてまいったつもりであります。市立病院、それから魚市場、浦戸交通という特殊な分野を取り上げていただいておりますが、それらについては、すべて盛り込んだ上で比較をさせていただいておりますし、もう一つ言わせていただければ、一般会計部門というのが一番基本になるのかと思っておりますので、決して、先ほど申し上げました数字は他市と違った業種がある部門を比較してこれだけだという話ではありませんので、その辺については適正化

計画の中身にもしっかりと触れさせていただいておりますし、それぞれの課、部等でどういった定数であるべきかということについては、毎年ヒアリング等実施させていただきながら、事務事業の内容をつぶさに意見交換をさせていただいて、適正な配置となるような努力をさせていただいているところでありますので、ぜひ、そういった内容をもう一回ごらんいただきまして、決して、私が申し上げていることが無理難題ではないということ、ぜひご理解をいただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 こればかりにかかっていると時間がありませんので、とにかく職場実態に見合ったような人員削減、お金の上からだけ見ていかないで、やはり働く側に立ってもぜひ、そして市民のサービスもその分カットされるわけですから、そういう点では、ぜひ、そういう観点から定数の問題は私は見ていただきたいということを希望しておきたいというふうに思います。

それから、次に、議案第20号ですけれども、人勧の問題ですね。その問題について、ひとつ、「資料ナンバー」の声あり）資料ナンバーの1の10ページなり、あるいは12の3ですか、ここについてお話をしたいというふうに思います。

この問題についても、昨年の人勧、9年ぶりに人事院勧告がなされたわけですね。わずかですけれども、0.35ぐらいですから大した金額ではありませんけれども、これも塩竈市はやらなかった。これまで、私たちも二、三回、財政再建団体を、私も職員でしたのでくぐってまいりましたけれども、そういう中においても、まず、人勧は何の代償なのかということをしちんと、その当時の当局の方々もきちんととらえておまして、人勧は、これは守らなければならないんだという方向で、私はやってきたんだというふうに思います。

これまでは、2カ年にわたって約5億円の独自削減をやってきたわけですね。それから、先ほど言われたように、人員もかなり減らしてきている。この分、皆さんの肩にもかかっているし、財政上も大変助けてあげたんだというふうに思うんですが、何か、下水道料金の問題が出てきて、その肩がわりかどうかわかりませんが、そういう点で、ことしは人勧やらなかった。これについては、私は大変残念だなというふうに思います。そういう点で、この人勧は1年見送りと言っていますけれども、すべて退職金なり何なり、年金なりに響いていくのでは、年金は一律でしょうからあれですけれども、響いていくんだというふうに思います。

まず、職員の生活の実態は、本当に大変なんですね。そして、これは市のやはり市民の方々のご商売やっているの方々の方にも響いていくわけなんですけれども、今後、こういうことはま

だあるんですか。お考えになっているんですか、人件費削減について。いかがですか。市長です。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 人事院勧告、例えば宮城県も見送ったようでありまして、我々の塩竈市の置かれた財政環境につきましては、今議会でもご説明をさせていただいております。大変厳しい環境であります。また、市民の皆様方にも一定程度の、例えば下水道の使用料の値上げ等の大変心苦しいお願いをさせていただいているわけでありまして。そういった中で、本市として、今回の人事院勧告をどのように取り扱うかということにつきましては、私も組合の方と再三再四お話をさせていただいてきてまいりました。私の考え方も組合の方にはお示しをさせていただきました。今、新聞等でも報道されましたが、本市の職員の平均給与、ラスパイレスであります。議員も恐らくは本市の職員給与のラスパイレスがどういった位置にあるかということについて、よくご存じかと思いますが、そういったことを我々はしっかりと受けとめながら、やはり市民の方々にお願ひすべきものはお願ひする。それから職員がみずからの努力で汗を流す部分は汗を流していくというめり張りのある行政を、我々は当然のごとく取り組まなければならないのではないかとこのように考えておりました。議案第20号につきましては、おっしゃるとおり1年間を凍結させていただきまして、今年の4月から何とかこういう形でお願ひをできないかということで提案をさせていただいたところでありまして。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 今、ラスの話が出ましたけれども、このラスについてはどうお考えになっているかわかりませんが、塩竈の場合は96%ぐらいになっているんですか、私は決して、高いと言えば高いのか、高くないと言えば高くないんでしょうね。というのは、国公のラスは最近低くなっているんだと思うんですよ。というのは、道路財源の話も出ますけれども、天下りがたくさんいるわけですね。30年から35年の間の人たちが非常に少なくなっている。その点で国公のラスというのは低くなっているんだというふうに私は聞いています。

ですから、そこに合わせられると、35年以上勤務している人たちが市町村の場合は非常に多いので、その辺で違ってくるんだという話も聞いたことがあるんですけども、その辺はどうお考えになっていますか。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私が申し上げていますのは、県内に13市がありますよね。その中で、本市のラスパ

イレスがどういう位置にあるのかということでもあります。それは、もう新聞等で報じられているとおりに思います。ただし、今回の新聞等で報道された内容については、私ども職員の給与の独自削減というものが入っておりませんから、そのことについては県等にも適正にご説明をさせていただいておりますが、それ以前の比較については、その13市の中で本市のラスがどれぐらいの位置にあるかということは、議員の方でもおわかりだと思いますので、そういう意味合いで申し上げたわけでありまして、国云々の話ではなくて、県内13市の中で、我が市の位置づけがどういう状況になっているかということで、私はご説明を申し上げたつもりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 ラスというのは国公に比べてどうなのかということがラスの比較だというふうに思いますので、私は国公を申し上げたわけでございます。もし、ラスを引き下げたいと言うのであれば、方法がないんですか。私はあると思うんですね。というのは、私、こういうこと言いたくないですけども、管理職手当を皆さんは全廃しろと、職員の方々は言います。私は言いたくないです。でも、それで、ラスパイレスを下げるためには、やはり一つの方法として管理職の人たちの基本給を下げ、では手当分をそこにぶっこんだらいいのではないかと、そういう方法もあると。そうするとラスは下がるんだというようなやり方もあるということを知ったことがあります、その点についてはどうですか。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 管理職手当というのは、ラスパイレス指数の中には組み入れない話でありますので、今ラスパイレスの中に入れるもの話をされましたので、それはちょっと勘違いでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思っておりますし、今、管理職につきましてもご案内のとおり2分の1をカットしております。ですから、管理職もみずからそういうことに立ち上がっているわけでありましたが、私も、ラスパイレスというのがどういう数値の中身かというのはわかっています。ただ、県内の他市との比較をした場合に、塩竈市がどういう位置づけにあるかということは、職員ももちろんわかっております。ですから、その辺を踏まえながら、我々今後どうあるべきかというような話の中で組合ともこういった話をさせていただいているところであります。組合の方からも、1年間の凍結については理解をいただいたと私は考えておりますが、そういったことを踏まえて、今回提案をさせていただいているところでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 これは、まだまだ時間が足りなくてやれない部分ですので、ひとつ、この辺で私も別の方に移りたいというふうに思います。

それでは、土地開発公社の部分について、12の28ページ、ここに移っていききたいというふうに思います。

土地開発公社、これ、読んでいてもちょっと私、わかりにくいなと思って、自分が頭悪いかからそうなのかもしれませんけれども、わかりにくいなことなんです。この文書を読んで、私が解釈した点をちょっとお話ししますと、土地開発公社の経営健全化事業、これに対して無利子で貸し付けをするんだと。土地開発公社が土地取得、事業の用地取得、こういうものを買っていくんだと。そして20年に土地を買うことを予定していると。そして、漁港背後地を買うんだと。開発事業用地について買っていくんだと。そして、その健全化計画の財政支援措置制度を活用して、10年以内に事業を進めるための土地を買うことを対象にしていると。公共用地の取得債という制度を活用するものだということですか。これは、支援措置がありまして、何というんですか、薄い額、何額というんですか、対象として100%充当になり、利子についても2分の1を特別交付税で措置しますよと。だから、杉の入の裏を130.11平米、そういうものを買うんだというような中身だと思うんですけども、そしてそれはその土地は山林であって保安林ですよと。そうすると、土地開発公社で持っている土地なのか、それを市が買うんだと思うんですけども、なぜ、今、大変だ大変だ大変だと、金ない金ない借金だらけと言っているながら買うのか。それから、市債を借りる、また借金ですか、こういうふうに思ってしまうわけですが、その辺をわかりやすく、市民の方にもわかりやすく、もちろん、私にもわかりやすくご説明いただければと思います。

○中川副委員長 東海林委員、取得土地の総面積13.011となるんですけども、それ130.11と言っています。（「失礼、読み方間違えました」の声あり）

答弁、田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 それでは、今までの土地開発公社のことを含めまして若干経過から入らせていただきたいなというふうに思っております。

土地開発公社につきましては、塩竈市からの取得依頼に基づきまして開発公社で土地を取得して管理をしているところをございまして、18年度末にして簿価、いわゆる帳簿上の価格にして約30億円。8カ所の土地を持ってございまして、取得後三十数年も経過する土地、今、一般

的に塩漬け土地等言われますけれども、そういったことを保有しておりますことから、健全化ということが長年の課題でございました。これを種々今までも検討しておったわけですが、平成16年に国の方からいわゆる経営健全化の取り組みについてという一定の財政支援措置が出されましたことから、それを受けまして平成18年6月、経営健全化計画を提出し、県からその経営健全化団体に指定されまして、健全化計画に取り組んできたところでございます。

当初の計画では、22年の最終年度に5カ所の土地をまとめて買い戻すという計画でございました。しかし、開発公社の運営というものは金融機関から1年ごとに借り入れしまして、それを回して運営するということになってございますので、価格がいわゆる1年前に借りた額に利子が上積みされまして、それをまた借りて利子が発生するという中身になってございます。

そういったことから、取得価格に利子が、いわゆる複利で加算されるという仕組みになっておりまして、それが簿価を増嵩させる要因となっているところでございますが、そういった中で、平成19年ないしは20年に向けた金融機関との資金調達の関係の協議をしておりましたところ、金融機関から、開発公社そのものが市の団体とは別で一つの民間団体と同様な考え方、それから、そういったアメリカのサブプライムローンに発します金融関係の部分から、かなり開発公社に対するいわゆる融資の条件が厳しくなっております。そういったことが一方で信用リスクを高めまして、借り入れの利率が増嵩するというような形になってきております。

先ほど申し上げました仕組みで、開発公社では金融機関から資金を調達してやっておりますが、最終的には開発公社の土地は市で買い戻しをするというのが条件でございます。そうしますと、開発公社で持っている段階では銀行から借りたものに利子が利子を生むという状況になりますので、だんだん簿価が増嵩する。それに対して利子そのものもいわゆる高利率になってくるということになりますと、これが市民の皆様の将来負担につながってくるということになるわけでございますので、そういったことから、早急な経営健全化が必要であると。

それから、銀行の方からは、一方におきましていわゆる融資額の減額というようなことも話されてございまして、もし、万が一融資が受けられなければ、市の財政状況にもかなり厳しい状況になると。そういったことから、早急な経営健全化いわゆる計画の前倒しということをお断りいたしまして、19年度から段階的な買い戻しということに取り組みを始めたところでございます。そして、19年度に西町地区の分を買い取り、さらには県の振興資金の活用につきまして協議が整いまして、海辺の賑わい地区の一部を買い取ったことでございますが、20年度におきましては、先ほど委員から出ましたように漁港背後地の部分を買戻し、さらには資料の28ペ

ージに記載してございますが、市から公社への無利子貸し付けといたしまして、経営健全化計画の中で21から22年度までの買い取り予定でありました3物件につきまして無利子融資を行いながら簿価の増嵩を抑えようと。それが将来的な市の負担が減少する取り組みになるというような形で始めているところでございます。

先ほど財政課長から、ことしの予算の取り組みの大きな柱として開発公社が説明されてございますが、そういった中で、長年ちょっと手をつけられなかった分がございまして、今回、経営健全化団体に指定されたことに伴います財政支援措置を活用しながら、本格的な取り組みを始めたところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 わかったようなわからないような、本当に難しい問題だなというふうに思います。ただ、やはりこの時期にやらなければだめなのか。もう10年も先の話とか、今後いつ売れるかわからないような話みたいな感じで、また市が買い戻したりいろいろするという事は、本当にだれか買ってくれればいいんでしょうけれども、そういう問題でもないのかなというふうに思いますので、できるだけ、私たちからすれば借金をしてほしくない。利子が安くても、やはり将来にそういうものが残っていくわけですから、借金はやってほしくないというのが皆さんの気持ちだと思うので、私も単純にそういう疑問を持ったものですから質問させていただきました。

次に、この問題についてはまずひとつ、後の宿題ということで、今度はナンバー9、放課後児童健全育成補助金の問題ですけれども、先ほど鎌田さんの方からもお話が出ましたけれども、この問題については、これまでは市の方で直営でやってきたと思うんですね、放課後児童健全。これが今度、社会福祉協議会ですか、そちらの方に移行することもできるみたいな、条例に13条でなっているわけですが、それはもう4月から全面委託するという事で考えているのではないですね。事務を委託するようなことだと思っておりますけれども、その辺の内容について、もう少し詳しくお願いします。

○中川副委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 条例関係のご質問だと思いますけれども、放課後児童クラブ、18年度玉川小学校のお子さんが多かったものですから、パドマ幼稚園に委託して実施していたり何かしていました。そういったところで、条例ではそういった委託できるとかうたっていませんの

で、現実の、条例と現実がちょっと乖離ができてしまったということで、本当にそのときそのときに応じたお子さんのためになる放課後児童クラブを運営できるように、委託も可能であるということで、今回、条例改正をしようとするものでございまして、決して社協に全面的に委託とか、そういったものではございません。20年度は全部全小学校でやるというので進めておりますので、誤解のないようお願いいたします。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 それで、先ほども鎌田さんの方からも言われましたけれども、この放課後児童クラブの人員の採用の問題ですけれども、このことについては特に実施要項みたいなものがあるんだと思います。職員採用ですから。そういうものの中身について、ちょっとお聞きしたいと思います。例えば、期間はどのぐらいなのかとか、更新はいつなのかとか、資格要件とか、そういうものについてどうなっているのかお願いいたします。

○中川副委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 放課後児童クラブの指導員でございますけれども、こちらの方たちは一定の資格要件ということにはございません。それで、保育所でしたら保育士の免許とか持っていらっしゃる方ということになりますけれども、こちらは、塩竈市では資格要件は問わないという内容でございます。こちらは今回、すべての事業がゼロベーススタートということで、20年度の指導員につきましては全員面接をさせていただいております。そういった中で、きちんと子供さんたちの保育を非常にまじめに考えていらっしゃる方、それから、もちろん資格要件はございますけれども、保育士の免許を持っていらっしゃる方、あと、学校の教員の免許を持っていらっしゃる方、それから幼稚園の免許を持っていらっしゃる方、いろいろございますけれども、そういったものは少し加算点ということになりまして評価させていただいております。そういったものに基づいて、一定程度基準点をクリアした方に20年度の指導員をお願いするという形で進めております。以上でございます。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、私の方からも予算の特別委員会の資料も出ておりますので、それを織りまぜながら何点か確認をさせていただきます。

予算の16番のところのページをめくりますと、1ページ、平成19年度の組織図の見直しというのが19年度、そして20年度と比較が載っております。この中で、対比をしてみますと、例えば総務部の男女共同参画の推進室がなくなってしまうというか、課の中からなくなっていると

か、あるいは社会福祉事務所のところでの社会福祉係ですか、こういうところがなくなっているとか、課でいいますとみなとまちづくり課、産業部ですね、1ページのところで、それがなくなって隣のページの方でいうと産業の方の商工観光課ですか、そこに再編をされると。あるいは浄水場の関係でも、浄水課がなくなって工務係の方にたしか移っているようなんですね。そういう再編になっております。あるいは、今までの生涯スポーツ課のところが生涯学習課に移っていく、こういうことですね。水道部は先ほどそういうことが今回の組織の中で触れられております。

そこで、次の2ページのところで、今回出された、先ほど東海林委員も若干質疑を行いました職員の定数条例、議案第17号というところで触れられておいて、提案理由がされて当初の中で、おります。総数787名を735名にしたいというような提案になっております。これは平成20年度ですね。

そこで、先ほど東海林委員のところからも質問があり、市長の方から事務内容の精査、あるいは事務量の点でも偏在しないようにしたいという旨の回答がございました。あるいは、田中政策課長の方からも、この間、平成17年4月から846から直近の新しい数字で言いますと、731名、総じて114名の定数を減らしてきましたと、こういう答弁がございました。

そこで、そういう点でちょっと確認をしておきたいんですが、そういう事務量の精査もあり得るでしょうし、いろいろな現場の声を聞いているんですよというお答えがございましたが、そういう点で、ちょっと確認をしておきたいのは、こういう点で、さきの1、2ページのこの組織の図、組織図というのは新年度になってからいつもですと配られるような格好になっているわけなんです、これは、今回、2月議会で、予算委員会で示されたということは、この組織図が最終的なものとしてとらえていいのかどうか。もちろん、これを組み上げた上での定数条例なんだろうと思うんですけども、その辺の関係。

それからもう一つは、それぞれの組織図をつくる上に当たって、職場の中でのそれぞれの各課でのいろいろな意見聴取というか、先ほど事務量精査と言っていました、そういうものが積み上げられての結果なんだろうと思うんですけども、そこはどのような形でこの間積み上げをして精査をして、いわば通常の職場の方々のいろいろな話し合いがあったと思います。私たちは議会の方ですから、それしかわかりませんが、そこら辺の経過についてお聞きをしたいと思います。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長　今回、ことしの4月に向けた組織見直しの案について資料として出ささせていただいておりますが、今回は、11月の協議会でもそれぞれのところで報告させていただいたところがございますが、この組織図につきましては、現段階での案ということで、本当に最終的な分での微調整はしたいというふうに思っておりますが、現段階での案ということでとらえていただければというふうに考えてございます。

それから、組織なり定数との関連でございますが、当然のことながら、この組織図を想定しながら定数の管理ということも行っております。それに向けた各部、各課のいわゆる現場の意見等の酌み取りの手法をどのようにしたかというお尋ねかと思いますが、まず、組織の見直しにつきましては、昨年5月、庁議の中で一定の方向性、いわゆる組織の見直しの課題の基本方針を定めながら、まずは政策課の中で基本的な考え方を整理し、そして10月から組合も含めました各部の代表によります検討委員会というものを設置いたしまして、その中で種々検討してまいりました。また並行しながら庁議の中でも現状の組織の課題等を整理しながら、どういった方向であるべきなのかということで検討してきたところでございます。

そういった中で、一定の案として11月下旬の協議会にお示しをさせていただき、1月の協議会等にもお話をさせていただいたところでございます。その後、1月、2月にかけて、各部、各課の意見、定数と組織のヒアリングという形で行っているところでございますが、そういった中で、組織見直しの考え方なり定数のあり方についてのヒアリングを調しながら、それらを立体的に整理をいたしまして、さらに2月中旬に再度検討委員会を開き、また、庁議の場でも議論しながら、ここまで、いわゆる組織と定数という形で積み上げてきたという経過でございます。今後は4月1日の実施に向けまして、事務分掌との詳細等について詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○中川副委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　これまでの流れ、答弁がございました。そこで、大体これまでの経過はそのとおりなんだろうと思うんですが、実際のところ、例えば次のページのところの定数を見ますと、例えば平成19年度の、これは全体の数で言いますが条例定数787名、実際の実人員が730ということで、相当大幅な乖離があつて57人の差が生じている。20年度と言いますから、今回提案された735名が今提案されている条例定数になっている。しかし、平成20年度の見込み数でいうと、697名で38名ということになって、総数で市長部局からすべてを含めてそういう数なんだということですが、そうしますと、結局、一つはこういう実際の実数なり、平成19年度、今の19年

度は実数ですから今の現状だと思うんですが、20年度大体こういうふうに見込んでいる。そうすると、さらに来年度もこういう新しい21年度に向けての定数条例なるものがさらに出てくる見通しになるのかどうか。やはり、数がだんだんだんだん合わなくなってくるわけですね。そういう点が一つ確認をしておきたいと。

それから、もう一つは、何度かいろいろな各課での話し合いをしたというような回答でしたが、そういうことはやっているのは先ほども回答がありましたけれども、果たしてそれで、いわば仕事ができるんだろうかと。さっき東海林委員が市民サービスという形で質問していましたが、そういう、いわば地方自治体が本来果たすべき、やはり事務量が十分こなし得る課題になるのかどうか。先ほどの病気で休んでいる方々もいらっしゃる、いろいろな職員の過重の労働の分野も出てくるという点で、その辺は総合的にどうとらえているのかお聞きをしたいと思います。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 まず、条例定数と見込みとの差でございますが、19年度は787名に対して57名の差、平成20年度が735名に対して38名の差ということが出てございます。私、昨日の定数条例の改正の中でちょっと申し上げましたが、イのところの市立病院の職員でございます。180名に対して31名の差ということになってございますが、市立病院の定数につきましては199床のベッド数の医療体制を確保するために必要な人数については、定数条例も確保するというところでございますので、引き続き180名を確保しているということから、市立病院の31名という差が定数の今回提案しております条例定数と見込み数との差に大きく影響しているということでございますので、ご理解をちょうだいしたい。

それから、平成21年度でも条例改正を行うのかということでございますが、私どもの方でいわゆる定数適正化を着実に進めるという観点から、条例改正を毎年行いながらというふうに考えてございますし、それから、財源対策として退職手当債等をお借りしておるわけでございますが、その中でもいわゆる定数適正化計画を確実に履行しているという部分の内容として、条例改正も必要であるというご指導等もちょうだいしておりますので、そういったことを含めまして、来年度も条例改正が必要ではないかと、現段階では考えているところでございます。

それから、仕事ができる体制かというお話でございましたが、先ほど市立病院のところでも申し上げましたとおり、いわゆる法的な基準を要するものについては、例えば正式採用か臨時職員かという形は別にしましても、基準に沿った職員の配置を行っておりますので、そういっ

た部分での仕事の達成をするという体制にはなっているのではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 退職手当債、3年、4年前から今回予算編成もされているようですが、こういういわば定数を減らすことによって、いわば退職手当債というのが認められるというのは、これ、行革債もやはり同様なんだね。セットなんですよ。だからやはり、そういう点での職場のあつれきというか、やはり仕事量がこなせない問題も生じてくるという心配の声も、不安の声も出ております。やはり、そういう点で、私は問題なのではないかということを一言言っておきます。

それから、次の、この資料16のところ、ページ数で27ページを開いていただくと、失礼しました、31ページですね、31ページのところに平成14年度から19年度の臨時職員の推移等就労年数云々と、こういうこと書かれております。そうすると、この数字をみて、どなたかもたしか過般の議会でご質問されているかと思いますが、一方、常勤嘱託は19年度はさほどの数ではない、5人ぐらいですね。非常勤が89、パート採用が239ですよ。そして、後ろの表を見ますと、勤務賃金支給表というのが書いてあるんですね、32ページに。常勤が14万から21万、あるいは非常勤が13万から19万、事務、あるいはパートの職員の方々の時給は事務補助者で690、これ、時間給だと思いますけれども。とにかくパートの、これはほかのパートの恐らく賃金形態に合わせているんだろうと思うんですが、詰まるところ、そういう定員が減る分、これでやはりあがなっているのかなと。結局、そういうパート採用なりのそういうところで、いわばいろいろな工面をしているとか、そういうふうにとらえていいのかどうか、確認をしたいと思います。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 職員が定数削減をしておりますけれども、一方におきましては一部例えば保育所、病院、それから学校給食等基準数というものがございまして、一定程度の職員を配置しなければいけないという部分がございまして、そちらの分については必要最低限の基準に沿った人員として配置をさせていただいているところがございます。しかしながら、こちらの給与等でも示しているとおり、人件費ということになりますと、かなりのいわゆる効果というものはあるのではないかというふうに考えているところがございます。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 人件費のところですね。それで、最近、今、通常国会開かれておりますけれども、保育所の職員の方々をパート、非常勤ではなくて正規で雇用しなさいということを舛添厚生労働大臣に求めて、そのとおりだと、国のレベルでそういうふうに答えております。特に、子供さんの関係というのは、やはり保育の面でも非常に労力も費やすし、安全の面でも、いろいろな意味で安定した雇用が一番なんだろうと思います。そういうことを踏まえて、その点は指摘をしておきたいと思います。

時間がありませんから、次の方に移ります。

税務の関係で、何点かお聞きをしたいと思います。

そこで、資料の番号でいうと9番の5ページを開いていただきたいと思いますが、そこに、市税、そして法人税の比較が載っております。それで、一つは平成19年度の関係で、例えば市民税の実際に賦課した人数との関係で、ちょっと確認をしました。平成19年度が2万5,933人、今年度が2万5,569人、マイナス364人というふうになっているはずであります。

それから、法人1号から7号まで、前年で比較をすると、時間もありませんから数だけ言いますけれども、法人事業税のこの関係で見ますと、約58社ぐらいがたしかこの法人の関係で数が減少している。つまり、倒産なりあるいは事業閉鎖なりというふうな数字を見受けられますが、主たる要因について、あるいは個人市民税の、いわば減っている理由。それからもう一つは法人税の関係で、どういう業者のところにかこういった、いわば減っているのか、主な要因をお答えいただきたいと思います。

○中川副委員長 星税務課長。

○星税務課長 まず、今、ご質問のありました法人につきましては、その前に課税人口でございます。確かに前年比に比べまして364名の減ということでございまして、これにつきましては人口の流出、先ほどから申し上げてまいりましたところでの減でございます。それから法人につきましては、たしか前年比に比べまして合計の数で1号からこの9号まで載っておりますけれども、56社だったと思いますが、その辺の減でございます。これは、主なところで見ますと市内の倒産、あるいは自己破産、そういったものを含めた減額でございまして、ただ、中には、例えば1号の法人が会社企業の努力とか企業経営の改善によりまして1号から3号とか、そういった格が下がったところも中にはございます。そういった中で、先ほどありました、こういった企業がということになりますと、この法人でいいますと5号から7号のところ非常に

多うございます。これらは、市内の中小企業あるいは一般の企業も含めますけれども、こういったところでの倒産、あるいはそういった企業への減少ということで、現在は見込むところがございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 3、4、5。3、4はどういう業者でしょうか。

○中川副委員長 星税務課長。

○星税務課長 3号につきましては、主に市内の金融機関、それから若干大手の建設業、それからスーパーあるいは量販店も含めたところがございます。4号につきましては、鉄鋼業の大手あるいは清掃業の大手、それからスーパーの大手も含まれます。以上のような内容です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 やはり、大変市内の、もちろん全国、こういう地方は冷え込んでいるということですが、なおさら、塩竈の今のそれぞれの法人の抱えている実態がこの中でも明らかになっていると思います。やはり、私、施政方針の中で、水産業果たしてこれでいいかという質問、厳しい意見吐きましたが、現実やはり、来年度の法人税の実際のこういうところを見ますと、やはりどこに手を打つべきなのか。もちろん、それはすべて手を打てるというふうなところもあるし、手を打てないところもありますが、例えば、水産業の振興策の予算で160数万と。果たしてこれでいいのかと。もちろん融資は大事ですが、現実には、この塩竈から企業がこれほど撤退したり、あるいは閉鎖しているというのは、雇用の場がなくなってしまう。こういうことになってしまうのではないのかと。

そういう点で、これはあくまでも税にあらわれた、こういった今年度の予算編成の中での結果ですから、ここはひとつ、そこをはっきり、今後のいわばどこに手を打つべきなのか、振興策として水産業を施政方針でうたっておりましたが、やはり、こういう現実をリアルに見ながら手を打つと。誘致企業でいろいろ手を打ったようですが、11社だけと言っていましたよね。そうすると、差し引きだって結局40社ぐらいは現実になくなってしまっているという結果ですので、やはり、こういうところに目を当てて、しかるべき振興策をやはり払うべきではないかというふうに思います。

隣のページを見ると、例えば隣の隣のページで9ページを見ますと、地方消費税交付金というのがあるんですね。これ、消費税の額です。これに5%を掛けるとどれほどの消費税があれなのかというのがわかるんですが、19年度見ますと5億9,000万円。掛ける5%だと、消費税

額、5%として消費税を徴集しているというのが29億5,000万円。ところが、今年度は5億4,400万円ですので、27億2,000万円、5%掛けると。ざっと2億5,000万円。消費税そのものの総額も減ってしまって、消費の冷え込みというか、やはりこういう事態がこの数字の中にも端的に示されていると思うんですね。これはあくまでも税の項目ですから、それ以上のことはございませんが、やはり、歳入の分野でどこに手を打つべきなのか。やはり、この問題を本当に本格的に考えていくべき時期にきているというふうに思いますが、その辺について、予算編成で当然こういうものも踏まえた予算編成だったろうと思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○中川副委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 本日お示ししております資料は、昨年度の当初の予算と本年度の金額の比較というような内容でございます。それで、今議会の初日に、2月補正の減額補正をさせていただいております。その減額補正された後の税額と今回上程をさせていただいております税額とを比較してみますと、若干傾向が出てきている部分がありますので、その内容をご説明をさせていただきますと思います。

例えば、土地価格の下落による固定資産税とか、それから償却資産、こういったものについては大変厳しい状況が続いている。これはそのとおりでございます。ただ、一方におきましては、固定資産税の家屋の部分、これは2月補正後の額と比べますと量販店の出店や駅前のマンション建設による増というふうな部分が見られます。それからまた同じく賑わい地区への量販店、各テナントの出店、それから公営公社の民営化による法人税の均等割、こういったものも若干ではございますが伸びておる状況になってきてございます。

こうしたことを踏まえまして、我らといたしましては、これまで大変厳しい市税の環境、それからまた、市の行財政環境ではございましたが、賑わい地区への投資、それから中心部における、例えば北浜沢乙線、こういったものへ取り組んできた、そういったことによる効果、それからまた企業誘致による効果、こういったものが少しずつあらわれてきている、そういうような内容ではないかというふうに把握をしております。

そういったことを踏まえまして、今後もさらなる、ただいま申し上げましたような中心部の再開発、それから企業誘致、こういったことへ取り組むと。そして、町の魅力を向上させる。そして人口の減少への歯どめをかける。こういったことを積極的に取り組んでいくことが大切ではないかと、そんなふうに認識をしているところでございます。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 補正絡みで後半の当初予算について論じてこうですよということを私は聞いているのではございません。当初予算の、やはり今回の予算編成の中で、こういう産業の衰退、落ち込み、企業の撤退というものについて、どう認識しているのか。やはり、現実には現実ですから、そこをどうとらえているかということをお聞きしたのであって、補正予算との絡みで云々と、あるいは、いうことをお聞きしているわけではございませんので、その辺は確認をさせていただきます。

そこで、市の、ちょっと私も行財政の関係、そういう予算編成の中で、例えば施政方針の中で行財政は一体何のために取り組むかということが随分と市長の回答にもございました。市の行財政、市民サービスのためだ、あるいは自主自立のための自治体、赤字にくさびを打ち込むと。そして、20年度は産業活性化、財政健全化を目指す。これがたしか、質問に答えた内容でなかったのかなというふうに思うんですね。それに比して、やはりちょっと、こういう問題が一つあるというのははっきりさせておきます。

それで、資料ナンバーの16のところ、確認だけです、9ページのところを開いていただくとスクラップ・アンド・ビルドというのが載っております。今年度、新しい年度の17の18、19のいろいろなことが載って、17年度、次にビルド、新規事業ということですね。予算編成にかかわっての予算の関係で出ております。11ページは財源対策云々と。

そこで、実はちょっと私も見ていて「おや」と思ったんですが、ビルド事業の中で、これ、平成19年度の同じような資料を出してもらったんですけども、当時、海辺の賑わい地区もちゃんと描かれているんですね。ビルド事業の中で今回見たら見当たらないんです。去年の事業ベースの中でも、例えば新しい事業として平成17年5億1,300万、あるいは18年度9億7,200万ということで、こういうことでのビルドの事業の新規事業をやってきましたよというのが、たしかあったと思いますが、今回、ずっと見ると、ちょっとそういうところが余りないような感じもするので、19年度、ちょっと見たような感じもないので、その辺はちゃんとこの中に組み込んでいるのかどうか、確認をしたいと思います。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 今回、スクラップ・アンド・ビルドの概要ということでお示しをさせていただきました。9ページにスクラップをした事業ということで、10ページ以降からビルドの事業ということでさせていただいておりますが、一般会計等を

中心にまとめた経緯がございまして、海辺の賑わい地区につきましては、19ページの上の方に18年度の続きとしてございますが、4番目のところに海辺の賑わい地区グランドデザイン推進事業ということで記載してございます。先ほど申し上げましたように、一般会計、普通会計を中心ということでしたので、当然のことながら、海辺の賑わい地区は事業の選択と集中として重点事業として進めてきたところでございますので、そういった認識をしてございます。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。これは一つ、そういうふうなことを確認をします。次に移ります。

先ほど、公社の問題で若干触れました。確かに、先ほどの計画、土地開発公社そのものの関係でいろいろな、これまでの一定の答弁もございました。私もそれはそれとして、これまで議会の中に何度も示されてきたことですので、ただ、1点だけもう一度お聞きをしたいんですが、何を聞くかということ、無利子貸付金に関して、今回予算編成をしているわけですね。それで、この予算編成で、もう一度お聞きしたいのは、公社はもちろん本体は資本金もさほどないですし、実際に6億1,500万円を貸し付ける、今後のいわば22年度までのいろいろな買い戻しのための予算での貸し付けだということですが、この交付税の4分の1の特別交付税起債の利子の4分の1、買うときには取得総額の関係で言えば、この半分かな、そうですね、簿価に対処して起債充当、利子の2分の1を特別交付税。取得する際にはそういうことですが、無利子貸し付けの場合には4分の1ということで、財源処置はちょっと不利になるという、そういう点で、もう一度貸付金そのものは貸し付けて、それは最終的に市の将来の起債として起債を起こすわけですから、それはもう一度起債を起こして返済するような格好になるのか、いわば市の、結局、支払いになるのか、その辺、ちょっと確認をしておきます。それが財政、今後の予算運営の中で影響をどの程度まで及ぼすのか確認をしておきます。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 今回、公社への無利子貸し付けについてお話でございます。先ほど東海林委員にも申し上げましたように、簿価の増嵩、それから開発公社で借りますと信用リスクの分が利子上乗せになりまして簿価の増嵩、さらには融資の減額ということで非常に厳しい状況でございましたので、今回、市から無利子融資を受けまして乗り切ろうということでございます。

その仕組みでございますが、まず、市の方が起債を借りまして、その元金でもって公社の方

に無利子で融資をいたします。そうしますと、公社の方にとりましては金融機関とのいわゆる債務関係がなくなる。市との債務関係になるということでございます。そのメリットでございますが、公社で借りた場合は利子が3%弱ということでございますが、市で借りますと2%弱程度ということで、利子で1%の差がございます。今回無利子貸し付けをする分が約6億でございますので、1%といたしますと約600万ということになります、申しわけございません、600万ということになります。さらに、無利子融資になりますと、買い取りまでの間を無利子融資ということになりますので、その期間、公社の簿価が抑制される。それから、この3物件につきましては21ないし22年度に買い取りの予定でございますが、その際、改めて市の方で起債を起こしまして、その無利子貸し付け分の起債を返しまして、新たな起債の償還が始まるということになるかというふうに思います。

さらに、無利子貸し付けをしている間の起債につきましては、2%弱程度で市が貸し付けを受けるわけでございますが、その利子の2%を上限といたしまして4分の1に特別交付税の措置がなされるということでございます。ちなみに、この三つの物件につきまして公社で3%弱で借りていた場合、3物件を20年からそれぞれ買い取りのときまでに借りておりますと利子の総額が4,700万ほどになります。こちらを市の方で、無利子融資として貸し付けを受けますと、2,200万ほど、さらにこれに対して4分の1、0.5%ほどの特別交付税が措置されますので、若干ここから減少になるということでございますので、2倍以上の開きがあるということになるのかなというふうに思っております。

それから、いずれにいたしましても、こちらの部分につきましては、市で買い取りということになりますので、公社で保有しておりますと利率が高く簿価が増嵩します。市で無利子融資という形で行っておりますと、それで簿価が抑えられるということになりますので、そういった意味では市の将来負担が少なくなる。さらには無利子貸し付けを行っているときの利率についても、このような形で減少するということでもありますから、当該年度の市の負担とか、そういったことはございますけれども、将来負担を考えますと、本市の財政健全化にも大きく資するのではないかというふうに考えているところです。以上でございます。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういう仕組みと申しますか、いろいろ無利子貸し付けが一体どういうものか、今の回答の中ではっきりしたと思います。いずれにしても、市の財政状況に与える影響というのは利子分の軽減の分というふうにとらえていいんでしょうか。あるいは起債も6億、もちろん

無利子貸し付けですから起債は将来起こさなければいけない、返済のための、金融機関から借りるわけでしょう、起債を起こしてだから。その辺のちょっと関係だけ。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 ちょっと説明が不足しておりました。無利子貸し付けをする際、市が起債を起こすわけですが、その起債につきましても利子の償還は始まりますけれども、元金の償還はないということでございますので、買い取り時に新たな起債を発行した時点で、その元金を償還するという事になるかと思っております。そういった意味におきましては、市の方においては利子の償還だけということになりますし、その利子額も公社で返済しているときに比べますと半分以下ということでございますので、そういった意味では有利な制度なのかなというふうに考えてございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 次に進みます。さほど時間がございませんので。

次のところは、予算書の方でちょっと確認をさせていただきます。予算の厚い方のところの予算説明書9番です。それで、ページ数でいいますと最初に歳入の部分がございまして。交通安全対策費というのが県の予算の中で組まれていたと思っております。それで、44、45ページ。それで45の上の方に交通安全対策事業というのが書かれています。それで、もう一つは土木費のところ、125ページのところに、北浜沢乙線の今年度のいろいろな事業が書かれております。そこで、北浜沢乙線は今年度の道路整備としてほぼ完了するわけですが、景観事業、今後の課題になってくるのかなと思っております。いずれにしても、今後の、神社あるいはあの道路の軸の、今後の一定の観光政策の、いわばスポットになっていくだろうと思っておりますが、もう一つは、宮町分庁舎の前に地元の関係の方々から信号機をつけてほしいと、交通安全対策上、あと、四方跡公園ですか、あそこの方の本町とこちらの北浜沢乙線とぶつかる場所、私も本町から行くと、片方でもう道路がほぼ対面通行で整備されていますから、本町の方から来ると、結構スピード出しておっかないなというところもあります。そういう、いわば信号機などもやはり必要かなというふうに思いますが、そういう箇所、地元でも要望されている箇所について、どういう形で今、進めようとしているのか、確認をさせていただきます。

○中川副委員長 千葉土木課長。

○千葉土木課長 北浜沢乙線の関係でございまして、私の方からご答弁をさせていただきます。

北浜沢乙線は県事業というふうなことで、今現在進行しております。交通規制等交通安全関

係、これらにつきましても、事業主体でございます宮城県の方が公安委員会との協議を実施してございます。今、具体的にお話しいただきました四方跡公園並びに宮町分庁舎の前の信号機についてでございますが、四方跡公園につきましては今月末を目標として設置というようなことで、今、調整をしているというふうに聞いてございます。また、宮町分庁舎前につきましては、これは20年度の予算で設置というようなことで、東土木事務所さんの方からは聞いてございます。四方跡の箇所につきましては、北浜沢乙線全線なんです、電線類の地中化を実施してございまして、そのほかにも相当数の地下埋設物がございまして、したがって、信号機の柱を立てる位置、これらが限定されるということのようでございます。四方跡につきましては、消防団の西部分団の建物がございまして、あの前にございまして電柱、どうもあの位置に限定されるというようなことのようにございます。したがって、電柱が撤去された後でないと具体的に現地の方には入らないという状況になっているというふうに聞いてございます。以上でございます。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いずれにしても、今月末、四方跡公園のところですね、それから20年度宮町分庁前、20年度設置というふうな考えだということですので。わかりました。

もう一つは、112ページのところで、商店街のいろいろな振興策がここに書かれています。日曜日の日に、去年やりましたアートであふれているという映画を見てきましたが、あれはたしか、単年度の予算ぐらいたったと思うんですが、いわばああいう事業、商店街の本町の振興策のためのいろいろな取り組みを6月からやっていたんですが、今年度の予算編成の中で、その予算は見当てるのかどうか、あるのかどうか、あるいはこの中に全部組まれているのか確認をしたいと思います。

○中川副委員長 荒川産業部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 今年度の予算の中には含まれておりません。本町町通り研究会が主催でやっている事業なものですから、来年度については、まち研の方でどういった形かというふうなことで、今、継続してやるについても、今、検討中であります。

○中川副委員長 暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

○佐藤（英）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。吉川 弘委員。

○吉川委員 では、私の方から質疑をさせていただきます。

まず、財政について伺います。

今回の2月議会に対して総務部でまとめた資料議案の説明資料と、この中の一番最後の12ページになりますけれども、財政指標ということで連結実質赤字比率、これが18年度から20年度見込みが出ております。20年度の見込みとしては11.6%と、このように年々少なくなっておりますけれども、この実質赤字について下水道料金の値上げ、この額が見込まれて財政として出されているのか、それについてまず伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 答えいたします。

連結実質赤字比率の試算についてのお尋ねだと思いますので、その点についてですが、その試算の方法は、連結実質赤字比率でございますので、全会計の実質収支額をトータルしたもので出しているわけでございますが、19年度、20年度は当然まだ決算が終わっておりませんので、確定したものではございませんが、その中で、19年度で一定の繰り出しを累積赤字会計の方にするための予算化をしております。

それから、また20年度におきましても、一定の累積赤字縮小のための繰り出しは必要であろうというふうに考えておきまして、その一定の額を見込んで、そのほかの会計は18年度と同じであるという仮定のもとに出したものでございます。

その中で、お尋ねの料金改定の様相、そういったものについては、その試算の中に入れておりませんといえますか、試算には関係のないところというふうになってまいります。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 今、言われたとおり、他の会計については平成18年度と同じようにということで見込んでいます。そういう点で、下水道の料金の改定については入っていないと、そういうように内容だというふうに伺いました。

それで、特に下水道料金については、特に財政難という、そういう理由でもって一般会計からの繰り出しをも減らすと、そういう内容だというふうに思っております。そういう面で、こ

の間のいろいろ答弁にもありますように、本市のイエローカードと言われる赤字実質比率というのは18%と、このようになっております。ですから、それとあわせても平成18年度には14.2%、それから19年度の見込みが12.5、それからあと20年度の見込みは11.6と、そういう面では年々下がってきている、そういう状況にあります。そういう中だと、これからの計画としても魚市場会計、これが3億5,000万前後あったのが、これが7年間で5,000万ずつ入れて計画的にゼロにしていくと、そういうように言われていますから、そういう面でやはり計画的にしっかり減らしていくということが重要ではないかというように思います。

あと、続いて資料ナンバー16、これの5ページになりますけれども、平成18年度から23年度までの財政決算と財政見通しを出していただきました。その中では、平成20年度の歳入歳出、結局プラスマイナスで20年度はゼロと、こういうふうになっております。ですから、これまで20年度から23年までの4年間であわせて51億の収支不足と。これが結局6億5,300万、これが減ることによって45億になると、そういう内容だというふうに思います。そういう中で、特にこの間、下水道料金の改定の値上げ、各東西南北の町内会の協議会とか、あと商工会議所、そして水産関係の組合などにいろいろ説明をやられてきた経過がありますけれども、その際の説明では、二つ、別冊1、2ということで説明会資料、その中の塩竈市の行財政ということで、この7ページ、平成23年度までのこの4年間で約51億円の収支不足が生じる厳しい見通しと、このようになって棒グラフで歳入歳出、そしてその差、あとはさらに文章でもいろいろ市税から交付税、あと歳出といろいろ、やはりわかりやすく載っているという状況がありますけれども、その辺で、この間の説明会では51億円の収支不足ということで、この4年間、そういう説明がやられてきたのかという点で確認したいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 今回の下水道使用料改定に伴いまして、各町内会、それから産業関係、それからさまざまな団体ということで説明会を行っていたところでございますが、それに当たりまして、まずは全体に行財政をご理解していただく必要があるかというふうに考えまして、塩竈市の行財政という冊子をつくりまして説明会ということで回らせていただいております。その中に、議会に公表している資料の中で、こちらの財政見通しの方は予算編成の作業中ではございましたので、11月に議会の方にお示ししました財政見通しの資料をもって市民の方々にご説明をさせていただいたという経過でございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 言われたとおり、冊子を使って説明がやられたと、そういう内容だというように思います。やはり、説明を聞いた市民の方たちは、やはり51億ということで、本当に市の財政が大変だなと、そういう受けとめ方だと思います。この51億円の収支不足、市民の方たちにはそういう冊子でわかりやすく出ていますけれども、では議会に対してはどうかというと、昨年11月、そこで資料として各協議会、総務教育常任委員協議会でもこのように出されているわけですが、それを見ますと、結局ページ数にしては本当に1ページにも至っていないですね。3分の2ぐらいの内容で、例えば収入を見ましても、市税とかそれから交付税、市債、その他と、こういう4項目で、あと18年度から23年度までの年度別の数字が載っているだけなんです。ですから、あとは必要なそういう説明とかそういうのは全くないと。ですから、そういう面で、本当に資料としてもしっかりとやはり議会で精査できるような、そういう資料にすべきではないかというように思うんですね。

その後、2カ月たって1月の末になりますけれども、これが40億、これがやはり財政確保できた、そういうふうと言われて、改めてそれが資料として出てきているわけですが、その資料の中でも、例えば収入の部門でいけば自主財源の確保と、それからあと財源補てん先とか、そういう二つがありますけれども、そういう中で、自主財源の確保では、例えば市税収納対策の強化とか、さらに市有財産の有効活用とか、それから受益者負担などの見直しと、こういうことで18億5,000万円の、そういう増収を、確保を見ていると、財政の。そういう述べ方なんです。この問題でも、私、前に市長に対して受益者負担、これが下水道料金の値上げ、これが入っているのかどうかということで質問しましたが、そのとき答弁ありませんでしたけれども、やはり、こういう問題でも三つがだんごになって18億5,000万円と、そういうことになっているとすれば、なかなかやはり具体的にどこがどういうふうにふえて、やはりその辺がなかなか私は理解ができないと、そういう内容だというように思います。

ですから、そういう面で、やはり議会、本当に市民の代表として、そしてやはり市民を本当に深めていくということからすれば、よく市長さんは、やはり議会と情報を共有してと、この前言われましたけれども、そういう面で、もっとやはりきちんとした、論議できるような、そういう緻密な根拠を持った、そういう収支不足の資料を出すべきでないかというように思いますけれども、その辺でのご答弁をお願いしたいというように思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 平成20年から23年度までの4カ年間で51億円の収支不足ということで、ご説明を申し上げます。こういった歳出歳入のアンバランスをどのように解決していくかということで、我々職員の総力を結集して、今、考えられ得るものをすべて引っ張り出しても、残念ながらまだ可能性としては40億しかない。にもかかわらず、皆様方の方からは40億は解決したんだと、再三再四言われます。私は、確定した数字ではないということを何度もお断りしています。この一言をとってわかるように、我々が一たん資料を出すということについては、その数字はひとり歩きしてしまうわけでありまして。でありますので、やはりきちっと精査した数字で、今後具体的な数値をお示しをさせていただきたいということを再三再四申し上げてまいりました。今ほども、もう40億は確定したんだというような表現でお話をいただきましたが、考えられ得るということを再三再四申し上げてきておりますので、ぜひ、議員にはその辺のことはご理解をいただきたいと思っておりますし、今後ともあらゆる手だてを活用しながら収支差の解消に努力をいたしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 一つは、受益者負担の見直しということで、この内容については下水道料金の値上げも入っているというように、そういうように見ていいのかどうかということで、それについて。

○佐藤（英）委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 1月のそれぞれの協議会に一定の考え方ということで報告させていただいておりますが、先ほど市長からございましたように、あらゆる可能性を検討するという意味で、議会にご提案申し上げておりましたので、下水道の使用料改定の内容についても受益者負担金の見直しの中に考えさせていただいている内容でございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 確かに、あらゆる可能性ということで決まったものではないというふうに言われますけれども、ただやはり、協議会の資料、これは1月29日の総務教育常任委員協議会での資料の中を見ますと、約40億円を圧縮できる見通しであるが、なお約11億円の収支不足を解消していくことが必要だと、そういう書き方をしているんですね。ですから、やはりそういう面では、本当に誤解を生まないようなきちんとした文面でも、あと説明でもきちっと議会に示すべきではないかというように私は思います。

19年度の施政方針の中にも、市長はやはり受益者負担の見直し、これについても今後議論を深めていくと、そういう書き方がありましたけれども、その内容についても、いろいろ議論が深められない中で、やはり12月議会での料金改定の提案と、そういうようになされました。

そういう面で、やはり、議会としてもそういう議案が提案されれば、それを審議していかなくてはならないと、そういうようになっていますし、そしてあと、議会としてはまだ結論が出ていない、継続審議となっているわけですね。それが結局、そういう結論が出ていないままに各協議会の資料として、やはり受益者負担などの見直しということで18億5,000万の中の14億2,000万これが入っているということからすれば、非常にやはり誤解を受けるというふうに思うんですね。ですから、やはり、そういう点では私としてはこういう書き方というのは、まさに誤解を受けますし、そういう面では、こういうやり方、進め方というのは不誠実であるし、やはりやめるべきだというふうに思います。そういう面でご意見あればお願いします。

○佐藤（英）委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 私たち市政運営に当たりましては、議会とできる限り情報を共有して一体となって取り組んでまいりたいと、こういう方針のもと、お出ししました資料につきましては、まだまだ不確かな要素があるということを前提にしながらも、誠意を持ってご提出をさせていただいたという経緯でございます。私たちといたしましては、今後ともそのような対応をさせていただきたいと、誠意を持って対応させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 私たちも、ぜひ当局と議会と情報を共有してということで、ですからそういう面では、やはり当局はいろいろな情報を持っているわけですから、それを本当に審議していく上でも、議会に対しても、やはりそういうきちんとした情報を示していただいて、それで同じ土俵の上でいろいろ議論を交わしていきたいと、そういうふうに思いますので、今後、改善できるところがあれば改善していただきたいというように要望しておきます。

あと、続いて、ナンバー9のページ117ページになりますけれども、土木総務費の中の13節委託料、この中に木造住宅耐震診断等の委託料が544万円。そしてあと、119ページの木造住宅耐震改修工事助成金355万入っておりますけれども、この財源内訳、国、それから県、市、ありますけれども、その内訳は幾らずつになるか、まず伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 お答えします。

初めに、木造住宅の耐震診断委託料、こちらの方になりますけれども、同じ資料の15ページ、国庫補助金でございますけれども、その中に歳入として一番下の方、272万円、これが国からの補助金になります。それから21ページ、県の補助金になります。それでこちらの方で136万、これが県からの耐震診断に係る助成費でございます。

次のページの木造耐震改修工事助成金、こちらの方でございますけれども、先ほどの17ページ、国の補助金でございますけれども、こちらの方で一番上の方の125万円、こちらが国からの歳入でございます。同じく21ページ、県からの補助金でございますが、先ほど、午前中お答えしました避難弱者に関する上乘せ補助の分、これが105万が県からの補助金になってございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 そうすると、国、県からの額を示されましたけれども、あと、残りは市ということによろしいんですか。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 そのとおりであります。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 そうすると、耐震診断の委託料、これは19年度と比べて20年度同額の544万円になっていると。あとそれから、耐震補強の助成額も、これは前年度が300万でしたから、20年度は55万円の増と、こういう中身ですし、あと、本市の耐震診断でいけば、その差というのは136万円ですね。それからあと、耐震補強工事への助成としては、本市の場合135万円と、こういう額になるというふうに思います。

先ほどの質疑の中でも、答弁がありましたけれども、今年度の耐震診断の枠、これが40件と、それから補強工事助成が10件、それからあと弱者に対する7件と、補強ではあわせて17件と、そういう内容だというように思います。ですから、そういう面では、やはりこれまでとほとんど枠についても、それからあと耐震、それから補強の額、これが変わっていないというような状況になっているというように思います。

これまでの質問でも答弁されたとおり、16年度から昨年の9月まで市長が言われていますけれども、耐震補強では34件と。ですから、3年半で34件ですから、年間当たり10件ですね。これも枠が10件という状況はありましたけれども、ですからそういうことからすれば、非常にや

はり、件数も少ないということと、あと助成額も一般的に20万、それから最高限度が30万と、そういうように言われましたけれども、やはりそういう面で本当に補強に対する助成額、これがやはり本当に行うとすれば、実際、どのぐらいの補強工事に対するお金が、例えば一人の市民が補強工事をするのであれば、どのぐらいのお金がかかるのだろう、大体一般的に。その辺についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 現在、促進計画策定中ということは委員の方にもお話ししてございますし、施政方針の中でも市長の答弁の方でさせていただいております。その中の市長答弁の中でも、今現在、策定中の中で、今後進めていく中で一番大事だと言われる部分、やはり耐震診断、そういったものを受けていただいて、そして実際にその建物の現在の状況を市民自体が把握していただくと。そうした上で改修に臨んでいただくと。その前段の作業が、今、一番本市において必要なのかなというふうに考えてございます。

今年度、実は40件という枠でございましたけれども、40件になるまでかなり時間がかかったと。ぎりぎりのペースできていたという、前々年ですか、までですとかなり早いペースできたんですけれども、そういった経過もございますので、今一番本市で力を入れていかなければならないのは、実際にその家庭でもって建物の状況どのようになっているかと把握していただいて、そして改修にさせていただくということが一番大事かなというふうに、今、考えているところでございます。

そうした中で、現在、実際に耐震改修、これまでしていった中での大体の平均的な費用でございましてけれども、大体100万から150万ぐらいのところ、リフォームの部分は除きまして改修だけ見ますと、大体そのぐらいのパターンのところが一般的なところかというふうに感じております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 一番大事なのは耐震診断だというように言われましたけれども、私は、耐震診断とそれから補強工事、これは一体ではないかというふうに思うんですね。やはり診断をやる方というのは、あくまでも補強が目的であって、倒壊しないように、これが目的ですから、やはりでは診断をやることによって、本人、8,000円ですか、自己負担、これが補強に当たっては、ではどのぐらいの助成がされるのかという、それとの絡みがやはり一体だというふうに私は思うんですよ。

ですから、やはりそういう面で補強に対してもしっかりした助成を行うということが重要ではないかというように思うんですね。ですから、言われたとおり100万から150万の補強工事のお金がかかると。では、実際、本市の場合、やはり20万から30万と限度額で30万。やはりこれだとやはり少ないんですよ。ですから、そういう意味で、やはり3年前に仙台市が60万円の助成額に引き上げているんですよ。ですからこのこともやはり含めて、ぜひ市民の皆さんのいろいろなご意見とか、あと考えも本当に聞いていただいて、本当にやはり90%まで倒壊しないように、それを引き上げていく、そういう考えがあるならば、そういう面で助成額についても耐震診断だけでなく補強工事に対しても、やはり現在の20万から30万、これを引き上げる考えはございませんか。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 答えいたします。

先ほどの答弁の中で重要な点が漏れているのかと思いますけれども、やはり私どもとしても最終的な目標は耐震改修、必要とあれば耐震改修していただく。それが最終的な目標でありまして、その手段として耐震診断を進めていきたいということでございますので、ちょっと説明の方では不足していたならば謝りたいと思います。

それとあと、助成の負担金額の問題ですけれども、これに関しては予算等いろいろな絡みがございますので、これからの検討課題だとは思いますが。ただ、現実的に、ほかの市町村等を見ましても、助成金額でもって耐震改修の率されている部分と、誤解していただくと困りますけれども、金額というよりも、やはりそういうことを知っていただくということが大事だというふうに、今言われてございます。そうしたことも含めまして、PR活動と、あと実質的な耐震改修への、あといろいろな制度の問題もございます。それからあと、もう一つ、昨年11月、耐震改修の方でちょっと国の耐震改修の助成金の制度が変わるということで、通知がきてございます。ただ、詳細について低所得者に対する条件が出たりとか、まず詳細について、もう少し時間がかかるのかなと思いますけれども、昨年まで住宅改修でやっておりました条件撤廃という部分が今回入ってきてございます。それから、助成の比率のアップということも、今回、検討の中で出されておりますので、そうしたことから言えば、今、もう少し制度を使えるような内容になれば、例えば同じ金額であっても、該当する件数をふやすことが可能になってくるだろうというふうに考えてございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 いろいろな進め方あるし、あと国の方でもそういう変化があるということで、その辺は、あと変化についてもいろいろ教えていただきたいというように思います。ただ、やはり、本当に、結局20年度の予算が提案されていて、そして特に計画としても、この前は70%の進捗率だと聞きましたけれども、これはいずれにしても19年度3月までつくるということになりますけれども、しかし予算の方はあいかわらず同じ、とにかく延長できているという、そういう状況になっているんですね。それで本当に、では27年度は抜本的な、それで90%まで引き上げることができるかといえ、やはり、私はそうは本当に納得できないんですよ。ですから、この間出されている本市の防災計画、これによって結局シミュレーション、予想が出ていますけれども、結局、宮城県沖地震になれば、結局、4,100世帯のうちの34%、1,402軒、全壊、半壊、そういう被害が受けると。ですから、そういう予想がされているわけですから、ですからやはり、課長さんとして担当部門で本当に20年度からこれをやっていくということで、こういうシミュレーションに対して、ちゃんと整合性が全くないのではないですか。今、どういうふうにシミュレーションを見ているのか、その辺をお聞かせ願いたいというように思います。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 現在、促進計画立てているということで、そしてこの計画をもとに、委員おっしゃるとおり、まず国の住宅でいえば90%、この枠をクリアするために、ではどのようにしていくのかということで、そういう計画に対してこれからつくっていくということになります。そうした中で、予算との絡みがございますけれども、担当課とすれば、今現在の枠以上の枠でないと90%という枠をクリアすることできないというのは、当然、数値から承知していますので、そういった中で、現在の今度の住宅の改修工事の助成の枠とか、あとその他のいろいろな補助の制度とか、そういったものを活用しながら、これ以上の耐震化率を進めていきたい。ただ、やはり、耐震化実際にやられるのは市民でございますので、市民が耐震化に足を踏み込むという形になるような形のPR活動が一番大事かというふうに考えてございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 あと、進め方としても、確かに大変な金額かかるわけですから、やはり日常ふだん、茶の間、一番時間多くいる、そういう部屋を補強するとか、あと、とりわけ夜間においては寝室を補強すると。そういうやり方なんかもあるわけですが、ただ、いずれにしても、本当に、やはり国・県、あと市としても90%やはり引き上げるという、そういう目標がやはり出

されているわけですから、ですから、それにふさわしい、確かに市民がということでは言われませんが、やはり市民と同時に行政も一体となって、どうすれば本当に目標に近づく、目標をやれるのか、そのところがしっかりと進めていくということが重要ではないかというように思うんですね。ですから、平成26年度までですか、90%までの、そういう地震の確率が言われているわけですが、やはり市民の命とか、それから財産、家屋、これが全く失ったとすれば、それこそやはり市の収入に対する影響というの、もろにやはりかぶさってくるわけですから、ですからそういう面で基本となる市民、財産、ここをしっかりと守るということで、ぜひ、やはり市職員全体が一丸となって、やはり目標90%という、この本当に気持ち、心を入れて進めるということは、やはり要望しておきたいというように思います。

あと、続いて、同じナンバー9の予算説明書133ページになりますけれども、住宅管理、市営住宅入居者明渡請求訴訟委託料、これが117万円ついております。前年度は234万円でしたけれども、前年度は何件の訴訟があって、どのような人が訴訟の対象になって訴訟の結果はどうか、おおまかでいいですけどもお聞かせ願いたいというように思います。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 前年度の実績ございません。そして、今年度そういった経過を踏まえまして、件数として削減させていただいているという状況でございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 前回はなしということですね。それで、特に私、家賃滞納、確かに努力されて少なくなってきたはいますけれども、やはり、悪質な滞納者に対しては、やはりそれは厳しく対応するという事は、それは当然のことだというように思いますけれども、ただやはり、本当に今、多重債務、これが社会的な問題になってきている中で、本市においても対応として相談窓口、これが拡充されている、そういう例があります。ですから、そういうことから言っても本当にそういう多重債務を解決するという事は、やはり市民にとっても、あと市にとっても税収、やはりプラスになる、そういう効果があるというように思うんですね。ですから、そういう中で、やはり、県のやり方として、宮城県建築住宅センター、ここでは家賃のお支払いなどでお悩みの方ということでニュースを発行して相談をやっているんですね。あと、県自体も年に数回、そういう定期的に入居者への周知徹底も行っております。ですから、そういう面で、やはり本市の場合、やはり家賃滞納になったからすぐ裁判ということではなく、やはり県と同じように、何が問題になって、何を解決しなければならないのか、そういう対応が非常に

大事だというように思いますけれども、その辺については滞納者に対する接し方、これがどのようになされているのか伺いたいというように思います。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長。滞納者に関しては、マニュアルに沿ってやることになりましてけれども、第1段階は督促から始まり、催告、そうした意味で催告が積み重なっていけば連帯保証人を含めてお願いするというような形になってございます。

どうしても裁判にもっていくとか、そういった気持ちは毛頭ございませんので、どうしても悪質な場合、何ぼ呼び出ししても出てこない方とか、そういった方に関しての最終的な手段としての裁判でございまして、その辺はご理解いただきたいと思っております。

そうした意味で、できるだけ払っていただけるようなアドバイスとか、そうした面でのいろいろな分割の方法とか、そういう面での相談に乗ってございまして、そうしたことでいろいろ手を尽くしてございまして、よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 本市の場合は、やはり家賃減免、これについても県の方では所得を基準にしてやっているという状況がありますけれども、本市の場合、やはり収入に基づいて減免をしていると。そういうことからすれば、やはり本来ならば減免になる方も、やはり中にはやはり減免、これが扱いきれないという方も出ているのではないかとこのように思いますけれども、その辺について、やはり今後、家賃の減免、これについて所得に基づいて正しくやるという点については考えないかどうか、伺います。

○佐藤（英）委員長 内形副市長。

○内形副市長 家賃の本市における減免制度につきましては、これまでお答えしてきたとおりでございます。塩竈市、昭和33年代だったのでしょうか、公営企業法、住宅法ができてから、そのとおりやっておりますので、まずは塩竈の事情に合った減免制度を適用しているということでございまして、ご理解を賜りたいと思っております。

またあと、今、訴訟の件でございまして、18年度、たしか4件ほどの訴訟を行いました。これは、先ほど課長が申し上げましたとおり、再三にわたる相談に見えられないと。我々は、すべてすぐ裁判ということではなくて、そのご事情をお伺いして、そして分割、分納、そういったような、いわゆる支払い意思があるかどうかを確認させていただいて、そういったような対応をさせていただいたところでございまして。

現在も、2件で260万ほどの家賃滞納されている方がございます。しかし、我々の指導に応じて相談をされて、支払いをしたいと。されど、今、生活が苦しいので猶予していただきたいと、そういったようなお話も伺っておりますので、決して多額な滞納があったから、すぐ訴訟ということではございません。我々は本当に心のこもった心の住宅行政をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともそういったような対応をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 ひとつ、住宅の規則については県営住宅も市営住宅も大体同じような規則がつけられて、一方ではやはり所得、本市の場合はやはり収入になっているという、そういう違いがあるし、市が決めた内容で、ぜひ正しく適用していただきたいというように要望しておきます。

あと、滞納者に対する対処については、やはり悪質とそうでない、そういう内容について見分け方をやっていただきたいというように思います。

あと、最後になりますけれども、国としては来年4月から、入居収入基準として収入の基準とか、これを引き下げるとか、あと、高額所得者扱い、これについてのやはり引き下げる考えがあると聞いていますけれども、それについて、一応内容をお聞かせ願いたいというように思います。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 国の方では、現在の政令月収20万円以下が入居基準対象になっていると。あと、高額所得者の場合は39万7,000円以上の方が、そして高額所得者の場合は、2年これが続くと、結局退去しなければならないと。これが高額所得者の場合は31万3,000円に引き下げられると。あと、先ほどの政令月収20万が15万8,000円に引き下げられると。こういう額が引き下がるということになるんですね。ですから、このことによって、対象範囲が狭くなるということと同時に、入っている方も家賃が30%引き上がると、そういうふうに言われているわけなんですね。ですから、そういう面では、このような問題からしても、やはり減免については正しく対応していただきたいということで要望して終わります。以上です。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 失礼しました。今の件でございますけれども、実質的に施行されるのが20年度からで、実質的に家賃に反映されるのは21年度の家賃からとなっておりまして、21年度については、そういった意味での波及はないということでございます。

○佐藤（英）委員長 伊藤栄一委員。

○伊藤（栄）委員 私は、平成20年度の塩竈市の予算審査に当たり、私は款項目節の項目別ではなく、総体的に見て、財源確保対策や支出額の抑制、対応策などについて質問をいたします。

昭和の人間なものですから失礼しました。

それで、資料ナンバー12の21ページと23ページを一応ご参照しながら、見ていただければと思います。

今回の予算は、市民より要望、ご意見に対しできるだけこたえるよう努力したことが、少ない予算の中、ご当局のやりくりがにじみ出ております。そのご労苦に対し敬意を評する次第でございます。

さて、市民は、予算が佐藤市長になってから予算総額が少し少なくなっているのので、塩竈は大丈夫だろうか、心配の声が出ております。今回の一般会計では、当初予算において、179億6,500万円を計上しておりますが、昨年は176億7,310万円と比較すると、約3億円を増額としております。内容を見ますと、市税で約2億円減、地方交付税で約2億円増、さらにはいろいろの交付金の増額により、全体で約3億円増となっております。

そこでお尋ねいたしますが、いろいろの交付金や、それから埋蔵金、歳入で埋蔵金とか、そういうもので、交付金の事業など、そういうもので歳入が上げられるかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 交付金の計上というご質問でございますけれども、交付金といいますと、国・県等で制度化されている交付金がございますが、それらの交付金につきまして、特定財源確保の観点から十分な制度活用を図るといふことの基本的な考え方でございますので、そういったものの活用を図っているところでございます。そのほか、また、有利な特財といいますか、交付金といいますか、財団法人等から100%で来るような助成金もございます。そういったものについては、主に年度中となるんですけれども、その団体の方からの交付についての内定通知のようなものがあつた時点で、補正予算に計上するというようなやり方でございますけれども、例えばコミュニティ助成であるとか、そういったものがございますが、そういったものについても、十分な活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○佐藤（英）委員長 伊藤栄一委員。

○伊藤（栄）委員 コミュニティ助成については満額県からで、市の支出はないということで、

私らも長年、10年くらいいろいろ塩竈市ではちょうどいしているようですが、今回も、いろいろ町内会の会長さんとか、あと役員の方々が一生懸命になって県議会の先生をお願いし、昨年からお願ひして、今回も1,500万かなにかの助成金、コミュニティ助成金をもらえるようになったというふうなことも聞いております。

また、さらには来月あたりだと思ふんですが、また、さらに250万のコミュニティの助成金も、これを理由に昨年中にいろいろご手配というか、いろいろ、町内会長さんが努力してもらったと県議会の先生から、塩竈選出の県議会の先生からお聞きしております。そんなことで、やはり、満額県の予算とか、あと国の予算何かを使うようなこと、さらには、埋蔵金とさっきはちょっと申し上げたんですが、塩漬けになっている塩竈の市有地、土地、こんなのなんか、かなりの数字の土地が、塩竈手持ちの土地があるのではなかろうかなというふうに思っております。そういうものを、大いに活用して、歳入に必要なお金を生み出す方法、これらを一応考えていただけたら、予算も楽になっていくのではないかなというふうに思っております。

さらに、支出では総務費、民生費は増額しておりますが、水産の町の塩竈ですが、農林水産については1億799万9,000円の減、それから国の反映といいますか教育費ですが、これは2億8,015万円8,000円の減と、こんなふうになっております。そんなところで、塩竈の水産業なんですけれども、いろいろ、今、油の高騰、そして原料の値上げ、そういうもので再三苦しんでいるのではなかろうかと思ふんですが、先ほど委員の方々からもお話あったように、今度は下水の値上げとか何かでいろいろ大変であると。しかし、市民全体一緒なんです、かかるものはかかるでしょうがないだろうと。そういう面で、やはり水産農林、水産関係で何らかの方法でそういう値上げする分を少しでも当局が援助する方法ができないかどうか。こんなことも、私は予算を見て考えているところでございます。

さらには、教育費の減額なんです、きょう1番目に我が会派の鎌田委員がおっしゃられました、今度のサマースクールですか、これなんかは私も何度か教育委員会の方へ電話しているんですけれども、ここ3年くらい毎年私は一般質問で行っています。ことしの1月26日だと思ふんですが、大手旅行代理店で結局子供さん、あとお父さんたちの浦戸、私らは宝の島と言っていますが、ここへの体験研修ということで募集しております。私も見ないことにはいろいろお話しできないと思ひ込んで申し込んだんですが、1時間でもう締切になっていたということが現実でございます。あと、国でもです。これは補助事業があるので、実際、私がいつでも言っている道徳、マナー、ルールなんていうのは体験実習から生み出してくるものだと私は思っております。

ります。こういうものをなぜ利用しないか。今度はサマースクールで一応アルバイト的な代金15万くらい見ておるといふようなことですが、大いに1週間くらいずつ、私は体験研修に子供たちを出して、そういうものを利用したらどうかなというふうに思っております。この辺は、今度の一般質問で強くまた言いたいと私はあるんですが、その辺を、支出面、何かご当局のお考えがあれば、ちょっとお答えいただきたいと思っております。

○佐藤（英）委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 まず、水産業関係の経費、落ちているということでお話がありました。先ほどもと言いますか、午前中もお答えいたしました、この減額になっている原因は桂島で整備された事業が終わりまして、そこで9,300万、ことしについては使わなくなっている状況と申しますか、事業が終了していますので落ちている状況です。

それから、松くい虫について、若干事業費で800万ほどしておりますので、それが落ちた原因でございます。それで、水産業の振興策、では今何をしているのというふうなお話かと思えますけれども、施政方針に対する答弁でも市長の方から述べさせていただきましたが、市長、石巻、気仙沼と一緒に、議長ともども関係省庁にセーフティーネット保証に水産関係の団体を入れてほしいということで動いていただきました。この間と言いますか、1月になってから、自己破産申請しました企業につきましても、原因は資金繰りでございます。どれだけ資金を提供するかというのは、非常に現在のところ重要だと考えてございます。セーフティーネット保証、現在、かわりあると考えられる会社20社ほどございます。ぜひ、このセーフティーネット対象に水産関連の企業を入れてほしいというふうな動きをしてございます。これは実現できることを我々期待してございます。

それから、先ほどもちょっと財団とかの有利な資金云々というお話ございました。昨年、補正でこれ対応させていただきましたけれども、1,000万円の補助金を補正させていただきました。これは、上限1,000万で3分の2の補助率でございます。カツオを使った新商品が、これが軌道に乗りまして、新しい工場をつくと、そういうような形になりますと水揚げ増なり、それから雇用機会にもつながっていきますので、このような新たな取り組みを大事にしまして、強力で押し進めていくと言いますか、そういう形で考えてございます。既定の予算ではございますけれども、それを何とか有効活用しまして、業界として、今一番何が必要かというのにピンポイントになるかもしれませんが、補助なり光を当てて伸ばしていきたいと考えてございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 伊賀教育部長。

○伊賀教育部長 それでは、2点ほど伊藤委員の方からご質問がありました。1点に関しては、教育予算の総括的な視点からということと、あと体験学習というような、まず1点目の、教育予算の総括的な視点の方から説明申し上げますと、例年教育予算は一般会計の約10%ぐらい占めております。本年度当初予算では、10款の教育費は15億1,656万円と、全体の約8.4%であります。先に議決をいただきました2月の補正予算の、前倒しして月見ヶ丘小学校、あるいは第三中学校の耐震補強工事の予算、これが2億5,627万円加えますと、17億7,282万円と、全体の約9.9%、これを占めることになりまして、9.9%ですね、これまでの、大体教育費の水準であります約10%を維持したものと、まずは感じております。

それから、2点目の委員おっしゃる体験学習につきましては、各学校で総合的学習を一生懸命取り組んでおります。その中で、この体験学習について、各学校で取り組むようお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 伊藤栄一委員。

○伊藤（栄）委員 わかりました。しかし、今度の浦戸に行った大手旅行代理店で募集したのは、子供とか大人の人数わかりますか。

○佐藤（英）委員長 佐藤浦戸交通課長。

○佐藤浦戸交通課長 今回実施しました、ノリスき、カキむきに挑戦ということで実施しまして、11月と1月、それから2月の都合3回実施しております。その参加者の内訳でございますけれども、11月に行ったときは市内を中心として53名の方、それから1月に行ったときの参加者は、仙台周辺の方々が中心になりまして41名、それから2月に行いました浦戸暮らし体験ツアー、これは遠くは東京都、それから神奈川県からの方も参加しまして、あわせて19名、合計で113名の方かと思いますが、参加いただいております。以上です。

○佐藤（英）委員長 伊藤栄一委員。

○伊藤（栄）委員 今回、前の方、私、ちょっと存じなかったんですが、今度、子供15人の大人が25名ということで、1時間以内に満杯になったと。それで、体験についても、浦戸で聞いたら大変好評を得たということを知っております。そんな関係で、私は今まで一般質問では、とにかく体験の研修で子供たちの教育、そして、まして浦戸なんかは土地なんかも随分あいているので、何度も言っているんですが、やはり、自分の手で土に触れて、そして物見、収穫、そういうものを子供たちに味あわせたいということが、私のいつも質問している中ではござい

すが、そんなことで、やはり、1年に1回とかではなく、夏なんかを利用して何度でも学校の生徒たちを研修に連れていく方法を、ひとつ、学校、当局でカリキュラムに組み入れるとか何かで考えてほしいというふうなのが、私の実情でございます。そして、塩竈でそういうものを体験した人らは、子供らは、本当に大きく成長するのではないかなと、私はこのように思っております。

それと同時に、浦戸の島民も、今度、子供だとかそういうお父さんたち来たので、本当に、コミュニケーション、皆さん方の本当に対話、いろいろとうれしくなったということで、相当好評を得たということを知っております。先ほどちょっと下水のことを言ったんですが、浦戸でも下水なんかも整備され、残された年寄りの方々の負担金大変だということも聞いております。しかしながら、今後、そういう生徒さんたち来るのには、そんな大変だと語っておられないということで、頑張るといふようなことも聞いておりますので、ぜひひとつ、そういう実施を年に数回を実施していただければというふうに思っております。

それらと、また財政の方に言うんですが、こういう支出面で職員の方一緒なんですが、みんな予算をとると、全部デスクワークだけで、結局数字を書いて、それが支出となってあらわれてくるんですが、お金の重みを大体感じないのではないかなと。だから、一人に何億でも何千万でも持たせて、これで予算をやれと言われれば、みんなやはりけちってきて残す人がいっぱい出てくるのではないかなというふうにも思うんですが、まさかそのようなことできないので、その数字の重みを、やはり現金の重みと考えて、職員の方々が一生懸命になって頑張れば、年度末には本当に黒字の数字が大きく出てくるのではないかなというふうに、私は思っております。

うちの家庭もそうなんですが、一生懸命数字書いても、現金の重みというのは余りわからない、実感しないというのが現状だと思います。そんな関係で、幾らの工事を発注すれば、これだけ浮いたと。そうなれば、それだけの工事で自分の財布に残ったなどというふうな判断していくように、物を買えば同じそういう方法、そして学校でも、教育に指導に行って何人分か浮かせば、それだけ浮いてくるというようなことを、本当にみんな親身になって、お金の重みを感じていけば、支出面の抑制というのが大きく浮上してくるのではないかなというふうに思います。そんなことを、支出については、ひとつ、お考えいただければと。

それから、もう一度前に戻りますが、収入で、やはり塩竈で塩漬けになって本当にどうしようもないという土地が、今、何カ所くらい残っているか、おわかりならちょっと教えていただ

きます。

○佐藤（英）委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 まず、浦戸の振興の方からお答えをさせていただきます。

東京から3時間で来れる離島、そしてまた行ってみますと道端にはお地蔵様があったり、渡し船は旗を上げて大声で呼ぶというふうな、本当に都会人であればあるほど、あそこに流れる時のゆったりしたもの、その素朴な魅力というものは実感できるかと思います。私たち、ただいまちょうだいしましたご意見をもとにいたしまして、できるだけ多くの方にこの魅力を知っていただき、そしてさらなるイベント等によりまして、交流人口をふやして、そして地元の人口減少にも歯どめをかける、そして魅力ある島づくりを努めさせていただきたいと、そんなふうに考えております。

それから、予算の執行に当たりましてご意見を賜りました。職員も、給与の独自削減等の強力をしてもらっておる状況でございます。身を切る思いで取り組んでおる部分でございます。私たち、ただいまちょうだいしましたご意見を踏まえまして、職員一同、さらなる努力をさせていただきたいと、そんなふうな決意で臨んでまいりたいと思います。

それから、ただいま遊休地につきましてのお問い合わせがございました。私たち、現在、売却可能な遊休地のリストアップを既にしておるところでございます。現時点でリストアップしております土地につきましては、およそ20カ所というふうなことでございます。これらにつきましては、さらに整理をいたしまして、できる限り今後も売却に積極的に取り組みたいというふうに考えております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 私から、財政的な仕組みの上で職員のやる気といいますか、そういったものを引き出すようなことについて、ちょっとご紹介といいますか、ご報告をさせていただきます。

平成17年度からでございますけれども、予算のメリットシステムというのを実施しております。それは、執行の過程で予算が計上されますけれども、そういった中でも必要な業務量を見直しをしたり、また果たすべき目的は確保しながら、新たな仕組みをもって経費を節減したりというような工夫をしているところがあるわけでございまして、そういったものについて一定の評価をして予算上も配分しようというふうなことを、議員の皆様からの提案もあったわけでございますけれども、そういったものを17年度から続けております。そういった中で、そういった経費の節減等ができた場合には、非常に厳しい枠配分等を行っているんですけれども、そ

の中に一部配分額の方に考慮するというふうな、そんな仕組みをしておりますので、ご報告をさせていただきます。

○佐藤（英）委員長 伊藤栄一委員。

○伊藤（栄）委員 よくわかりました。今後、この予算を見て、苦しいながらも塩竈は元気ですということの発想であると私は見ておりますので、今度の広報などでも市民によく理解できるように、ひとつ、毎年そういう表示をして出しておるようでございますが、ぜひ今回も、市民がそんなような心配もしております。これは見ている方とか、あと予算の見方、知らない人もいろいろ評語が出るのでないかなと思います。たまたま、予算が少なくなってきたから塩竈危ないのではないかなというような、夕張の二の舞ではないかなということも言っているんですけども、実際のところ、本当に我々議会としましていろいろなところ、市民の要望にこたえようとして一生懸命なんです。やはり、限られた予算なんです。やはり私たちも一番その予算については心苦しく思っております。今後、そういう面で、ひとつ、市民との対話をしながら、元気で塩竈まだ大丈夫だということで、私らも一生懸命頑張ってくつもりでございますので、予算の平成20年の予算の一般的なことを申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤（英）委員長 お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、3月5日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤（英）委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時20分 終了

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年3月4日

平成20年度予算特別委員会委員長 佐藤英治

平成20年3月5日（水曜日）

平成20年度予算特別委員会

（第3日目）

平成20年度予算特別委員会第3日目

平成20年3月5日（水曜日）午前10時開会

出席委員（21名）

曾 我 ミ ヨ 委員	中 川 邦 彦 委員
小 野 絹 子 委員	吉 川 弘 委員
伊 勢 由 典 委員	佐 藤 貞 夫 委員
東海林 京 子 委員	伊 藤 博 章 委員
浅 野 敏 江 委員	小 野 幸 男 委員
嶺 岸 淳 一 委員	志 賀 直 哉 委員
佐 藤 英 治 委員	伊 藤 栄 一 委員
菊 地 進 委員	今 野 恭 一 委員
阿 部 かほる 委員	鈴 木 昭 一 委員
鎌 田 礼 二 委員	木 村 吉 雄 委員
香 取 嗣 雄 委員	

欠席委員（なし）

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
総務部長 兼危機管理監	三浦 一泰 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君
総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
会計管理者 兼会計課長	大和田 功次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼水産課長	福田 文弘 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君	総務部総務課長	郷古 正夫 君
総務部財政課長	菅原 靖彦 君	総務部税務課長	星 清輝 君
総務部 防災安全課長	佐々木 真一 君	市民生活部 市民課長	澤田 克巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊行 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏也 君	健康福祉部 健康課長	阿部 純子 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	建設部建築課長	千葉 伸一 君
建設部土木課長	千葉 正 君	建設部 下水道事業所長	金子 信也 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信彦 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤 福実 君
教育委員会教育部 生涯学習課長	中川 政則 君	教育委員会教育部 生涯スポーツ課長	菊地 辰夫 君
選挙管理委員会 事務局長	橋内 行雄 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	丹野 文雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間	明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治 君
議事調査係主査	戸枝幹雄 君		議事調査係主査	斉藤 隆 君

午前10時00分 開会

○佐藤（英）委員長 おはようございます。

ただいまから、平成20年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

これより、3月4日の会議に引き続き審査区分1・一般会計の質疑を続行いたします。なお、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 おはようございます。

平成20年度の予算について、きのうの小野幸男委員に続きまして私の方からも質問させていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

それでは、資料No.9から主に質問させていただきます。

まず、8ページ、9ページをお願いいたします。今回当初予算におきましては、市税も減少しいろいろな交付税も削減されている中ですが、この8ページにあります10款の地方交付税が前年度より2億円ふえて、50億9,600万円という数字が計上されていますけれども、これは地方と都市の税収の格差を是正するのを目的とした地方再生対策費が盛り込まれていると思うんですが、その点いかがでしょうか。お聞かせください。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 答えいたします。

20年度の予算で交付税を増額してございますけれども、この増額の大きな要因の一つが地方再生対策費の創設ということでございまして、地方地域間の税収にかなりの開きが出てきているということから、その状況を是正するために設けられた地方再生対策費というのが交付税の中で一定の需要額としてカウントするというふうなことが20年度から行われたわけでございます。本市分といたしましては、試算値でございまして8,000万円というふうに試算しておりまして、この増額分のうち8,000万円については地方再生対策費の創設によるものというふうに積算しているものでございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

私たち公明党の方でも、この地方との格差につきましてかねてからいろいろ要望してまいり

まして、やっこの地方再生対策費ということが計上されるようになったと伺っておりますけれども、この8,000万円という予測は今まだ国会の方が審議が続いておりますけれども、間違いなくというのも変ですけれども、本当にそれが「ふたを開けてみたら実は」ということにならない根拠はちょっとどの辺にあるのか、それもちょうとあわせてお聞かせください。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 地方再生対策費の方の算出の方でございますけれども、総務省の方で一定の積算の方法を示してございます。そういったことがございまして積算しているわけでございますけれども、地方再生対策費は人口分とそれから面積分というような形で、おのおの積算がございまして、それで、本市の場合面積分についてはかなり金額が少ないんですけれども、主に人口分ということで、その人口分につきましても産業構造、第一次産業就業者数が主なものなんです、今回の地方再生対策費では都市と地方の格差を是正するというので、第一次就業者数の人口が多いところに配分が多いというふうな仕組みになっております。そういったことで、第一次就業者数の人口数、それから高齢者割合の程度、そういったもので積算するというような積算方法が示されましたので、それに応じて積算いたしますと8,000万円ということございまして、まずおおむねこの金額になるんじゃないかなというふうに見ております。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。よくわかりました。

それで、地方交付税というのは主に補助金と違いまして何に使われても市の裁量によると伺っておりますけれども、主に今回交付税がこれだけ2億円ふえまして、50億円という部分でどのような事業、またどのような配分を考えてられるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 お答えいたします。

地方交付税の方は、その地方団体の一定の標準的な支出と標準的に入るだろうとされる収入を計算して、その差額分について交付税を交付するというふうな仕組みでございまして、それが地方交付税は地方に固有の一般財源であるというふうに言われるわけでございますけれども、一定のそのような算式のもとに行われますが、そのように確保された交付税、それから先ほどの支出と収入の対比でいいますと収入の方に当然市税が入ってくるわけで、市税であるとか譲与税であるとか、そういったものを加えた一般財源、その自治体で必要とされる一般財源の標

準的なものを計算して、その一般財源を確保しようということでございますので、その一般財源についての支出の方とリンクした使い方というのは制度上は想定していないわけでございます。そういうことで本市におきましても一般財源の市税と並ぶ柱としてとらえてございまして、種々さまざまな施策を行っておりますので、その中で一般財源は当然必要になってまいりますので、その中で施策の選択、周知を行いながら、その中に充当されていくという形でございまして、ちょっとある一定の支出とリンクしているということではございませんので、そのようなことではございません。

それからあと、そうすると支出との関係はどうなるかということなんですけれども、交付税のこの間の大変大きな削減というのは、交付税は市税が減る場合にはふえてくるというようなそんな関係もありますので、なかなか表面上はとらえにくいんですけれども、交付税の方が三位一体改革以降減ってきたというのがかなり大きな影響を与えているわけございまして、それが20年度に地方再生対策費が創設されたということで、これまでの一本調子の右肩下がりの状況に幾分の変化が生じたというふうにもとらえてございまして、ぜひそのような方向に今後いけばより一般財源の減り方についての影響が抑えられてくるんじゃないかなというふうにご覧いただけます。それが支出面でもいい方にあらわれれば、よりいいのではないかなというふうにご覧いただいております。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

じゃあ次に、市債についてお聞きしたいと思います。ページは29ページです。

21款市債につきましても、将来における市民に対する負担ということで、極力抑えと。今回につきましては、どうしても土地開発公社の貸付事業があるために幾分ふえるんだという説明は、前に伺いました。そこでお聞きしたいんですが、この説明の部分で3目ですか土木債とあるんですが、その説明の中で市営住宅の火災警報器は今年度まで設置というふうに法的に義務づけられていますので理解するところですが、その下にあります地上デジタル放送対応共同受信施設改修費というがあります。これは、国庫補助金の方でも150万円手当されているんですが、その残りの部分はすべて市債に充てているんですね。このことにつきまして、私も主婦感覚ですのでどうしてもこれはことしやらなきゃならない事業なのかと、その辺からちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 地上デジタルの共同受信施設の改修の件ですけれども、今現在アナログ放送で放送されておりますけれども、それが2011年にアナログが停波されまして地上デジタル放送に変わると。そうした意味で、現在10団地29棟ございますけれども、そうしたものを一度にやっていくにはちょっと大変な費用もかかってしまうので、そうした意味で段階的にやっていこうということで、20年度から部分的に順次やっていこうという形で今回初めて地上放送の改修事業として今回載せさせていただいたということでございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。

そうすると、全部一遍に直すというわけではなくて、何棟くらいやるんでしょうか。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 現在アンテナで共同受信している部分に関していえば、VHFとUHFがございますけれども、それを一緒に合わせましてVHFで各部屋の方に配信しているわけですけれども、その方式でいきますとデジタル波になった場合に電波が届かないということで、UHとVHと合わせた部分をUの方で配信し直さなくちゃいけないということですので、全棟が対象になるということです。家庭の要するにテレビの接続、アンテナ接続の部分までの改修ということでございますので、全棟が対象になります。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。

そうすると、段階的にというご説明があったものですから、何棟かやってまたその残りをやるのかなと思ったものですから。これは、何年かにわたって事業をなさっていくんでしょうか。

○佐藤（英）委員長 千葉建築課長。

○千葉建築課長 単年度の対象棟数とかという部分も絡んでくるかと思っておりますけれども、現在3カ年で計画してございます。そして、今回の対象が……。資料がちょっと、後でお答えしたいと思えます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 じゃあ、よろしくお願ひします。

次に、39ページの財政調整基金についてお聞きいたします。

本市の財政調整基金は、私たちの家庭で言えば預貯金と思っておりますが、それがだんだん切り崩されているということは私も伺っております。それで、平成20年度は約150万円の積立金

となっていますけれども、現在この基金の残高はどれくらいあるのでしょうか。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 18年度末現在の財調残高が1億6,000万円ほどでございまして、これが平成19年度末でどのようになるかですが、現在の見込みでは3億円台くらいまでは回復するんじゃないか、3億円台程度になるんじゃないかというふうに見ております。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ほかに、いろいろな基金があると思っておりますけれども、それはそれぞれの目的での基金と聞いております。それで、そこからほかの目的には使われないんですけれども、長期の貸し付けの金額があるというふうに聞いているんですけれども、それは今後どのような見通しというか、返還とかそういった部分での財調の部分という意味で、どのようなことを考えられているのか。その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 特定の目的につきましては、基金条例の方に目的が定められておりまして、例えば庁舎基金であれば庁舎の整備のために使うために設ける基金ですよというふうなことがあるわけございまして、それ以外の取り崩しができないということになるわけございまして。

それで、ただ近年の財政状況からしますと、基金からのさまざまな補てんをしないととてもやっていけないという中で、基金も現金について活用できないかということで、これまでやってきましたのは特定目的基金からは長期で一般会計なりが借り入れるという形をとれば補てん財源に使えるということがございましたので、そのようなやり方をしたわけございまして。

一番初めに行いましたのが、マリゲートを取得した平成13年度だったんですけれども、その際に庁舎基金の方から6億4,000万円ほど借り入れたのが一番近年では最初の年度だったんですけれども、それ以降につきましてもミナト基金であるとかそういった基金からも借り入れをしたということで、補てん財源として活用しているわけございまして。

これらの基金から借り入れたものにつきましては、基金等の中で一定の基金への返還計画をつくりまして、それでちょっと長期にわたらざるを得ないんですけれども、それで返していくというふうなことを想定しております。現在は、まだ基金への返済が行えない状態でございますので、ただ基金との一定の秩序を保ちながら基金に返済を行っていかないと考えてございまして、現在ですと20年度には計上してございませぬけれども、21年度以降くらいから基金への返済金も出てくるというふうと考えております。それを、ちょっと期間長くかかりま

すけれども、20年とかそういった長期になりますけれども、返済をしていくということで考えてございます。ただ、これは財政状況次第でございますので、財政状況が今後どのようなものになるか、そういったものを踏まえながら、その基金の返済計画については随時見直していくというふうなことになるかと思えます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

多分、ここにいらっしゃる皆さん、また市民の方も一番心配されているのは、例えば大きな災害また地震、そういった場合にいざというときに出すものがないという状況が、一番恐れている状況でないかなと思います。

それでちょっと関連してお聞きしたいんですが、168ページの方の11款災害復旧費というのは、これは予算の枠組みはされているんですけども、予算の計上はされていないように思われるんですが、その辺もちょっとあわせてどのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 11款の災害復旧費の計上でございますけれども、この款におきましては災害が発生した場合、その場合の対応するための公共施設等の復旧費を計上する款でありますので、通常ですと災害が生じた場合に、その後に計上していくというふうな款でございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 そのときのお金は、どこから持ってくるのか、そこまで聞いてよろしいでしょうか。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 災害復旧費の財源ということでございますけれども、これまでの災害が起こった場合の対応でございますけれども、まず公共施設が被害を受けた場合その復旧に工事費等のお金がかかるわけでございますけれども、それにつきましては大規模な災害であれば国の方で制度の活用の枠組みをつくっております、その中で災害復旧費の補助金、それから災害復旧費のための起債、そういったものが制度化されておりますので、それを最大限活用するというふうな対応をしております。

それで、一定程度の規模以上の復旧工事費であれば、その年度の市の持ち出し分、起債ももちろん市の持ち出しなんですけれども、その年度に係る一般財源というのを極力小さくすることによってしておりますので、それで数億円かかるとかというようなことは近年ではない状況でございますが、ただ財政調整基金というのはそういった災害対応のためにも必要とされると

いう趣旨で設けられている基金でございまして、やはり一定程度の財政調整基金は必要でございまして、標準財政規模の5%程度が目安じゃないかなと考えているんですけれども、そうすると本市ですと5億円くらいになるんですが、やはりその目安となる金額まで何とか確保してまいりたいというのが、一つの目標と考えてございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 よくわかりました。ありがとうございます。

次に、40ページの2款総務費についてお尋ねいたします。41ページの事業内訳の一番下に、市民活動支援費として385万1,000円が計上されておりますけれども、この経費の内訳についてまずお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 澤田市民課長。

○澤田市民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

内訳の一番主なもの、恐れ入りますが43ページの方をお開き願いたいんですが、節区分でございまして14節の使用料及び賃借料の中で、まず建物賃借料203万7,000円がこれが一番大きい金額でございまして、これは現在本町にある市民活動推進室、これは空き店舗利用という方針のもとに今使っているわけですが、その家賃が151万2,000円と。それから、今回の施政方針の方でも述べさせていただいておりますけれども、マリンプラザを改めて機能を付加するという形で、あそこも市民活動推進室という機能を付加するというので、マリンプラザにつきましては共益費のみの計上ですが52万5,000円、これが一番大きい部分でございまして、

あとは、いろいろな共益費、あるいは警備料、保険料、そういったものになっております。

以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

そうしますと、今まで本町にあった市民活動支援室もそのまま置いておく、そしてもう1カ所場所をふやすということなんでしょうか。

○佐藤（英）委員長 澤田市民課長。

○澤田市民課長 本町にある市民活動推進室につきましては、いろいろなパソコン、印刷機、そういったかなり町内会さんからも好評をいただいて利用されておりますので、それはそのまま継続というふうに考えております。ただ、会議とかあるいはいろいろな掲示とかそういった形も市民活動の方々から要望が結構ございますので、今回マックスバリューの方で今までマリン

プラザとして活用はいただいておりますが、さらにもっと利用を高めようということで市民活動推進の方にも利用していくと、そういった考えでございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 そうしますと、二つ2カ所に市民活動支援室があると考えていいと思うんですけども、人数的な配分とかその部分はどうなっているのでしょうか。

○佐藤（英）委員長 澤田市民課長。

○澤田市民課長 定数につきましては、まだ組織の見直し等で、今回の資料にも出ておりますが、市民活動推進室が協働推進室という形でさらに男女共同なども取り込んだ方で、発展的な対応をしようと考えておりますけれども、あとマリンプラザにつきましては臨時職員の方を配置しております、いつでも利用できるよう、例えば打ち合わせ等でも使えるような、そういった対応にしていきたいということで考えております。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。いわば、本町の方はこれまでどおり使っていただいて、そして会議とかそういった部分において別な箇所をというようなことで理解してよろしいのでしょうか。わかりました、ありがとうございます。

もう1点ちょっとお聞きしたいんですが、本町の方の空き対策というか、そういった空き店舗対策の一つとしての推進室を設けたというのも理由だと思いますし、また交流人口を図るという意味もあったと思うんですが、そこにおける波及効果というのはあったのかどうか、ちょっとその辺だけお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 澤田市民課長。

○澤田市民課長 市民活動推進室の利用者につきましては、利用票というものをできるだけつくっていただいて統計はとっておりますけれども、18年度の実績で1,500名の方が延べでご利用いただいております。主な利用の方はもちろんミーティング等でお使い、あるいは印刷機等を活用していただくということで、そういった利用が一番多い活用をいただいている状況です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。

じゃあ続きまして、69ページの3款民生費についてお聞きいたします。69ページの3款の民生費の方に、中国残留邦人等生活支援給付費として1,180万円支給されるということで載って

おりますけれども、これまで私たち中国残留邦人の生活支援給付というのは余り目にしてなかった中身なんですけれども、これはちょっと公明党の方でも国で今回さまざま中国の残留孤児の方たちが日本に帰られて、その後生活保護等のことで支給されていたと。しかし、なかなか同じ日本人なのという思いがあったということを受けて、今度このような国の対策になったということを知っていますが、これにつきましてまず本市に在住されている中国残留邦人というのはどれくらい、何家族くらいいらっしゃるのか、何人くらいいらっしゃるのか、ちょっとわかったらお願いいたします。

○佐藤（英）委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 中国残留邦人等というのは、中国に残留していた方とあとそれに樺太に残留していた方と両方入ります。中国の方には2家族、そして樺太から帰還された方は1家族という形になっております。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 思ったより人数が少なかったなと思いましたがけれども、それで樺太の方はそうではないと思いますけれども、中国の方、特に長い期間約戦後60年過ぎていますので長いこと日本語を使われていなくて、その部分でもいろいろ言葉なんかで隣人とトラブルになったりということも私も一、二で聞いておりますけれども、そういった方たちが相談する窓口とか、また今回このように改めまして支援給付費ということが支給されるとなれば、その取り扱いの窓口というのはどのようにしているのかお知らせください。

○佐藤（英）委員長 会澤所長。

○会澤社会福祉事務所長 まず取り扱い窓口でございますけれども、これまでどおり生活保護担当の保護係という形になっております。今のところ、特別言葉に困っている方というのは聞いていませんけれども、なお中国人とは限らず言葉に不自由な方、なかなか中国語を訳せる方という人材が少ない状況でございますけれども、こういった方たちは宮城県の国際課の方でそういった方たちの取り次ぎをするような機関も設けられております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 それで、ここにもう1点あるんですけれども、この自立支援員雇用委託料というのは、これは中身はどのようなことでしょうか。

○佐藤（英）委員長 会澤所長。

○会澤社会福祉事務所長 こちらは、こういった方たちを専門に就業活動に促進指導したり、そ

ういう方たちのために人を雇うというようなお金でございます。

あと20年度、そういったことを目的に専門の指導員を置く予定でございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 やはり、自立していくための就労、この支援が大変必要かと思っております。ただ、残留孤児として帰ってこられたご本人はかなりの高齢の方でもありますので、その辺の就労というのなかなか難しいかとは思いますが、その辺丁寧な扱いをしていただければと思っております。

○佐藤（英）委員長 会澤所長。

○会澤社会福祉事務所長 20年の4月から、こういった中国等に残留邦人の方々の老後の生活の安定を図るために新たな支援策がスタートします。それは、老齢基礎年金ですね、無年金の方が多いわけですが、今回国の方ですべて保険料を負うというような形で、満額基礎年金が支給されることとなります。こういった方たちは、そういった基礎年金のほかにまた生活保護程度の保護が受けられるということですので、一般の生活保護の方よりは優遇された措置がなされる予定でございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

時間もありませんので、107ページの6款浅海漁業振興費についてお聞きしたいと思います。これは、今年度減額されている中身はきのうもお聞きいたしました。それで、この支援事業補助金というのは具体的にどのように使われているのか、中身をお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 この支援事業補助金243万円でございますけれども、これは各漁協が取り組みますそれぞれの事業に対して補助金を出しております。現在我々が出している事業につきましては、アワビの中間育成事業、それからアカモクの養殖事業、それからアサリの稚貝の放流事業、それからウニの放流事業ですね、そのようなものを中心に補助しております、それを今後も継続していきたいと考えてございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 建築課長から、先ほどのお答えありますので。千葉建築課長。

○千葉建築課長 先ほどの地上デジタル放送の改修工事の件数についてお答えいたします。20年度に実施します団地数が4団地、8棟、戸数にしまして254戸が該当してございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

そうしますと、今福田課長がおっしゃったように4事業、アワビ、アカモク、それからアサリ、ウニなど。それで243万円って、金額にするとそのような余り大きな金額ではないと思うんですけども、この事業の報告といいますか中間報告とか一定の効果とかってというのは当然上がってきていると思いますけれども、その辺についてはどのような考えでしょうか。

○佐藤（英）委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 まず、補助金の金額が少ないんじゃないかということなんですけれども、我々としましてはとにかく新たな取り組みをしていただくということに対しまして気持ちみたいな形になるというのも変ですけども、2分の1とかにはならないわけですけども、とにかく補助金を出していこうということで考えておりまして。当然、出す場合におきましては成果がどうだったかということは確認させていただいております。

それで、現在我々注目しているのはアワビなんですけれども、これは遺伝的にといいますか発育状況が非常によいアワビを選別しまして、それを中心に養殖していく。そうすると、ほかの一般のアワビに比べると発育状況が非常にいいという結果が出ております。当然何年かかかるわけなんですけれども、今2年目ですけども、3年、今後も状況を見ながら出荷できるような状況で考えております。

それからウニなんですけれども、ウニについてもかなり松島湾で育つウニは品質がいいというふうな評価を得ております。それについても、ウニは食べるものがないと結局大きくなりませんので、ですから漁場を選びまして余り集中してしまうと今度は育たないという形になりますので、適当なところで育ててそして品質のいいウニを育てていくという形で考えています。

それからアカモクにつきましては、いろいろな新商品開発等の動きが出ておりまして、ただ心配なのは乱獲されることによって資源が枯渇することが心配でございますので、島の方とそれから本土に近い方の海でアカモクの養殖をして、なおかつ乱獲については規制していくというような形で今動いております。そのようなところが、浅海の今新たな試みといいますか、結果が出ているところかなと考えてございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

最後にもう1点。各漁業組合の方に幾らぐらいつつ、一律なのかそれともその漁業組合によ

って違うのか、その辺配分をちょっとお知らせください。

○佐藤（英）委員長 福田次長。

○福田産業部次長兼水産課長 それぞれの組合で違います。一律配布はしてございません。取り組みに応じて配布しておりますので。ですから、取り組みの行われない漁協につきましては、残念ながら補助金は支給されないという形になります。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。

じゃあ続きまして、139ページの10款教育費についてお聞きします。この教育費の中に、事業内容の一番下に、問題を抱える子どもたちの自立支援事業とありまして、103万1,000円計上されておりますけれども、その事業の内容をお聞かせください。

○佐藤（英）委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤学校教育課長 それではお答え申し上げます。

この事業につきましては、平成19年度本年度から2カ年の事業でございます。それで、玉川中学校を拠点校にいたしまして、専門指導員を配置いたしまして、不登校の児童生徒の早期発見とその対応に対してさらに実践的な取り組みを行うものでございます。今現在玉川中学校に校長職を退職した方を1名配置いたしまして、保護者に対するアポイントであるとかあるいは子どもたちの相談であるとか、そういうことで不登校の早期発見・早期対応ということがメインでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。玉川中学校を拠点となされているというお話だったんですけれども、各学校とももちろん連絡は密にされていると思うんですが、ちょっと今年の夏にやはり不登校が原因といいますか、ちょっと家庭内であばれた男の子もいたんですけれども、今年度になってその子がどうやら発達障害の原因が見られるということもありまして、ちょっと問題がだんだん変わってきたようなんですけれども、今一口に不登校と言いましてもいろいろな要因があると思うんですね。その部分まで、どのような対応をされていくのか、ちょっとその辺簡単で結構ですのでお聞きします。

○佐藤（英）委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤学校教育課長 今委員がおっしゃられたとおり、不登校の原因となる部分で一般質問でもご質問あったとおり、軽度発達障害の子どもがやはりうまく理解されないためにいじめにあっ

たり不登校というような原因もあります。それで、できるだけ学校といたしましてはその子どもたち、あるいは保護者の方と時間を十分取り合いながら、そういうところを発見しながらやっていきたいということでございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

じゃあ最後に、157ページの図書館費についてお聞きいたします。この図書館費の中の11節備品購入費としまして1,323万6,000円、これはちょっと備品というにはかなりの高額だと思っておりますが、どのような中身になっているのかお聞かせください。

○佐藤（英）委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習センター館長兼市民交流センター館長兼図書館長 図書館の備品購入費ですけれども、基本的には図書館用の備品ということですが、中身的には、図書館の購入がほとんどを占めます。一般書、児童書、あるいは中高校生向けの図書、それからAV関係のCD等、そういうものです。それから、BM車、配本車ですね。13カ所のステーションを回っておりますけれども、学校等を回っておりますが、そういう図書を中心とした備品からなっております。以上です。

○浅野委員 ありがとうございます。結構です。

○佐藤（英）委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 私の方から幾つか伺いますが、最初に資料No.9の商工費の方から伺いたいというふうに思っています。110ページです。よろしくお願ひします。商工費が4億5,500万円強でありますけれども、昨年度からみれば2,300万円ほど減っておりますが、この件について全体の中から一つずつテーマごとに伺いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初にですが、中小企業の対策融資制度、111ページの事業内訳のちょうど中間より下の方にありますけれども、3億2,500万円。前回の商工費の予算が3億4,500万円ですから、この対策に3億2,500万円とこれだけのものを与えているわけですが、ひとつ伺いますが、今度昨年度から新たに融資制度が変わってきたということも聞いておりますので、まずその点についてどんなふうに前年度から変わってきているのか、まずその点伺いたいというふうに思ひます。

○佐藤（英）委員長 荒川産業部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 昨年の18年度から信用保証率が0.5から2.2の9段階に設定され

ました。その中で、宮城県においては0.5から1.6までというふうな形で割り引きされておるような制度であります。制度が改正になった中で、企業努力が保証料率の増減に影響する制度に改められたことにより、一定の保証率の負担を企業に求める一方、上限額のアップ、1,500万円から2,000万円にアップさせていただきました。それから、要件の緩和により多くのニーズに対応した制度にするために制度を改正させていただきました。緩和によるというふうな中身についても、保証人が2人以上とかというふうなことになっていましたけれども、本人のみとかそういうふうな形で緩和させて、利用を拡大したいというふうな形で改正させていただきました。以上です。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 今のがあれですね、中小企業の振興資金だと思うんですけども、あと小企業に対する小口資金の融資制度もあると思うんですけども、これについてもひとつお願いします。

○佐藤（英）委員長 荒川産業部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 小口についても緩和をしております。限度額については350万円、そのままであります。なぜかというふうな形で検討してはいたけれども、理由の範囲について今年度についても小口については3件、小口をお借りしている場合返済しないと2,000万円の枠は借りられないというふうな形になっておりますので、多くの方々については2,000万円の振興資金の方をご利用させていただいているというのが現状です。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 結局、最初から狭めているという部分も出てきているというふうに思うんですけども、問題なのはどんなふうにして借りやすい方向があるのかということだというふうに思うんですね。それで、狭めるというのではなくて、もう少し大きく広げていくとかそういうことというのは、まず考えられないんですか。

○佐藤（英）委員長 荒川部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 要件を緩和したことによりまして、借りやすくなったというふうな形には私たちは思っております。もう一つ申し上げますと、昨日もいろいろな形でお話しありましたけれども、原油価格の上昇によってセーフティーネットの要望等も行いつつ、この振興資金についてはいち早く今経営環境が厳しいというふうなことで、最大6カ月間の貸し付けについての据置期間を設けるような制度改正をしております。2月1日から、それも行ってあります。それについても、宮城県仙台市を除いて県内ではいち早く塩竈市がそういう形で実

施しております。だから、利用については拡大していると、私たちは思っております。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 きのうの皆さんの議論の中でも、加工屋さんが5億円の負債で倒産するとか、そういう事態も実際起きてきているわけですし、事業をやりたくても資金のめどが立たなくて廃業しているという、そういうところも実際起きてきているということを知っておりますので、やっぱり何ととっても一番借りるからには大変な努力をしなければならぬというのは当然だというふうには思うんですけども、どういう枠を広げていくのか。何と言っても塩竈の地場産業を守り育てていく上でもこういう融資制度というのをやっぱりきちっと理解していただくと同時に、資金の面でも緩和できるものは緩和する、借りられるものは借りられる方向をきちっととっていけば、何とか営業を続けていけると、そういう努力をしている方もいるわけですから、何とかそういう点について一つでも二つでも枠を広げていくという努力が必要でないかなと思っております。

それで、小口も含めてそうですけれども、さっきも言ったように企業の中には借りる力もなくなってきたというのがあると同時に、今まで借りている分もあってそういう面も柔軟にできないかと、そういう声も聞かれました。それと同時に、返済期間をやっぱり長くしてほしいんだと、そういうことも言われております。何と言っても、先ほど部長が言ったように今の経済状況は原油の高騰で大変な状況に陥っているということも聞いていますし、原料もなかなか入らないと。そういう状況の中で、やっぱりこういう経済状況に見合った制度、そのことをやっぱり見直すことができるんならば見直していくべきではないかなというふうに思いますので、その点についてももう少し柔軟に考えるということはどうなのかどうか。答弁をお願いしたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 荒川産業部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 制度融資の改正の内容をもう一度ちょっとお話ししますと、まず融資の上限額を拡大しました。あともう2点目については、先ほど申し上げたように連帯保証人が原則的に本人だけでもいいですよというふうな形になりました。それから、営業年数が1年未満、小口においては6カ月未満でも融資を可能にしますというふうな形で拡大をしました。

あともう一つは、貸付期間についても2月1日から据置期間を最大6カ月設けてスタートさせておりますので、今後もこういった制度改正についても中小企業に対してPRを拡大してい

きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 中小企業の振興資金とそれから小口資金のそういうものも、今部長がPRをきちっとしていきたいということだと思いますから、ぜひその点お願いしたいというふうに思います。今こそ手を差し伸べる時期をどうしても逃してしまうと、結果的には不幸な状況になるということもありますので、ぜひそういう点での振興を図る意味でお願いしたいというふうに思います。

次に1点伺いますけれども、同じところですが、企業誘致活動の推進事業で19年度は5万円だったんですけれども、20年度は13万6,000円とふえてはおりますけれども、私も全体の、先ほど何で商工費の全体の額を言ったかということなんですが、やっぱり市長さんがよく言う企業誘致活動、そういう点を考えてみても誘致活動をこれからどんなふうに進めていくのか、そういう点をまず市長さんの決意といいますか、これだけの予算でいいのかどうか。私はもっと必要な部分もあるのではないかなと思いますので、その点伺いたいというふうに思っています。

○佐藤（英）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 企業誘致活動についてご質問いただきました。

今、みなとまちづくり課を中心に本市内にあります遊休地等を最大限活用させていただきながら、企業誘致活動を行っているところであります。今金額のお話をいただきましたが、私を初めやはり汗を流すということが一番大切なのかなと思っております。それぞれターゲットといたします企業にやっぱり数多く足を運びながら、本市の例えば交通の結節点としての利便性の優位さ、あるいは人口要件、さらにはさまざまな制度的なものをPRをさせていただき、まずは関心を持っていただき、現地に足を運んでいただくというようなことが企業誘致のスタートになるのではないかなというふうに考えているところであります。決して金額の多寡ということではなくて、職員全体が企業誘致活動に従事するという気持ちで取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方にもぜひさまざまな情報がございましたらご提供いただければ大変ありがたいというふうに考えているところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 次に、新たに予算化されたというふうに思うんですけれども、まちづくりの交流施

設事業85万円について、これを伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 神谷みなとまちづくり課長。

○神谷みなとまちづくり課長 まちづくり交流施設事業85万円につきましては、宮町にございます旧亀井邸、これに関する必要な経費ということでございます。ちょっと内訳を申しますと、建物維持管理に必要な光熱水費 9万6,000円、修繕料40万2,000円、それから警備を入れておりますのでそれにかかる通信運搬費 4万8,000円、保険料 1万9,000円、警備業務委託料10万円、建物賃借料18万5,000円、合計で85万円という内容でございます。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 よく人から聞くことなんですけれども、亀井邸の全室を全部開放しているわけですか。

○佐藤（英）委員長 神谷課長。

○神谷みなとまちづくり課長 亀井邸の使用につきましては、一応私どもの課が窓口となりましたのは一定の取り扱い要領みたいなものを定めてございます。それで、亀井邸を使いましているいろいろな仕掛け、イベント、展覧会等をしたというようなことに関しましては、これを開放するというので、基本的に全室お使いいただけるという内容になってございます。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。手を入れるのもなかなか大変だとか、いろいろ聞いたものですから伺ったわけなんですけれども、やっぱり安心して使えるようなものをぜひ進めていただきたいなと思っていました。

次に、消費者対策事業で伺いたいんですが、次のページになります。4項の消費者対策費について伺います。これは、去年の曾我さんの一般質問でありましたし、私も12月で多重債務の問題を取り上げたこともありますし、それでその後20年度で127万円という予算をつけていただいたわけなんですけれども、今社会問題になっているサラ金、多重債務の問題、今本市でもいろいろチラシをつくり始めたり相談の窓口を設けてきているというふうには思うんですが、もっともっとPRといいますか、啓蒙活動といいますか、そういうところをしていくと大分変わってくるのかなというふうに思いますので、困難な状況の中で努力している方々が結構いると思うんですが、やっぱり何と言ってもこの多重債務問題とかそういうのは全庁的に取り組んでいかねばならないというのは当然だというふうに思いますので、そういう点で議会の一般質問の中でも答弁されておりますけれども、それ以後新しい年度に向かってどんなふうに取り組もう

としているのか、その点伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 荒川産業部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 昨年から多重債務プログラムを踏まえまして、担当課だけじゃなくて関係各課と協議をしまして、今お話ししたとおりチラシ等を作成して周知しているところです。20年度においては、施政方針の中にもありますけれども、相談強化月間を設けて時間を延長して相談業務を拡大したいというふうにちょっと考えております。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 拡大して取り組んでいただけるということで、安心しているわけですがけれども、私も交流集会とか東北集会なんかに行ってきたんですけども、その中でやっぱり出てくるのはなかなか入りにくいとかそういうこともあるものですから、安心して相談に行けるような場所、少しなかなか運命を持っているとかそういう方たちが結構いるものですから、何としてもそういう人たちを救済できるかといいますか、そういうことが必要だというふうに思いますし、私もいろいろ聞いている中でお金の問題というのは命の問題と引きかえなんだということをよく言われるものですから、そういう点で安心して相談に行ける場所、そういうもののある程度玄関の正面がいいのかどうかはまた別にして、本当に相談しやすいようなそういう場所をきちっと設けるということが市にとっても、税収上の問題にとっても未納されている問題にとってもプラスに転じる部分というのが結構あるものですから、そういう点も含めて本当に親身になって相談に乗ってくれるそういう窓口を設けてもらうかといいますか、そういうこと考え方がないのかどうか伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 荒川部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 先ほども申し上げましたけれども、20年度については強化月間を設けて、利用時間、相談時間を拡大していきますというふうな形で考えております。場所等についても、関係各課と協議しまして決定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。ひとつよろしくどうぞお願いしたいと思っております。

次に、143ページの小学校の給食費、学校の給食費全体についてまず伺いますが、ひとつ担当の方に伺いますけれども、小学校と中学校の生徒数と学校の調理師、給食室と伺いますか調理師さんを初め栄養士さん、そのうちパートの方が何人いるのか、お願いしたいというふうに

思います。

○佐藤（英）委員長 小山教育委員会総務課長。

○小山教育委員会総務課長 それでは、まず市内の小中学校の児童・生徒数からお答えいたします。小学校につきましては全体で約3,060名、中学校につきましては1,710名、合計で4,770名、小中学校の児童・生徒数になります。

次に、調理員の数でございますけれども、全体で48名おりまして、そのうち正規職員が29名、非常勤嘱託職員が7名、パートの職員数が12名というふうになっております。以上です。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 今全体の数を出していただいたんですけども、栄養士というのは各学校に1名ずついるんですか。

○佐藤（英）委員長 小山総務課長。

○小山教育委員会総務課長 小学校7校のうち7名、中学校5校のうち5名となる場所なんですけれども、浦戸につきましては併設校になっておりますので、両校で1名です。全体で11名おります。なお、そのうち県費の栄養士というものが5名、あと市費の栄養士が6名という内訳になっております。以上です。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 今、きのうの資料No.16の32ページに教育委員会の嘱託も含めてパート職員、これで全体で47名というふうにあります。その下にあります(2)の賃金支給額の中に学校関係のパートの職員はどこ部分に入るのか、まず教えていただきたいと思っております。

○佐藤（英）委員長 小山総務課長。

○小山教育委員会総務課長 調理職員の臨時職員の賃金につきましては、32ページの(2)の賃金支給額で申しますと事務補助の1時間単価が690円、これと同額であります。以上です。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 全体の47名という数を、これで多いのか少ないのかどうかということもそうですけれども、やっぱり何と言っても子どもたちに安心・安全な給食を提供する、それが食育という一つの教育の方向だというふうに思うんですが、やっぱりこの人たちが責任を持てるか持てないかという議論ではなくて、子どもたちに対する安全面、そういうものを考えたときに、やっぱりきちっと身分も保証されたそういう職員というのが必要ではないかなというふうに思うんですよ。それで、47名が少ないか多いかというんじゃなくて、本当に子どもたちのことを

思うそういう一つの教育の場なんだということで、改めて時間給とすれば690円で本当に最低賃金からいっても県内からいけば低い方に入るというふうに思うんですね。ですから、安上がりの労働力でやればいいんだという問題ではなくて、やっぱり職員というのは削減するばかりではなくて、きちっと責任を持つ、それから安心して与えられるもの、そういうものについてはきちっと確保するというそういうことが大切だというふうに思うんですね。

それからもう1点伺いますが、玉川小学校と第二小学校の親子給食関係をやっていると思うんですが、その当時玉川小学校がまだ独立して給食をやっているときの職員とパートの数と、第二小学校のその当時の職員とパートの数と、親子給食が始まってからの職員の数を教えてくださいたいと思います。

○佐藤（英）委員長 小山総務課長。

○小山教育委員会総務課長 第二小学校につきましては、当時職員が4名、非常勤嘱託職員が1名の全体で5名で行っておりました。玉川小学校につきましては、職員2名、非常勤1名、パート職員1名の4人で行っておりました。19年4月から親子方式ということで、第二小学校の方で玉川小学校の調理をつくることになりまして、その段階からは全体で8名ということになりますので、当時は二小、玉小、もともとは9名だったところを1名減らして8名という姿で現在行っております。以上です。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 始める前に、二小では職員1名とパート5名、それで6名ですよ。それでいいんですか。

○佐藤（英）委員長 小山総務課長。

○小山教育委員会総務課長 済みません。二小が職員が4人、非常勤が1名の5名で、以前はやっておったということです。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 そうすると、職員と非常勤、パートを入れて今は8名で二小でやっていると。そうすると玉川小学校の生徒数というのは、今でもいいですが、どのくらいおられますか。二小と。

○佐藤（英）委員長 小山総務課長。

○小山教育委員会総務課長 玉川小学校が19年度が410名、第二小学校が690名でございますので、全体では1,100名になります。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 そうすると、当然今私は当時の学校の状況と親子給食方式に変わってから相当な過密になってきているというふうに思うんですね。やっぱり今度1,100名の、よく聞くと第二小学校は1,000人以上の給食をつくるのに対応できるような設備があるというのは聞いておりましたけれども、やっぱり何と言っても職員の数で安心してできるのかどうか、相当の過密になってきているということも聞いていますので、その点について人員の確保とかそういうことが考えられないのか。

それから、よく懸念されているのは今第二小学校から玉小に運んでいくのに、一つのものが3段階を経るわけですから、そういう点でつくる、運ぶ、また向こうに行って配るというそういう段階を経るわけですから、やっぱり安心して与えられるのかどうか。

それから今いろいろお店に、大型店でもそうですけれども、ハエが混入したとか学校給食に異物があったとか、そういうものが今社会問題にどんどんなっていますよね。そういう安全の面からいってももう少し配慮しなければならない部分があるのかなということもあるものですから、その点についてどんなふうに考えているのか、まず伺います。

○佐藤（英）委員長 小山総務課長。

○小山教育委員会総務課長 塩竈市の学校給食の調理を担当する職員の配置基準というものを定めておまして、もともと501名を超えた場合には5人配置しましょうと。そして、1,100名の場合、先ほどの二小と玉小の合計児童数の場合、従来6人の配置基準で足りるという形でやっておりました。ただし、今回経過措置的にその中で行うのはなかなか大変だろうということで今現在8名にしているというような状況だというふうに私どもの方では考えております。

また、先ほどちょっと申し上げませんでしたけれども、玉小の方では現在二小から運ばれてきた給食を配膳するためのスタッフということで、1名のパート職員を配置して受け入れをしているというような状況でございますので、つくる、運ぶ、配るといふときの配る部分については特別アレルギー食の必要なお子さんもいらっしゃいますので、間違っ配るなんてことがありますと大変なことになりますので、そういったところ特に意を置いてそこに1名配置して行っているというふうな状況でございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから資料No.9、96ページに戻りますが、96、97ページの中段より下にあります休日急患の診療、この問題について若干触れたいと思いますが、それと同時に資料No.16の15、16ページ

の、これは救急概要ということで資料を出していただきましたので、この点について若干触れたいと思います。

その前にきょうの新聞とかニュースで、宮城県で休日急患の実態調査をした結果が新聞でも出されておりますけれども、記事の中から紹介したいと思うんですけれども、07年度救急搬送ということで照会、これは救急車から病院の照会ですね、5回以上が303件あったというのが県内のやつは報告されております。救急車が呼ばれて、患者を乗せてから病院に行くまでの現場の滞在時間が1時間を超えたのが59件あるということですね。それで、私は消防議会に行っているものですから、去年の10月の議会のときに塩竈の実態を聞きました。そのときに、5カ月だったんですけれども、19年度5カ月間で1回救急車が出るときに病院に行くまでの件数、1回が1,908件、1回から3回が2,424件、4回以上9回までが196件、10以上が5件、それで最高で管内で12件あるということが消防議会でも質問のときに明らかになりました。これで、今安心して救急車をお願いして病院に行けるのかどうかというときに、大きな問題になってくるんだというふうに思うんです。

それで、私の近くの方だったんですけれども、やっぱり50分かかったんですね。それも、市内がだめで仙台まで搬送された。そういうこともあって、そういうのが現実にも自分の近所でそういう経験をしております。ここで記事を紹介するのはちょっとはばかるんですけれども、県が4日、2007年の緊急搬送受入状況の実態調査結果をまとめた。その中で、手術や入院が必要な重症患者が受け入れを断られ、医療機関への照会が5回以上となったのが、さっき言った303件に上がった。最多の照会回数は12件と。それで、県の消防課によると07年の緊急救急搬送件数は7万9,831件、そのうち医療機関への受入照会をした重症患者の搬送件数は8,235件だという結果が出たんですよ。

それで、受入拒否の理由として最も多いのは処置困難で938件、ベッドの満床、いっぱいですね905件、手術中、患者対応中が682件、これが続いているわけですね。それで、そこで一番問題だ、特異だというふうに思うんですけれども、照会されたのが22回は2件、これは仙台の方だったんですけれども、6月8日に糖尿病と何かで足がむくんで動けなくなった。それで処置困難やベッド満床を理由に受け入れを拒否された。この方は、病院の収容まで約3時間20分かかったんですよ。こういうこともあるものですから、前日までの議論で市長さんもいろいろ答弁されているんですけれども、管内でも6,045人が救急搬送されたんですが、管内、管外、管内が4,238名、管外が1,807件と、全体の3分の2がやっぱり管内で受け入れているんで

すね。

ですから、今度二次医療圏から仙台医療圏に変わったときに救急車の搬送がどんなふうに変わっていくのか。それから、救急医療についてどのように考えているのか。それと同時に、もう1点は夜間の救急体制を管内でどうしていくのか。それから、緊急医療機関への財政的支援も含めて市長さんが幾つかの点に答えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいというように思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 救急医療についてご質問いただきました。搬送関係につきましては、私も当然のことながら塩釜地区消防事務組合の管理者ではありますが、今塩竈市議会でありますので、市長の立場でお答えをさせていただきたいと思ひます。

地域の救急医療については我々も大変憂慮をいたしてござりまして、消防事務組合等には「できるだけ早く患者さんを搬送できるような体制づくり」という要請をさせていただいてござります。そういった中で、地域におきましては二次医療につきましては塩釜二次医療圏内の6病院で輪番制と申しますか、そういった形で対応させていただいているということが実態ではないかなと思ひてござります。一次医療につきましては、休日、日曜につきましては医師会様が整理されてござります休日急患センターで対応していただいている。また夜間につきましては、ようやく小児科につきまして土曜日の7時から9時までの準夜帯について対応させていただいてござりまして、一定程度の方々をご利用いただいているという状況であります。

そういった地域内の実情を考えますときに、やはり我々は再三申し上げてござりますとおり、市立病院につきましても一定程度の救急医療の役割を果たさせていただきたいというふうな考えでありますし、18年度、19年度の違ひにつきましては後ほど市立病院の中の説明で実態等についてはご説明をさせていただきたいと思ひてござりますが、18年度に比較しましてかなり救急患者数の受け入れが増加をいたしている状況にあります。当面、今県の方におきましては医療圏の見直しが進められているようではあります、こういった実態等を考え、また先ほど委員の方からお話をいただきましたが、やはり7割近い方々が塩釜医療圏の病院を活用していただいているという実態を考えますときに、例えば医療圏が再統合されましても直接患者様は7割近い方々が圏域内の病院を引き続きご利用いただけるのかなというふうに考えてござります。

そういったことから、やはり塩釜地区二次医療圏での、くり返しになりますが、連携の強化といったようなことが大変大きな課題になってくるんだらうというふうに考えているところで

ございます。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 ありがとうございます。

やっぱり、何と言ってもそういう面で問題なのは、二次医療から今度仙台医療圏に変わったときに、どんなふうに行くのかというそういう難しさはあると思うんですけども、そういう中で消防の救急隊員の苦労というのが相当大変だというふうに思うんですね。多分気の毒なくらい2時間も3時間もですか、一番長い方で。そんなふうに対処されるか、1時間を超えるのか59件とか、それから管内でもやっぱり10回も12回もそういうふうに電話を何回もかけながらやっていくと。そういう中で、大変苦労されて救急隊員もいるというふうに思うんですね。

家族にとっては、一刻も早く病院に搬送して行ってほしいというそういう願いと同時に、やっぱりもどかしさというのも感じているということもよく聞くものですから、それでも1回から3回というのが2,424件もあるというこの現実をぜひとらえていただいて、市長さんも今言いましたけれども。

もう一つは、何といても救急の医療機関への財政的支援というものも必要だというふうに思うんです。そうでなければ、医師の確保の問題、職員の増員の問題とか解決しないわけですから、そういう点で答弁がなかったものですから、その点をひとつお願いしたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 財政的な支援について、お答えをいたしませんでした。

やはり、こういった問題につきましては、単に一市一町という範囲を超えるのではないかなというふうに考えております。旧来県の方におきましては一定程度の支援措置があったわけですが、大変厳しい県の財政状況等もあるのかと思いますが、そういったものが縮小されているわけでありまして。我々も大変厳しい行財政の運営の中で、どのような対応ができるかということにつきましては、今申し上げましたように一市一町ということではなくて、塩釜医療圏二市三町でさまざまな課題に取り組んでおりますので、また首長の打ち合わせ等、会議等の際にもぜひそういったことも課題として提案をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 時間もありませんから、ひとつ先程私説明の中で足りなかった部分があったんで

すけれども、今度二次医療圏から変わって仙台医療圏になったときに、今でも仙台からの救急車での受け入れというのが相当数あるわけですけれども、やっぱりそういう面で変われば相当数ふえてくるのかどうか、その点もしもつかんでいけば、もしもあればお願いしたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 二次医療圏の再編の方向性については、我々も一定程度情報をちょうだいをいたしております。ただ、このことにつきましてはまだ決定というような内容でもございませんし、恐らくさまざまな地域医療が抱える課題について今どういった形であるべきかということについての一つの提案ではないかなというふうに思っております。くり返しのご答弁になりますが、我々としてはやはり二市三町でこういった問題にまずどのように対応していくべきかということについてしっかりとした議論を重ねていくべきだというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 私からもいろいろ質問申し上げたいと、こう思います。

まず、この財政的な再生といいますか再起といいますか、厳しい財政を少しでも緩和するために何か市長は体育館の命名権といいますか広告といいますか、何か500万円という形で意思表示があったというような気がしますが、予算的にどこに計上するんでしょう、歳入で。

○佐藤（英）委員長 菊地生涯スポーツ課長。

○菊地生涯スポーツ課長 2月から募集を行っておりますが、まだ実際決定しておりませんので、決定され次第補正という形になると思います。それは、雑入の方で予算を組むような形になると思います。以上です。

○佐藤（英）委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 私も、実は雑入だろうと調べていろいろ見たんですがどこにも出てこないんですね。広告料というのがここにあるんですが、これかなと思って探したんですけども金額が表示されていない。したがって、どういう形で募集しているかわかりませんが、恐らく地元は難しいかなと、大手企業に働きかけているのかなとこう思いますけれども、そういう取り組みの状況、見通しといいますか取り組みの状況をひとつお聞かせいただきたいと、こう思います。

○佐藤（英）委員長 菊地生涯スポーツ課長。

○菊地生涯スポーツ課長 金額が500万円ということで、なかなか厳しいところでございますが、

現在50社ほどの企業にご案内を申しあげているところがございます。市外の企業も半分以上ということで、スポーツ関係、それから飲料、製造業、各業界にまたがってご案内を差しあげているところがございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 なかなか、やっぱりアドバルーンを上げたものの難しいんだろうなと。したがって地方都市の、県レベルでは宮城スタジアムとかいろいろありますけれども、何千万円とか何億とあってありますけれども、地方都市の体育館としてはなかなか新しいケースであろうと思いますけれども、なかなか難しい。でも、それだけアドバルーンを上げたわけですから、積極的に取り組んでいただいて、ここにきちんと補正予算としてできるようにひとつ努力をお願いしたいと思います。

予算ですから、私はいつも思うんですが、いわゆる各課で予算要求をしてどういう形で、財政課長が査定するのかあるいは部長が査定するのか、あるいは市長が査定するのかわかりませんが、最終的にかなり積み上がって自信と確信を持ってこういう形になったんだろうと思うんです。ところが19年度の補正予算、あの実態は何ですか、一体。大変な時間外、当初予算よりもはるかに多い時間外を組んでいる。我々は認めましたけれども、こんなことは普通あってはならないと思うんです。私はそういう意味では、やはり「年間これだけの事業をやりますよ。これだけの行事をやりますよ。そして予算はこれですよ」という形を認めたわけですよ。ところが、教育委員会はひどすぎる。当初予算より以上に補正予算を組んでいるところが随分ある。こんなことがあってはならない。私はそういう意味では、「一体予算の査定は何だ」とこう言いたくなるんですよ。もう少しきちんとした積算に基づいて、財政課長が説明して「これだけ必要なんだ」という形で認めたならば、それに従うというのが常識なんですよ。

防災費も250万円くらい組んでいるでしょう、2月議会で。こういうことは、普通は考えられない。やっぱり、やるとすれば12月あたりにきちんとやって、そういう手続を踏むべきなの。3月土壇場これをやるというのは、私はやり方としてはまずい。十分検討して、今後直すべきは直してほしいなど、こう思います。あと9月で決算ありますからやりますけれどもね、予算の持ち方あるいは立て方、これを十分検討していただいて、誤りのない、偏らない、そういう市政運営をぜひお願いしたいなと思いますので、市長の見解をまず伺っておきたいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ことしの話については、後ほど担当からご答弁をいたさせますが、政策的な予算に

については12月であるべきだろうということで、19年度につきましても例えば市立病院への累積債務の解消の1億円でありますとか、あるいは魚市場会計、さらには駐車場会計等々の累積債務に代表されますような政策的なものについては、19年度につきましては12月定例会で計上させていただいたところであります。

その後、今2月定例会で最終補正という形の中でご説明をさせていただきましたが、例えばであります第三中学校、それから月見ヶ丘小学校の耐震補強工事であります。これらにつきましては、国の方で文部科学省が学校建築物の耐震補強工事の促進ということで補正予算を組まれ、それが1月に認められたということで、塩竈市におきましても2月定例会でたしか2億円前後の大変大きなものを計上させていただいた。さらには、借換債あるいはそういった制度的なものについて一定程度の制度が認められた後に自治体として計上せざるを得ないといったようなものにつきましては、大変恐縮でありましたが2月定例会に計上というようなことでご理解をいただいたところであります。その他の部分につきましてはそれぞれ担当より内情につきましてご説明をいたさせます。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 今耐震検査のためにいろいろ補正予算を組んだとき、それは1月とか言っていますからそれはわかる。でも、図書館とかあるいはエस्पとか、当初予算より多い時間外手当を計上すること、これは普通あり得ないことなんです。いかに計画行政でないかと、私は3カ年のローリングをやって、そしていろいろな計画行政を認めているわけでしょう。それに従って、やっぱりきちんとした行政をやってほしい。だから、常にやっぱり誤らないような、偏らないような、行政はきちんとしなきゃならないなど。

今まで、ずっと私は桜井市長も見てきました。川瀬市長も見てきました。内海さんも、三升さんもずっと見ていまして、やっぱり直すところは直していかなくちゃいけないですね。そういう面では、まだまだ改革する余地があるなど私は思いますから。特に、私きのう何か伊勢君が開発公社のことをやったという話ですけれども、これは普通では考えられないですね。開発公社の土地、いわゆる市が開発公社に求めて、このことをやるからと買い取ったわけでしょう。大体理事が市長を初め7人ですか、今。これはみんな、水協法に基づくと同じようにみんな連帯責任なんです。同じ責任を持たなくてないんです。ですから、理事長だけの責任じゃないんですよ。

ですから、そういう面ではやっぱり認識の欠如がこういう形になってきた。歴代の市長が引

き継いできていますので、なかなか解決しなかった問題が今になって大変だなとこう思いますけれども、例えば6,000万円で買った漁港背後地が3億何ぼになっているでしょう。6倍も7倍もなっているわけだ。こういう実態を放置してきた、やっぱり歴代の首長にも問題がある。そういう面では、今回いろいろな制度活用についていろいろ取り組みをして、何とか解決に努力しようという形でありますけれども、いずれにしても最終的に見れば大変なんです、これね。私は、現職の理事さんがそれだけの認識を持っているかどうか。これは全部連帯責任なんです。だから、仮に理事会を開いた場合、議事録があるのかどうか。ちゃんとした理事が全部判こをつけているのかどうか。この辺の議事録がきちんとなしないと、問題が起きるんですよ、これは。

かつて、東北では米沢が大変だった。大問題になったんだ。市長が責任取って、市長選で焦点になって敗れてしまったんですね。そういう形であった経過もありますから、そういう面では議事録をきちんとつくって、そしてやるという形がやっているのかどうかわかりませんが、それをぜひやっぱり事務的な手続をきちんとやってほしいなとこう思っていますので、その辺の見解をひとつお聞かせください。

○佐藤（英）委員長 内形副市長。

○内形副市長 それでは、私は2月22日から公社の理事長ということで市長より拝命しておるところでございます。今委員のおっしゃるとおり、公社につきましてはきちっと各理事登記を行いながら経営の責任を持って今取り組んでおるところでございます。今お話ありますとおり、定期的に理事会を開催し、議事録をきちんとまとめて、そして次に引き継いでいるというところでございます。現在今定例会で予算提案をしてございますが、我々公社運営といたしましては健全化に向けて一般会計からの協力を求めながら健全化に向けて取り組んでおりますので、ひとつ今後ともよろしくご指導をお願いしたいと思っております。以上であります。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 今、公社の理事長ですか、新しく理事長になったわけですね。登記もされた。法人格を有するわけですから、そういう意味で別物ですね。首長は、公社の監督責任があるわけですよ。ですから、かつて市長が理事長兼ねたことがあって当時の市長も法律詳しいですから、すぐやっぱり反省をして、すぐ辞任したわけですね。そして、助役を当時理事長にして、やっぱり運営を改革を図ったと。そういういろいろなやつがあるわけですよ。ですから、監督責任がある立場から、同じ理事長をやって改革できないんですよ。そういう面では、民法上に抵触するようなことがいろいろありますから、今後きちんとした事務改善をして、そしていろ

いろ問題を起こさないように手続をちゃんとやってほしいなという形で。

これは実は、全国的にやっぱりいろいろな問題が起きているんです。住民訴訟起こしたら、大変なんですよ、これは。当時の理事者も責任あるんです。だって、必要だって買ったのに全然あれでしょう。当時坪あたり6,000円くらいで買ったのが、今何万円ですからね。そういう意味では、やっぱり住民訴訟が起きないように十分配慮をして、今後手続に万全を期していただきたい、このことを申し上げて、あと具体的に質問に入ってまいりたいと思います。

まず、ことし選管ですか、ここに海区調整委員と農業委員会の選挙がありますが、農業委員は3年に一度ですよ。ずっと無競争できたんですけれども、選挙は前提として予算組むのが当たり前なんです、それと関連をして現実に農業委員会、今塩竈は農協もないわけだ。多賀城に合併されたわけだ。

農業委員会法をみますと、毎月1回定例会を開くと。開くのはわかりますけれども、農業振興策についてどういう話をするのか。恐らく昔から全然やっていないんですよ。農地転用が中心だったんです。私も昭和40年代農業委員をやったんだ。あのとき六、七人議員さんがいたんです。私は、一切「私も潔くやめるから、あんたたちも減らせ」という形で、当時農業委員会はミニ議会なんです。議員同士の発言で、農業委員はほとんど発言しなかったんですよ。問題は、農業振興についての議論が一つもないんですよ。今でもそうだと思います。ですから、やはりそういう面では農業振興費を組んでいますけれども、実態はどうなのか。やっぱり十分検討する、改革する必要があると思うんですが、この辺のご見解をひとつ聞きたいと思います。

○佐藤（英）委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 まず、農業委員会の現在の状況なんですけれども現在12人の委員さんで農業委員会は構成されてございます。それで、確かに定例的に月1回開催されてございます。現在農業委員会では議論されておりますのは、農地法上の所有権移転なり農地転用関係の届出の事務処理をしてございます。ただ、以前は農地転用とかについては農業委員会の承認事項だったんですけれども、現在市街化区域の農地につきましては届出事項だけで足りるという形になってございます。ただ、農業委員会としましてはその農地が転用されることによって、付近の農地なりあるいは土地等の排水関係に影響を与えるかどうかということについて現地確認させていただきますので、そのような動きはしてございます。ただ、届出件数そのものは月一、二件というような状況でございます。

委員おっしゃるように、農業振興について議論されているかということでございますけれど

も、残念ながら農業委員会の中で議論されておりません。ただ、農業委員さんたちの中でも農業委員会はこのままでいいのかということで、みずからももう少し活性化、農業振興策を話し合うべきでないかというお話がされてございます。

それから、実は以前は農業委員会の選挙の定数は10名の最低数があったわけですが、それもなくなりました。現在下限がなくなっている状況もありまして、あるいは報酬の額等につきましてもこれでいいのかということが議論されてございます。

しかし、農政はじゃあどうやっているのかということなんですけれども、委員おっしゃったように実は塩釜農協は多賀城農協に合併されたのち、今仙台農協に合併されてございます。そう言いますと、仙台農協を基準とした農政を塩竈にも求められてございます。そういう意味では、言ってみれば宮城県の農業全体の動きの中で塩竈市の農政どうあるべきかという対応策を我々事務方としてはいろいろ行っている状況でございます。今、そのような状況でございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 いろいろ、農業委員会の実態が明らかになってきたと思うんですが、選管、こいつ農業委員の選挙が仮にあったとすれば、投票者は何人くらい入れるんですか。

○佐藤（英）委員長 橋内選挙管理委員会事務局長。

○橋内選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

現在384人います、被選挙権者ですね。384名ですね。以上です。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 ずっと歴史を見ますと、昭和の代に1回くらい何か選挙をやったような気がしますけれども、ここ何十年選挙がないんですね。ですから、もう有名無実になっているわけですね。ですから、農業委員になる人も少なくなっているし、高齢化してしまっかなか活動ができない状態にありますから、そういう面では一つの限界かなと私は思うんですよ。ですから、そういう面ではいつまでも惰性でやるんじゃなくして、本当に改革する意思があるのかなと。そういう意味で、私はまだまだ改革する余地は残されていると思いますから、徹底的にいろいろメスを入れてほしいな、こう思っているんで、やはり実態の伴わないことについては改革のなたを振るってほしい、こう思うんです。

やっぱり私も、先ほど時間外のことを言いました。かつて昭和の時代でしょうか、若い職員がこういうことを言ったんです。「いや、私たち一生懸命働いても、おれの給料以上に時間外

かせぐ人がいるんだ」と。こういう実態を、ぜひ直してほしい。今、ノー残業デーとかいろいろありますけれども、実態はやっぱりその辺を改革しないと、これは本当に人事管理の問題を私この間やりましたけれども、職員管理、人事管理をやらないといろいろな問題が出てくると思うんですよ。そういう面ではやっぱり人事管理の担当、これが果たす役割は私は大きいと思いますから、そういう面での人事管理をきちんとやらないといろいろな内部的に問題が起きてくる。少しでも、私は内部問題が起きないようにするにはどうしたらいいか、英知を結集していろいろな面での努力をこれからお願いしたいなと思いますので、そのような担当のひとつお考えを。

○佐藤（英）委員長 郷古総務課長。

○郷古総務課長 ただいま、佐藤委員からは2月補正での時間外勤務手当、そういったものも含めてその縮減というような改革、職員の意識というところでのご発言だったと思います。

10月時点での時間外手当の執行状況を見ますと、昨年度と同等の執行見込みでありました。そういった中では、大きな補正がないということで期待しておったわけでございます。そういった中で、2月でああいったお願いという形になったわけなんですけれども、その内容といたしましてはやはり10月、11月ですか、ああいった時期におきましていろいろな形での産業部関係の行事等がございました。そういったところが、一番大きな内容でのものだったのかなということでもあります。あともう一つが、災害関係での時間外というようなところでございました。そういった意味での補正ということでもあります。

時間外につきましては、日ごろから先ほど委員がおっしゃいましたようにノー残業デーとか、あともう一つは昨年度から導入いたしました時差勤務ということで、いろいろな会議等が夜に開催される場合に、出勤時間をおくらせましてなるべく時間外を減らすというようなそういった対応をとりまして、一定の効果も出ているところであります。そういった中で、なお2月補正での内容でございましたので、なおその辺につきましてはいろいろな形で時間外が発生しないような形での対応ということで定例連絡会議等を含めまして周知してまいりたいというように考えてございます。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 大体、それなりの努力をするということでございますから、それは理解します。

そこで、先ほどいろいろな浅海漁業問題で、アワビの問題がいろいろ指摘をされました。私

は、海区調整委員とことし選挙あるという話がありましたよね。ことしの海区調整、塩竈出身の海区調整委員いるんだろうと思いますが、塩竈で私も海区のいろいろなどこの漁業共同組合がどこの海区を持っているのか、これはいろいろ中身が難しいんですね。県の権限だからさ、海区調整というのはね。

そういう面では、いろいろ資料をとって見ても、かつてマグロ漁師ができないかどうかいろいろこの間浅野さんですか何か串本の話をしていましたけれども、私も串本に行っているいろいろ近畿大のクロマグロの実態を見て来たんですよ。そのとき、やっぱり水温の関係なんですね。それから、漁業権の問題が非常に難しいと思いますから、何とか努力したいなと思ったんですけれども、やっぱり暖かい海の方が成長率が早いんですね。だから、近畿大学では一番進んでいるんですね。私は東海大学だと思ったら、近畿大学が一番栽培技術が進んでいる。そうしたら、やっぱり東北では無理ですよ。やっぱり大島とかあっちの方でないと、成長率がとても遅くて、あちは早いんだ。今度オーストラリアですか、何か南マグロが完全養殖ができるという話で、日本が相当注目しているということでもあります。

そういう面では浅海漁業の問題、先ほどウニ、アワビですかあれについて、あれは雑コンブで十分育つんですよ。ですから、そういう面ではやっぱり浅海漁業の振興策のためにも、積極的にアカモクとかいろいろな問題はありますけれども、取り組んでほしいなと。そして、少しでもやっぱり海を生かす努力をしてほしいなと。というのは、やっぱり塩竈市を見ますと光の部分ですよ、産業振興というのは。産業振興を伸ばさなければ、塩竈はやっていけないんです。影の部分は大都市の近くで商業が難しいとかいろいろなあれはありますけれども、光の部分をやっぱり産業施策できちんと伸ばしてやって、そして少しでも漁民を初め多くの関係者を潤す、その努力をやってほしいなと、こういう立場でいろいろ取り上げているわけなんです。そういう意味で、ぜひひとつ今後に向けて努力をご期待を申し上げたいと思います。

そこで次は、統計調査についてお尋ねをしますが……。 (「何ページになりますか」の声あり) 56ページですね。ことしは、国委託の統計調査六百何万円組んでありますが、毎年工業統計とかいろいろありますけれども、ことしはどんな統計があるんですか。漁業政策とかいろいろあると思いますが。

○佐藤 (英) 委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 今年度の国委託の統計調査につきましては、まず10月1日を基準といたしました住宅土地統計調査、それから11月1日基準の漁業セン

サス、それから12月31日基準の工業統計調査と、大きな調査については以上3件になってございます。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 そこで、この調査員の内訳、市の職員が大体半分くらいやっているという批判もあるんですよ。民間の人が理想だと思うんですが、なかなか民間の人は難しいと思いますけれども、市の職員が日中やっているというやつもあるんで、その辺の実態はどうなんでしょう。

○佐藤（英）委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 今回の三つの調査につきましては、ほぼ民間の方々に調査員をお願いしてございます。先ほど委員ご指摘の、市の職員等につきましては、国勢調査の際にかなり大規模になりますし調査の精度、それからプライバシー等の問題があるということで、市の職員の協力をいただいているという実態にございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 実態調査をする場合に、なかなかうちでは調査に協力できませんという方があると思うんですね。あった部分も、いろいろ聞いているんですよ。したがって、回答率といえますかそれは何%くらいなんですか。

○佐藤（英）委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 申しわけございません。今回回答率全体の数値ということについては、ちょっと手元資料でないんですが、かなり近年調査環境が厳しくなっていることは事実でございます。それぞれの統計調査の内容におきまして、例えば所得であったり営業内容であったりそういうものも求めるということがございますので、厳しくなっておりますが私どもの方としては調査員のほかに指導員という仕組みを設けまして、そういった方々の指導を行いながらさらにはそういった個々のいわゆる調査客体の方にご連絡等を差し上げながら協力を調整してできるだけ回答いただくということで、ほぼ全数回答いただくような形での努力をしているところでございます。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 去年、地方財政の健全化に関する法律ができて、平成20年4月から適用されるということなんですね、この法律が。したがって、今までの財政再建準用団体との関係で、相当緩和されたんだと思うんですが、どの点がどう変わったんでしょう。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 お答えいたします。健全化法の関係でございますが、平成20年度決算から適用ということになってまいります、従来の法制度との違いで申し上げますと、まず1点目は従来は普通会計、一般会計とほぼ同様の意味でございますが、普通会計の財政状況で判断していたというのがこれまでの法制度でございましたが、それについて普通会計だけではなくて公営企業や公社なども含めて財政状況で判断するというのが一つ大きな違いでございます。

もう一つが、これまで1段階実質収支の赤字が20%というのが一線ございまして、それに達するか達しないかだけだったんですけれども、今回の法制度ではより早い段階から仮に財政悪化している団体については早い段階から自主的に財政改善を進めなさいというような趣旨のもとに、早期健全化基準というのを設けまして、その基準までに達した団体については健全化の促進に努めなさいというふうなことが設けられております。違いとして大きなところは、その2点ではないかなというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 この法律は、いわゆる地方自治体も全国的に相当悪化していますから、何とか健全化をさせようという形でこの法律ができたと思うんですよ。したがって、これは監査の問題も出てきたんですね。いわゆる特例が定められて、監査の特例が認められたということでもありますから、これは法律第1条から29条まであるわけですね。したがって、監査委員に対して監査の請求もしなくてはならないというので、複雑なところもあったわけなんで、この辺の考え方がいいですか、非常に難しい問題がまた出てきたなと私は思いますが、実質的に制度がやっぱり厳密になってきて、そして少しでも議会との関係を、「健全化の計画を議会に示しなさい」と、こういうことも出ていますから、そういう問題は市長の取り組む姿勢は非常に問われる問題なんです、これは。そういう面では、やはりこの健全化を違わないようにひとつ努力をしていただきたい、こう思いますので、考え方をひとつお尋ねをしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 総務省から新たなそれぞれの地方自治体の、財政健全化法の内容については今議員の方からもお話いただきましたし、財政課長からもご答弁を申し上げたとおりであります。我々が用意しなければならないのは、今までは普通会計、一般会計と言ってもよろしいのかと思いますが、ということに特化してきたものが、今後は連結であります。

そういたしますと、今までは10の特別会計、今回は11になるわけであります。そういったも

の健全性、さらには今議会でもいろいろご審議いただいております病院会計、あるいは水道会計等の企業会計、すべて連結で赤字がどの程度かということが大変重要な課題になるわけがありますし、さらにその先を見据えますと土地開発公社等の今までの累積債務等も当然視野に入ってくるものかなというふうに考えておまして、そういったことを総括的に判断をさせていただきながら例えば19年度の12月定例会、さらには2月定例会で本市のおかれしました財政状況をできるだけ明らかにさせていただく。当然、見通しでありますのでかなりの幅があることはご理解をいただきながら、そういったものをできるだけ早い時期にお示しをさせていただくとともに、そういったものに対する取り組みの基本的な考え方、あるいは具体的なものにつきまして今定例会でも提案をさせていただき、できるだけそういった財政の健全化が早い時期に図られますようなお一層努力をしてまいりたいという決意であります。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 何か二、三日前に夕張の問題で、あれはかつて十何万人あった市なんですね。今1万何千人しかありませんけれども。それに、赤平も相当大変な状態と報道されていました。かつて東北では釜石が10万人近くあった、今4万二、三千でしょう。4万人を割るとまで言われているんですよ。そういう意味では、私は若干の人口減はあるものの、やっぱり斜陽都市と言われたいように頑張っていかなきゃならないと思うんですよ。ああいうふうになれば、本当に斜陽都市なんです。塩竈は、やっぱりさっき言いましたように光の部分を最大限生かして、伸ばしていこうと。影の部分の薄めていこうと、こういう努力をしなければ、この町は私は立っていかないだろうとそう思いますから、そういう面ではいいものを伸ばしていく。それは産業政策でありますから、ぜひひとつお願いしたいなと思いますから。

国の施策も、やっぱりそういう面で歩み歩みになるような方向づけをしていたり、指針を示しているわけですから、十分活用していただき、健全財政を十分保てるような最善の努力をお願いしたいと、このように思います。いっぱいありますけれども、これで終わります。

○佐藤（英）委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。お疲れさまでした。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○中川副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。曾我委員。

○曾我委員 午前中に引き続いて、私からも20年度の予算について質疑をしてみたいと思います。

私は、施政方針の中で水産業の振興と少子高齢化の問題について質問してまいりました。特に、少子高齢化の課題についてというか問題について、平成20年度は具体的にどういう予算を組んでいくのか、これは予算委員会の中で深めてまいりたいと言ってまいりましたので、その点について伺いたいというふうに思います。

それで、資料No.9の61ページについて伺いたいと思います。鎌田委員からも質疑がございましたけれども、3款の老人福祉費これが本年度は3億1,000万円、前年度は6億6,000万円だったと。今年度は3億4,000何がしのマイナスになった老人福祉費だと。財政課長の方から、この点については「今年度は取りわけこの3億円減った部分については、老人保険医療とそれから新しく始まります後期高齢者医療制度の関係があつて、こういった減額になっている」という説明もございました。それはそれとして、同時に私は具体的に塩竈で25%を超える高齢化率の中でお一人お一人が暮らしている高齢者に、具体的な支援策はどうなっているのかという点を深めていきたいわけですが、この事業の内訳のわきに16の事業がございます。高齢社会対策費、敬老祝金、ひとりぐらし老人関係費、緊急通報体制整備事業、老人ホームヘルプサービス事業、老人日常生活用具給付、老人保護措置費、老人クラブ、塩竈市のシルバー人材センター、それから敬老乗車券、介護用ベッド貸出、外出支援サービス・いきいきシルバー号運行事業、軽度生活援助事業、家族介護支援・レスパイト事業費とございますが、つまり16事業の中で3事業については昨年と同額か、若干ふえたものが3事業あります。11事業が、前年度の予算と比較してみますとほとんど1,000円単位から始まって数十万の予算が、ほとんど減額されております。そういったことから見まして、これらの予算はどのような点で組まれたのか、まずお伺いします。

○中川副委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 高齢化率が25%を超える状況でございます。私どもといたしましては、従来に引き続きまして介護予防事業をメインといたしましてそのほか生きがい健康づくり事業ですとか、あるいはひとりぐらし高齢者、あるいは要援護高齢者の方の支援サービス、それから家族介護支援等の事業を継続してやってまいりたいと考えているところでございます。事業費

全体としましては、私どもとしましては昨年度の実施状況等を踏まえまして所要の見直しを行わせていただいております、こういった予算措置になっておるところでございます。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 つまり、今年度の予算は昨年度の実績を踏まえた予算だと、19年度の当初予算を見込んでつくったものではなくて、結局実績に基づいて減額した予算だということでしょうか。

○中川副委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 平成19年度の決算見込みと、それから直近の状況を踏まえまして、所要の予算措置をさせていただいているところでございます。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 全体では、やっぱり高齢化が全国的にも広がっていて、当然老人福祉費についても自然増を見込んで普通は組むわけです。そういう社会背景を見込んで予算を組むものだと思うのですが、そういう点で佐藤市長のもとではそういった高齢化率が25%とって大変な事態、そういう状況だと踏まえて政策予算を組むのに、そういった社会条件を背景にした予算ではなくて、本当にびちびちと切っていくというこういう予算で、市長が言われる塩釜で本当に安心して住めるまちづくり、一燈照隅と本当に隅々まで大変なときだけれども、全体を照らして安心して住める町にするんだということと、この予算からしてとても安心して暮らせるどころか、大変な状況ではないかと思うんですが、市長は一体こういう予算を踏まえてあなたがつくった施政方針と比べてどう考えればいいのか、お伺いしたいと思います。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ことしの事業内容につきましては、今担当の方からご説明をさせていただいたとおりであります。特に、平成20年度からはいよいよ後期高齢者医療制度が開始をされるわけでありまして。どちらかといいますと、我々自治体は高齢者対応につきましては65歳、74歳、75歳未満という方々と75歳を超える方々の、例えばここに挙げておりますひとりぐらし対策、あるいは健康増進、市内を回遊いただきますような敬老タクシー事業等々を相対的に活用させていただきながら、できますれば健康でこの地域でお暮らしをいただきたいというような思いを込めて、予算編成をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 非常に私、言葉というのは本当にわかりにくいなと改めて思うんですが、後期高齢者医療制度はそのとおりだと、多分国がつくったことでそうなるのかもしれませんが、

市長が言われるとおりの「安心して自立して生活ができるような市政を目指す」というんでしょう。そうなれば、当然ひとり暮らしに対する老人対策費だったり、それから日常生活用具だったり、そういったことがあって初めて自立して暮らせるという市政になるのではないですか。それなのに、それでもこの予算でもまた減額されるかもしれません。だけれども、塩竈市が高齢化率が25%だという状況を踏まえて、前年度よりしかも私は18年度、17年度の予算を見ましたけれども、そのときよりもずっとこれらは減額されております。ですから、非常に窓口でこういった老人福祉費を、今述べられている事業を活用する上でも一定の窓口での指導というか、そういったことがされているのではないかというふうに思うんですが、その点についてはないのかどうか伺います。

○中川副委員長 高橋課長。

○高橋介護福祉課長 私どもで、一般会計の方で老人福祉費がございまして、またあした審議されます介護保険事業特別会計で、両方で介護予防事業ですとか先ほど申しました各事業を展開させていただいております、一般会計につきましては議員ご指摘のとおり若干ずつ実績を踏まえまして減になっておりますけれども、介護保険事業特別会計におきましては地域支援事業の増ですとかあるいは給付費の増ということで、私どもで高齢者福祉全般を通じましては増額予算となっておりますので、その点ご理解いただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 私は理解はできないというふうに思っているんですね。つまり、介護保険事業に移した分は、それはそれできちんとルールに基づいてそれが活用されると。唯一、それに基づかない塩竈市独自の福祉施策としてこれがあるんだと。ところが、例えば具体的にお話しされませんが、緊急通報システムこれを活用したいといった場合、私も職員の方にいろいろお願いすることがございます。だけれども、なかなか台数が決まっているから、そう必要だからといってすぐに回せないと、こういうふうに言われます。同時に、そういう人はどういう暮らし方をしているんですかといろいろ聞いた上でやるわけですから、実際には本当に自立して電話一本あったら息子のところに何かあっても電話できるという人たちは結構いるわけですが、実際そういう台数だって具体的にやっぱり窓際でのなかなか予算がないから職員の方も苦労されていると思いますよ。

だけれども、そういった一つ一つを見ても、私は非常に使いづらいもの、活用しにくいもの、

そういうふうになっているのではないかと。そういう点では、ぜひこうした予算はやっぱり減額ではなくて、今の状況を反映してきちんと安心して見られるようにすべきだと、そういった努力を求めるものですが、前も私言いましたけれども、介護保険に移ってしまったことで紙おむつから何から多賀城と比べてもものすごく使いづらいものになっているし、利用者も減っているということも申し上げてまいりました。もうこれ以上の後退は、許されないと私は思うんですよ。そういう点でもう一度、担当課長さんは市の財政は厳しいと言われれば1,000円の果てからみんな削るのかもしれませんが、ぜひ安心して暮らせる市政というのであれば、ぜひこの辺はきちんと予算をとっていただきたいと思いますが、その点についてもう一度お伺いします。

○中川副委員長 棟形部長。

○棟形健康福祉部長 私の方からお答えをいたします。

高齢者の福祉関係のサービスにつきましては、今一般会計の方につきましては担当の方からお答えしたとおりでございますし、基本的には私の方で高齢者福祉を考える場合につきましては介護保険、こういったものと密接不可分な部分も基本的にはございます。そういった中で、全体で高齢者の福祉サービスというものを考えていく必要があるという視点にまず立っているということが、まず第1点でございます。それから、今一般会計でお話しをしている部分につきましては、かなり細かい事業についてお話しを申し上げているところでありますが、窓口の対応につきましては基本的に申請に来られた方、あるいは電話で相談に来られる方、いっぱいいらしゃいます。そういった方々の状況を十分お聞きして、これまでも対応してきたつもりでありますし、これからもそういった実態を、利用者の声を十分お聞きしながら対応したいというふうに思っているところであります。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 職員の方は懇切丁寧に一生懸命対応されていることは、私はそれは大変評価したいと思うんです。ただ、やっぱり行政を担う上で本当にその言葉のとおり、市長が言われるとおり安心して住んでいただくと、自立して住んでいただくということであれば、それを何で見るかと。やっぱり、予算で見るとですよ。どういう予算なのかと、多賀城市が100万円のとき塩竈市が60万円で、それで本当に高齢者が安心して住める町かという、その数字で見ると。これが前年度と減額されていけば、当然やっぱり市民にとっては安心して暮らせるような状況の予算ではないと言わざるを得ないと。それから、介護保険と密接不可分の問題だと。

そういうふうに移行しているんですね、全体として。

だから、今までは割と塩竈市の高齢者の福祉で言えば、それなりにやっぱり低所得者だとかそういった人たちにもきちんとか対応していただきました。ところが、最近の窓口というのは介護の認定とかそういう基準がやっぱりベースになっていくと。それから見て、市独自の福祉施策に活用できるのか、あるいは介護なのかと。だから、そういう点では非常に介護と高齢者福祉が密接不可分と言われますけれども、そういう状況になって私はますます、緊急通報システムもそうですけれども、大変利用しづらくなっているというふうに指摘をしておきたいと思います。そういう点で、ぜひ今後とも予算の拡充を求めておきたいと思います。

続きまして、同じ老人福祉にかかわってですが、62ページ、63ページにここに老人憩の家の管理費がございますけれども、これは前年度より若干予算がふえております。これは新しい事業なのか、管理費は一体どういう増額の予算になっているのか、まずお伺いします。

○中川副委員長 高橋課長。

○高橋介護福祉課長 今年度、老人福祉費施設費につきましては4万4,000円の増額で計上しておりますけれども、中に和室がございますして畳等がちょっと古くなっているというような状況もございます、畳がえの予算を計上させていただいているところでございます。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ご苦労さまです。老人憩の家も大変毎日デイサービスで使っていますし、大変な活用をされております。それはそれで、畳を早くきれいにし、安心して使えるようにしていただきたいと思うんですが、もう一つ私は20年度の予算にかかわって思うのは、老人福祉センターがあのおりなくなりました。お年寄りの方々が地域でやっぱりよりどころとなるそういったセンターがなくなってしまったということについては、やっぱり行政として新たなそういったセンターなりあるいは地域地域での拠点、よりどころとなるそういうところが非常に求められていると私は思うんですが、市長は老人福祉センターについて今年度の予算にはついておりませんが、今後どのような見通しや考え方を持っていられるのか、お伺いしたいと思います。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 旧来の老人福祉センターにつきましては、今市民活動センターの2階を借りてさまざまな活動をいただいております。ぜひ、議員にも足を運んでその状況をごらんいただければ、よくおわかりいただけるかと思っておりますし、送迎用のバスの運行でありますとか、あるいは指導

員の方々の配置でありますとか、さまざまな活動をされておりますので、ぜひごらんいただければと思います。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 つまり、老人福祉のよりどころとなるのは、市民活動センターの中で一角でとり行われているというふうを受けてとめていいわけですね。そうしますと、それはそれとしても実は錦町だとか花立だとか、その地域地域でお年寄りの方が独自にお茶代を出しながらカラオケをやったり、小組活動みたいなことをやっておったんですが、そういう人たちはやっぱり高齢化になりとてもまわりの面倒まで見られないということで、去年とことし続けて断念してしまいました。結局、介護保険ではなかなか活用しにくい人たちがたくさんおります。考えるに、包括支援事業が今度また新たにふえますけれども、そういった介護についてくる悩みなどもありますけれども、できれば拠点拠点にお年寄りがサンダル履きで寄れるような、そういった集会所でもいいと思いますけれども、そういった活動が今後どうしても必要なのではないかと。でなければ、家の中に閉じこもりになってしまう。そういう状況がありますので、引き続きそういった、ある町ではお互いさまというのをつくって若い人たちがそういったお年寄りを面倒見ながらボランティア活動をするということもあちこちにつくってやっているようではありますが、そういった工夫が今後必要だと思いますので、これはぜひ今後の検討にしていきたいというふうに思います。

続きまして、今度は児童福祉の方に移らせていただきますが、これは予算では70ページから71ページ、それから72ページ、73ページになります。それで、一つは資料で求めておきましたが、14年から15年の臨時職員の推移と就労年数と金額など、これはNo.16の31ページにございます。パートの部分だけちょっと見ますと、パートが一番多いものですから何うわけですが、平成19年度のパート職員数が239名、18年度と比べてもふえています。それで、これは市長部局のところでは156名になっておりますが、その裏側32ページを見ますと市長部局のパートの職員のところでは1年未満が53名、1年以上3年未満が38名、3年以上5年未満が28名、5年以上がなんと37名と、これをあわせて156名になりますが、この市長部局での156名のそれぞれの担当課、課ごとというかそれについてお伺いしたいと思います。配置ですね。

○中川副委員長 郷古総務課長。

○郷古総務課長 パート職員の職場ということでありまして、市長部局におきましてはやはり多いのが保育所関係のパートというところが多くなっております。あと、これは前にもお

話いたしましたように、やはり法的に資格があるというところでのパートということで、保育士のパートが多くなっております。次に放課後児童クラブ、あと健康課で予防接種、保健普及指導業務、そういったものもこれは通年で8時間とかそういった勤務ではないんですけれども、そういった中では年間の中でこの人数を確保しておいて、そういった業務があったときに勤務してもらうということで、今言いました予防接種とかあと保健普及指導業務というところでも人数が多くなっております。（「何名くらい」の声あり）

保育士の関係では53人、放課後児童クラブ27人、あと予防接種のところでは19人、あとその他の調理とか用務員とかあと一般の事務補助とか、そういった内容になっております。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 今ご回答いただきましたように、保育所で53名、放課後クラブで27名、予防接種などの指導員で19名と、そのほか用務員とかいろいろあると言いましたけれども、やっぱり依然として保育士のパート保育士さんが多いと。それで、前段でも伊勢委員も言われましたけれども、厚生労働大臣もこの間の国会では、やっぱり保育所についてはきちんと安定して保母さんをパート労働じゃなく正規雇用で行うべきだという答弁をしております。それで、私は思うのですが、保育所というのは最低基準に基づいて保育士を配置していると。最低基準を保証する保育所なのに、なぜ保育士は53名も、今何%かわかりませんが、これだけの保育士をこの5年、3年、1年未満というところでは振り分けて聞いておりませんが、こういった異常な事態の雇用をなぜ続けるのか。この点についてお伺いします。

○中川副委員長 郷古課長。

○郷古総務課長 パート職員の雇用の長期化というところでは、やはり私どもも今基準づくり、そういったものに取り組んでいるところなんですけれども、やはり長期雇用にあたりましては第1点が資格というところでありまして。あともう一つが、業務の習熟というところでの内容になっております。そういったところで、やはり支部の間でこういった内容になっているのかというところも調査しております。そういった中では、任用期間としての基準はあるんですけれども、継続可能期間ということでやはり3年なり5年というところのものにはなっているんですけれども、一方ではやはりそういった中での基準をもとにそういった長期化にならないような形での対応もしているというようなことをございますので、本市においても市長からも指示を受けておりますので、そういった基準づくりといったものに今取り組んでいるところであります。

また、保育所関係におきまして人数が多いというところにおきましては、前のページを見ていただきますと31ページの一番下のところになりますが、市長部局において15年度なり16年度でかなりの人数がふえていますけれども、そういった内容のところではやはり延長保育なり土曜日の保育というところ、そういったものの保護者からのニーズにこたえるような形での対応のために、雇用しているというような状況がございます。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 前も予算か決算で、朝夕の時間帯とかそういったことで一定のパートを入れなきゃならないという、それは十分承知しております。そういう対応も必要でしょう。ただ、やっぱり毎日毎日子どもさんを受けとめる保育士さんは、1年ごとに顔が変わるんでは不安定な状況をつくり出しますし、最低基準でクラスに応じた、年齢に応じた正規の保育士はきちんと配置するのが、それがやっぱり自治体の、行政の役割だと。それからしても、保育所はこのとおりほかの部局と比べて最も高い資格を持ちながら、営々こういう状況におかれていると。これはやっぱり、異常な事態だと。最低基準を守るといっているのであれば、やっぱりその辺のところをきちんと対応すべきではないかと。そういったことについて、なぜパートなのですかと、原因は何なんですかということをお伺いしているわけであります。

○中川副委員長 会澤所長。

○会澤社会福祉事務所長 保育所ですので、命をお預かりするという大切な業務でございます。委員がご心配なさっていることも当然と思えますけれども、各クラス担任は全部正規職員でまかなっております。そのほかに、一時保育、それから障害児保育、特別手のかかるお子さんがいらっしゃるとか、それから先ほど総務課長から申しました延長のお子さんとか、そういった方たちが本当に多種多様な要望にこたえて臨時保育士が必要な状況になっております。以上でございます。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 そういえば、そういうもろもろのことを例に挙げますけれども、今回は求めておりませんでしたけれども、通常の年齢クラスで正規の必要とされる保育士さんがいるのではないかと。だけれども、そこら辺のところにも残念ながらパート保母で対応せざるを得ないという状況になっているのではないかと。そういうことを心配しているわけで、そういうことはないのかということであります。その点についてもう一度伺っておきます。

○中川副委員長 会澤事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 先ほど申しあげましたように、クラス担任というのは正規職員でまか
なってまいりました。そこで副担、正規職員が休んだり何かかわりに入る方も必要ですので、
そういったところはパートの方をお願いしているという状況でございます。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 じゃあ、これは後日もう一回きちんと資料を見ながら今後にもまた論議を移してい
きたいと思います。

それでもう一つは、今までの私立保育所で、資料で言えば私立保育所、同じところですね。
時間がないから言ってしまうんですが、民間の保育所でも公立保育所でも子育て支援についてさ
まざまな事業をやってきたと思うんですが、20年度になってそういった子育て支援や地域の保
育のところで開放してきた点について、なくなった事業というか予算が組まれなかったところ
はないのですか、伺います。

○中川副委員長 71ページ。答弁、会澤事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 子育て関係で、施設を提供しているということだと公立保育所でい
えば藤倉保育所で子育て支援センターを実施しております。そのほか、特に予算が組まれな
かったというのはちょっとないんですけれども。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 例えば予算で、20ページ、21ページなんですが、地域子育て支援事業費というのが
ございます。19年度は公立では777万円の3分の2、私立では251万円の3分の2だったと思う
んですが、実はあゆみ保育園の方から新年度については県から予算が来なくなってしまうと。
実際に、あゆみ保育園は建てかえましたから、そのための建設費も塩竈市さんからも応分な負
担をいただきましたし県からもいただいたわけですが、そういうスペースをちゃんとつくって
保育士もそのための対応をしていると。ところが、去年とことしは全く県からは来なくなるん
だという話を聞いているんですが、そういうことはないのですか。

○中川副委員長 会澤事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 次世代育成支援対策交付金のことだと思いました。これは、国の方で
こういった子育て支援センターをつくりなさいということでどんどん進めてまいりました。そ
れに伴い、あゆみ保育園さんも新園舎建設の際に子育て支援センターをつくっていただきまし
た。それで、18年度は本当に2カ所分申請しましたけれども、非常に少なく交付されたという
ことで、大変不満に思っているというのをこちらでも存じております。

また、19年度この交付金が補助金制度になりまして、県の方針としまして各市町村で1カ所だけの補助になるということで通知がまいりました。そういった中で、私どもあゆみ保育園さんは私立ながら一生懸命頑張ってやっつけていただいているということで、私と子育て支援室長とで県の方をお願いにまいりました。子育て関係の課を全部回りまして、何とか私立保育園でも一生懸命やっているので「補助していただけないか」ということで、本当にお願ひしてまいりました。そういった中で、県の方ではまず「1市町村に1カ所だけのための補助金であるが、一通り分配し終わった後残額があれば考えましょう」ということで、今回358万9,000円交付していただいた結果になりました。

ただ、そのときに「19年度については本当に異例中の異例であるので、20年度は期待しないでください」ということをちょっと念押しされていまして、今回予算には計上しておりません。以上でございます。

○中川副委員長 曾我委員。

○曾我委員 このように、本当にどなたかも言うておりましたけれども、「今の国や県の行政というのはつくる時は一生懸命はしごをつくるけれども、すぐ1年、2年、3年でそれを取り外してしまう」と。これで、本当に民間も公立も安定した保育を運営することはもうできないと、こういったことをぜひ市長さんは、やっぱり県にも国にも安定して子育て支援というのであれば、こういったことをぜひきちんとしてほしいということ、機会あるごとに求めていただきたいということを申しておきます。

時間がもうなくなってしまいましたが、124、125ページのこれは北浜沢乙線整備事業がいよいよ終わって、塩竈市での景観事業も始まるわけでありまして。始まるというか、もう間もなくどんどん整備していくんだと思いますが、実は土地開発公社で持っていた西町の土地について、塩竈市で昨年度買い上げていただきましたが、今いろいろデスティネーションキャンペーンだとかやっぱり塩竈に昔のように人が流れる状況だとか、いろいろなことを言葉では言われております。せっかくあれだけの投資をしてきたわけですから、あそこの西町の土地を今後、今は移行した今の状況で使われると思うんですけれども、できればちょっと一休みができたりとか塩竈市のさまざまなパンフレットが手に入ったり、いろいろな施策があると思うんですよね。そういったことの活用も含めてもうちょっと町に人を呼び寄せるイベントもどんどんやっていくというのであれば、そういったことも含めての活用を検討できないものかどうか、その点について伺いたいと思います。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 西町の用地ということで、開発公社で所有していた土地でございますので、私の方からちょっとお答えさせていただきたいと思います。こちらの西町地区の方につきましては、下馬春日線、北浜沢乙線等の代替用地として取得をしていた経過がございます。ほぼ、北浜沢乙線も今年度末で整備が終わるということで、代替用地としての目的がなくなりました。こちらにつきましては、これまでも隣にあります郵便局の駐車場として賃貸契約を結んでおりました。先日来出ておりますが、開発公社の経営健全化計画の中で有効活用ができる場合につきましては、財政支援措置がございまして、そちらで今回買い取りをしたものでございますので、引き続き駐車場としてのいわゆる賃貸契約として有効活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 済みません。委員長の方からご指名をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私の方からも何点かにわたって質疑させていただきたいなと思います。

それで、午前中ちょっとうちの方の浅野委員の方から全体に立った内容で、特に交付金の問題についてお尋ねしたところ、いろいろなことがわかったんですけども、今健全化法において国は、2011年度に向けてプライマリーバランスを黒字にしたい方向で考えていると。それに基づいて、今国はそこに目標等を立てながら、組み立てながら進んでいるわけでございますけれども、本市においてはこういったバランスでいかれるのか、もう少し具体的に教えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 お答えいたします。

国におきましては、2011年度のプライマリーバランス、基礎的財政収支の均衡ということを目指しているわけでございますけれども、プライマリーバランスにつきましてはちょっと国の場合と自治体の場合と若干性格が異なっている側面もございます。それで、何を指しているかということでございますが、まずは安定的な市民サービスを安定的に維持向上させていく、そのためにはやはり収支の均衡というのがありませんと、ある単年度で見て収支が均衡して充実させても、それが長続きしないということになりますので、ある一定期間の収支の均衡、これをぜひ目指したいということがまずは当面の課題じゃないかなというふうに考えております。

昨年末11月に議会の方にもお示しいたしましたけれども、今後5年間ほどで多額の収入が、収支バランスがとれないというふうな状況でございますので、まずはそのような収支のアンバランスな状態を、ぜひ歳入歳出見直しを進めながら整えていくというところを目指してまいりたいというふうに考えております。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。しかしながら、先ほど佐藤委員の方からも言われたとおり、いわゆる当初の予算あるいは補正してくる予算と、何か見ていると最近ちぐはぐな感じがしますので、ぜひ自信と確信を持ってぶれない予算を組んでいただきたい、このことを要望して質問させていただきます。

まず、37ページ。まず顧問弁護士委託料75万6,000円、この契約の中身、こういった契約をなさっているのか。ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○中川副委員長 郷古総務課長。

○郷古総務課長 今のご質問にありました13節の顧問弁護士委託料の75万6,000円の内訳ということによろしいでしょうか。

これは、顧問弁護士との契約の中で、年間の委託の中では法律相談、あともう一つが簡易な文書作成と調査というような、そういった内容で54万6,000円を組んでございます。あとそのほかなんですけれども、控訴とか調停、そういったものへの着手金といたしまして21万円ほどということで組んでおります。以上であります。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 そうしますと、35ページの弁護士の謝金というのはどういうことなんですか。そこからいうと。ちょっと、今の話を聞くとこの謝金がここに入ってくるんじゃないんですか、6万3,000円。違いますか。

○中川副委員長 郷古総務課長。

○郷古総務課長 こちらの弁護士謝金6万3,000円につきましては、裁判に当たりまして証拠の作成、そういったものの謝金ということで2回ほどの謝金ということで組んでおります。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 そうしましたら、133ページ市営住宅入居者明け渡し請求訴訟委託金がございますね、117万円。これとリンクすると、どういうふうになっているのかなと。今のお答えを聞くと、ちょっとつじつまが合わないのかなと、こう思うんですね。その辺、ちょっともう少し詳

しく教えていただきたいと思います。その顧問弁護士料の関係と。

○中川副委員長 郷古課長。

○郷古総務課長 こちらの総務費で組んでいるのは、全体の中のいろいろな弁護士への相談、こちらにつきましては住宅以外に年間約二十数件のそういった形でのこれまで弁護士に対する相談等があります。そういった内容も含めた形での年間の弁護士顧問料ということでお支払いしております。それで住宅につきましては、近年いろいろな明け渡し、そういった中での訴訟がありますので、そちらの特化した中で住宅の中で支払っていただいている。また、そのほかにも19年度におきましてはいろいろ玉川中学校とかその他病院関係でも訴訟がございました。そういったものについても、教育費で組んだり病院事業会計で組んだりというような中での支出という形になっております。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。それで39ページの法律相談は、これは産業部の関係で無料相談教室を42万円計上して、毎月やっているわけですね。今課長がおっしゃるとおり、相当数の訴訟の問題があると、こういうお話ですけれども、じゃあ1回ごとにこの部分の相談については、謝金として計上今しているような話がありましたよね。それでよろしいんですか。

○中川副委員長 郷古課長。

○郷古総務課長 私どもの先ほどお答えした内容につきましては、行政関係でのものに対しての顧問弁護士料ということでございます。また、今委員がおっしゃられました法律相談委託料、こちらにつきましては政策課の方でちょっとお答えいたしますので、済みません。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 39ページの法律相談委託料42万円でございますが、こちらは市民の方々のための無料法律相談ということでございまして、月1回1日5人だったと思うんですが、行っている内容のそちらの方の委託料ということになってございまして、こちらは仙台弁護士会の方と委託契約をさせていただいている内容でございます。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 あと先ほど言ったように、この39ページは産業部所管の、1階で消費者の相談とか法律相談をやっているわけですね。そのほかに、今なぜこのことを聞いているかという、今この顧問弁護士料というのが必要なのかということ、私は言いたいんですね、契約して。というのは、謝金が今項目を聞くと1回ごとに謝金は出しているわけですよ。それが現実と今

の私たちちょっと社会に出たときの時代背景と違うのではないのかなと、この意味合いが、そう思いませんか。

というのは、1回ごとに今国の法律の中で弁護士料の相談は30分5,000円ですよ。これは、各委員さん知っていますよ。これはどなたでも大体。そうすると、その顧問弁護士料が発生した時期というのは、弁護士さんが少ないためにどうしても早く急いで相談したいということで、各企業がこぞって顧問弁護士を契約をしているわけですよ。今、私どもの予算案を見ると非常に厳しい予算案の中で、今この56万円にしてもその全体から見れば小さな額ではございますけれども、今必要なのかと私は問いたいわけですよ。そのお考えを、まず聞かせてください。

○中川副委員長 郷古課長。

○郷古総務課長 私どもの顧問弁護士の採用に当たりましては、現在の顧問弁護士については平成10年から顧問弁護士の契約を結んでおります。その顧問弁護士との契約につきましては、もうかなり前の顧問弁護士、さらに前の顧問弁護士からの中での契約になっています。そういった中で、近年のこういったいろいろな、前は余り訴訟までいかなかった行政の問題があったわけなんですけれども、近年やはり病院での違法公金支出とか、あと玉川中学校でのスタート時のピストルの関係とか、あと今係争中であります二中での損害賠償事件、あと藤倉地区での贈与受託等の請求事件とか、そういったものでかなり行政にかかわる法律的な専門的な問題が出てきております。

そういった中で、今ほかの市ではどうなのかというところもちょっと調べてみました。そういった中で、やはり多賀城では75万6,000円で顧問弁護士契約を結んでいますし、石巻・気仙沼においてもやはり80万円ということで委託契約を結んでいる。こういった状況につきまして、やはり他の市においてもかなりそういった法律問題については複雑化している、あと一方では多くなっているというところで、我々の中でも解決できるのはやはり専門的なところでの力を貸していただいているというふうに思っております。

○中川副委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 私からも、若干補足してご説明を申し上げたいと思います。

昨今の行政事務を通じまして感じておりますのは、やはり個別の具体的な法律にあたって考えなくちゃいけない業務がふえておるといような実態がございます。それらの業務を相談を申し上げる、それが総括的な顧問料というふうな形でございます。この業務も、最近は大変ふえてございまして、私たちといたしましてはこの契約金額、これは大分サービスしていただい

た金額というふうに受けとめさせていただいているような実態でございます。そういった業務を通じまして、個別の案件として訴訟等の問題になってくるものがございます。そういったものにつきましては、先ほどご指摘いただきましたように個別の訴訟と、それに対する支援費というふうな形で契約を結ばさせていただく、その金額を計上させていただいているというふうな実態でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 今お話を聞くと、確かに課長さんは各自治体調べたと、こういうお話ですね。私ちょっと腑に落ちない点が1点ありまして、塩竈は6万人弱の都市でございます。仙台市は100万人以上でございます。仙台市は顧問弁護士は雇っておりません。これをどういうふうに、それではお答えするんですか。仙台市のやり方は、個別においてその専門の弁護士、いわゆる強い弁護士、それからキャリアの例えば商法に強い弁護士は商法に強い弁護士に1回ごと相談申し上げている。

今、弁護士はたくさんおります。他から、私は今の状況の中で必要ではないんじゃないかと、仙台市がはずしておいて、塩竈が必要なのかと、これはぜひ考えていくべきではないのかなと思うんですけれども。そのお考えができないのであればしょうがないですけれども、検討していただけるように、これは多分答えがないと思いますので、要望にしておきます。

時間がないので、申しわけないですけれども。次に85ページ、なるべく重複しないようにしたいなと思っていましたので、この防疫の完成事業費1万8,000円しか、多分これは科目だけ計上しているんだらうと。私が思うには、これは疫病、コレラとか赤痢とかあるいはインフルエンザ、あるいは鳥インフルエンザ、そういうものの防疫関係費で、万が一の場合に計上されるんだらうと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。まずそこから確認させてください。

○中川副委員長 阿部健康課長。

○阿部健康課長 委員ご指摘のとおりでございます。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 また、これに関連して防疫の体制ですけれども、今国際化の社会になって、検疫では仙台の空港が国際化、あるいは仙台塩釜港が国際化になっております。外国から多数の来客者が多くみえていますし、例えば黄熱病とかそういった、あるいはアフリカのエボラ出血熱とか、そういうものの患者さんが検疫をすり抜けて本市に入った場合の基本的な考え、それが確

立されているのかどうか。まずお伺いしたいと思います。

○中川副委員長 阿部健康課長。

○阿部健康課長 私どもの役割とまた県・国等の役割、またそれぞれあろうかと思いますが、私どもにつきましてはそういった感染症等の危険があった場合に、主に最近の役割分担の中では県の保健所が果たす役割が大きいというふうに思っておりますが、その際の情報収集、そういった部分については県保健所等と連携を密にしながら対応していきたいというふうな考え方で臨んでいる状況でございます。以上でございます。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 例えば、塩釜港で船員さんというか乗組員さんがそういうものを発症したといったときに、例えばコレラ菌でも何でもいいんですが、その場合どこの病院で隔離されるんですか、塩竈市の対応としては。県の指導を仰ぐというんですけれども、その辺は例えば塩竈市民の健康と安全を守る課ですので、結局感染症にならないようにすぐ対応しなきゃならない。その場合の隔離先の移送する病院は指定されているのでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○中川副委員長 阿部課長。

○阿部健康課長 まず、そういった特定の感染症、そういったものが発生したときに、まず第一報として入るのは、残念ながら塩竈市という形にはならない状況に、今の体系にはなっております。そういった形での医療機関等からの通報義務、そういったものについては、保健所の方で集約されるという形になっておりまして、そういった形の中での隔離政策、そういった形での対応ということになりまして、大変申しわけないんですが、そういった意味での事実関係は実は後になってしまうというのが実態になっているというふうにご報告せざる得ない状況でございます。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 これも、やっぱり市民の方からちょっと質問されて、私も正直な話答えられなかったんです。非常に申しわけない、そういう思いをした。それはなぜかという、今問題になっている冷凍ギョウザの問題から端を発して聞かれたんですよね。じゃあ、その食品の検疫の問題については、じゃあわかる範囲で情報を出してほしいと思ったんですけれども、なかなか本市の状況の中では扱っている大手スーパーさんが塩竈にありますよね。その中で不安を感じた市民はたくさんいるんですよ。聞かれてもわからなくて、私どもは仙台の保健所に電話したり、

「どうなんですか。塩竈では扱っているんですか」と聞いてもわからないし、当然お店の方に電話しても「いや、わかりません」とたらい回しされる。こういうような話も、現実にはありました。

そういったときに、じゃあ関連して聞けば、食品の方のその安全に対する計画はどのように今考えているのか。これは待たなしで来るわけですね、購入したとき。県の指導を待ってやったんでは、とてもじゃないけれども間に合わない。発症したときに、私が言うのは県より先に発症するのは地元ですぐわかるわけですから、その部分がわかった時点でどのような基本計画というか骨子というか、そういう流れがあるのかあるいはこれからつくろうとしているのか。その辺のお考えをお聞きします。

○中川副委員長 阿部健康課長。

○阿部健康課長 まさに昨今の食品をめぐる安全性の問題、本当に非常に危機を感じるものでございます。この件に関しましても、やはり食品の安心・安全の部分については保健所が管轄ということでございます。ただ、私どもとしても塩竈市の実態がどうなのか、その辺については非常に心配しているところで、県の保健所の方にそういった部分の相談がどのくらいあったかとか、そういった分については随時ご連絡申し上げる中で確認すると。また、市民からそういった部分でのご相談とかそういった場合は、受けまして保健所の方に伝えと、そういった形で対応したいということで考えて、担当課としてはこれまで対応してまいりました。

ただ、今のところ私どもの課の方にそういった問い合わせはなかったという状況にはございます。以上でございます。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 どこに問い合わせたらいいかわからないという情報と、それからマスコミが早いものですからそこを信用していると。だから、どういうふうな形なのか、その辺の指示決定というんですか、その連絡方法というのがわからない。法律的に申しますと、食品安全基本法があるというのはご存じだと思いますけれども、一つには、まず輸出国における安全の対策をしなきゃないと。二つには、水際の対策ですね。いわゆる物をあげるとき。三つ目としては、国内の流通の段階で対策をとると。こういうふうな基本法の考え方ですね。これを、これからそれを踏まえて自治体ではどうしていくかという考え方になってくると思うんです。

今度、新しい法律がどんどんどんどん変わってくると思いますけれども、早くその経路というか行程というか、指示系統というか命令というか、ちょっとその辺はよくわからないんです

けれども、ぜひ早く立ち上げてほしいと思います。

そこでもう1点お聞きしたいのは、この食品にかかわることでパイオネットというのをご存じですか、パイオネット。まず、情報として入っていますか。その辺から、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○中川副委員長 阿部課長。

○阿部健康課長 大変申しわけございません。情報としてつかんでいない状況でございます。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 これは、国民生活センターの全国消費生活情報ネットワークシステムのことをこう言って、今2月の中旬からそれがネットで直接こういうような状況がありますよということで、自治体の方に配信するような仕組みになっております。これを申し込むか申し込まないかというようなお話がございますので、2月の13日から通達来ているはずですがけれども、ぜひそういうようなネットワークをしてほしいと。これは、消費者相談センターから直接にパソコンネットで通信義務がなっています。これは、政府所管の新しい法で食品による薬物中毒治安の再発防止策ということで、これは私の方に情報として入っていますので、ぜひそういうことも必ず早く立ち上げていっていただきたいと思います。このことをお願い申し上げます。

次に移りたいと思います。41ページの施設管理等業務委託料及び施設整備点検委託料、これをあわせて聞きたいなと。この辺は、庁舎管理のシステムだと思うんですがけれども、防犯の関係の安全対策もこの予算の中に入っているのかどうか、まずここからお聞きしたいなと思います。

○中川副委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 施設管理業務委託料とそれから施設設備点検委託料、この2点についてでございます。

まず、施設管理等業務委託料で計上している内容ですが、これは本庁舎の方の駐車場整理が2月の申告期間等かなり駐車場が手狭に感じるような時期がございますが、その期間の駐車場の整理の委託料を組んでおります。

それから、施設設備点検の方の委託でございますけれども、これも庁舎関係の設備の保守点検等でございますして、本庁舎で使用しております空調設備でありますとかそれから自動ドア、消防設備、そういったものの点検など、そういったものを計上してございます。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。

この問題をなぜ聞いたかという、今この間も壺番館の方でちょっと市民相談を受けて相談にいったらば、ちょっと一杯召し上がった方が大声で騒いでいた場面にもぶつかりましたし、そこで銃刀の問題もあったと。これは防犯上のセキュリティー、これも確立もしなきゃない、うちの庁舎も。私ども視察先にいろいろな箇所を回って勉強してきたんですけれども、そういうようなところで大体皆防犯カメラがついているんですね。うちの方は、どこの箇所にもついていないというような状況でございます。

また、日本一の歓楽街と言われる渋谷区、ちょっと用があつて行ったんですけれども、そこにはスーパー防犯カメラがついていました、表に。これは非常に反対が多いということで、道路につけたそうです。この間行ったときには、去年の暮れですけれども、ほとんどそういった不審者がいなかったんですね。なぜかと聞いたらば、24時間で本当にはっきり写るカメラが四隅、角角というところにあつて、死角ないような状況になっている。そうすると、そういった不労就労している方々とかいろいろなそういう人がいなくなった。

当然、私どもの庁舎を預かる人たちも、あるいは市民の安全対策を講じる上からも、そういった施設に対して防犯カメラの設置していただきたいと。これは、市民の方が言っているんですね。いつどこでどういう形であるかわからないので、そういったものを設置してほしいという要望がありますので、そういったお考えがあるのかどうかお聞きしたいなと思います。

○中川副委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 現在のところ、庁舎関連と本庁舎につきましては当直制をとっておりますので、職員当直ではございませんけれども、人的な配置をしているような、土日も含めてしているような状況にございまして、今現在のところでは防犯カメラの設置等は考えてございませんでした。それで、他市町の状況等も調べながら、なお検討させていただきたいなと思います。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。ぜひ、検討していただきたいと思います。

次に、簡単にお聞きしたいなと思うんですけれども、139ページけやき教室、おかげさまで相当時間がたって成果が上がっていただいて、本当に私はうれしく思っております。それで、今現在いろいろな指導をされて一生懸命頑張っているというのはわかるんですね。ところが、あの場所ができた当初から不登校の人たちが学校のそばに行かれるのかと、行かれる人は軽症なんですね、まだ。重症の方は、やっぱりこの少子高齢化の中で特に一人の子どもさんしかい

ない方がたまたまそういったような状況にはまったときに、その家庭は崩壊しますよと。この壇上からずっと訴えてきました。おかげさまで、不登校の方がそこで勉強されてそして学校に復帰していく、その姿を見たときに本当に涙が出てくるような思いをしながら、そのお母さんから感謝されたりそれからおばあちゃんから感謝されたりしていました。

でも残念ながら、できた当初からずっとこの状況なんですね。ところが、今回藻塩の里がさくら学園の方に移るようになりました。ぜひ、この二市三町あるいは今まで仙台市からも通ってきた人がおりますし、大崎地方からも通ってきました。名取からも来ました。そっちこっちから受け入れてきたわけですから、県あるいは二市三町の広域、あるいは宮黒管内の各自治体の方としっかりと話し合いを持ちながら、その不適應のための指導教室、これを立派なものに立ち上げていただいて、一人でも多くの人材を育てていただきながら社会貢献できるような人材にしていきたいと、こう思っておるんですけども、ぜひ市長そして教育長にはその辺ご尽力を賜りたいとこういうふうに思っているんですけども、ご意見ちょっとお伺いしたいなと思います。

○中川副委員長 小倉教育長。

○小倉教育長 現在、けやき教室については二市三町が中心となって運営しておるわけですが、管内においても黒川郡にもありますし、それから南の地区においては柴田のけやき教室と連携しながら県の指導等を受けながらやっていますけれども、これまでは県が当初やっていたわけですが、県の方からはずれて先ほどお話しのように塩竈は二市三町を中心をお願いしていますけれども、それは施設等の問題についても今後二市三町の関係者とも検討しながら考えていきたいと思っております。以上です。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 教育長も県の方の要職におられた方ですので、ぜひリーダーシップを発揮していただきながらお願いしたいなと思います。

それで、145ページの関連してお聞きしますが、中学校の管理費及び施設の維持管理についてですが、これは校内それから校庭の環境整備とかそういうものの予算にあっているわけですね。それで間違いございませんか。

○中川副委員長 小山総務課長。

○小山教育委員会総務課長 予算説明書145ページの一番下にあります中学校施設維持管理費4,436万5,000円につきましては、建物あるいは校庭内のいろいろな遊具とかも含めた工事、あ

るいは修繕費にあたっているということでございます。以上です。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。それで一つの例を挙げてお聞きしたいなと思います。

一生懸命、今先生方が子どもの教育のために、部活とかあるいは課外授業とかというんですかね、ちょっとその辺よくわからないんですけども、万が一その学校の校庭の敷地以外で何らかのトラブルが生じるといったときに、その学校の保険がきくのか。あるいは、学校の校舎内という敷地内からの物、例えば物が飛んでいって壊れたとか、そういう場合の補償とかそういうものの不可抗力の負担行為というんですかね。そういうものについては、どういうふうなお考えをお持ちなのかちょっとお聞きしたいなと思います。

○中川副委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤学校教育課長 それでは、お答え申し上げます。

児童生徒1人年間960円、日本スポーツ振興センターというところに負担金納めまして、学校管理下内の事故というふうに認められた場合には、医療費関係ですと健康保険並みの要する費用の10分の4ということで、5,000円以上の場合にはそれくらいの支給がされます。支給期間については10年でございます。それから、例えば学校の敷地のところで強風で物が飛んでいって民家を壊した、そういう場合には損害賠償ということで日本スポーツセンターの方の上乗せした保険の方で賄えます。以上でございます。

○中川副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 例えば、部活を教えている方が不可抗力で例えばボールが飛んでいって、上から走ってきた車にぶつかったと。その損害賠償を求められたときに、じゃあだれが払うのかというような問題が生じた場合、これは今の保険機構の中ではちょっと厳しい判断がされているんだなところ思っているんですね。そうすると、学校の先生が払うべきなのか、その生徒が払うべきなのかという問題があって、まだその辺がよくわかりません。多分、学校側についてもわからないんだろうという事例がありました。

それで、一番私が危険だなと思うのは、玉川中学校のあのフェンスです。あのフェンスが、今の子どもはすごく力があってボールが飛んでくるんですね。私も軟式のボールが飛んできたことがあるものですから、「ああ、すごいな」と思ってびっくりしたんですけども、そういうものの整備ももう少し考えていただきたいなと、こう思っておりますのでよろしくお願いしたいなと思います。

それから、もう一つこれに関連してお聞きしますけれども、今学校のいろいろな相談が父兄さんの方から学校の方に直接お伺いするような風景がたまたま見られます。担当する学校の先生は授業をしておりますし、本当に相談が大変なんだ、電話、それから苦情で来る方、それから地域の方、あるいは登下校中での問題の提起とか、そういうものの苦情処理については学校の先生が教えているときにストップして、そして走ってくるような状況なんですね。私はそういうことじゃなくて、学校の中にも苦情処理を受け付けるような学校のボランティア制度、こういうものを時間がないからかいつまんで言いますけれども、創設していただきたいなど。これも父兄の方々からの意見でございました。本当に相談していくんだけど、学校の先生あるいは教頭先生に申しわけないと。もう生徒にも申しわけないし、できればそういった気軽に相談される方を配置してほしいというような要請がありましたので、ぜひこのことについてはご要望申し上げておきたいと思います。

それからもう1点。これは夏これからのシーズンですけれども、プールの使用についてちょっとお伺いしたいと思います。今、慶應大学の眼科医の研究グループが、プールに今水道水が入って塩素がきていると。その塩素が、角膜を破って被害を生じる例が事例として確認されて、今月の初めにアメリカの眼科学会の紙上でもって発表されておりました。それで、必ずプールから上がったならば水道水で目を洗ってはだめですよという指導がありました、今回。それで、水泳はゴーグルをつけているのが一番安全なんだそうです。そういうことも、ぜひ取り上げていただきながら、それが100%いいかちょっとわかりませんが、研究なさるようになさっていただけるようにご意見申し上げまして、時間がまいりましたので私の質問を終わります。ありがとうございました。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 それでは、私の方からも平成20年度予算審査に当たりまして、ご質疑をさせていただきます。

今定例会の初めの方に、施政方針に対する質疑等もありまして、市長の施政方針もあつたわけです。その中で、現長期総合計画がそろそろ総括の時期になり、新しい総合計画策定に向けた準備が始まると。具体的に予算も20年度で組まれているようでございます。そうすると、私も現計画を10年前見直しになって計画をつくる段階で、所管委員会等にいさせていただいて議論したのがもう10年たつのかなということで、施政方針等を承っております。

その際、よく問題になるのが人口予測でございます。当時、たしか三つの人口予測がありま

した。その中で、本市はさまざまな議論があった中で、ちょうど真ん中の現状維持を選択したかと思います。残念ながらあの当時最も厳しい人口予測をしたたしか現厚生労働省か何かのデータかと思いますが、5万8,000人あまりの塩竈市の人口予測がありました。現在そのように人口が推移したということで、残念な結果になっているというところはございますが、ぜひ今回の長期総合計画の総括に当たりましては、そういったところの科学的データ、これは別に目標ではあるんですが、「データ上はやっぱりこれくらいになる。だけど、こういうことをしていくことによって、こういう目標値を設定できる。達成していきたい」というふうなちょっと含みのある人口目標でもいいのかなというふうな気もいたしますので、そういったところをちょっと後で10年前のことに振り返ってちょっと私の反省と申しますか思い出をお話ししながら、ちょっと参考にしていただければと思ったものですから、お話をさせていただいたところでございます。

そういった中で、この予算審査、私も何年間かずとやってまいりましたが、先日山形県の齋藤知事とお会いした際におっしゃられたことがいまだに印象にあるんですけども、2月の段階でこのような形で全国どこでも、新年度予算という形で議会の方に出して議論されるということになると思うんですが、当局にしてみればその段階で出されたときには、もう全額通していただくことを前提とする。議論の余地はないというふうな、これは当局側の考えですよ。だけれども、そういう時期なんだと思うんですよ、私も話を聞けば。ですから、齋藤知事は12月の段階で骨格的な予算をまず議会に示すと、それで議会の方にもそのあたりから予算委員会的なものをつくっていただいて、議会の要望等についてもそういうところで議論をする中で新年度予算に反映できるものは反映するというふうな努力をなさるんだそうです。それが市町村でできるかどうかわかりませんが、そういうことをすることによって、大体夏ころ必死になって今度、残念ながらまだ地方分権とはいえ国に対してさまざまな要望活動はしなきゃいけないから、そうするとき新年度になってすぐに大体要望の取りまとめをして、今度は国に対する来年度事業実施のための要望活動に向けて動きというような、スタンスがとれてくるんだそうです。

そういったことがあるようございますので、ぜひ20年度できれば12月あたりからでも、予算の骨格等を議会に具体的にお示しいただきながら、議会もそういう対応がとれるのであれば、より議会の方の意向も予算に反映できるようにご参考にしていただければと思いますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

そういうことをお話ししながら、予算審査を行いたいと思いますが、当局のおはからいでこの予算審査の日に必ず実施計画というものが出されるわけですが、こういったことも参考にしながらやらせていただきたいと思います。

それでこの実施計画の、ページ数でいきますと26ページになるかと思いますが、健康に暮らせるまちづくりという項目がございます。そしてその下の第2節として、医療体制の充実ということがございます。その中に、これはさっき今回の予算委員会の副委員長でもあります中川さんからの方からもご質問あったと思いますが、地域医療体制の充実という項目が実はあるんですが、平成20年度の予算の部分を見ますと、残念ながら具体的な予算項目というのはいないんですね。こういったところ、実施計画を作成するにあたってどのような検討があったのかどうか、ちょっとその辺からお話をお伺いしたいと思うんですが。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 私どもの方、実施計画の担当課ということでお話しをさせていただきたいというふうに思っております。

実施計画につきましては、長期総合計画がございましてそれを10カ年計画をいかに達成するかということで、3カ年計画を毎年度ローリングしながら行っているということでございます。そういった中で、改めまして実施計画の段階では、長期総合計画にございます基本目標なりそういったものを掲げながら検討しているところでございますが、ただいまご質問がございました地域医療体制の充実ということにつきましては、全体的に申しませば今県の方で地域医療計画が見直しをされている、それから地域医療の中心の一、二次医療のさらなる充実なり三次医療との連携を図り良質な地域医療の体制を確保しますということになりますと、行政が単独に助成をするというよりは、さまざまな関係機関との連携というソフト事業ということになるかというふうに思いますので、今回予算を伴う事業としての掲載はございませんが、そういった中で地域医療体制の充実ということに努めていくということになるかと思っております。以上でございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 じゃあ、関連しまして予算説明書の9番の97ページにあります、これは休日急患診療費の部分の、報償費の二次診療病院協力謝金について、中身のご説明をいただければと思います。

○中川副委員長 阿部健康課長。

○阿部健康課長 二次診療病院協力謝金ということで、1,232万円を計上させていただいております。これにつきましては、休日、祝日の昼間、日中の二次病院につきましては輪番制で救急医療の部分を対応させていただいております。これについて、2病院体制ということで内科、外科、二つの科の体制ということで、6病院でそれぞれ担っていただいているということで、1病院当たり8万8,000円の謝金をお支払いしているという状況でございます。以上です。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 こういった形で、今地域医療ということでこれは一般会計側の方からお伺いしているわけなんですけれども、それでNo.9の98から99ページにこれも施政方針等では非常に問題になっておりますが、繰出金の中に病院事業会計繰出金の改革プラン策定事業費として2,000万円、これは繰り出すということで一般会計の方で組まれているわけですが、一つはさつき地域医療の部分で聞いた実施計画の分で確認した点というのは、今地域医療をどうするか、これが大変重要な視点なんです。ということは、そこではソフトの面を含めてハード面もこれは入ってくるわけですね。そういったことでの具体的な、やっぱり動くためには予算組みが必要だと私は思っております。

そういった中で、もう一つ参考的に資料を見させていただくのが、予算特別委員会資料の16番の塩竈市組織図というのが、今回資料要求としてとられた方がいらっしゃるんで、これを参考にさせていただきたいと思いますが、私はこの2,000万円については繰り出すのではなくて、当事者にお金を渡して改革プランをつくらせるのではなくて、やっぱり今回この改革プランの最終的な責任者、これは塩竈市長になったはずで、開設者である。やっぱり、その市長部局の中にこの改革のための組織、それがぼくはここで見ると行財政改革推進専門監とかって組織実態があるわけですから、そういうところで具体的に予算を本来使われる方がいいんじゃないかという、私の考えがありますものから、考えを今述べさせていただいたところでございます。

ですから、その辺なぜこのように繰り出しという形で他会計の方へ繰り出しを決断なさったのか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○中川副委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 ガイドプランの作成にあたっての繰出金でございます。総務省の方からは、このガイドプランにつきましては公立病院を設置している全国の自治体で策定をするようにというふうに、ただいまお話をいただいたとおりでございます。それを踏まえまして、私ども20年

度にこの公立病院の改革プランを策定するという取り組みをさせていただくということで予算化を図ったわけでございます。その具体的なやり方、どこでやるのかというふうなことについても町内では大分議論を重ねました。

その結果といたしまして、やはり現場に密着した形で進めるのが一番望ましいだろうと、一番ふさわしい答えを引き出せるのではないかとというふうなことになりまして、このような繰り出し金という形にさせていただいたような状況でございます。

なお、具体的に進めるにあたりましては、やはり専門的知見を有する方々にもご参画をいただきまして、ただいまご指摘ありますようなことも踏まえましてそういった計画とさせていただきたいと、そんなふうにご検討いただいております。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 ありがとうございます。では、私の視点についてはご指摘を申し上げましたので、今後の20年度での実績の部分はあと確認をさせていただくようにしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、これも実施計画の方から見た方がわかりやすかったんで、実施計画の方から見させていただきます。ページの79ページと80ページに、土地開発公社の件が載っていますね。79ページ、80ページということで、土地開発公社の件、これにつきましては私の一般質問のとおりやらせていただいて、土地開発公社の経営健全化計画、これがどうも5カ年計画でたしか進んだと思いますが、その第5次だったと思いますけれども、どうも国としてはこれを最後にするような再建計画という思いで今般、たしか計画の再公募というか、その基準値を示してそこに塩竈市の土地開発公社の基準値が合致したものですから、再建企業ということで国の制度を受けながら再建計画を立てるという話になっていったと思うんですけれども。

確認でございます。3カ年度の取得計画が約9億3,000万円。それから無利子貸付けを約15億円、3か年で見込んでいるような実施計画になっておりますが、そのようでもよろしいのでしょうか。

○中川副委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 実施計画の資料の79ページのところに、土地開発公社経営健全化事業の用地取得費ということでございます。土地開発公社の経営健全化につきましては、平成16年の国の通知に基づきまして一定の財政支援措置があるということで、18年からの経営健全化計画は22年度を最終年度とする計画をつくりまして、進めておた

ところでございます。当初、最終年度に購入の予定でございましたが、金融機関の取り巻く情勢、それから開発公社への厳しい状況がございまして前倒しで取り組むこととしてございまして、20年度につきましては買い取りの部分が3億1,189万7,000円ということでございまして、20年度の買い取り部分が漁港背後地の部分、21年度の買い取りの部分は特別養護老人ホーム施設の事業用地の部分、22年度の買い取りの部分が勤労者スポーツ用地と駅前広場の部分ということで、それぞれここに記載のとおりで、購入を予定しているところでございます。

この21、22年度の購入予定の約6億円に対しまして、次ページの80ページでございまして、土地開発公社で所有しておりますと簿価の増高ということになってございまして、簿価の抑制ということから、市から公社への無利子融資という制度を活用いたしまして融資を行おうとするものでございます。21、22年度に購入する部分でございまして、20年度と21年度につきましては6億1,513万2,000円の貸し付けを行い、22年度につきましては最終年度の部分ということで、勤労者スポーツの部分と駅前広場の部分ということで、2億9,843万5,000円という形になるものでございます。以上でございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 ご説明、ありがとうございます。

それで、行政を判断する判断基準みたいなものというか、総務省が出されるものが多く、今まで行政というのは一つの判断資料ということでやられていたかと思えます。そういった中で、やっぱり民間の金融機関も一定程度企業に融資する際なんかは融資基準というものの厳格というものを随分お持ちになられているんですね、やっぱり。そういうことでお金を運用するわけですから、そういった意味ではこれまでのように行政といえども、行政の関連した100%出資の企業といえども、銀行の厳しい目で見ると判断をされるような時代になってきつつあるんだと思えます。

ですから、これは行政改革の一つの目標でしょうが、金融機関から低利でお金をぜひ借りてくださいと言われるような役所を目指すというのも、一つの多分行財政改革の大きな目標でもあるかと思えますので、そういったところも一つの視点。逆に今度は高くなったときは、どこをどう直さなきゃいけないのかということも、やっぱり素直に行政側も受け入れながら、それも判断指標としてやはり受け入れていただきながら厳しい行財政改革だとは思いますが、やはりそういったところでの指標を一つ一つわかりやすい、やっぱりそういう指標でありますからそういうものというのは、そういったことを「ことは3%だったけれども、来年は2%で何

とかなりそうです」とか、そういうふうな明るいご報告が聞かれることを期待して、20年度の行革の進捗を見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、次は条例関係をちょっとお伺いをしたいと思っております。次は、議案第23号になりますか、塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例でございます。これは、予算審査の中でも何人かの委員さんがお伺いをしていますので、重複しないようにお伺いをしたいと思っております。

1点確認をしたいと思っております。今回の条例改正で、要は規則を設けるということになりますよね。要は、現行行われている部分の条例が不足した部分を補いながら、あわせて規則によってもっと運用しやすくするというのが目的の一つかと思っておりますが、その確認をしたいと思っております。

○中川副委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 放課後児童クラブは、少子化の中でも年々利用希望者が増加傾向にございまして、これまで急な定員枠の拡大または実施場所の変更などを行ってまいりました。放課後児童クラブは条例であるんですけれども、そちらの方には実施場所まで指定してある。それから、定員も30名という形で指定してございます。これまでやってきたことと、条例との間に乖離が生じてまいりました。今後、少子化の中で利用がふえ続けるのか、それともここ二、三年で減るのか、ちょっと今予測のつかない状況にございます。

なお本市としては、利用があれば、本当に保育に欠けるお子さんがいるのであれば、できる限り受け入れる方向で進めるために、今回条例を一部簡素化しまして、クラブ名だけ、そして例えば実施場所、それから定数とかは規則の方に定めてまいりたいと思っております。どうしても、条例ですと1回の議会を経ないと変更はできないという部分がありますので、規則を今作成している最中でございます。新しい規則は、資料番号の12、12ページにございますけれども、下段の方にもございますけれども、こんな感じで4月1日から施行するような形で、今作成中でございますので、ご協力をお願いいたします。以上でございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 この条例と規則の関係というのは、なかなか議会と市長の問題でございまして、これは多くの地方議員の方々もその辺がうんと悩みの種なんですね。規則の方に重きを置かれまして、条例の意味がなくなるということもございまして。ただ、運用の部分で確かに市長の単行決裁で済む部分があれば、それはいい部分もあるんでしょうから。

ただ、そこで市長の方にお願ひがあります。今度施行規則が今そういう条例になっているんですが、その中で職員の配置、これはパートさんになるかと思いますが、まず多分定数に対して何名というクラブごとの決め方になっているかと思いますが、できれば1名ずつでも多くしていただけますと、クラブの運営上大変ありだかいというお話も議会の方でも何回か多くの方々、議員の方々からもご指摘があったかと思いますが、そういったところ20年度に向けまして改善されるような規則ができてからでございますが、お考えがあるかどうかその辺のところをお伺いできればありがたいんですが。よろしくお願ひいたします。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 議案第23号の塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の至った経過につきましては、一般質問の際にもお答えをさせていただいておりますが、旧来この中でまいりますと一緒の仲良しクラブがエスプの方で実施をされておったと。そういったことに関連しまして場所等が変わる際にその都度わざわざ議会をお開きいただくというようなことになりかねないので、大変恐縮ではないかということで、まずは基本的な事項をこの23号の方で定めさせていただきまして、その他については要綱、細則等で定めさせていただきたいというお願ひであります。

次に、今職員数の配置についてというご質問をいただきました。今年度につきましては既にこの7つの仲良しクラブを運用するための所要額を予算計上させていただいておりますので、そういった実態を十分精査しながら今後の課題とさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤(博)委員 ありがとうございます。もう市長からは実態ということでしたので、クラブに実際新年度になって子どもたちの顔ぶれがそろってきたときに、やはり必要なところには必要な手をつけねばいけないという思いがあるんだと思いますので、そういったところ予算が幾らでもできればいいなと思いますので、その辺は市長のご判断にお任せをしたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、資料要求いたしました16番の資料でいきますと、23ページにあります工事請負契約に係る増額工事の一覧表についてお伺いをしたいと思います。これにつきまして、私はちょっと中身がイマイチわからなかったものですから、ちょっと教えていただこうと思ひましてこの資料を要求させていただいたんですが、要はこの議会にかけるべき工事の金額というのが

ありますね。それを超える部分の案件について、よく議会なんかの市内の視察なんかでも藤倉のところを見せていただいて、「こういうわけで、そのところはちょっと増額しなきゃいけないんだ」とかって説明があつたりもして、大体そんなのはわかるんですけども、こういうふうに500万円以上で出していただいたわけですけども、これは大きい小さいにかかわらずそういうことでさっき言ったとおり仕事をしている途中に何か起きて増額しなきゃいけないことが出てくるものなのか、それとも最初から小さい工事だと「これはわかっていたんだけど」という話なのか、その辺がちょっとわからなかったものですから、その辺はどういうことで増額工事というのが行われるものなのか、ちょっと教えていただければと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○中川副委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 契約変更ということで、私の方からお答えいたします。

工事を発注するにあたっては、設計組みをしながら発注するというで事前の計画調査等を行いながら発注するわけがございますけれども、工事現場の状況によりましては変更が必要になることがあるということで、この資料で提出させていただいたような件数が変更しているわけがございますが、内容的に見ますと一つは管の更生工事関係で下水道管の管内部が破損していたところを直していくというふうな工事関係が一つは変更の事業として挙がっております。これは内部の調査の結果工事の施工内容に変更が生じたというふうなことでございます。

そのほか、下水関係ですと地下の土質の状況等が工事施工中に判明してというふうなこともございますし、またあと現場に入っていく中で関係者との協議などが行われたりする中でまた施工内容が変わってきたりというようなところがございますので、全体的に申し上げますとそのようなことがあつて変更が必要になっているというふうなことでございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 大体何かわかったようなわからないような、済みません。私もちょっとこの辺しろとなものですから、なかなか理解するのが難しいんですが、今こういう厳しい時代なんでどうしても落札率とかそういうもので一つの判断基準ということにはなるんでしょうが、そういったところで企業間の適正な競争を進めながら妥当な金額ということを出すということは今努力をしているんだと思ひます。そういった中で、ぜひ追加工事の部分がお手盛りの工事だったんじゃないかと見られないようにだけ、こればかりはわからないことなので、ということではできればそういうのがあれば説明をしていただければわかりやすいですよ。ですか

ら、そういったことにもぜひご努力をいただければと思いますので、ひとつ今後の課題でございましてよろしくお願いを……。いいですか、ではどうぞご回答いただきます。

○中川副委員長 内形副市長。

○内形副市長 本市の契約につきましては、透明性、公明性、そして競争性を働かせるべく今我々各担当の方には指導しておるところでございます。今お手元に配布しております資料でおわかりのとおり、17年、18年、そして19年度この変更の数は減ってきているかと思えます。というのは、指名委員会の中できちっと設計についてはさらなる精査をして、そして積算をしてくるようにというような指導をして、やっと定着してきているのかなど。過去の例を見ながらきちっとそういったような岩盤線とか、そういったものを推測しながら精度の高い積算をしているかと思えますので、今後またこういったような推移を見ていただければと思います。以上であります。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 ぜひ、そうおっしゃられたとおりになりますように、またそういうふうな資料を出していただけますように、お願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは次に、今度は収入の方でちょっとお伺いをしたいんで、No.9の6ページ、7ページ2款3項1目特別とん譲与税、この中身についてお知らせをいただきたいと思えますが。

○中川副委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 特別とん譲与税についてのお尋ねでございます。この特別とん譲与税につきましては、港の方に入港してまいります船舶のトンに依りましてその港湾等を設置する市町村がある一定の需用があるだろうということを想定されて設けられている税でございます、そのうち一定割合が地元の市町村に譲与されるというふうな税でございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 そうですね。たしか私が聞いたのでは、外国船が入港した場合にそのトン数に応じて何か市町村に配分される税収だと聞いていたんですけれども、多分市長はこの辺一番詳しい方だと思います。できれば、この辺のところの税金が港の活性化ということになっていくと、やっぱりこういうところがふえていくということだと思えますが、今後ともそういうところを見ながら、推移を見ながらどう活性化が図られたかということで判断したいと思って私は考えているんですけれども、市長のお考えをお伺いできればありがたいかと思えます。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 委員ご質問のとおりであります。港を利用する船舶から一定程度料金を徴収するわけではありますが、そういったものが港湾管理者であります県、さらには一部分が塩竈市にという内容であります。残念ながら、昨今塩釜港区取り扱いの貨物量が減少いたしております。特に最近では、代ヶ崎にございました仙台火力発電所が石炭を使った発電をいたしておりましたが、LNGに切りかえたことによりまして外国から輸入しておりました四、五十万トンの石炭が結果的にゼロというような状況になっておりますので、昨今残念ながら特別とん譲与税についても減少の一途をたどっておりますが、やはり港の貨物がふえるということが本市の発展にも間違いなくつながるといふふうに確信をいたしておりますので、県という立場だけではなく、私も時々東京の方にまいります際にそれぞれの荷主の方々を訪問させていただいておりますが、なお特に外貿貨物の増加というようなことにつながるようなことに努力をさせていただきたいと考えています。よろしく申し上げます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 塩竈の港湾事業者の方々も、よくこのところをおっしゃっていられるんです。やっぱり、こういったところをふえるようにするためには、塩竈市も受けるべき利益はあるんだから手伝えやということをよく言われてはきたんですけれども、今後こういったところがふえるような港湾計画の見直しも何か新聞の方にも載っていたりしたわけで、見直しも載ったりしますものですから、ぜひ塩釜港区の部分もきちっとそういう対応できるような港になるように見直しが図られればいいなと思うわけですが。

それと関連いたしまして、No.9の110から111ページになります商工振興費の中の企業誘致活動推進事業についてお伺いをしたいと思います。これはやっぱり、ポートセールスということで今企業誘致活動を塩竈市は積極的にここ2年くらい進めているわけですが、大衡に進出いたしますトヨタ系列のセントラル自動車の関係で今よく言われていますのが、本体そのものはそんなに採用人員というのはないんだそうです。いわゆる関連のこれから子会社の企業が、今宮城県内大衡を中心にして用地をいろいろ探しているようです。引き合いがきます、「300坪どこかにないか」とか、いろいろな引き合いが最近建設業者の方含めて。やはりそういった下町的になってくるんですね、一つの大きな企業が来ると。それが地域の活性化ということになるんだと思うんですが。

そういったところで、また子会社というか下請会社のところというのは、人手がかかる部分の作業が多いんだということで、東北というところの就労人口が今後確保できるんじゃないか

というところでは、今東北に企業が目を向けているわけですが。逆に今度愛知県の方では何とか働く人が欲しくて、愛知県の市町村の議員さんにまで頼んでどこか働く人がいないか、若い人がいないかと、もう必死になって今働く人を探しているというのが、今そういうふうな状況になっております。

そういった中で、今また大衡を中心に企業立地する場所を探しているということが多く言われているんですが、そういったところ宮城県のこのセントラル絡みの仙台北部工業団地整備があるんだと思いますが、そういったところから子会社等の企業立地に関する何か情報等とかというのはあるものなんですかね。その辺、ちょっと教えていただければと思いますが。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 本市にとりましても、新たな本市の活性化につながるような企業誘致というのは大変重要な課題であります。先ほど来申し上げておりますとおり、私も上京した際には本市に紹介のありました企業等にご訪問させていただくようにいたしておりますが、そういった中でセントラル自動車につきましても県の方にまいりまして、今議員の方からお話等ありましたそれぞれの部局におじゃまをさせていただきました。その際に、県の方から申しつかりましたのは、今相模原にありますセントラル自動車の方が宮城県の関係者がもう随時訪問されて、企業活動に大変な支障を来しているそうであります。まさか対応しないというわけにはいかないのに、その都度対応していただいているようではありますが、非常に大変だと。なおかつ、つい先日初めて立地協定書を結んだような状況にありまして、具体的にどういった規模のものをどのようなことについては、これからの作業だそうであります。

そういったこともございまして、県の方からはできれば各ブロック単位で改めて、例えば塩釜地区二市三町とか、そういった形でセントラル自動車の方には時間をとっていただくので、そういった形で対応してほしいという大変強い要請がございましたので、塩竈についてもぜひ関連するものがありましたら、港町としての企業の蓄積がありますので、ぜひそういったことをPRさせていただきたいというような申し入れはさせていただいているところであります。

なお、今後ともそういった情報の収集には的確に対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 ありがとうございます。ぜひ、なかなか大変なことですが、そういう対策室を設けてでもいろいろな情報を仕入れて、やっぱり先に先にとやられることが必要な部分もあ

りますので、協定は協定として守りながらやっていただければと思いますので、お願いをしたいと思います。

もう1点お伺いをいたします。ページ数が多分27ページになるかと思いますが、これは諸収入の中に派遣職員負担金3,895万8,000円というのがあるんですが、この内訳を教えてください。

○中川副委員長 郷古課長。

○郷古総務課長 この派遣職員の負担金につきましては、三つほどの内容が含まれております。一つは環境組合の派遣職員、あともう一つが斎場関係での派遣職員、あと消防事務組合への派遣職員、その三つの要素での各派遣先からの負担金というようなことでございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 わかりました。

それでは最後になるかと思いますが、No.9の165ページになるかと思いますが。米飯給食経費負担金、これは14万7,000円についてお伺いをします。時間もありませんので、質問の趣旨から申し上げます。本年4月から小麦の政府売渡価格が3割値上げされるんだそうです。今もう、全国で大変なことになっておりますが、そういった中で秋田市では既に学校給食費の値上げを決定しているところもあります。残念ながら、4月以降そういうもろもろの値上げが進むと、本市でも学校給食費のあり方については考えなきゃいけない時期もあるかもしれません。ただ、その際をお願いをしたいのは、何もパンばかりじゃなくていいと思うんですね。やはり、米どころ宮城でございますので、ぜひお米、米飯給食を望む声というのは大変強うございます。ただ、製造する場所が少ないというのもあるようでございますので、ここで一つ考えていただきたいのは、今製造なさっているところ、それから米卸業の業者の方々とか、市とかが何セクか、3セクでも2セクでもわかりませんが、そういった形で米飯センター的なものをつくっていただけると、今宮城県内でそんなに多く業者があるわけではないようでございます。そういったところで、ぜひ米のごはんの供給が安定してできるような体制づくりということも考えていただきたいと思うんですが、その辺のお考えだけを承りたいと思います。

○中川副委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤学校教育課長 それでは、お答え申し上げます。もろもろの燃料費等の高騰に伴う学校給食費の値上げにつきましては、あす、学校長それからPTAの方の代表と学校給食連絡協議会がございまして、そこでいろいろご議論していきたいなというふうに思っております。

それから、米飯給食の回数でございますが、本市につきましては年間70回、他近隣の市町につきましては週3回程度実施しておりますが、米飯給食につきましては学校給食会を介していろいろお願いしている部分がございます。各学校、特に中学校の校長などからは部活動等でお腹がすいているので、米飯をふやしてほしいというような要望もございますので、その辺もあすの会議等に諮りながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○中川副委員長 暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

○佐藤（英）委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。菊地 進委員。

○菊地委員 ニュー市民クラブの菊地です。

我が会派の鎌田委員、そして木村吉雄委員、そして阿部かほる委員、そして伊藤栄一委員に引き続き、平成20年度の予算案について若干質問させていただきます。

私は常々、市民の方に何かあるたびに減予算を表明しております。今回市長さんは、179億6,500万円の予算を提示しました。このお金は、市民の方に私はいつも言うんですが、この今の予算、今回は179億6,500万円が市民一人一人の皆さんが本当にそのお金が使われて、「塩竈市に住んでいてよかったな」というふうな思いを持っていただけるように、この予算審議を本当に市民のために予算が使われるか、そして市民が満足できる予算になるのかということ、我々議員は一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ちなみに、市民が納める税金一人当たり10万1,700円です。それで、一般会計の恩恵を受けるのが30万5,000円です。その差が大きくなればなるほどいいのかなと思っておりますし、その一人当たり30万5,000円が市民のために使われるんですよということで、市民がどのように満足するか、それが一番問題でないかなと思っております。そんな意味で、行財政改革というのがもう喫緊の課題だとなっておりますが、私はいろいろな角度からちょっと質問させていただきます。

まず初めに、議案第17号についてであります。定数条例の件ですが、どうでしょうか。全体的にいろいろ東海林さんとか「何で定数削減するんだ」というような意見ですが、私は逆に言うとう水道部関係、何でこんなに少ないんですかというのが疑問であります。57人を54人にする

と、ちょっとおかしいんじゃないですか。本気で行政改革をするのであれば、類似都市の水道事業の二十五、六人くらいに削減するくらいの数字が出るんだったら、私は大いに賛成したいなと思っていますが、ちょっと納得できないというのが1点であります。まず、その件について簡単に説明願います。

○佐藤（英）委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 定数条例に関してですので、私の方からお答えさせていただきます。

水道部の定数条例につきまして、今回57人を54人に改正しようとするものでございます。それで、54人では削減の部分が足りないのではないかというお話でございます。実は、多賀城との比較とかそういったところがございますが、確かに私どもの方の水道部の部員については人数が多いという実態にはございます。しかし、その水道事業のいわゆる事業の実施手法が違うということでございますので、現段階ではこのような形の人数ということにさせていただいております。今後例えば浄水場の民間委託等を検討しながら、さらなる削減ということを計画的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 さらなる努力をしていただければなと思っています。いっぱい質問したいんで、あと振り返ってまた質問すると思うんで、お願いします。

私は正直なところ、やっぱり塩竈市民の健康が第一であろうと思っています。それで、ページ数言わないとだめだというんで、健康に関しては83ページ、No.9の。それで、私は逆に今回健康課について感謝申し上げるような、いわゆる大腸がん検診とかいろいろな公民館やら体育館やら保健センターを利用して、本当に朝早くから準備して、今まで8時あたりとか8時半とって役所の時間に合わせてやっていたのが、もう7時あたりから受け付けするようになって、本当にすばらしいなと。やはり、市民のためを思って市民の健康を思って職員さんは早出して頑張っているかなと思って、まず感謝を申し上げます。さらなる検診を、市民の皆さんにいっぱいしていただいて、市民の健康を守っていただきたいと思っていますので、これは御礼と。

あともう一つ、成人病の検診が主で、その中でも今がんというものが非常に大きな位置を占めているのかなと思っています。そこで、いろいろ大腸がん、胃がん、肺がん、あと前立腺がん、あと女性の方の乳がん検診とか進んでいます。せつかくするのであれば、私は今テレビ等、そして昨日NHKの番組でやっていたけれども、PET診断というんです

か、それも東北大学の先生が「寝ているだけで、どこの小さいがんでも早期発見できますよ」と。そういうものをぜひとも塩竈市、全国でトップを切って市でやっていただければなって、そういう思いがありますので、そういうやる気持ちはあるかないかというのをお聞きしたいんですが。ああ、「ある」と言ったんですね。わかりました。

○佐藤（英）委員長 阿部健康課長。

○阿部健康課長 PET検診というのは、大変精度が高いということで今大変注目さされている検診だと思います。ただ、私どもが取り扱っております住民検診としてなじむかどうかというのはまたちょっと別な問題でありまして、やはり多くの方にまず受けてもらおうと、そういった視点の中でどういった検診方法をとっていくかという一定の厚生労働省からのがん検診に関する指針がございます。そういった中で、私どもも住民検診として効果のある検診ということで実施しておりますので、ちょっと今のところPET検診自体できる施設というのが大変限られている状況にもございますので、今後の整備状況とかまた検診料自体も非常に高額なものでございますので、その辺も注目してまいりながら今すぐ導入とかそういった状況には残念ながらできるというようなお答えはできないというふうに考えてございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 高額というのはわかるんです。どっちみち、乳がん検診にしたって大腸がん検診にしたって肺がん検診にしたって、引っかかればもう集中的に検査しなくてだめなんですね。がんは早期発見でなれば、生存率がグーンと伸びるんですよ。そういうことを市長が常に言っている、塩竈が日本で一番住みやすい町、住みたくなる町にするには、そういった「塩竈に来れば、もういつでも健康でいられるんだ」という、それだってPRの一つじゃないかなと思うんです。ですから、そういった意味でとにかく塩竈に来ればがんなんかもう早期発見してすぐ治してもらえるし、いつまでも健康で暮らせるんだよと、そういうふうな思いやりのある塩竈市だよというふうになれるように、とにかく知恵を絞って頑張って、なぜできないのか、できるように厚生労働省あたりに行って要望をばんばんしていただいて、そういったまちづくりというのも必要でないかなと思いますので、これは課長さんにだけ言ったってだめなんで、健康福祉部長さん、よろしく願いしておきます。よろしく。

あと、いろいろ飛びますけれども、資料のことでちょっとお伺いしたいと思っています。というのは、今回資料要求してこんなすばらしい資料が出てきて本当に感謝申し上げます。うちらの方で資料要求したのが、ほかの会派の方がうちらの方の資料を何度もやってもらって、

「ああ、よかったな。役に立ってよかったな」と思っています、20項目要求した人はさっぱり使わなかったのかななんてちょっと心配していますので、小野さん今度やるとお思いますので期待しています。

それで、補助金の資料を出していただきまして、ありがとうございます。それで、補助金1割カットだということなんですが、この1割カットするのに各部長さんだの課長さんだの、いろいろありますよね。建設部やら教育委員会やらその他やらあと健康福祉部、市民生活部、総務部、その1割カットするにあたって、皆さん市長から「1割カットだっちゃ」「はい」と言って1割カットしたのか、それともそこでどういう話し合いがされたのか、ちょっと教えてください。

○佐藤（英）委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 補助金のことについてでございます。補助金につきましては、これまでも見直しをしてきた経緯がございます。見直しの指針なり基準をつくりまして、見直しをしてきた経緯がございますが、昨年11月にお示した財政見通しの中で非常に厳しい財政状況ということでございます。一方におきましては、下水道の使用料の改訂ということもお願いをしているような状況、そういったことを踏まえながら、補助金につきまして今回につきましては大変心苦しいんですが、これまでさまざまな削減の努力をしていただいた経緯はあるわけでございますが、今回につきましては一律10%削減という形でお願いをさせていただいたところでございます。

そういった中で、庁議等にこういったものをお諮りしながら協議をさせていただいておりますが、各部の方からは「一律削減ではなくて、いろいろな事業の選択と集中を含めて考え方もあるのではないか」とか、「これまでの努力の経過の分について、どのように見るのか」とか、さまざまな意見が出されたところでございます。ただ、一方におきましては開始してから長年にわたるといふ補助金もありまして、ある意味で全体的な補助金の見直しというものがさらなる見直しというのが必要なんではないかというふうに感じておったところでございますが、今回そこまで踏み込むことがなかなか困難ということもございまして、まずは10%削減という形にさせていただき、次年度以降につきましては今後補助金のあり方、総体についてどうなんだろうということゼロベースから考え直すことも必要なのかなというふうに感じているところでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 そういった答弁、ちょっと私的には不満です。というのは、この今塩竈市が置かれている現状、税収を伸ばすものと考えれば、ちょっと不満だというのは、例えば資料の16の30ページの産業部の43番、塩釜たばこ販売協同組合販売促進費補助金、これは1割カットされました。しかしながら、この組合はたばこを販売すれば税収が幾ら入るんですか。私は、こういうことがちょっと塩竈に欠けているんでないかなと思うんですよ。何で、税金が上がる、上げようとしているところまで補助金をカットしなくちゃダメなのか。税金上げなくていいということなんですか。そういうふうにとれますよ。ですから、産業部と企画がそういった面で話し合いをしたのかされないのか、私はおかしいと思いますよ。税収が禁煙権などなんなのってあっていろいろたばこも大変ですけども、でも実際問題たばこの税金は入っているんですよ。それを促進するところの補助金をカットしてどうするのかと。いろいろところで税金が上がっている補助団体何件あるんですか。それを教えてください。

○佐藤（英）委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 補助金についてお答えを申し上げます。

今回の1割一律削減につきましては、先ほど来ご説明を申し上げておりますように本当に心苦しいお願いだと思っております。それで、私たちもこの一律カットというふうなことに至るまでの経過といたしましては、大変な議論をしておるところでございます。具体的には、ただいまご指摘がございましたような例えば税収に直接つながるような組織というふうなこともあるかと思えます。それからまた、市民福祉の向上につながる組織、それから市の活力をつくり出していただけるような組織、一つ一つ分析していきますとどうしてもこれは削れないというのが、私たちの結論でございました。

そういった中で、財政の状況を考えましたときに、この補助金につきましても一定程度の削減をせざるを得ないということで、苦渋の選択といたしましての一律カットというふうなことをさせていただいたと。各団体の地域に対する、本市に対する貢献というふうなことにつきましては、私たちとしましても本当に大変感謝を申し上げておるところで、これからこういった内容につきましては詳しくそれぞれの団体にご説明をさせていただきたいと、そんなふうと考えておるところでございます。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 詳しくって、財政って、だから収入の上がるようなところ、税収の上がるようなところは、私は頑張ってもらって、塩竈の市税、税金がいっぱい上がるように、そういうのが何

でお願いして、補助金だのカットしなくてないの。そういった発想がちょっと理解できないですね。普通の企業だと、いわゆる売り上げを伸ばして収入を伸ばすというのには、ある程度経費をかけますよ。それと同じなんですよ。経費もかけないで、税込だけ上げようとする、それはちょっと無理じゃないですか。それは、塩竈市このままずっとって、今副議長さん「じり貧になる」って言っているんですけども、ギネスブックに挑戦するんですか。3度目の破綻、そういうふうにはさせたくないから、そういった税込の上がる所を何とかというふうには思っているのに一律。あと、やっとなげた分は業者、団体に補助金を支給している団体に行って説明してくるって、それじゃあ塩竈の先は真っ暗じゃないかなって私は思います。そういう感じで塩竈の財政云々と言われるんだしたら、我々議員が幾ら塩竈をよくしたいって言っても、なかなか話にならないと、私は思います。そんな意味で、ちょっとがっかりしたというのが事実であります。

気分を変えて、No.9の93ページいきましょう。よろしくお願ひします。これはちょっと教えていただきたいんですが、93とあと95ページ、ごめんなさい。施設管理等業務委託料とあと施設運転管理業務委託料、これは中倉と清掃工場の委託料だと思います。この委託をお願いするにあたり、条件はあるんでしょうか。というのは、いろいろこっちはただ聞くといろいろ何だかんだと言われるんですが、単刀直入に言うといろいろな条件があったと思います。しかしながら、業者の方はしたいんだけど、あなたところにはこういう検査技師がいないからだめだ何だというのはあるんですけども、そういうのも指導していく、それも行政の役割でないかなと思うんです。それが「どうですか」とやっとなげて、後で「いや、あんたのところはそういう人がいないから」とやられれば、全然指導もないし同じところにだけ委託になるのかなと思います。その辺が、業者からの不平不満があります。ちょっとその辺のことを、説明願ひします。

○佐藤（英）委員長 綿市民生活部次長。

○綿市民生活部次長兼環境課長 まず、95ページの委託料の部分ですね。清掃業務委託料につきましては、管理等の委託とかそれから清掃工場の点検清掃ですから、そういった部分については清掃工場の部分は700万円ちょっとで管理等は80万円くらいです。

それから、お尋ねの施設管理業務委託料につきましては、1,506万4,000円がありますのは、これは中倉埋立処分場の管理業務です。

もう一つお尋ねの下から3段目にあります施設運転管理業務委託料につきましては、4,500

万円計上されております。これは、平成17年から18年、19年と清掃工場の運転業務が今まで4班体制を1班を民間委託しておりましたが、今度20年度から運転管理の2班体制にしまして、運転手8名、それから技術管理者1名ということで、9名体制に、2班・2班の体制に持つていくための予算の計上です。お尋ねの中で、なぜ今1社で委託契約しているのかということにつきましては、先ほどもありましたけれども技術管理者がおられる会社ということで、その委託をしております。以上です。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 その技術管理者、いろいろ企業は大きいところもあると思いますけれども、やっぱりそういうものも事前に指導して行って、いわゆる今環境問題大変重要視されている問題でもありますし、特に清掃関係、ごみ問題、重要な問題なんで、ある程度本当に塩竈の環境をよくするのであれば、そういった常日頃技術管理者等の設置とかそういうものの指導をして行って、塩竈の全体的なレベルを上げてもらわないと、ただこの時期にきて「こうです。技術者いません、あなたのところだめです」でぱっと切られたらどうなのかなと思いますし、その辺のところの思いやりがある行政をぜひしてほしいというのが、私の念願であります。

ですから、今回またちょっとあちこち行って済みませんが、資料要求されました伊藤委員、先ほど質問されておりました。しかしながら、私はある意味では行政側は本当に正直なのかなと思っています。言われた物しか出さなかったといえればそれまで、正直です。しかしながら、前回、前々回あたりの決算とか予算委員会でこういった資料のとき、事業名、事業者名出ていました。今回出ていません。ですから、多分議員さんと当局の意思疎通が全然なっていないし、逆を言えばそういうものかなと思っていますし、思いやりがないのかなと思っています。そんな意味で、全体的な今ちょっと横道にそれたんですが、ぜひともその思いやりのある市政、行政運営をしてほしいというのが、私の念願であります。

そんな意味で、同じくちょっと聞いていきたいんですが、No.9の69ページ。済みません、あちこち行って。ここの中の旧法施設支援2億7,700万2,000円、これについてちょっと教えていただきたいんですが、今いわゆる障害者自立だ、自立支援法だなんだってなってきました、いわゆる地域でノーマライゼーションの理念のもと、生まれ育った地域でということなんです、ではこの旧法の施設支援の2億7,700万2,000円の利用者の人数、そしてどういうわけなのか説明願います。

○佐藤（英）委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 平成18年から障害者自立支援法が施行されました。そういった中で、旧来の施設運営については5年間の猶予が設けられました。いまだに、まだ新法にのった施設運営でないところということで、旧法施設支援という形で予算を計上しております。利用者でございますけれども、まず知的障害者。非常に細かくたくさんあります。（「何人」の声あり）知的障害者の入所部分は49名、通所につきましては31名、授産施設につきましては11名、身体障害者の厚生施設入所につきましては2名ですね。それから療護施設入所こちらについては12名、授産施設につきましては入所が1名、通所につきましては5名、それから精神障害者こちらの方の通所については2名、こういった内容になっております。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 生まれ育ったこのすばらしい塩竈で生活したいんですが、どうしても訳あって他所に行っていると思うですけれども、この方たちに塩竈市内で生活していただくためには、やっぱりもっともっと施設の整備やらが私は必要と考えています。やはり、親御さんたちにすれば、自分たちが健康でいられる間はいいいんだけれども、万が一我々親が亡くなった場合この子たちをどうしようか、それが親御さんたちの最大の悩みでございます。そんな同じ塩竈市民でありながら、そういう悩みを持って生活している人たちのことを我々市民はちょっとでも取り除いてやるというのが、我々塩竈市民の責務でないかなと思っておりますので、塩竈市長さんの思いやりのあるお考えをちょっとお披露目していただければと思っております。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 このことにつきましては、菊地議員から一般質問の際にもご質問いただいております。私の思いは説明させていただいたかと思いますが、やはり地域のノーマライゼーションを実現していくためには、単に行政というだけではなくて地域ぐるみでお支えをするということも大切ではないのかなというようなことを申し上げさせていただきましたし、また私もつい先日手をつなぐ育成会の50周年にも出席をさせていただきながら、そういった皆様方が今日までいかにご苦労されてきたかという声も数多く伺いをいたしてまいりました。この2億7,700万2,000円については、旧法施設支援ということで経過措置の中での話でありまして、今新たな施設対応につきましてはつい先日も授産施設の整備でありますとかその他についても順次着手をいたしておりますというご説明をさせていただいておりますが、なお一層そういったことについて努力をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 市長さんから、一応前向きなご回答というか発言をいただき、心の中では少し「ああ、頑張ってもらいたいな。応援したいな」という気持ちでおります。しかしながら、授産施設とかという以前にやはりどうしても施設での生活を余儀なくされるという方々がございます。先ほども申しましたとおり親なき後の対応、そんな意味でもというノーマライゼーションの理念のもとに塩竈で生活していただくというのであれば、塩竈市独自でというとお金の問題とかってすぐなりますけれども、ぜひそういった二市三町の広域でも、ぜひともそういった施設をつくっていただいて、より身近なところ、塩竈市にできれば塩竈市でいいと思いますけれども、そういった方々の福祉の向上というのをぜひ実現できますよう、行政側として最大限の努力をしていただきたいと思いますと思っておりますので、これは強く要望しておきます。

続きまして、また95ページにお戻りいただきたいんですが、今度は浦戸の問題でございます。浦戸の診療関係で、ずっと浦戸全体のことを考えますと、やっぱり高齢化率50%になっていると。そうすると、それはそれで前回も言ったんですが、限界集落といういわゆる行政運営やら地域社会活動がなかなか困難な状況になってきていると思います。特に昼間人口の高齢化率、たしか70%を超えるんでないかなと思うんですよ。そうすると、もう例えば浦戸の人口が650人くらいとすると、昼間島に残っている方ほとんどの方がなかなか動けない方、動いてもそんなに無理できない方が多いのではないかなと思っています。その方々が、あのすばらしい浦戸を守っているわけですよ。それで、ずっと守っていただきたいと思うんですが、それにはやっぱり健康で本当に普通の生活をしていただきながら、浦戸のすばらしい地域を守り抜いてほしいと思っていますので、何かそういった浦戸に関する振興策、何だかんだっていろいろな発言、説明は受けますけれども、じゃあ本当に浦戸の島民、住民はそれで本当に満足なのかしらっていうのが、私の一番の疑問でございます。ですから、私は浦戸の昼間人口の中に占める高齢化率の問題と、今現に50%を超えている高齢化率の問題をどう行政側は見て、そして浦戸をどう考えていくのかという、産業の発展を願いますだの、観光をしますだのというより、現在住んでいる住民の幸せをどう考えるのかというのを、明快に説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 浦戸振興を担当する立場でご説明をさせていただきたいと思っております。

浦戸振興につきましては、ただいまご指摘をいただきましたように大変厳しい状況に推移し

てきているというふうに認識をしてございます。

そういった中、行政としてはやはりいろいろな意味での生活基盤というふうなものの整備に努めさせてきていただいたわけであります。例えば、現時点におきましても野々島におきましては漁業集落環境を整えるというふうな事業に取り組んでございまして、また一方では健康維持というふうなことににつきましての診療所、こういったことにつきまして精一杯努力をさせていただいております。

そういった中で、ただいまお話しいただきましたように、ますます厳しさが増してくるということで、この地域が今後どのような形で進んでいくべきかと、単純にここで一気にお答えできるようなお答えというのはなかなか、ちょっと申しわけございませんが持ち合わせてございませんが、ただいま申し上げましたような諸施策を、誠実に、着実に実行させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 同じ塩竈市民ですので、できるだけ不便なことのないように、行政側の最大限のご努力を期待したいと思います。

それで、あともう時間が七、八分なんで、2点ほど質問してまいります。まず、資料16の26から27ページとあと31ページに関してでございます。生活保護費関係で、いろいろ年代別に出していただきましてありがとうございます。本当に、大変な団塊の世代の人が結構生活保護関係を受けているんだなと思って、我々の同世代が苦しんでいるんだなと、こう思っております。

しかしながら、簡単にお伺いします。この後30代から40代だっけが多かったんですけども、この方たち、例えば全然働けない状況なのか、幾らかは働ける状況下にある人たちが多いのか、そのことだけちょっと説明していただけますか。

○佐藤（英）委員長 会澤所長。

○会澤社会福祉事務所長 きのう、木村委員さんにお答えしたときに、この20代、30代、40代の中で女性の割合が6割を占めているというたことも申し上げました。主に母子家庭の方が多いということも、理由でございます。それから、この年代で多いのは疾病でございます。疾病といたしましても、例えばがんとかあと糖尿病とかいろいろありますけれども、さらに精神障害も合併した、そういった障害の方が結構多い状況でございます。そういった中で、なかなか就労指導というのはそういった方たちには難しい状況でございます。ただ、母子家庭の方には特にお子さんが育つ段階で働く親の姿を見せて育つということも大事でございますので、特に健康

なお母様方には、20年度就労指導を重点的に行っていきたいと思っております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 今の所長さんから、就労支援をしていきたいというようなすばらしい、やっぱり働いている姿というのは人間すばらしいと思いますね。それで提案なんです、さっきこの質問に入る前にあと31ページといました。というのは、どうでしょうか、これは考え方なんですけれども、生活保護をもらっている方パートとか何かで市で半日とかそういうので雇ってやれないんですか。お子さまがいれば保育園に入れたり何なりして、ぜひともそういった健康で、塩竈で働いている方みんな健康だと思うんですけれども、そういった方を優先的にパートとか臨時職員に雇って働く意欲と、あと働いている姿をやっぱり子どもに見せたり、気持ちを切りかえてもらう、そういった生活保護費だけが生活じゃなく、ある程度子どもの世話もしますよ、預かりますよという意味で、何とかならないのかなというふうに私は思うんですよ。生活保護費12億円、簡単に言います。しかしながら、そのお母さん方とかにぜひとも働いてもらいたいというのが、働かさせてやれば職場を提供すれば私はいいかなと思うんですが、そういった考えあるかないかだけでいいです。いろいろな説明すると、逆にしない方向に説明しますので、するかしないかだけ言ってください。

○佐藤（英）委員長 郷古総務課長。

○郷古総務課長 現在、パート職員については市のパートの登録というものもありますけれども、一方ハローワークを通じて募集といたしますかをしているという内容もございます。そういった中では、ハローワークにこちらから、そういった意味でいろいろな業種でこれまでもしておりますので、そこの中で募集していただければ、面接等をいたしまして雇用という形になるかと思えます。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 済みません。ぜひ応募して、市の臨時職員として雇ってください。そうすれば、生活保護費も減ると思いますし、働く意欲も出ると思います。

あともう1点、全体的な予算なんですけれども、これだけ言うておきます。今年度の予算どうなるか、予算が示されたんですが、経常収支比率が91.7%に改善した。しかしながら、財調とか基金類は枯渇状況だと。しかしながら、2点だけ聞きます。実質収支で今年度は大丈夫なんです。赤字にならないですね。もしあと去年の収益が上がっているのであれば、形式的収

支プラスになりましたと言っているんですが、そうならばぜひとも市民の要望にこたえるためにも、いわゆる赤字の補てんだけでなく市民の要望にこたえるだけ、1点簡単なことがあります。公民館に、エレベーターをぜひとも設置していただきたい。そして、そういった市民の要望にこたえて、それで魚市場に赤字を出すとかと言うんだったらわかるんですが、もう全然負の遺産だけにばんばん出して、住民の要望がなかなか通じないというのが現状だと思いますので、これは強く要望しておきますので、ぜひ実現に向けて頑張ってください。終わります。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 私の方からも質疑させていただきます。きょうの部の最後のようにございますので、簡単にしたいと思います。私どもの4人の議員がそれぞれの問題点を指摘しましたし、そういう点でダブらないところでやっておきたいというふうに思います。

私が、常々いつも市の財政のかかわりのところで今でも思い出しますが、「なかなか市の財政見通しが出てこない。何で出ないんだ」ということで、総教などでもいろいろ意見を言った時期があったわけですが、出てきた23年までの財政見通しの収支差が51億円もあるというのが出されて、びっくりしたのが11月ですね。以来、この問題をはっきりさせておかなくちやないというふうに思ってきているわけですが、最近のそれぞれの下水道の料金の値上げの問題とあわせて、塩竈市の行財政でこのパンフレットを使って説明している中にも、平成23年度までの4カ年で51億円の収支不足というのが出ているわけですね。これを見て市民は、私前にも言いましたけれども、「本当に塩竈市は何もできないんじゃないか」というふうに考えてしまう、そういう状況になってしまうのではないかと。希望が持てなくなってしまうのではないかとというふうに思うわけです。私は、なぜ51億円の収支不足が出るようなこの財政見通し、これは数字だけが提起されているわけですね。

例えば、今度の資料の中でも出していただきましたNo.16の5ページの中に出ております。市税一つとっても、例えば減るとなれば人口をどういうふうに見ていて、どういうふうになるのか。経済状況をどう見ながらやっていくのか。ただ、計数というかそういうので計算するといふんじゃなくて、その辺のところが必要ではないかと。市債についてだって、23年になればぐっと8億円くらいに減っちゃうわけですがけれども、それはいろいろ公共事業を減らすんだというふうなことと言っているわけですが、実際に実施計画もあるからそれを見ればわかるというものもあるかもしれませんが、いずれにしてもどういうものがどういうふうに行われていって、これが実際にこういう財政見通しになるのかというのが、議会には示されていませんね。数字

だけです、これは。そういう点で、歳出も同じです。

私はそういう点でお聞きしたいのは、この51億円が今市民の中では一人歩きしている状態ですから、そういう点でこれは本当に皆さんが確信を持って出した資料なのか。その根拠と申しますか、この資料が出た根拠と申しますか、それをまず明確にお答え願いたいと思います。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 お答えいたします。昨年11月にお示し申し上げました収支見通しでございますけれども、例年財政課の方では予算編成に先立ちまして、秋くらいに収支見通しを作成するわけでございます。翌年度の見通しだけではなくて、その後数年間の見通しを持つことによりまして、その上で翌年度の予算編成に臨むというやり方をしているわけございまして、収支見通しが昨年初めてつくったということではなくて、例年つくっているものをお示しをしたということでございます。収支見通しを作成いたしますと、ここ数年はいずれも四、五年程度見通しますと収入不足というのは大きいわけございまして、18年度の予算編成を除きましては17年度の秋くらいにつくった収支見通しも、大変大きな収入不足が見込まれております。

そういうことではあるんですけれども、改めて今回の収支見通しにつきまして申し上げますと、まずかいつまんで主な項目を申し上げますと、まず市税収入ですけれども、市税収入はこれまで地価の下落が続いておりまして、昨年の地価公示の状況を見ましても下落幅がまだ縮まっていないような状況でございますが、地価の下落、そして個人におきます所得の減少、そういったものを見込みますとやはりこれからも減少が続くのではないかとということで、23年度には62億5,000万円ほどを見ているんですけれども。お示ししています資料のと通りの数字になるわけでございますが。

それから地方交付税の方は、この間の財政状況が悪化している一つの大きな要因が、三位一体改革の中で交付税が減少したということでありまして、ここ三、四年くらい見ましても、交付税、臨財債を加えまして3年間くらいで5億円くらい減っているというような、そういった厳しい状況、これは人口の減少というのも含めているんですけれども、影響も出ているわけですから。そういった傾向が今後も続くというふうに見た場合には、お示したような数字になるだろうというふうに見たわけでございます。

それから、歳出の方で申し上げますと人件費については大幅な減でございますが、これは職員定数計画の現在整っている計画に基づいて職員数の減少を進めていくと、このような人件費になるということでございます。それから、繰出金につきましては各会計の担当課が今後23年

度までの会計ごとの収支見通しをつくりまして、それに必要な繰入金金の金額、一般会計でいいます繰出金の金額であります。そういったものを作成いたしましてそれを見積もった結果がこのような状況である。この中に、連結赤字額の縮小のための一定の繰り出しもせざるを得ないという状況下でありますので、一定の繰出金もこの中に見込んであるわけですが、そういったことでこの表でいいますとその他の欄になりますけれども、繰出金の増加なども見ていると。そういったことの積み上げでいきますと、このような収支見通しだったということになるということでございます。

それで、今申し上げましたのは、まずは現在の制度を前提としておりますので、新たに制度をつくるとか20年度から新たに制度化されるとか、例えば地方再生対策費とかいうようなものは当然収支見通し作成時点でわかりませんので、見込んでいないわけですが、そういった要素が入ってくる。もしくは、逆に歳出の増加要因も出てくるということがあるわけですし、今回の例えば後期医療制度の移行がどのように市町村の方の財政に影響を与えていくのか、これは1年間見ないとわかりませんが、そういったものが生じればまたそれも修正が必要なわけですが、要するにこの収支見通しにつきましては現在の制度を前提として、それからもう一つはここ四、五年くらいの税なり交付税なり扶助費なり、そういったものの動向を踏まえてということでもありますので、ここ四、五年くらいの動向というのは市町村にとって大変厳しいものがございますので、そういったことを踏まえながらの見通しですのでこのようなものになっているというふうなことが言えるんじゃないかなと思います。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 財政課長から説明はいただきましたけれども、例えば20年の予算書と合わせてちょっと比べてみました。平成20年の、前に出された財政資料とこの資料と合わせて、今度の20年の予算書の中で、そうしますとトータルで歳入合計がこの財政見通しでは177億9,700万円になっていますが、今20年に示されているのは179億円ですね。179億6,500万円1億6,800万円の差がそこで出てきているということです。

これは、先ほど言われていますように見通しなので、いろいろ変わってくるということは当然あるだろうと思うんですね。それで、歳出の方にいけば今後期高齢者の問題とかいろいろ出ていましたけれども、今予算書の中で似ている分について、ちょっとその他のところが計算しかねたからですが、そうすると大体トントンくらいになると、収支が。そういうような今の予算書との関係ですよ、当初予算との。

それは、これから補正が組まれたり何なりするかもしれませんが。プラマイの。そういうのはあるかもしれませんがけれども、私が言いたいのはだから、この財政見通しが23年度まで51億円の収支不足になるよということで、市民にいろいろ伝えて歩いているようですけれども、そういうものではないのではないかと。実際に20年の状況を見たときに変わり得るのではないかと。いうことを、私はますます強くそういう気持ちを持ったわけですが。この財政見通しについて、40億何がしの圧縮の問題とかいろいろ出ていますが、これは吉川議員がやりましたから私はきょうあえてしませんけれども、そういう点でやっぱり51億円の見通しが本当に何を根拠にしているんだというのが、依然として私はわからないというふうに思いますので、もう一度ありましたらお答え願えればと思います。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 今小野委員さん、20年度の状況に触れておられました。20年度の方についてちょっと申し上げますと、20年度の今回お出しいたしました資料の方では見通し額、これが昨年11月にお示しした数字で、それから20年度の決算見込み、これは20年度の決算見込みを入れております。これは、20年度の当初予算はお示ししているとおりの金額でございますが、各課の方からは今後基本的には当初予算は通年予算で組んでいるわけでございますけれども、今年度内に補正が必要な金額というのがありますので、それがかなりの金額になります。

内容としては、まずは連結の赤字縮小のための繰り出しというのも一定カウントしておりますし、そのほかに県事業の負担金であるとか、それから前年度の国庫補助関係の精算金であるとか、そういったものが2月補正予算に組んでいるような内容でございますけれども、そういったものが年度内に額の確定を待って計上するというものもございますので、そういったものを含めましてここに示しているような182億円というふうなことが、現時点では予想されるということの決算見込みの数字を資料の中ではお示ししているわけでございます。

その中で見ますと、いわゆる現時点の状況で見ますと、歳入で言いますとその他の欄になるんですけども、その他の欄に決算見込み51億4,800万円、増減で2億3,500万円というふうにございますが、その中で見ているのが財政調整基金の繰入金でございますが、当初予算では二千数百万円の取り崩し額で済んでいるんですけども、通年ベースで見ますとやはり財調からの繰り入れを今のところ2億5,000万円程度せざるを得ないというふうな見通しではございません。そういったこと、それから財政見通しでは臨時的な収入ということで、例えば土地売却収入等は見込んでいないわけです。確たるものではないということですね。そういったものの中

で、予算組み3,000万円落ちているとか、そういった財政見直しには見込めないような要素が歳入の中に組んでございますので、そういったことからいたしますと20年度の本来の歳入と歳出だけではやはりまだ収支は整っていないというふうに見ているわけでございます。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 この財政の問題は、やっぱり塩竈市のこれからの市政をどういうふうにしていくのかという点で重要なところであります。例えば、歳出の人件費が23年までの間に9億円減っているという、数字的には減っても51億円の収支不足だ。市役所は、どういう仕事をするんですか、こうなってしまうと。そういう問題が出てくるんですね。ですから、そういう点で私は、ぜひ必要なものは議会の中でも、当局はそういう形で財政見直しを出してきています。では、本当にこれでいいのかと。

じゃあ、市長はよく触れたくないとは思いましたがけれども、「40億円の圧縮については決まったことじゃない。それは、そういう考え方があるんだということをお示ししているんであって、これからいろいろ決まることだ」というふうに言いながら、例えば下水道料金の値上げを出してくるといふのがあるわけですね。そういう点で、非常に大事なものは、やっぱり議会もそういう点では私は特別委員会をつくってやる必要があるんでないかというふうに思っているわけですよ。この問題を含めて「財政をどうするんだ」ということで、きちん議会もと精査をするというふうに、私は予算委員会の中で強く要望しておきたいというふうに思います。それは、当局が答えることじゃないんでしょうから、ありますか。

○佐藤（英）委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 今、塩竈市の財政がまことに健全であるというふうに言ったら、議員の皆様方はどうお感じになるかということでもあります。我々も、もちろんこういう厳しい状況というのは、市民の方々には本当に大変心苦しい。しかしながら残念ながら、今塩竈市の財政が健全ですという方が、じゃあこの議場に何人おられるかということですよ。ぜひ、それはお考えいただきたい。これは、もちろん市長としての最大の責任であります。しかしながら、このことについて例えばここ1年、2年を切り出しての話じゃないわけじゃないですか。今まで、塩竈市というのは継続しているわけでもあります。

そういった中で、今こういった大変厳しい状況になる、それはだれの責任ということではないわけでもあります。今、我々こういった行政に身を置いているものが、率先して取り組むべき課題だろうということで、今考えられるさまざまなものを正直にお示ししているわけなんです。

出せば、それがおかしいじゃないかと、皆出さなくなりますよ。そうじゃないわけでありませう。大変厳しいということをおまご理解いただきながら、しかし総力戦で取り組めばこういっことが可能ではないかということをおまご申し上げてきておるわけでありませう。

それは、それぞれの評価があるでしょう。ただ、ぜひご理解をいただきたいのは、例えば先ほど来179億円の予算をお組んでおられます。市税収入、63億円でありませう。その他のことについては、例えば交付税をおてにしなきゃない、あるいは補助金をおてにしなきゃない、その他のものをおてにしての予算編成でありませう。大変、そういう厳しい中での行財政運営を、何とか今建て直そうということでお頑張っているわけでありませう。出せば、それはおかしいと言われたら、恐らく職員は出せなくなるということに、私はもちろん心配しておりませうして、おまごはそうじゃないと。やはり繰り返しておりませうして、議会とそれからおまごが情報を共有することによって、初めて将来の方向性というのがきちっと見えてくるのではないかということでありませう。

よくご理解いただきたいんですが、つい10年前でありませう。平成9年度は77億円の市税収入がありました。それが、わずか10年で63億円と言っておりましたが、それは所得税からの付けかえ部分があるわけでありませう。実質的には、もう60億円を割り込んでおるという状況でありませう。今委員から経済の長期的見通しというお話でありませう。確かにこれは、長期的な見通しに基づく財政運営でなければならぬと思っておりませう。しかしながら、おまご末端自治体は国の経済あるいは仕組み、社会動向、そういったものに振り回されながらも、必死でそういったものをおね返ししながら何とか自主自立の塩竈市の行財政を確立したいということで、今努力をさせておるわけでありませう。今後とも、さまざまな情報につきましてはいち早く議会の皆様方にご報告をさせておるいただきながら、課題の解決の方策等についてもできるだけ早くそういったものをお示しをさせておるいただきたいと思っておりませうので、ぜひご理解をよろしくお願お申上げませう。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 私は、塩竈市の財政が云々と言っているわけじゃないです。安心していると言っているわけじゃないです。収支不足を51億円を見るような大きなものを出してきて、そうであるならもっとなぜこういうふうな数字になるのか、数字だけですよ、示されているのは。それで議論はしていません。だから、そのところが問題なんです。私は、こういう資料を出すのは当局は当然ですよ、議会の方に。開き直って出さなくなるなんて、とんでもないことで

す。そういう点で、私はやっぱり議会から問題を提起しているのは何かと言ったら、本当にこの収支不足が51億円も出るんだろうかと。ところが、いろいろあらゆる点で圧縮するなら40億円くらいは圧縮できるんですよと、そのかわりそこにはもう市民の生活が一体どうなるのかとか、職員がどうなるのか、いろいろあるわけですよ。

だから、そういう問題もいろいろある、そういう中で実際にはどういう方向性がいいのかというのを、私は本来なら市当局が提案する前に議会の中にこういうような方法があるんだけど、どうなんだろうというような提起があつてしかるべきだと思うんですよ。そのことを私は言っておりますので、そういう点では塩竈市民が本当に安心して暮らせるような取り組みをどうしていくのかという点では、私は当局も私らも同じだと思っています。

そういう点で大事なのが、やっぱりそういう点では塩竈市に本当に住んでいたい、この中で今回もいっぱい意見が出ました。とにかく塩竈に住み続けてほしい、そして塩竈に移ってきて住んでほしい、そういうふうな気持ちがかかなり反映されたわけですよ。けれども、今のこういう状況の中で、住んでそしてまたしっかり営業をやって、そして税収が上がるような取り組みにやっぱり市政が回っているのかということが今問われてくるんだと思うんです。そういう中で、やっぱり大事なのが市民が離れていくことじゃない、市民がつぶれることじゃなくて、やっぱり市のいろいろな特殊性とかいろいろ市のもともと持っていたものがありますから、そういうものを生かしたりしながら塩竈のまちづくり、住みやすい状態をどうつくるかということを含めた考え方をしながら、こういうふうな考えのもとで施策を進めるような財政の状況をつくっていくべきじゃないかということで申し上げていますので、そのところはそういうことでしておきたいというふうに思います。

時間もありませんので、次の分野に移ります。扶助費の関係でちょっとお聞きしたいんですが、No.9の78ページ生活保護の扶助費の分が12億何がし出ております。よく市の説明の中でも、市税が落ち込む、税が市の歳入分が落ち込む中で、扶助費がふくらんでそれで圧迫するというのが一つの原因として出されております。それをそういうふうな見方をしているのかということがあります。そういう点で、私は扶助費の中に簡単でいいですから、主な項目で、何々が入っているか、それと金額とがわかればありがたいんですが、お聞きします。

○佐藤（英）委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 今小野委員から、市民に説明会に回ってありました資料をもとにご質問いただいているというふうに思いましたので、その辺の詳細の

部分ちょっとわかりかねる分ありますが、若干お答えさせていただきます。扶助費の部分でございますが、こちらにつきましては生活保護、それから児童扶養手当、児童手当、それから私立保育園の措置費的なものが入っているのではないかというふうに思っております。その中でも、生保の部分が約18年度で12億6,000万円という状況になってございます。

○佐藤（英）委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 扶助費というと、すぐ生活保護などという言葉で出てくるんですけども、今紹介ありましたように、生活保護や児童手当、扶養手当、私立保育園、それから障害者の方々の支援費、そういうのがいろいろ入っています。そういうのを合わせて三十何億円ですね。ですから、12億円というのは3分の1という状況だと思います。

そこで私は、塩竈市が扶助費が多いというのは、やっぱりいろいろ言われました。そういう点では、当然対応しなければならないことだというふうに思っております。きのう、会澤所長の答弁の回答の中でも、厚生労働省が大変適切に塩竈市はやっているというふうなお話があったようですけれども、なお実は最近3日の日です、厚生労働省が生活保護の行政については是正をしたということが出されております。ちょっと読み上げさせていただきます。

都道府県の担当者を集めて、社会・援護局関係主管課長会議を開いて、厚生労働省の方で2008年度の生活保護行政などの基本方針について説明した。基本方針は、生活保護行政をめぐる餓死、孤独死事件が頻発し、是正を求める全国的な運動を反映し、申請権の尊重や一方的な生活保護からの排除を戒めるものとなっています。生活保護の申請権について、生活保護法が保障すべき権利だとして、相談で申請権を侵害しないこと、扶養義務者と相談してからでないと申請を受け付けないなどの対応は申請権の侵害にあたる恐れがあり、申請費が確認された人には速やかに申請書を交付することが必要だとしています。生活保護の辞退届の取り扱いをめぐる、本人の真摯な意思に基づくものでなくてはならないとし、辞退届が出されたとしても窮迫状態に陥らないよう十分留意することが必要だとしております。自動車関係のことについても、自動車の保有の要件について公共交通機関がほとんどない地域で自動車を処分されてしまうと就労による自立を図ることが困難になったり、仕事を辞めざるを得ない場合など、保有要件を満たすことも明らかにしたと報道されております。

そういう点で、私ども何度も前からも申請書を窓口に置いてくださいというふうに言っていました。一時置いていたようですけれども、今も置いてあるかどうかだけ確認して、厚生労働省でこういう通達を出していますから、そういう指導をしていますので、ぜひ頑張ってやって

いただきたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 会澤所長。

○会澤社会福祉事務所長 まず、申請書が置いてあるかということですが、置いてございます。

ただ、ご存じのように他方他施策優先の施策でございますので、そういった他方他施策が適用できるのに生活保護を申請してしまうと、かえってその方の救済がおくれてしまうという場合がありますので、きちんと聞き取ってから申請をしていただくような形になっております。

また、きのう申し上げました厚生労働省の監査でございますけれども、そういった中では一番見られたのが辞退届について見られました。辞退届が北九州で餓死問題とかってありましたので、そういった部分でうちの方も大分検査を受けました。そういった中で、そちらの方もきちんと適切に行われているという評価でございましたので、よろしく願い申し上げます。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 次のところに移ります。教育関係で、No.9の149ページから入りますが、サマースクール12万円、これも相当いろいろな方から出されておりました。お聞きしたいのは、これをやるにあたって学校関係の方と話し合いがされているのか。これからいろいろやるということなのかもしれませんけれども、その前に県が塩釜高校を活用してサマースクールをやっていたというのは聞いていますので、その実態をつかんでいるのかどうか。それから、やっぱり学校でやるということになれば、2学期の始まる前の1週間、休みの最後の1週間ということですから、そうなる学校の方にとっていろいろ2学期の準備をしたりとか、そういう点で支障がないのかどうか、それらを含めてお答えいただきたいと思います。

時間の関係上、ちょっと質問を続けさせていただきます。それから、No.16の資料として請求しました学校の施設関係ですね。12、13ページのところなんです、修繕費関係と工事予定関係が入っております。ここでお聞きしたいのは、修繕関係それから工事予定関係のところは、今予算で組まれている分、その分でそれぞれができるのかどうかということが1点。それから、トイレの改修の関係でお願いしたいのは、例えば二中のトイレの外壁改修工事、これはちょっと今回外壁だというふうなお話がありました。時間の関係ではしよります。実は、二中は大規模トイレの改修をやってもないわけですね。だけれども、実際には排水にも問題があるということが聞かれております。したがって、このトイレの外壁改修とトイレの改修をどうするのか。

それからもう一つは、ここに出ていませんが、さっきトイレの一小の関係は阿部議員もお話

していましたので、月見とそれから三中、ここのトイレの悪臭がひどいそうです。実は杉の入小学校も悪臭が大変だったんですが、非常に頑張っていたかまして今6年生が間もなく終わろうとしているようであります。これも大体4年くらいかかったと思います、全体的にやり終えるのに。それで、さっき言った月見とそれから三中のトイレの悪臭対策をどうするのか、当然改修しなくちゃいけないと思います。

それから、もう一つ。ごめんなさい、学校の地震の対策ですね。耐震検査を含めて4校が残っているわけです。杉の入小学校や二中を含めて4校が残っているということです。これに対して全然予算がついていません。一体どういう考えでそうしているのか、お聞きしたい。

教育関係で、一応そのことをお願いしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤学校教育課長 それでは、サマースクール関係につきましてご回答申し上げます。時期的なものにつきましては、夏休みの後半1週間程度を予定しております。前半につきましては、中体連の県大会あるいは8月上旬になりますと先ほど委員からもご指摘いただきました県立高校を使つての学習支援事業がございます。小倉教育長が県の委員になりまして、いろいろ調整を図っているところでございます。その辺については承知しているところでございますし、本市の小中学校の児童生徒も数多く参加しているところでございます。

それで、後半の部分で教職員の負担云々ということでございますが、各学校やはり学力向上というのは非常に大きい課題というふうにとらえておりますので、その辺に向けまして詳しいことにつきましては今後学校関係者といろいろ話し合いを進めて、協議しながら実際に実施をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 小山総務課長。

○小山教育委員会総務課長 順次質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、資料の12、13ページの修繕工事箇所が今年度の予算でできるのかということにつきましては、当然そういった予定で予算を組んでいるところでございます。ただ、毎年度のことでございますけれども、学校の方で特に危険な状況ですとかあるいはライフラインで漏水とか漏電とかが特に発生して、優先順位がどうしても入れかえなければならないような場合には、多少入れかえるということもあると思っておりますので、その辺はあらかじめご了解いただければと思います。

それと、次の第二中学校の工事の中でトイレの外壁改修工事ということで今年度予算の予定

をしておりまして、これはトイレそのものの改修というよりは、トイレ付近が雨漏りをしているので外壁の塗装等をして雨漏りを直すというようなことの工事の内容でございます。それと、平成14年度に第二中学校ではトイレの大規模改修工事を行いまして、一定程度整備をしたところでございます。しかしながら、トイレの方の詰まりとかが起こっているというようなことで、最近ちょっと修繕等をしておりますが、その原因の一部としましては生徒の方でトイレに詰まるような物が落とされていたりとかそういったこともあってのこととございまして、それ以外の原因も業者の方と今調査しているような状況はございます。

また、ほかの学校の月見ヶ丘小学校、第三中学校のトイレの悪臭等のことをご指摘いただきました。これもいろいろたびたびトイレの方については議会等で取り上げていただいておりますので、昨年末から特に学校の方の洋式トイレの状況ですとか、あるいは詰まりとかの方を調査させていただきました。確かに、トイレのパーテーションとかドアが壊れていたり、悪臭がするとか詰まりがあつてちょっと使えないというようなことがありまして、学校なども多少ちょっと遠慮して言わなかったような部分なんかもありましたので、そういったもので簡単に直せるものについては順次昨年からことしにかけて直しはしております。ただ、抜本的に直さなければならないものにつきましては、ご指摘の学校等も含めて従来は先ほどの二中也含めまして、13年度に第三小学校、あるいは15年度に玉川中学校の大規模のトイレの改修なんかをしておりますので、そういったものは引き続きタイミングを見ながらやっていければなというふうには思っておりますが、今のところは特に第一小学校優先で今年度予算をつけてやっていきたいというふうに思っております。

最後に、耐震診断について4校まだ手がついてないんじゃないかというようなことかと思えます。これも、施政方針の方の回答の方でもさせていただいておりますけれども、20年度につきましては2億5,000万円程度の予算をちょうだいしまして、月見ヶ丘小学校と第三中学校の耐震補強工事の方をまずさせていただくと。そして、21年度以降順次耐震診断の方をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。

学校のトイレ関係は、生活の基本的なところですね。非常に環境が悪ければ落ち着いてもいられないし、そういう点でかつては13年から大規模改修というのをやった経過があったわけです。しかし、地震の関係が出てきたので、それができなくなったというのも十分承知してい

ます。

それで、二中のは大規模改修をやったのがもう今こういう状態では困りますね。ぜひ調査してほしいと思います。それから、一中の改修が終わったら、やっぱりさっき言った月見とかそれからさらに三中について、今回大規模改修じゃなくて地震の補修工事はやるわけですけども、トイレの方までは手がついていないようですが、そういったことは考えられないのかどうか。ぜひお考え願いたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、耐震関係も21年にやるって、20年で地震が出たらどうするんだというふうになっちゃうんだけど、そういう点ではやっぱりこれは予算がないからできないんだ、お金がないからということになるかもしれないけれども、ぜひそこは考えてほしいということだけ申し上げます。

最後になりますが、曾我委員が保育行政の問題で職員とパートのかかわりのところで質問しました。今基準づくりをしているというご回答を、どなたかやっていましたね。それで、要するにこの基準づくりの内容というのは、どういうものを中心にしながらやろうとしているのか、ただ基準づくりをするだけではちょっとわからないので、中身についてお聞かせ願いたいというふうに思います。以上です。

○佐藤（英）委員長 郷古総務課長。

○郷古総務課長 先ほど、曾我委員の質問にお答えした内容の中での基準づくりというところなんですけれども、曾我委員の質問の中ではパートの方が勤務年数的に1年未満、1年以上3年未満、そういった形で5年以上というそういう長期化しているところが見受けられるという中で、そういったところについてそうならないような形での基準づくりというものを今手をかけているというところがございます。

○佐藤（英）委員長 お諮りいたします。

ただいままで審査を行ってまいりました審査区分1・一般会計については、これで一応の質疑を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤（英）委員長 ご異議なしと認め、審査区分1・一般会計については一応の質疑を終了いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明6日午前10時より再開し、審査区分2・特別企業会計について

の質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤（英）委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後４時３５分　　終了

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成２０年３月５日

平成２０年度予算特別委員会委員長　　佐藤英治

平成20年3月6日（木曜日）

平成20年度予算特別委員会

（第4日目）

平成20年度予算特別委員会第4日目

平成20年3月6日（木曜日）午前10時分開会

出席委員（21名）

曾 我 ミ ヨ 委員

中 川 邦 彦 委員

小 野 絹 子 委員

吉 川 弘 委員

伊 勢 由 典 委員

佐 藤 貞 夫 委員

東海林 京 子 委員

伊 藤 博 章 委員

浅 野 敏 江 委員

小 野 幸 男 委員

嶺 岸 淳 一 委員

志 賀 直 哉 委員

佐 藤 英 治 委員

伊 藤 栄 一 委員

菊 地 進 委員

今 野 恭 一 委員

阿 部 かほる 委員

鈴 木 昭 一 委員

鎌 田 礼 二 委員

木 村 吉 雄 委員

香 取 嗣 雄 委員

欠席委員（なし）

(特別会計・企業会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
総務部長 兼危機管理監	三浦 一泰 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君
総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
会計管理者 兼会計課長	大和田 功次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼水産課長	福田 文弘 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君	総務部総務課長	郷古 正夫 君
総務部財政課長	菅原 靖彦 君	総務部税務課長	星 清輝 君
市民生活部 市民課長	澤田 克巳 君	市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊行 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏也 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	建設部 下水道事業所長	金子 信也 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信彦 君	市立病院長	伊藤 喜和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部次長 兼業務課長	伊藤 喜昭 君
市立病院事務部 医事課長	安部 弘章 君	市立病院医療福祉部 医療福祉情報企画室長	山本 邦男 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	丹野 文雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英治 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午前10時00分 開会

○佐藤（英）委員長 おはようございます。

ただいまから、平成20年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

これより審査区分2、特別会計・企業会計の審査を行います。

発言のお一人の持ち時間は、申し合わせにより答弁を含めておおむね30分以内となっておりますので、ご協力お願いいたします。

質疑に入ります。

中川邦彦委員。

○中川委員 おはようございます。

トップバッターなので緊張しておりますので、当局の明瞭なご回答をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず、特別会計なんですけれども、特別企業会計で水道会計についてまず伺いたいというふうに思います。

資料No.16の3ページと31ページについてまず伺っていきいたいというふうに思いますが、一つは水道部の組織についてであります。今度の資料によりますと、平成19年度と平成20年度の見直し案との比較ということで出ておりますが、ここで水道部の中で、浄水課を工務課に再編するというものであります。どうしてこういうふうに進めていくのか、その点のまずそこから伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部総務課長兼経営企画室長 浄水課廃止の基本的な考え方としましては、1課1係体制をなくしまして、効率的な組織体制に組織統合する考えでもって今回浄水課を廃止し、新たに工務課へ浄水係として編入しようというものでございます。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 聞けばね、簡単に統合と。一つの課を減らしていくということでもありますけれども、問題なのは、私は何であえて取り上げていくかということこれから伺いたいというふうに思いますが、まず一つは、団塊の世代の退職者がこれから予想されるわけですけれども、今、平成19年度で56人の体制でということでもありますけれども、それでは今後、退職者が予想される

というふうに思うんですが、ここ二、三年の間が相当数の、本庁もそうだと思いますけれども、全体で退職者がふえてくるとは思います、水道部ではどのくらいの方が予定されるのか、まず伺います。

○佐藤（英）委員長 尾形総務課長。

○尾形水道部総務課長兼経営企画室長 今後における定年退職者予定数の推移でございますが、今後10年間における退職予定者数は、平成20年度から28年度まで23名ということになっております。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 23名が28年度までの間に予定されるんですけれども、当局にも伺いますが、何といても数が減ればいいのかというだけの問題ではなくて、やっぱりこういう一つの現場、一つの状況の中で、若い人たちをどう育てていくのかということになってくると思うんですが、そういう面で、退職者の不補充を今後どういうふうにしていくのか。そういう若い人たちを育てていくということであれば、やっぱり一定の職員を入れていかなければ、いつまでたっても、年齢が上がっていくわけですから、若い人を育てていくということにならないと思いますので、そういう点では見通しと申しますか、対策をどういうふうにとるかとかそういうことを考えているのか伺います。

○佐藤（英）委員長 佐々木水道部長。

○佐々木水道部長 退職者不補充という方針については、今後とも当面の間、継続をしていくわけでございますけれども、そういった中での若い職員の育て方というご質問でございますが、やはり水道部独自で今職員採用はいたしておりませんので、一般との人事交流の中で、そういった部分では調整を図ると申すのを基本に考えております。よろしく申し上げます。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 やっぱり何といてもライフラインですから、災害のとき市民に安心して水の供給をすると、そういうことは言葉では簡単だというふうに思うんですが、何といても近い将来、宮城沖地震が予想されるわけですから、そういうときこそ、どういうふうに人を育てていくのかということあると思うんですね。きょう、あす起きるわけでもないですし、10年ないのかどうかということもありますが、それでもやっぱり一定の人の確保、そういう面での行政としての役割というのが大きいと思うんですね。

そういう中で、今度の災害とか、塩竈だけの問題でなくて、近隣でそういうときに、今まで

新潟のときもそうですし、登米の断水ですか、そういうときもやっぱり塩竈市の職員の方が応援に行くとか、そういうことも実際あるわけですから、なおさら塩竈でもほかとの姉妹都市を結んでいるとかそういうのがあって、やっぱりお互い助け合うということもこれから必要だと思うんですね。そういうときこそ技術者を派遣していくということが求められていくというふうに思うんですね。そういうときこそどういうふうに育てていくのかということもこれから大切ですし、やっぱり不補充の場合で、ほかとのやりとりということによっておりますけれども、専門職だと思うんですね。そういう意味で、どういうふうに技術者を育てていくのかというのが今後の課題だと思いますので、そういう点においての考え方あれば伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 佐々木水道部長。

○佐々木水道部長 確かに年々、職員数の減少というのは事業運営上どうしてもやむを得ない部分があるというふうに私ども考えております。一方では、今委員おっしゃるように、職員の専門性、あるいは技術力の確保という部分で、我々も非常に深刻な問題になっておりますが、やはりこれからは定数が少なくなる分、一人一人にスキルアップというのが非常に重要な部分だというふうに思いまして、私どもそういった部分での研修活動を非常に時間的に確保しながら、そういった部分での技術力の確保に今後とも努めていくという姿勢で臨んでおります。よろしくをお願いします。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 ありがとうございます。

次に、再編のことで伺いたいんですが、浄水場の業務というのは何ですかね。その点について、まずそこから伺います。

○佐藤（英）委員長 黒須水道部浄水課長。

○黒須浄水課長 一つは飲み水、これを安全につくるという部分でありますし、逆にそれを処理するための施設全般的にこれを保守管理していくというのが使命だと思います。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 やっぱり今、浄水課長が言ったように、飲み水を安全にどう処理してつくっていくか、どう市民に提供していくかということだと思うんですが、そういう面で、やっぱり浄水課の果たす役割というのはうんと大きいと思うんですね。先ほどは、災害とかなんかのときというのは工務の問題だというふうに思うんですけれども、やっぱり浄水というのは課長も言うところ

おり、市民にいかに安全なものを提供していくかというところにかかってくると思うんで、そういう面では浄水場の果たす役割というのが私は大きいと思うんです。

それで、次に伺いますが、浄水場も含めてですが、他の施設の安全管理、それはどのようにやられているのか。まず、いろいろ施設からでいいんですが、その点も含めて述べていただきたいと思います。

○佐藤（英）委員長 黒須水道部浄水課長。

○黒須浄水課長 まず、浄水場からの場合でありますと、常時昼間、夜間わず定期的にはテロ対策も含めまして施設内を巡回していると。その中で施設の異常を、もしくは貯蔵物の保存状況、これを随時確認している状況であります。

○佐藤（英）委員長 鈴木水道部工務課長。

○鈴木工務課長 給水区域の配水施設の安全管理なんですが、通常は月1回の点検を行っております。これは書面で「義務」というふうになっておりますし、ほかにも暴風雨あるいは地震の際に、そのたびに安全管理というか安全点検巡回を行っております。さらにですね、裏手の配水池におきましては休日を除いた毎日、点検を行っておりますし、それから各配水施設に機械設備が附属しておりますので、緊急用の発電機、緊急用の遮断弁については月2回、巡回点検を行っておりますし、それから市民清掃日の前日には施設の周囲を清掃しております。さらに隔週ごとに市内の配水池を巡回点検を行っております。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 塩竈は独自に水源を持っているわけですから、その点についてはどうですか。

○佐藤（英）委員長 黒須課長。

○黒須浄水課長 まず、水源なんですけれども、一つは水源のうちの3分の1ほどの距離を仙台市と共同導水路という部分で、ここに関しては仙台市さんの方に管理をお願いしていると。また、単独の導水管部分に関しましては、ある一定時期で巡回した形で漏水等、もしくは途中にあるバルブとか空気弁、この辺の異常、それがどうかの確認をしております。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。それで何といたっても安全管理、そういうことが重んじられると思うんですけれども、もう1点伺いますが、浄水場でいろいろ薬品なんかを使っていると思うんですけれども、そういう管理はどういうふうになっているのか、その点伺います。

○佐藤（英）委員長 黒須課長。

○黒須浄水課長 浄水場で使っている薬品としては3種類あります。一つが、原水、水源から送られてきた水の中の目に見えないようなごみを除去するためのポリ塩化ナトリウムです。あともう一つ……、申しわけございません。ポリ塩化アルミニウムです。それとあともう一つが、浄水した水、これを消毒する、昔は塩素を使っておりましたけれども、今現在は次亜塩素酸ナトリウムという薬品。それともう一つがpH調整、これは最後にできた水のpHを調整したり、もしくは原水の中で季節的に若干水質の変化があったときに浄水処理をしやすいように使用する苛性ソーダ、この3種類が使われております。これの保管管理という部分では、先ほどお話しした中で、巡回時の中でこの保存状態というものを確認している状況であります。以上です。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 今、いろいろな施設に対する安全管理というのが重んじられてきているわけですが、今言われた3種類の薬品と申しますか、そういうものは常時かぎをかけているとか、そういう徹底と申しますか、月に1回とか点検しているかですね、そういうものはどんなふうになっているのか、その点はどうか。

○佐藤（英）委員長 黒須課長。

○黒須浄水課長 これらの薬品に関しましては、薬品貯蔵室ということで、それぞれ常時ほかの人というか外部の方々が入室できない形で施錠をしている状況です。

それとあと、管理という部分では、先ほどお話しした内容で、巡回によって状況確認ということになります。以上です。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 何といっても先ほどから言われているように、安全な水をどうつくるかということと、市民に不安を与えないということが一番だと思うんですね。そういう面で、改めて私は何でこの組織の問題を考えていくかということで、浄水場のこととか他の施設のことを聞いたわけですが、そういう面では専門職というものは大事にし、育てていくということがなければ市民は安心して暮らせない部分も出てくるのではないかなと思いますので、伺いましたので、この点についてもきちっと状況を見て考えて判断していくということが、ただ数の合わせ方ではなくて、やっぱりそういう目的があるわけですから、そういう面での市としての重責もあるわけですし、その点を考えていただければというふうに思います。

それからもう1点、水道のことで伺いますが、水道施設の耐震化について伺おうと思うんですが、事前には耐震調査はしたというふうに聞いておりましたので、まず今年度は耐震

化工事はどこから始めるかですね、まず伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 鈴木水道部工務課長。

○鈴木工務課長 それでは、資料の11番の水道事業会計予算書の21ページの上の方に委託料がございます。委託料の一番下の1行目、2行目に今年度の耐震事業の予算を計上しております。

平成7年1月の阪神・淡路大震災の翌年に水道施設全般の第1次診断を行っております。その際にこの施設に関しては耐震性が低いというふうに診断されておりますことから、今後予想される地震事業ですね、躯体のクラック、あるいは躯体の管路の取り付け部の漏水ということが想定されておりますので、今回委託を発注するというところでございます。中身につきましては構造計算あるいは地質調査、ボーリング3カ所ほどですが、そのほか破壊試験、そのほか費用対効果評価業務を行うものでございます。

さらに、その結果、データに基づきまして、補強工事に要する具体的な補強箇所の数量及び工事費用の算出のため、一番下に書いてあります天の山配水池耐震実施設計業務委託を計上してございます。平成21年度分の国庫補助申請につきましては、概算要望が本年7月と本要望が11月ですので、新年度早々に発注を予定してございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。そうすると今後、次の来年度以降といいますか、その点はどこを予定しているんですか。

○佐藤（英）委員長 鈴木工務課長。

○鈴木水道部工務課長 先ほどお話ししたようにですね、総合的に判断しますと、2番目としては梅の宮配水池、1万トンを予定しております。計画では2番目ということでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思いますが、やっぱり早急にできるように、何とか処置をとっていただいて、他の施設も随時やれるようにひとつしていただければというふうに思います。

それで、次に伺いますが、土地区画整理事業、資料No.9の391ページと資料No.16の6ページから7、8ページまでについて伺います。主に資料No.16で伺いたいというふうに思いますが。

○佐藤（英）委員長 三百何ページですか。

○中川委員 資料No.16の主に6、7、8ページにかけて伺います。

全体の計画のことなんですけれども、問題なのは、今の土地区画整理事業における財政見通しについて伺いたいと思うんですが、この下段にあります平成19年度から平成23年度までの財政見通しということで、平成19年から23年までの財源の内訳は載っているんですけれども、この事業が始まったのが平成14年から18年なんですね。それでこの部分で国庫補助、地方債、一般財源も含めてですけれども、公共管理者負担の部分も含めて、全体で18年度までどのくらいかかっているのかまず伺います。

○佐藤（英）委員長 茂庭建設部次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 14年度から18年度までの財源についてのお尋ねであります。この資料番号16の7ページの表の形に従って口頭でご報告させていただきます。

国庫補助金が8億3,495万円であります。それから地方債が12億7,180万円。公共管理者負担金は全くございません。それから一般財源5,879万7,000円で、合計21億6,554万7,000円となっております。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 それから、これ以降、平成19年度から23年度までですけれども、そうすると、これを合わせると19年から23年までが23億9,400万円ですので、その前段が21億6,000万円ぐらいですか。そうすると44億円ぐらいになるんですけれども、この部分で市の持ち出しがそうすると28億円ぐらいになると思うんですが、大体そのぐらいで見ていいんですか。きちんと出ているんですね、一般財源で。

○佐藤（英）委員長 茂庭建設部次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 この国庫補助金と公共管理者負担金、これ以外がすべて市の負担ということになってございますので、おおむね合計しますと、大体66%ぐらいが市費負担ということになります。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 そうするとですね、今、問題なのは起債としてどうなのかということなんですけれども、相当市の部分で持ち出しの部分と含めて、これに全体で利子の分も含まれた部分がこの合計で見ていいんですか。

○佐藤（英）委員長 茂庭次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 16番の7ページの資料でいきますと、合計欄というのはあくまで計画事業費の合計でございまして、発行しました地方債の償還費等はこの45億6,000万円

の中には含まれてはおりません。その一つ下の段ですね。公債費と書きました欄、これがこれまで発行しました起債とこれから発行予定の部分に関する償還予定額ということでごらんをいただきたいと思います。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 時間も5分しかないので、6ページのこの図面なんですけれども、黒の部分といますか、黒っぽいのが平成21年から23年度までの事業だというふうに見ているんですけれども、ここの道路の上の部分、海側といますか、これは7.4ヘクタールの中に含まれているんですか。

○佐藤（英）委員長 茂庭次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 ここに記載しましたものがすべて7.4ヘクタールの中でございまして、道路の上の部分につきましては、これまでこの地域内あちこちに点在しておりました旧漁港施設でありますとか県の港湾道路ですね、こういったものを整理統合しましてまとめたものがこの部分ということになります。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 8ページの地図に今度かわりますが、ここのマリンゲート塩釜に行くマリンロードですね。マリンロードの接続と、ここの信号機が多分つく予定だったというふうに聞いておりますので、まずこの信号機がどういうふうになっていくのか。それからマリンロードの接続で、安心して渡れる状況をどうつくるのかというのがありますので、その点まず伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 茂庭次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 一番最初の計画では、この部分に信号機がつく予定となっておりましたが、道路の一部供用時点では信号機が見送りになっておりました。防災安全課等のご協力いただきまして、塩釜警察署さんの方から強烈に要求をしていただきまして、ことしの3月、ですから今月末までに信号設置の予定となっておりまして、一部工事に入っている段階であります。

それから、このマリンロードしおかげを真っ直ぐ抜けたところに信号機がつく予定となっておりますので、このまま歩行者動線としましては直接向かい側に渡れるという状況になるかと思っております。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 そうすると、歩行者専用の信号機という意味ですか。

○佐藤（英）委員長 茂庭次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 歩行者専用ではありませんで、普通の車両も含めた一般的な信号機となっております。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。

それで、問題なのは、仮換地の予定箇所と、今までの仮換地指定の斜線と淡い色でありますけれども、ここで残っている部分の仮換地、あと何件なのか。それから面積がどうなのか、そして金額ですね、その3点伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 茂庭次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 金額につきましては、あくまで計画上の合計事業費でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、残っております仮換地未了となっております面積は合計で5,125平方メートルということで、全体の宅地面積が4万3,348平方メートルでありましたので、これまでに88.2%が仮換地指定が終わっているということとなります。

それから、筆数でお答えをしたいと思うんですが、全体としては104筆ありまして、それでこれまでに80筆の仮換地指定が終わっております。残り24筆という状況となっております。

○佐藤（英）委員長 中川委員。

○中川委員 ここですけれども、それではこの地区に今たしかマンションを建設するとかという話聞いているんですけれども、全体でどのくらいのものが今決まっているのか一つ伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 茂庭次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 新築物件といたしましては、現在お住まいの住宅やなんかそのまま新築に移行しますので、棟数としましてはこれから23棟ほど。これまでに仮換地指定をしております建物としては36棟ありますので、36棟が補償の都度建てまいります。これまでに3棟ほどもう建築終わっておりますので、これから先、一応建主の方のご都合もありますので、計画的に進んでいくとは考えております。それからあと、空き地だったところに建った建物としましては、進出事業者の建物とそれから今回のマンションと、それから今後さらに1件を予定しております。

○佐藤（英）委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 おはようございます。

それでは、私の方からも特別会計についてご質問いたします。

まず、資料No.9からご質問いたしますが、ページ数で言いますと244ページ、魚市場事業特別会計についてまずお伺いしたいと思っております。244ページの歳入の件でお尋ねいたします。

今回、係船岸壁給水施設使用料ということで、125万5,000円の計上されておりますけれども、この根拠についてまずお尋ねいたします。

○佐藤（英）委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 この係船岸壁給水施設使用料につきましては、12月議会で条例改正させていただいた一番北側の係船岸壁で給水する船からいただく給水料でございます。昨年はかなり少ない金額だったんですけれども、今回は125万5,000円計上させていただいております。というか、若干予算説明のときにも申しましたけれども、今までここら辺の経費が諸収入という形で処理されておまして、ただ、条例上は使用料という形になっていきますので、今回組み替えさせていただきましてこのような計上をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。そうすると今までも諸収入という形で歳入はあったということで、これまでの多分実績を見積もつての金額だと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○佐藤（英）委員長 福田次長。

○福田産業部次長兼水産課長 実績に基づいて計上してございます。そしてあと改定部分も考慮して計上してございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

じゃ、次に歳出についてお尋ねしたいと思っております。

同じ中身ですけれども、248ページをお開き願ひまして、歳出の分で計上されていきますのは管理費が1億3,058万円で、市場費のすべての金額が1億3,256万円ということで、そのほぼ全体とっていいくらいの金額が管理費に投入されている状況がこの予算書から見てとれるんで

すけれども、そこでお尋ねしたいのですが、管理費という総務管理費ですね、この使い道について状況を教えていただきたいと思っております。

○佐藤（英）委員長 福田次長。

○福田産業部次長兼水産課長 総体的にここに計上されておりますのは、市場の施設を管理運営していくための経費でございます。その中には人件費、それから清掃等委託しておりますので委託料、それから電気・水道代等の光熱水費がかなり大きなものになってございます。さらに、施設、かなり老朽化しておりますので修繕料等、それから修理の工事の経費を計上してございます。そのほかに、実はあそこの土地は県の漁港用地でございますので、県から借りておりますので、県に使用料という形で借りている土地分の経費を支払っております。

それから、出ていく経費としましては、県の岸壁使用料という形で、水揚げに応じて支出している経費等が入っております。それからあと漁船対策費ということで、漁船誘致にかかわる経費は別目にしてはいますが、それも計上してございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、わかりました。

今課長の方から、漁船誘致は別枠にしていますということで、漁船対策費の方も250ページに計上されていますが、198万円と。この金額の落差、今るご説明がありましたけれども、人件費それから委託料。その委託料もおよそ3,000万円あるんですね。いろいろあると思えますけれども、私考えますと、漁船誘致ということはいわば営業、広めていくという意味で攻めの部分というか、事業の部分というふうに理解しているんですけれども、逆に言えば、管理というのは維持管理の部分だと思うんですが、そちらの方に1億円相当つぎ込まれて、岸壁の修理とかいろいろあると思えますけれども、また、借りているという部分もあると思うんですが、この落差といいますか、ちょっと驚いたんですね。その部分のバランス的なものは、もちろん多くの議員の方もこれまで見てこられたと思うんですけれども、それでいいのかどうか、ちょっと私素人なのでよくわからないので、そこら辺のお考えを教えていただきたいと思えます。

○佐藤（英）委員長 福田次長。

○福田産業部次長兼水産課長 まず、市場の施設でございますけれども、かなり広うございます。かなり老朽化しておりますので、経費がかかる状況になってございます。当然我々管理する側としましては経費の削減に努力しているわけですが、じゃ具体的にどういうことをやってきたかといいますと、まず職員の削減をしてございます。それから電気料がかなり大きいわ

けでございまして、電気料につきましては、東北電力と交渉しまして、深夜利用の新たな料金体系で数百万の減額をしております。それから老朽化しておりますので、当然いろいろなところを修繕しなければいけないんですけれども、できるだけ職員でできることは職員みずからがやるというような取り組みをしております。1億3,000万円という金額になるわけですが、何とかこれを下げて、損益分岐点の水揚げも下げて黒字が続くような形で取り組んでいっている状況でございます。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 このことについてはまた後ほど伺います。

それでもう1点、先ほど触れさせてもらったんですが、漁船対策費198万円、これは主にどのようなことに使われているのでしょうか。

○佐藤（英）委員長 福田次長。

○福田産業部次長兼水産課長 まず、優良水揚げ漁船ということで、年1回、水揚げの優良だった漁船を表彰しております。その表彰に係る経費、それは報償費等に計上しております。それから旅費につきましては、漁船誘致活動するときの旅費を22万円計上しております。それから漁船員の方々におふろに入ってもらおうということで、実は浴場を設けておりますので、そのボイラー代とかそういうような経費。それから外国人船員の方の休憩施設を借りておりますので、その賃借料、そこら辺の経費がここに計上されております。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。

それですね、2年、単年度黒字ということで、それは今回、市長の施政方針にも載っておりますし、私たちが喜んでおりますけれども、これまでさまざま市長なり歴代議長さんが各漁船誘致先に赴いて、ぜひ塩竈にということで漁船誘致されたというお話は伺っております。それで、その誘致先ですね。さまざまご要望なども塩竈市に寄せられていると伺っておりますが、その主なものはどのようなことで、そしてこれまでどのような結果を出して、また積み残しと申しますか、まだ向こうの要望にこたえられない部分をこれからどのようにしていこうとお考えなのか、その辺について伺いたいと思っております。

○佐藤（英）委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 まず、基本的に漁業者の考えておりますと申しますか、求めているのは、できるだけ高く魚を買ってほしいということでございます。例えば燃料費含

めて高騰した場合に、それをペイできるぐらい魚を高く買ってくれるのであれば塩竈に入れたという話になります。そのために我々としては、付加価値を高めるためにブランド化、それによって言ってみれば競争力が増しますので、高値で引き取ることができる状況になります。そのような動きをしました。

それから、当然安全・安心のお話が出てきていますので、市場についてできれば改築してほしいという話があります。ただ、それはなかなかできない話ですので、できるだけ安全・安心のための取り組みをしてございます。それは防鳥ネットを設置したり、一番人気がありましたのは市場のせり場といいますか、そのところに常時水が流れるような施設を整備しました。これは非常に好評でありまして、できれば水が流れているところで水揚げさせてほしいというような要望が出ております。

それから、もう一つの柱としまして、船員さんの休養施設といいますか、休憩関係について要望が出ております。廃止しましたけれども、海員会館を新しくしてきちんと休憩できるような整備をしてほしいというところがありましたけれども、それはもうかなわない話でございましたので、外国人船員さんの休憩室、それからふろ場についても少し改装させていただいて、それからあと売店があったところがあきましたので、そこを皆さんの休憩室にして利用させていただく、そのような取り組みをしてございます。我々としては、できることはできるだけやるという姿勢が船主さんたちといいますか、その方々に好感を持たれておりまして、現在のはえ縄船の水揚げ増につながっているのかなと思っていますけれども、そのほかにもいろいろ取り組まなければいけないと思いますので、やっていきたいと思っております。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当にる涙ぐましい努力をなさっていただいて、単年度黒字という結果に結びついたということがよくわかりました。

それで、今、課長の方からの船員さんの休憩室というようなお話がありまして、私たちが昨年、テレビ報道なんかで、主に外国の漁船員さん、本当に苦勞なさっているいろいろ水揚げやっていただいたことに感謝しておりますが、塩釜が日本で一番外国の漁船員さんが逃亡してしまうという、余りうれしくない記事を去年年末にかけて報道されていましたが、それらの対策というか、そういったことはどのようになっているのでしょうか。

○佐藤（英）委員長 福田次長。

○福田産業部次長兼水産課長 確かに塩釜港に入港した船舶から外国人の船員の方が逃亡とい

ますか、いなくなるという数が多いのは実態でございます。

いろいろ原因を調べてみますと、どうしても仙台に近いと。仙台に手軽に行けて、それから首都圏にも新幹線で本当に短時間で行けてしまうと。ほかの港、例えば気仙沼とかですと、新幹線の経路に乗るまでかなりの時間がかかってしまうということもあって、どうやら塩釜の方が逃げやすいというのも変ですけども、そういうような形でいなくなる外国人船員の方が多いと聞いております。

ゆゆしき事態ということでございまして、船主さんたちの組織の方で、実は年明けから監視の方を置きました。そうすることによって、いなくなる方が少なくなるのではないかと思ったんですけども、どうやらそういうのが原因ではないらしいようでございます。つまり市場から逃げるといふか、そういう形になるんじゃないかと、一たん外に出てからどうやら逃げるといふことなので、市場の問題ではない形のようにです。そうはいきましても、我々受け入れ港としましては、少なくとも市場の中だけは監視したいということで、実は市場の中にはビデオカメラが結構置いてあるんですけども、その台数をふやしまして、場内もかなり見るような状態になっています。少なくとも市場から直に逃亡するようなことがないような状況にはしています。ただ、先ほど言いましたように基本的な原因はそこになさそうですので、ちょっと我々の努力だけではこの状況は変わらないかと考えております。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 市民の方も大変不安に思っておりますし、私が住んでおります新浜町でも時々そのような状況とか、あと今パトロールがかなり頻繁に行われているということもそういったことが原因になっているのかなとも思っておりますので、ぜひ警察の方とか情報を交換しながら対策を考えていただきたいと思っております。

それで、魚市場関係の単年度黒字があったというふうなお話もあったんですけども、それではこれまで累積赤字、平成18年度の決算は終わっていますので、それまでの累積赤字はどのぐらいあって、単年度黒字の効果というのはどのぐらい及ぼしているのか、その辺、おわかりでしたら教えてください。

○佐藤（英）委員長 福田次長。

○福田産業部次長兼水産課長 18年度末で3億6,800万円ほどの累積赤字になってございます。それで、18年度は100万弱の黒字でございましたけれども、今年度につきましては126億の水揚げでございまして、黙って500万円以上の黒字が出るのかなと考えてございます。それで、

12月補正で市場の累積赤字を7年間で解消するという事で4,950万円の特別な繰入金を計上させていただいておりますので、それは7年間でございますけれども、できれば500万円といった黒字を1,000万円なりにふやしていくことによって、できるだけ早く累積赤字は解消していきたいと考えてございます。この累積赤字、昭和63年から積み上がってきた赤字でございますので、なかなか一朝一夕には解消できないのかなと考えていますので、そうはいいまして、できるだけ黒字幅を広げて、早期に累積赤字解消できるように努力していきたいと考えてございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 塩竈市を取り巻く、水産都市塩竈という私たち金看板を持っておりますので、本当に水産業が振興していただくのは、市民を含め皆さんの、私たちの願いなんです、そこで、どうなんでしょうか。年間1億3,000万円の経費をかけながら何とか水揚げをとという部分で、市当局もいろいろご努力していただいていることはよくわかったのですが、今現在ですね、このまま公設民営ということで市場を塩竈市が持つていく必要があるのかということも私も疑問に感じております。といいますのは、私たち公明党で一昨年以来ずっと各地を回っておりますけれども、たしか和歌山県の白浜漁港の方も組合方式になってはいますが、中身は株式になっています。それでさまざまな民間の手法を使いまして、本当に潤っているというのが目に見えて実感しております。さまざまところがそういったような状況、見ておりますので、どうしても公設でなければならないかということにちょっと私も疑問を感じておりますけれども、今現在、日本におきまして市が単独公設でという部分はあるのか。その辺、どのぐらいあるのかお聞かせ願いたいと思いますが。

○佐藤（英）委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 まず、市場の仕組みなんですけれども、実は開設者と実際管理運営する人ということに分けて考えていただければと思います。開設者が、市が開設しているところが日本全国かなり多い形になってございます。ただ、管理運営形態につきましては、例えば漁協が管理運営しているとか、おっしゃるように民間が管理運営しているところとか、管理運営についてはいろいろ形態があるようでございます。我々としまして、市場をそのまま市が直営で管理運営していくのがいいのかどうかについては検討するべき課題だと考えております。例えば銚子の市場は、開設者は市でございますけれども、漁業協同組合が管理運営してございます。我々的には、やはりみずから使う方々がみずから管理運営していただくという

のが理想形かなと考えてございますので、そこら辺につきましては十分に検討させていただいて、方向性決めていきたいと考えております。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、わかりました。皆さんから「いいぞ」という声が上がって、それで魚市場の問題につきましては今後の検討事項としていただきまして、次に地域支援事業についてお聞きしたいと思います。

資料No.9の356、357ページをお開き願いたいと思います。

この地域支援事業といいますのは、介護予防の一環として始まって間もない事業ですけれども、今現在、3カ所ですかね、そのような支援体制も広がっているというふうにお聞きしていますので、理解を深める意味で、簡単で結構ですので、主な事業の内容と経過についてちょっと教えていただければと思います。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 今回、予算特別委員会の資料要求ございまして、資料No.16の方で33ページお開きいただきたいんですけども、地域包括支援センター、西部地区と北部地区に2カ所増設いたしまして、平成19年9月から3カ所体制で対応させていただいております。大きな内容としましては、一番左側でございます包括的支援事業ということでございまして、地域の方々のさまざまなご相談に応じまして、こちらでできるだけの支援をしていくというような内容で相談支援、それからひとり暮らし・二人暮らしの実態調査ですとか、あるいは最近、高齢者の認知症の方もいらっしゃいまして、経済的な意味の権利擁護事業ですとか、虐待関係の、こういったご相談、それからいろいろのご家族の方のさまざまな介護のお悩みということで、ケアマネジャーさんに対しましてもいろいろな指導をしていると。そういった包括的な支援事業。

それから、介護予防でございますけれども、これは要介護になる前の状態の、なるおそれのある方に対する介護予防活動事業、こういった方々を把握いたしまして、その方々に通所型のサービスですとか、あるいは訪問しての指導、そういった対応をとらせていただいております。おかげさまをもちまして、昨年9月から3カ所体制になることによりまして、身近な地域でお気軽に相談できる体制が整ったものと考えておりまして、利用者の方にも喜ばれていると考えております。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当によくわかりました。

これですね、今課長おっしゃったように権利擁護事業とか、それから認知症高齢者見守り事業費、この認知症高齢者見守り事業というのは、具体的に教えてください。

○佐藤（英）委員長 高橋課長。

○高橋介護福祉課長 私の方で認知症のSOSネットワークシステムというのを構築しております、ご家族の方が、徘徊、場所の見当識障害に至った高齢者の方がいらっしゃる場合に、こちらの方にあらかじめ登録していただきまして、万一行方がわからないというような場合に私どもにご連絡いただきますと、私どもの方でネットワークに参加しておりますタクシー会社、警察、消防、それから放送関係機関、報道関係機関等にファクスで、こういった方が今行方がわかりませんと、そういうのを一斉送信することにしておりまして、いち早く早期に発見できるような体制を整備しているというような内容でございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それですね、これもそうですし、あともう一個、虐待問題なんかで私もかかわったことがあったんですけども、これが土曜日だったり日曜日だったり夜だったりという、いつ、どういった状況になるかわからないんですけども、そのときはどのような連絡方法があるのか。直で連絡できるシステムがあるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 高橋課長。

○高橋介護福祉課長 ただいま申し上げました地域包括支援センターの方が中心になってそういった場合の対応をすることになっておりますけれども、365日、24時間一応連絡できるような体制はとっております。一般的に申しますと、市の包括支援センターの方に連絡が参るシステムになっておりまして、利用者の方は一般的には市の代表電話の方に、土曜日、日曜日、年末年始もありますけれども、そういったときにも電話がありまして、私の方で連絡網を通じまして早期に支援できるような体制をとらせていただいております。実際問題としまして、夜間に電話、数件ございまして、夜10時ごろとか、そういうケースはございます。実際に行って「大丈夫ですか」というようなことも対応させてもらった場合もあります。以上です。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 本当に私も、そのとき土曜日の夜だったんですけども、遅い時間、本当に職員の方が一生懸命対応していただきまして、今その方たちが安心して暮らせている事例が私も実際見ておりまして、今でも感謝されております。本当に職員の方々には敬意を表する以外何物も

ありませんけれども、塩竈市も今高齢化率が25%ということで、年々歳々、在宅で介護できるかできないかと、それ以前の問題が山ほどございます。また、成年後見制度ということもうたわれておりますが、その使い方もよくわからない、そういったことがあるのもわからないということも聞いております。ぜひわかりやすい制度で、このようなことで困ったらすぐ対応できるんだということが市民の方々お一人お一人にわかっていただけるような、包括支援センターで何をしているのか、どういった対応をしてくれるのかと、まだまだ市民の方たちに普及されていないとか知られていない中身であります。これだけすばらしい、目に見えない、そしてご苦勞の多い部門でありますので、ぜひこのことを市民の方によくわかっていただけるようお願いしたいと思います。何かありましたら、ひとつ、どうぞ。

○佐藤（英）委員長 高橋課長。

○高橋介護福祉課長 包括支援センターの方にさまざまなご相談寄せられるわけでございますけれども、利用者の方本人の場合、高齢者の方本人の場合、あるいはご家族の方、あるいはお近くの地域の方から「あそこ大丈夫でしょうか」というようなご相談いただいたり、あるいは民生委員さん、あるいは逆に警察の方にご相談に行かれまして、家族内の問題で警察が介入するほどではないというような場合には、その前段としましてすぐ包括センターあるいは私どもの福祉部局の方で一度事情をお聞き取りしたりしながら、できるだけの対応させてもらっております。今後もそういったさまざまな情報を吸収できるような体制をとりたいと思いますし、包括支援センターの広報活動についても今後も充実してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変ありがとうございます。どうぞこれからも高齢者の方々も含めて安心して住み続けられる塩竈ということを、今いろいろ財政の問題でも疲弊している、また、さまざまな経済的にもこうだという部分が多く出ております。そういった意味でも、このように表には見えないけれども、しっかりと市民の安全・安心を守っている、それが塩竈にあるんだということを多くの市民の皆様にご覧に議会を通じてでも知っていただくことが大事かと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○佐藤（英）委員長 吉川 弘委員。

○吉川委員 私の方から、下水道会計について伺いたいというふうに思います。

まず初めに、下水道料金の考え方について伺いたいというふうに思います。

この間、市当局においては各町内会などに対して説明会をやられて、そのときの冊子としては財政と、それからもう一つとしては塩竈市の下水道使用料についてと、この2冊を使ってやっているというふうに思っております。この使用料についてですね、一番最後のページに出てきますけれども、その中では雨水公費ですね、税金と。それからあと汚水私費、これは使用料と。こういう負担原則のもと、一般会計から独立した下水道事業特別会計を設けていますと、このように述べているんですね。そういう中で雨水公費ですね、それから汚水私費、こういう考え方について問題はないのかどうかまず伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 お答えしたいと思います。

大変基本的なことではございますが、まず、雨水事業につきましては自然現象が主なる原因ということもありますし、それから市内に住む多くの方に恩恵を与えているということで、これは税金で賄っていくということで「雨水公費」という表現をさせていただいています。

一方、汚水につきましては、今回の説明会の中でもお話をさせていただいているところでございますが、汚水は、汚水を発生させる方が限定されるという大きな、雨水と違うところがあるかと思えます。そういった意味で、汚水につきましては一定程度浄化をして、きれいな状態にして海に戻すという形で事業がなされているわけではございますので、汚水を発生させる方が限定されるということもございまして、汚水につきましては私費、いわゆる使用料をいただいて賄っていくということでお話をさせていただいているところでございます。

なお、今回の汚水の経費に対する使用料の充当割合といいますか、それにつきましては汚水にも公の海、あるいは地域の環境をきれいにする役割があるということで、その役割の割合を公費で25%見ましょと。残りの75%につきましては、4分の3に当たりますが、75%については実際使っていただける方に使用料として賄っていただきたいと、このような考え方でございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 確かに汚水についても、特に松島湾とのかかわりで、やはり浄化するという公共的な役割があるというふうに思うんですね。そういうことと、あと25%が公費で75%が使用料と、そういうふうに言われましたけれども、ただ、そういう中で平成18年1月20日ですね、全国財政課長とそれからあと市町村の課長合同会議、ここで下水道事業繰出金に係る財政措置の変更

と、こういうふうに出ております。その中では背景として、これまでは下水道事業、これは言われるとおり雨水と汚水事業がありますけれども、これに関して雨水を全体の7割の事業、そういうふうに見立てて、それに対する7割の交付金措置をすると、そういう点で雨水に対して交付税措置をしてきたと、そういう経過があるわけですが、しかしこれが本当にそうになっているかといえ、やはり雨水分の事業の比率ですね、これは一貫して減少傾向にあると。本市の場合も、やはり雨水と汚水からすれば汚水の方が逆転していますよね。事業費で6割、あと返還でいけば7割、そういうふうに逆転しているという経過からして、国の方においてはこれがやっぱり大きな問題にしているんですね。

その結果、こういう背景のもと、18年の改正としては、これまでの雨水分に対する一般会計からの繰出金ですね、これを実態に見合った措置に見直すと。つまり、これまでの7割見て、それに7割の交付税措置、これを見直すというのは減らすということですね。それが一つと。あともう一つは汚水の方ですね。分流式下水道については、先ほど言われたとおり公共用水域の水質保全など公的な役割が大きい反面と、これが一つと。あともう一つは建設費用、これを建設する際にも大変な高額になっている、こういうことにかんがみて、新たに汚水公費分として分流式建設費に対して地方財政措置、つまり交付税措置を新たに設けると、そういう内容が18年1月20日付の合同の会議でやられて、その後3月ですね、これが徹底される、そういう条件に変化しているんですよ。ですからやっぱり先ほどの町内会で説明されている雨水公費、それから汚水は私費負担、これという考え方は、かつてはそういうことはあったかわかりませんが、やっぱり実際18年の国の新たな財政措置と考え方からすれば、現在これが的確ではないんじゃないかと思えますけれども、それについてもう一度お願いしたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 金子所長。

○金子下水道事業所長 お答えをしたいと思います。

確かに、平成18年度下水道事業繰り出し基準の見直しということで通達がありまして、我々もそれについては対応しているところでございます。例えば高資本費対策に要する経費についてということで、18年度から改正されておりますが、具体的なお話をさせていただきますと、うちの方は高資本費の対策分といたしまして、18年度では1億4,107万円を対象となっておりまして、これについては交付税の中で見込まれているということで対応させていただいておるところでございますし、それから特別措置分というのが新たにありまして、それについても

18年度といたしましては1,150万円ほどを対象として発行しているところでございます。

ただ、下水道事業の起債につきましては、いろいろな起債がありまして、そういった中で我々は一番有利なものということでこれまでも起債を行ってきたところでございますが、2点目に言いました特別措置分につきましては、供用開始から30年を超えると対象外になるというようなこともありまして、平成20年度以降につきましては該当しないというようなことも、県の方とは協議をしながらそういう回答をいただいているところでございます。

今後も起債の発行あるいは償還の圧縮については、あらゆる制度を我々としては適用させながら今後も的確な運営をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 所長言われるとおり、汚水事業に対して交付税措置がされていると。かつては本市の場合、雨水を基本にして交付税措置とは言われるものの、しかし雨水だけでなく汚水に対しても半分は交付税措置がされてきていますし、18年度の新たな見直しによっても、本市の場合、雨水には交付税が1割と、あと汚水に対しては人口の比率割合ということで4割が見られますから、合わせて5割で、これがこれまでと同じ、結局償還費に5割、半分が来るということだというふうに、そういうふうな認識だというふうに思います。

そういうことで、所長さんが言われるとおりいろいろな起債があつて、それを本市の場合もしっかりと活用して、特別措置というのは1,150万円だけで、そういう面でこれまでどおり5割の枠を精いっぱい使っていると、そういう面では認識します。

ただ、私が今問題にしているのは、使用料金に対する考え方ですね。ですから雨水公費ですね、税金。それから汚水、私費負担という、使用料金と。そうなったらそれは違うんじゃないかと、そのところを今一番問題にしているんですよ。ですから町内会の説明の資料としても、汚水事業の健全化のための今後の方策として独立採算制の非常に強い事業だと、この下水道事業。このことから受益者負担の原則に立ち、段階的に応分の負担を下水道使用者に求めるべきを考えていると、このように述べているんですね。ですからそういう面で、考え方ですね。一番大事なところですから、その辺でもう一度使用料金についての考え方、お願いしたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 内形副市長。

○内形副市長 それでは、18年度の改正概要につきまして、ここでご確認をさせていただきたいと思っております。

まず、改正の概要でございますが、建設改良費、いわゆる元利償還金に対する地方財政措置として、合流式と分流式の整備手法の区分に応じて、分流式下水道について、公共用水域の水質保全など公的な役割が大きいことにより、新たに汚水公費分として、処理区域内人口密度に応じて、密度が高い場合に公費負担を小さくし、密度が小さい場合は公費負担を引き上げて、分流式資本費に対して地方財政措置を講ずることとなっております。これは交付税で見ますということになります。現行では雨水7割、これが公費でございます。汚水が3割でしたが、今回の改正で、分流式整備では雨水1割、いわゆる公費です、処理区域内人口密度により2割から6割が適用されることになっております。本市では分流式下水道で整備しておりますので、公共下水道処理区域内人口密度が51.2となっておりますので、元利償還金の4割が適用されることになっております。4割が交付税措置されるということになります。対象となる元利償還金につきましては、雨水処理に要する費用、高資本費対策に要する費用、ただいま下水道所長が申し上げたものでございます、それと下水道事業債、特例措置分の償還に要する経費等の対象となる資本費を控除し、残りの資本費について算定されるわけでありまして、18年度の例で申しますと、本市では1,858万3,000円が対象となり、その4割、743万3,000円が繰り出しの対象経費となっております。これらにつきましては今ここで議論は深めたくございませんが、今提案されております継続審議されております下水道の改定につきましては、これらについては使用料対象経費から除いて、削除してそして提案申し上げておりますので、これら交付税で見られている分、あるいは使用料基準内繰り入れ分につきましては使用料対象経費から削除して経営健全化の改定案を提出させていただいておりますので、ここら辺はご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 今、18年度の見直しについて言われましたけれども、その見直しについては確かにそうですけれども、私が質問しているのはやっぱり考え方で、使用料金に対して雨水は公費、それから汚水は私費負担という、そのところは違うんじゃないかという、その一番の根っこのところなんですね。ですからこれまで18年の改定前は雨水に対してはとにかく交付税ね、やっぱり来るんだという考え方で、汚水に対してはそれが対象外と、そういう考え方だったと思いますけれども、実際それもそうではないというのがありますけれどもね、それが雨水公費、それから汚水私費という考え方、依然として町内会の説明会でやっている。ところが実際は言われたとおり、汚水に対しても国の方は交付税、がらっととにかく雨水・汚水、汚水を中心

にして出してきたわけですから、そして汚水の公共性、役割というのを述べているわけなので、ですからそのところもう一度回答をお願いしたいというふうに、お願いします。

○佐藤（英）委員長 金子所長。

○金子下水道事業所長 私も余り説明が上手じゃないのかもしれませんが、汚水経費については、公費を全然入れていないということはまずお話ししていないつもりでおります。なおかつですね、先ほどからお話ししています対象経費についても、本来、使用料対象経費として見込まない部分については、それは控除しているわけですね。控除した残りの部分について使用料対象経費として扱って、その25%と75%の割合で負担をお願いしたいというお話をしておりますので、汚水の経費についてはすべて使用料で賄うという考え方は従前どおりだと思います。ご理解いただきたいと思います。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 汚水ね、すべて使用料で賄うというふうには言っていないと、それは確かにそのとおりです。ただ、私がさっき言ったやっぱり雨水と汚水の考え方、そのところが一番大きな考え方の違いがあるんじゃないかというふうに思うんで、その辺を今後しっかり検討していただきたいというふうに思います。

使用料金の決め方においても、本市の場合は維持管理費全額と、それからあと償還費ですね、これに対して25%は公共で見ますよと。残りの75%は使用料で見ますよと、そういう考え方でやっているところもありますし、ただ、全国的には半分近い46%が維持管理費だけに使用料金を充てているというところもありますので、それはいろいろ自治体、自治体によってそういう違いはありますけれども、ただ、先ほど私言った雨水は公費、それから汚水は私費という考え方については、それはやはり納得できないと、そういうふうに思います。

続いて、下水道料金の適正化について伺いますけれども、国でどういう適正化という考え方を持っているのか、その辺について伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 金子所長。

○金子下水道事業所長 考え方とありますが、国の方で一定程度数字としてお示しをしているのは、20トンで使用料金3,000円以上というのを一つの目安にしております。

塩竈市におきましては、そういった意味で先ほど委員お話しのとおり、各自治体において使用料に算入する経費、ばらつきがございますが、塩竈市においては従前どおり維持管理費と償還費について使用料で賄っていくという考え方が一つ。それから残念ながら、地形的な特性だ

ったりがありまして、ほかの市町村と比べればかなり建設費に対する投資額が多いということで、そういったことで結果的に償還費もほかの市町村と比べればかなり多いというような状況にもありますし、それからもう一つは、下水道事業そのものはいわゆる先行的に投資しなければならない事業だということで、これまでは先行的に投資をしてきている内容も一つはあるかと思えます。

何度もお話をさせていただいていますが、汚水事業につきましては98.2%ほどの整備率ということで、市内にお住まいの方のうち使っている方が大部分だという部分もあるかと思えます。そういった意味で、これまで使っている方が先行投資した規模に見合わない形で使っていただいておりますので、それは使用料で賄っていただくというのがかなり高額になってしまうという状況もあって、一般繰り入れ、一般会計からの繰り出し、うちの方から言えば、繰り入れをさせていただいて賄ってきて収支の均衡をとってきているということもございます。ただ、ここに来て98.2%という方がお使いでございますので、これまで先行投資してきた分が今後もそういった意味では続くかといえば、建設事業費そのものについてはほぼ完成の域に達しておりますので、今後は維持管理に重点を置いた整備の仕方になってまいりますし、一定程度成熟した汚水事業ということもありますので、本来の使っていただいている方に一定のご負担をいただいて汚水事業を運営していきたい、このような考え方でございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 確かに地形的な問題というのはあります。それについても国の方での18年の見直し、三つのうちの二つ目として、やはり3,000円以上とか、あと建設費の高いものについては交付税をきちっと措置しますよということで、塩竈市の場合は平成19年度にそれを適用したというふうには聞いております。ただこれが30年でいって、それがもう切れるということで、20年度からはできないというのはわかっています。

そういう中で、先ほど所長が言われたとおり、国の方では月20トン使った場合は3,000円以上と、これについてその基本となるのが平成17年1月21日の全国のそういう担当者の会議でそれが出ているわけですが、その中ではやはり現在の使用料の単価ですね、これが汚水処理原価を回収できない事業、つまり赤字になっていると言われる、そういうところになりますけれども、本市もそれに入りますけれども、そういうところについては飲み水ですね、水道料、これが全国的に月20トンで3,119円になっていると。ですからそれとのかかわりからいっても、汚水について、低いところは3,000円を目指しなさいというような指導というか、そういう考

え方があるわけなんですよ。ですからそういう面でも、塩竈の場合は、これが示されたのは3,119円というのは平成15年度決算時ですけれども、そして17年1月に担当者の合同会議がやられたわけですけれども、本市の場合は平成14年の改定によってもう3,200円になっているわけですから、そういう面では国の示す基準ですね。この3,000円というのも特に建設ということで、一つの交付税措置に見られる相当の額になっている、そういう料金だというふうに思いますけれども、ですから国の示す3,000円よりも上回っている3,200円になっているわけなんです。ですからそういう面で本市の3,200円、国の考え方からしても高い、そういう3,200円についての考え方というか、どういうふうに思っているのか、その辺で伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 金子所長。

○金子下水道事業所長 国の方の言っています20トンで3,000円以上という部分はですね、あくまで私は全国平均のレベルのことなんだろうなというふうにまずは考えていますし、それからあと、何と申しますかね、今そういう意味では償還費の方も実はピークを迎えようとしています。ですから例えば償還費が何年か後ということは、今この場ではお話しはできませんが、ピークが下がっていけば当然使用料対象経費が下がっていくわけですので、そういった時点では当然きちっとした算定方法に基づいて使用料もきちっと出していくべきなんだろうなというふうに思っていますので、今後未来永劫ですね、今の単価が変わらないということは、そういった意味ではありませんので、その辺も含めてご理解いただければと、このように考えています。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 所長ですね、3,000円というのは全国平均ではと言われましたけれども、国の方では3,000円を目指しなさいということ。ですから下なんですよ。例えば全国的に下水道料金がどういう額になっているのかと。そして処理面積ですね、区域内の人口、これが5万人以上で10万人未満、これが全体として146の自治体ありますけれども、そこで月20トン使用した場合ですね、平成17年度では平均2,093円、3,000円ではないんですよ。1,000円安いですね、1,000円近く。2,093円が平均額になっております。そういう中で、高い方がどうなっているかというと、本市も含めた3,200円から3,400円未満、これが五つの自治体。それから3,400円以上というのが五つの自治体、合わせて十の自治体ですね。ですからこの十の自治体というのが、先ほどの全体の146の6.8%、わずか6.8%に入っている、相当高い金額の料金になっているという、そういうことだというふうに思うんですね。ですからそういう点ではしっかりと3,200円の料金というのは重いんじゃないかというふうには、その辺を一つ私は感じます。

それからあと、町内会への説明ですね、そういう中でいろいろ言われておりますけれども、一般会計からの繰り入れということですからけれども、しかし交付税措置ね、先ほども出ましたけれども、これが実際に出ていると思いますけれども、19年度では一般会計からどのぐらいの償還金に一般会計から充てているというその額と、それとあわせて交付税がどのぐらい見られているのか、それをお願いしたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 菅原財政課長。

○菅原財政課長 答えいたします。

19年度の交付税ということですが、交付税の方は、まだ年度の決定を見ているということではございませんけれども、見ているわけではございませんので、ちょっと算出の方法でお答えしたいと思いますけれども、償還につきましては、下水道の償還費の2分の1相当が算入されると、基準財政需要額の方に算入されるということで、平準化債等を発行していればその分が差し引かれると、そのような内容で算出されるというふうなルールになってございます。

○佐藤（英）委員長 吉川委員。

○吉川委員 具体的な数字は出ませんでしたけれども、平成18年度を見ますと、一般会計からの繰り入れは9億4,000万円と。それに対して交付税措置ですね、言われたとおりやはり2分の1ということで、それを考えますと8億5,000万円来ているんですね。ですから確かに交付税というのは何に使ってもいいようなそういうお金ではありますけれども、しかし一般会計ね、これが繰り出し、繰り出しということ言われて、交付税のことは一言も言われませんが、しかし繰り出しから差し引けばその差は9,000万円なんですよ。ですからほとんどが交付税措置で一般会計には入っているということを指摘しておきたいというふうに思います。

あと、時間なもので、最後ですね、資料としてNo.16に出していただきました起債償還の見直し、借りかえによって、これについて23年度までで4年間でどのぐらいの利子払いの軽減になるのか。あと、24年度以降はどのぐらいになるのか、その辺について伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 金子所長。

○金子下水道事業所長 答えいたします。

20年から23年までの4カ年で、下水道事業全体といたしましては3億5,470万強ほどの効果額が発生いたします。うち、汚水につきましては3億5,060万強。あと、雨水につきましては

4,900万円という形になります。24年度以降につきましては、借りかえの際の利率等がまだ決定してございませんし、なかなか難しいところがございますが、33年までの間に利子的には相当額が効果額として発生するというふうには試算してございます。

○佐藤（英）委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは、私から二、三質問をさせていただきます。

先ほど浅野委員さんからいろいろ質問がございました。ダブる点もございますので、その部分以外のところでお尋ねをしたいと思います。

資料9の242ページ、魚市場事業特別会計の点でお尋ねをしていきたいと思っております。

皆さんごらんになっておりますとおり歳入歳出、何とか一生懸命頑張っておられると。魚市場の状態も大分よくなってきているということも、大変な努力をされたその結果かなというふうに私も受けとめております。

また、魚市場関係の方は、昨年10月1日、三陸ひがしもの販売ということで、私も伺いました。大変な熱気で、一生懸命頑張っておられます。また、1月の初せりのときも、ことしこそはと、もっともっと実績を上げて塩竈市魚市場を活性化させようという意気込みを大変感じました。本当にその努力、私たち市民も受けとめて、何とか港町塩竈再生のために私たちもできることをしていきたいというふうに切に思いました。

しかし、この特別会計をちょっと拝見いたしまして、大変厳しい言い方かもしれませんが、歳出の状況を見ますと、総務管理費のための歳入という感じを受けざるを得ない。そういった面で、魚市場管理事業と申し上げた方がよろしいのでしょうか。私たちは一般市民としては、これは魚市場事業の経営であると。経営である以上、収入がなければなかなか経費も出てこない。じゃどうしたらいいのかと、こういう事態になるわけですが、なかなかその辺が、今お話を伺っていてもちょっと厳しいところがあるのかなというふうに思うんですが、今全国からのいろいろな問い合わせに対してですね、どんなことを船主さんたちが希望しているか。価格を高く買ってほしい、これは100%どこの船主さんも思うと思うんですが、そのほかにいろいろなことが出てまいりました。

さて、県内の魚市場で直営でやっているという、市が直接やっているというところは塩竈以外にあるのでしょうか。すみません、お尋ねいたします。

○佐藤（英）委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 県内の漁港、大きなもので四つございますけれども、気仙沼、石

巻、女川、すべて直営でやってございます。

○佐藤（英）委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。市場の厳しい状況というのはどこも一緒かと思えますけれども、県内の様子を見ても、先日来、志津川の魚市場も大変にぎわっているというようなことも新聞に出ておりました。本当に私たちももう一步努力をしなければならぬんだなというふうに思います。

それですね、先ほど出ましたけれども、漁船の対策費、これが今ご説明をいただきましたけれども、入った船の方にいろいろな記念品を差し上げるとかいろいろなことを、本当にこれもまた温かいおもてなしの意味かなと思うんですが、大体塩竈の市場というものをよく考えてみますと、物理的なものがあるんですね。それは今、非常に思いますけれども、入り口が狭いというのは漁船は余り響かないということを私ちょっとお聞きいたしました。ですけれども、今のように燃料が高騰しておりますと、入り口から市場までの距離というのは非常に塩竈の場合奥深いわけですね。そういった燃料費がかかるという部分、それと時間のロスが多少あるということ。反面、台風のとかなんかは塩竈の市場は安全だということで、そういう安全・安心の部分では大変売りになると思うんですけれども、価格の問題ですね。

実は収入の部の繰入金というお金が4,000万円近くあるんですけれども、これも一応市場の総務管理費の方に充てられてしまうような状況に見受けられるんですが、気仙沼魚市場が、大分前ですけれども、何とか日本一になりたい。塩竈はマグロの日本一だと。気仙沼は何かで日本一になりたい、それを目指したのがサンマだったんですね。サンマ水揚げ日本一という気仙沼はPR一生懸命努力されて、そのときの話を私は船関係の方から伺っております。どういうことをしたのか。市長さん初め号令をかけて、長靴がけで、とにかく一円でも高く買いなさい、それを号令したということを私は直接お聞きしました。そのときすごく感激したんです。私全然素人でわからなかったんですが、その思いですね、港にかける思いというのがすごくそこにあったなど。そして船が入ってきたら、家族の方が泊まる場所、それこそすべての面で対応できるような窓口をつくって、ほとんど世話をしなさいということで本当に温かい気持ちで受け入れた。

塩竈でも、今お話を伺いますと、本当にいろいろな部分で取り組みをされている。入ってきた漁船員さんたちの休憩所なり、いろいろな手当をしているということで、私もすごくうれしく思いましたけれども、水揚げ価格を引き上げてあげる、これは一番だと思うんですね。一円

でも高くというのは本当に漁船員の方、あるいは船主さんの方にすれば当然のことです。繰入金、市の方で何とか市場の再生、水揚げの増を図りたいと思うのであれば、思い切った施策としてそういったこともやってみてよろしいんじゃないか。どこからか予算が出ないでしょうか。何とかですね、船が1艘入りますと、まずもろもろの食糧、燃料、積み込んでいただける。まちも活性化する、そういったことで1隻から300万円ぐらいの収入が上がるとさえ言われております。本当に塩竈再生のためにはとにかく船が入ってほしい。そのために投資をする、そのぐらいの予算の編成であってほしい。この対策費を見ますと余りにも寂しい。もう本当に、ちょっと気になりましたのが、ここにあります需用費なんですね。総務管理費の中にも需用費があります。そして対策費の中にも需用費があります。この中で消耗品費とか印刷製本費、これは対策費としては必要かなと思うんですが、そのほかの燃料費とか光熱費というのはどういう部分で対策費に入っているのかなというふうに思いましたので、その辺伺いたいと思います。

○佐藤（英）委員長 福田次長。

○福田産業部次長兼水産課長 まず、漁船誘致は非常に大事なことでございます。そのために市長みずから横浜に出向いたりとかいろいろな取り組みをしていただいております。

我々としましても、できるだけ高く買っていただくということは、業界の方々中心に頑張っているところがございます。ただし、何と申しますか、買い方がきちんと評価して買っていただかないと、言ってみれば高値で落とした人が赤字ぶってしまうということになりますので、そこら辺は当然経済行為の中で頑張っていただければと思っております。

それから、そういう中で繰入金については実は管理運営費の30%、それから公債費の元金の50%については繰り入れすることができると、これはできる規定でございまして、実は先ほど累積赤字が出ましたよというお話の中では、繰入金を出さないで赤字のまま、言ってみればほったらかしにしたみたいところで赤字が発生し、それが累積していた結果の累積赤字でございまして。少なくとも繰入金のルール分については何とかその中で運営していきまして黒字を出して、できれば累積赤字がなかった場合は黒字を、実は漁港整備基金という基金がございまして、そこに積み込んでいろいろな改修事業に充当していきたいということを考えてございまして。

それで、漁船対策費、漁船誘致の消耗品ということなんですけれども、これは当然水揚げ優良漁船に表彰状等をお配りしますので、そこら辺の経費でございまして。それから印刷製本費は

表彰状等を印刷するためのお金、それから燃料費と光熱水費につきましては、先ほども申しましたけれども、市場の中にお風呂、浴場があるわけなんですよ。それはボイラーでたいておりますので、そのための燃料費です。それから光熱水費は、浴場とか待合室、休憩室の電気料になってございますので、そのような内容になってございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。それで別会計になっているんですね。承知いたしました。

ところでですね、今お話いろいろ伺いましたけれども、会計というのは、繰り入れとかそういうのをなくして、収支を見て初めて黒字とかあるいは赤字とかというふうに眺めているものなんですね。

それから、先ほど気仙沼市のことを例に出しましたけれども、市そのものが取り組んだ部分というのは、高く買いなさいというのは業者さんたちが努力しなさいではなかったんですね。高く買った部分の、それは市が努力して補てんしましょうという部分で応援したんですね、ある部分で。私はそういうことも必要だろうと。管理費の部分で、こうやって使っているのであれば、むしろそういうお金をもっと生かしてほしいと。そして本当に市民としては、再生のためにかけたお金はいいんですね。ですけれども、それが返ってくるかどうかです、はっきり申し上げて。ただつぎ込むのでは、これは困ります、すべて。これは市場原理です。ですからつぎ込んだものが例えば1.5倍になって、あるいはあるときは2倍になって返ってくるのであれば、それは市民が納得するわけです。これからのいろいろな市の運営もですね、こういったことが求められてきている時代になったということなんですね。今までのように、ただそれを繰り返していけばいいということではなくて、こういう本当に厳しい、本当に危ないんじゃないかと市民の皆さんが戦々恐々と、けさもちょっとテレビをつけましたら、夕張1年目ということが出ていましたけれども、ああいうニュースを聞かされますと、本当に市民の皆さん、心配しているわけですね。港を再生するための方策として、思い切ったそういう施策をとらなければなかなか漁船が入ってきてくださるような部分が見えないということ。

それから、市長さん、本当にご苦労さまです。一生懸命いろいろなところに出向いていかれて漁船誘致というのをやっていらして、それもまた大事なことで、直接伺って熱意を示して、何とか塩竈にという、そういうこともとても大事ですので、今後ともにそれはお願いしたいというふうに思っております。

とにかく漁船の皆さんたちに委員の皆さんたちで聞きますと、やっぱり入ったときに楽しめ

るところ、ゆっくり休めて、おふろはもちろんですね、大きなおふろ欲しいですね。それから楽しめるところ。やっぱり陸に上がって楽しめる場所。それから大事なところは実は役所ですね、海運局とかが塩竈はなくなってしまいました。しかしこういったことも本当は港においては貴重な役所なんですね、いろいろな検査を受けるとか。それから病院ですね。掖済会もなくなってしまったとか、海員会館もなくなってしまった。塩竈の場合は全部マイナス要因が重なってしまったという部分で、これはもう言ってもせんないことでございますので、まず私たちは今、塩竈市はゼロからだ、ゼロから出発なんだと。マイナス部分もありますけれども、後ろ向きになってはいけないというふうに私思いますので、前向きに、とにかく議会も、それから行政の方も一緒に前向きな取り組みというのか必要かと思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に介護保険事業のことでちょっとお尋ねをいたします。357ページですね。

介護地域支援事業というの、本当に塩竈は進んでいる、県内でも大変一生懸命やっておりますということ、私も本当にその辺は思ひます。その中で介護予防事業費、それからその中で、申しわけございません特定高齢者把握事業というのがありますが、これはどういう内容なのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 357ページの事業内訳欄の一番上の特定高齢者把握事業1,814万1,000円でございますけれども、これは昨年まで、住民健診時に合わせまして、65歳以上の方に生活機能に関する機能評価を行っていただきまして、介護状態になるおそれのある方を事前に発見すると。それでその後の予防活動につなげてまいるという事業でございます、今年度から特定健診という形に、住民健診が特定健診にかわりますが、65歳以上の方に関する生活機能評価につきましても本年度から介護事業の中の地域支援事業の中で行うということになりまして、今般、新規で計上させていただいておるところでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。本当にこの部分で予防ができ、そして早い時期でのお手当てができれば、本当に元気で一生懸命過ごしていただける塩竈でそういったまちづくりがなされるかと思ひます。

次に、家族介護支援事業、360ページですね。ここに家族介護支援事業費として191万2,000円という金額が出ておりますが、これはご家族に対してどのような支援を行っているのか、お

聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 高橋課長。

○高橋介護福祉課長 介護なさっているご家族の方への支援といたしまして、一つは認知症のご家族の方、やはり孤立しがちで、いろいろなお悩みがあると思いますので、そういった方々に講師の方をお招きしまして、いろいろな悩みを相談していただいたり、介護家族間の交流を図っていただくというような、そういった介護予防、家族介護の教室ですとか、あるいは先ほど浅野委員さんにもお答えしましたけれども、認知症の方のSOSのネットワーク、認知症高齢者見守り事業も行っております。そのほか非課税の方に限定になりますけれども、紙おむつの支給事業ですとか、あるいは……、失礼いたしました。そういった事業を行っているところで、失礼しました。

○佐藤（英）委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

なぜこの家族介護ということで今お聞きしたかと申しますと、大変な高齢化時代が間もなくやってまいります。塩竈市内のあちこちにも、近隣にもたくさん介護施設ができておりますけれども、本当に限られた人数ですね、収容できるのは。そうしますと、将来的には絶対に施設が足りない。また、徐々に、住みなれた家で一生過ごしたいという思いの方も大分出てきていらっしゃる。一つの時代の流れで、いろいろなニーズがあると思いますけれども、将来的には絶対に家庭介護という方に移行するんじゃないかと、そういった状態にまた戻るんじゃないかというふうに私は見ております。そういったときに、家族が介護する場合に、どのような形にしろ、施設に入った方と同じようにですね、大切に家族の方を後方から支援していくような、こういう施策というものがこれから非常に重要な部分を占めるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひこれからもこういったことを探っていただいて、そして安心して塩竈に住める、生涯ここで住みたいというような、一生を送りたいという、そういうまちづくりになりますように。

以上、時間がちょっと早いですけれども、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤（英）委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○中川副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

鎌田委員。

○鎌田委員 私は、今回の質問としましては、一般財源からの繰越金が多い、なおかつ会計の金額が、予算金額の多い市立病院を中心に質問をさせていただきます。

まずは、資料No.10番と16番、7番を使いまして進みたいと思います。7番は説明なんですけれども。

じゃ、6ページになりますが、ここで、一般会計の方でも質問をさせていただきましたが、繰出金ですね、こちらで言えば繰入金という呼び名になるんでしょうか。4億4,000万円とつてあるわけですけれども、改革プランの作成として2,000万円入っているわけですが、その他の部分といいますか、それを引いた部分として4億2,000万円が繰入金になっていると。市長の施政方針にあります。委員会を設置してこれを改革するというので取り組みますということ。力強く書かれているわけですが、繰越金も繰入金も含めてあるということ自体が、私はこの改革プランにかかる意気込みですね、本物なのかと、確かなのかというふうに思うわけです。そんなわけで、これに対する市長の見解をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○中川副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 4億2,000万円プラス今回は2,000万円ではありますが、繰出金についてお答えします。

17年から19年の再生緊急プランに取り組む際に、基準内繰り出しが2億9,000万円であります。それに対しまして、基準内といたしまして1億3,000万円をお認めいただきまして、4億2,000万円の繰出金の中で病院の経営健全化を図るというような取り組みをさせていただいてまいりました。内容等については後ほど担当部長から、その内訳等についてご説明をいたさせていただきますが、こういう形で何とか単年度の収支均衡を図らせていただきたいというような予算案になっているところであります。

担当部長から、詳細ご説明をいたさせます。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 お答えいたします。

病院会計に対する繰入金につきましては、平成17年度に再生緊急プランを作成した時点で、

いわゆる国で言うております総務省基準の繰入金分と、それから塩竈市として独自の医療政策を展開するための基準外の繰り出しということで分けてお認めいただいているという内容でございます。具体的には、例えば総務省基準に基づきます繰入金といたしましては、救急医療の確保に要する経費、それからリハビリテーション、高度医療に要する経費等々合わせまして先ほど市長が申しあげましたような金額になってございます。

一方、塩竈市といたしまして独自に展開してございます政策医療というものとして、例えば療養病棟の建築費用、それから在宅医療、訪問看護に対します市民の要望はかなり高いということもございまして、これらを含めて政策医療として推進すべき事業ということで位置づけられておまして、この部分を基準外という形で繰り入れしていただいているという状況で、合わせて4億2,000万円。今回はプラス2,000万円を病院改革プラン作成ということで、基準内の繰入金というふうに位置づけられて予算措置されているという状況でございます。以上でございます。

○中川副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。でも、改革プランをつくって、今から審議して改革するというその意気込みから考えると、繰出金をなしに進めるといいますか、そういう意気込みが私は必要じゃないかなというふうに思っているわけですが、その辺は無理なんですか。

それで、この改革プランについて、過日の質疑でも若干は回答あったわけですが、これについてもうちちょっと細かく知りたいというふうに思います。例えば構成人員とか開催時期、それから方向性としてどういう方向で考えているのか。これについては少しでも緊急に早急に招集をして開いて、めどをつけて、少しでもそれに向けて力を傾注して進めないといけないというふうに私は思うわけですが、その辺のプランについてはいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 まず、繰出金についての考え方でございます。国の方では、先ほど申しあげましたように総務省の基準内繰り出し、これはどうしても民間病院として展開した場合に不良、いわゆる収支が整わないであろうと、そういう事業に対しては税金を投入しても構わないんですよというふうな基準が示されておりまして、その分につきまして、当初で予算計上されているということで、この分につきましては改革プランとは特に直接は関係ないというふうにご考えてございます。あくまでも今の救急事業等を病院事業として展開するために必要な繰

入金というふうには認識しているところでございます。

それから、改革プランの具体的な内容につきまして、それからスケジュール、今後の方向性というふうなご質問でございました。

改革プランにつきましては、現在メンバーの選定を行っているところでございます。できれば4月ぐらいに第1回の検討委員会を開催したいというふうに考えてございます。遅くとも今年いっぱいぐらいには答申を取りまとめて県と国の方に申請したいというふうに考えてございます。

なお、メンバーにつきましては、施政方針に対する質問で市長からも申しあげましたように、病院経営に知見を有する、例えば学識経験者として東北大学の教授とか、それから塩釜保健所長とか、それから地域医療を代表いたしまして塩釜医師会、それから宮城県の関連部局、そして塩竈市、行政の方の代表、それから市民の代表の皆様といたしまして市会議員の皆様の方からもご参加をいただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中川副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

改革プラン、やはり塩竈としては、市立病院を改革してお金を生むといえますか、今まで累積赤字がありますので、それを返して、なおかつ市民に貢献するというような、そういう病院になっていただきたいというふうに思いますし、この改革プランについては期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

それからですね、病院経営にとっては、もちろん内容的なものもあるわけですが、お客さんといえますか患者さんが来ないといけないと。患者さんが来るということは、不健康になれということではないわけですが、そういった患者さんが少しでも集まる方向性を出すことが一番私は肝要だろうというふうに思うんですが、昨日ですね、同じ会派の先輩議員から話があったんですが、がんの早期診断のPETがあります、私、ちょっと知っている限りでは2カ所かそんなものしか県内ではないのかなと思うんですが、今死亡率が一番高い要因としてがんがありますし、その早期診断として例えば市立病院にPETを導入すれば、そういった診断の数がかなり大幅にふえるんだろうというふうにも思ったりもしますが、県内でのPETの実態と、なおかつ購入するのであればどのぐらいかかるものなのか、その辺。それからPET導入に当たっての見解といえますか、それは素人考えでおかしいよというのであっても構いません。そういった見解をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○中川副委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 ただいまのご質問にありましたPETの件でございますが、PETは今宮城県内に、仙台市に大学病院が1カ所ございまして、それから仙台厚生病院、それから厚生仙台クリニック、それからもう1カ所、最近できました仙台市立病院の向かいにあります、それ1カ所。それから岩沼の南東北病院に1カ所ございます。現在、保険の適用も限られておるというのもございまして、人間ドッグ等に組み合わせて行っている施設もございまして、十数万とかかなり費用もかかって、ドッグ等をやっている施設もございまして。

PETの導入は確かに、PETをやることによってある程度の大きさの悪性のものが見つかるということはあるんですが、設備的なもの、億単位かかってくる。1億、2億じゃちょっとできない。具体的な数字は今把握していませんが、およそ聞いているところでは、やはりかなりの費用を要しますし、あるいはランニングも非常にかかってくるので、簡単にPETすぐどうのこうのというのは考えられませんが、もちろんそういうものがあれば望ましいとは思いますが。以上です。

○中川副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ペットで犬やら猫を飼うわけにはいかないと。それとはちょっと違うわけですね。わかりました。

私は、そういった導入で、二市三町ないしは石巻なんかも含めて、そういった人たちが訪れるような設備があれば、それが契機になって市立病院もかなり元気になるんじゃないかなと、本当に素人考えであるわけですけども、PETに限らず何かいいものがあれば考えていただきたいというふうに思います。

それから、昨年7月9日だったと思うんですが、東京で「医師はなぜ去るのか」というセミナーがありまして、私参加させていただきました。前半はそのタイトルのおりでありましたが、後半については公立病院の再生についての話がほとんどでありまして、特に感激したのは、香川県の坂出市の市立病院の再生について語られた話が興味深いんですが、やはり議会の方でも病院をつぶそうというふうに、もう決まろうという瞬間に赴任した方が方向性を決めて、そして再生させたという話なんですけど、その折には、もう働いている人たちやら何やら、みんな賃金カットを受けて大変な事態であったわけですが、働いている人たち皆さんの意識革命で再生させたということで、そういった話でありました。

そこだけじゃなくて、その方は請われて徳島やらどこか、3カ所か4カ所の公立病院を再生

化しているわけですが、事務長さんもセミナーに参加されたということで、それについての感想ないしは、あとはそれ以降の病院に何らかの形で生かしているんじゃないかなというふうに私は思うわけですが、9月の議会でも質問させていただきましたし、その辺の経緯についてちょっとお聞きしたいと思います。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 私も東京で鎌田委員さん、それから今野副議長さんとお会いしまして、本当にびっくりしたところがございますが、坂出市民病院の改革ということで、我々も研修会を聞く前にいろいろ本なんかで坂出病院の取り組みを参考にさせていただきました。

一つは、非常に印象に残ったのが、病棟につきましてはやはり常勤の看護師でなくてはいけないと。ただし外来については必ずしも常勤の看護師は必要ないのではないかとということで、非常勤看護師に全部切りかえまして、そこで人件費の圧縮を図ったというふうなケースもございまして、それらを参考にしながら平成17年度、市立病院では看護師等を対象に早期退職の募集を行いまして、一定程度の看護師が常勤から非常勤に切りかえているというふうな取り組みをいたしております。

それから、坂出病院では、院長先生がいらしたときに、今までの大学からの派遣先を全部変えまして、いろいろそういう関連がありまして、ほかの大学の方から改めてドクターを招聘したと。そのことよっての先生方の意識改革、そして改めて病院経営に対する意識の徹底を図ったというふうな話も聞いてございます。

我々もなかなか、院長先生も含めて今東北大学の方から派遣いただいているんですが、大学をかえてまでというふうな状況には至ってございませんが、その都度、市立病院の経営状況等を教授の方にお話し申し上げ、結果といたしまして、ことしも第三内科の方からお一人、第一外科の方からもう一人というふうな、市立病院の取り組みに対して一定程度の評価をいただきまして、医師を派遣していただくことが内定してございます。

それから、やっぱり勤務医の勤務環境というふうなものは一定程度整えていかななくてはいけないだろうという院長先生のお考えを踏まえまして、昨年9月から、当直をした翌日の午後からは、勤務に差し支えない限り、職専免として休めるような勤務体制をとってございまして、極力先生方の勤務のご負担というふうなものを軽減してまいろうというふうに考えているところでございます。そして今まで取り組んできているという実績もございます。以上でございます。

○中川副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。セミナーの前半は「医師はなぜ去るのか」ということで、宿直やら働きの関連の勤務の形態やらが主体でして、事務部長さんが言われたとおりで、それは生かされているということですからいいなというふうに思いますが、後半での坂出のあれについては、その件については全部、ほとんどの話が意識革命だというふうに私はとらえてきました。それは何なのかというと、やはり私たち医師が、それから私たち看護師がやらないといけないという、自分たちでやるんだという、自分たちのことは自分たちでやるんだと。自分たちの収入といいますか稼ぎといいますか、それで賄うんだというような意識もありましたし、市の市立病院が周りの病院関係のあれをリードするんだというリーダー的な役割といいますか、そういった自覚、意識革命が主体だったんですね。ですからそれをどういうふうに生かされているか、それを市立病院に当てはめた場合どうなのかということをお聞きしたかったんですね、一つは。次回それをお願いしたいと思います。

それからですね、資料の16番ですか、ついでにこちらの方にも話を移らせていただきますが31ページ、職員の関係の内訳の資料です。平成19年度については143名と、市立病院については。その下に臨時職員、それから非常勤嘱託ですか、それからパート職員とありますが、これは合計すると大体60名ぐらいですよ。そうすると、これを合算しますと3人に1人ぐらいは非常勤のパートやら嘱託やらという人たちだということになっているわけですが、この辺のすみ分けといいますか、使い分けといいますか、その辺はどうなっているのかお聞きしたいというふうに思います。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 病院の事業を展開する上におきまして、やはり常勤の職員につきましては主要な部署、部署で責任を持って仕事をしていただくというふうなことで配置してございます。

なお、パート・臨時職員につきましては、あくまでも非常勤的な仕事を中心に行ってもらおうということで、できる限りコストの縮減を図っていくという方針のもとにそういう体制をとってございます。先ほど申し上げましたように、1階の外来病棟につきましてはそういう方針のもとに臨時の看護師ということで対応しているという状況でございます。以上です。

○中川副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 市立病院の意識改革といいますか、それについてはお聞きできなかったんですが、

それは次回にお願いしたいと思います。

その他として、ちょっと細々したやつをお聞きしたいというふうに思います。

資料の10番の13ページ、この流動資産の中の未収金とありますけれども、結構な金額なんです、この内容を教えていただきたいと思います。

○中川副委員長 伊藤市立病院業務課長。

○伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 資料10番の13ページ、未収金として3億4,800万円ほどが記載されてございます。これはいわゆる診療報酬でございます、毎月診療したものについては診療報酬として入ってくるわけでありますが、その2月、3月分といいますと、これは年度を超えて4月、5月に入ってます。その部分が年度で切りますと未収金という形でこういうふうに計上されますけれども、これは当然4月、5月に入ってくるという内容になります。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 職員の意識改革というふうなことでご質問いただきました。

この前、あるドクターとお話をしたところですね、そのドクターの方から、やはり心を込めて仕事をして、仕事で学んで、仕事で感動して、仕事で自信を深めていく、そんな医療を提供したいというふうなことをおっしゃっておりました。素晴らしいことで、我々もそれを見習って頑張っていきたいと思います。以上です。

○中川副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、未収金についてはわかりました。これは病院にかかって全然払っていないとか、払うつもりもないという金額がこれだけたまっているのかな、たまるのかなという、そういうことではないわけですね。わかりました。どうもありがとうございます。

それから意識革命については、やはりお金かかるわけでもないし、意識の問題ですから、これはもう続けて、深めていただきたいなというふうに私は思います。

それから細々したもので、資料No.10番ですけれども、19ページ、ここの勤勉手当ってあるんですが、この額から見ると結構この中では内訳的には多いわけですけれども、この勤勉手当についてちょっとお聞きしたいと思います。これ、どういった、私、一般のサラリーマンをやっていたので、勤勉手当というのはないんですね。何か遅刻とか欠勤とかあれば給料からお金を引かれちゃうということはあるわけですけれども、特別、会社のために一生懸命やったって何もない、普通の給料だけなんです、勤勉手当の内容ですね、これをちょっとお聞きした

いと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤（英）委員長 伊藤事務部次長。

○伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 手当の部分でございます。給与といたしましては、基本的な毎月の給料とそれからいわゆる民間で言うボーナスという部分がございます。これが公務員の制度で言いますと期末勤勉手当と言われるものでありまして、これは国家公務員と全く同じものでございます。期末勤勉とか分かれてはおりますけれども、それぞれ率が決まっております。勤勉手当については一定程度、勤務成績によるということになりますが、例えば欠勤がひどいとか、そういったところには減額されますけれども、基本的には期末勤勉というふうに一括で支給されております。

○中川副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、一般の会社であればボーナスとして解釈をすればよろしいわけでしょうか。

それから、次のページ、ちょっとまた細々しているんですけども、ここの右側の2番目ですか、電話交換業務委託料。普通、最近、交換手って余り置かずに、ダイレクト的な電話が多いんですけども、これはどうして委託をしているのか。私は必要ないんじゃないかなというふうに思ったりもするわけですが、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、ずっと来まして改革プラン業務委託とありますけれども、今回の病院の改革プランで2,000万円をとって今からやろうというこの改革プランの絡み、これはこれと何か一致するところがあるのでしょうか。ちょっとよくわからないので、お聞きしたいと思います。

それから、ずっと次の次に行きますと医療業務委託料。これは医療業務を委託しているって、お医者さんが違うお医者さんに委託しているとか、私は全然中身はわからないんですけども、この医事ですか、医事業務ですか。これをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。これは結構な金額ですね。

それから、その次の段の給与計算業務委託料と。これは自分たちの給料をほかの業者やら何ならに委託しているというのはまず私は考えられない話なんですけれども、例えば……、例えばを言っちゃうと長いので、申し上げます。

○中川副委員長 伊藤事務部次長。

○伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 まず、電話交換業務の委託料であります。これは病院の代表電話にかけていただきますと最初に出てくるオペレーターであります。今、一般の民間

の企業あるいは県などでもダイレクトインといいまして、直接かけたい人が直通でそれぞれの場所に行くということがかなり普及してきているわけでありますが、ただ、市立病院に電話をかけてこられる方は、どこの部署にかけたらいいかかわからないということがかなり多くございます。この電話交換業務というのは、その第一段階としてのいろいろな相談とか振り分け、そういうのもをお願いしているわけですので、なかなか全部を直通で処理するというわけにはいかないかと考えております。

二つ目の改革プラン業務委託、これは今お話ありました2,000万円の改革プラン策定費用のうちの一部でございます。そして改革プランの中でも、特にどういった病院としてこれから経営形態がいいのかなどの業務を委託で専門の業者の方の知恵もかりようという意味での500万円の委託料を計上してございます。

このほかに2,000万円の内訳としましては、それに専任にかかっている職員の2名分の人件費、これが1,400万円ほど、さらには専門的な知見を有する方のご意見をいただくための委員会を設置しますので、そのための報酬として100万円ほどを考えてございます。

三つ目としまして、医事業務委託、これはいわゆる窓口業務でございます。これは本来の正規職員がやってももちろん業務的にはよろしいんですが、これを全部委託をして人件費を引き下げている。さらには医事のレセプトの請求業務も請け負ってもらっておりますので、そういった専門的なところは業者をお願いをするという形で、かなりの金額であります、相当の人数が受付のところに入っております。あれが全部これでございます。

四つ目としまして給与計算業務、これは市立病院の職員の給与だけではありません、全体の職員の給与計算、これを委託しております。その部分の市立病院分のいわゆる分担と申しますか、がこれでございます。ですから給与計算業務そのものは市職員全体としてお願いしているという内容になります。

○中川副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 最後の給料については、ちょっとあれなんです、そうすると市の職員も含めて病院で働いている全員の計算をそこでやられているということですか。私、いや、まだ質問中なんですけれども。

○中川副委員長 郷古総務課長、ちょっと今ので。

○鎌田委員 その内容をお聞きしたいと思います。

それからもう1点ですが、左のページの手当の方に戻らせていただきますが、特殊勤務手

当ってありますけれども、どういった人たちがこの特殊勤務に当たって、どういった人たちがこの手当をいただいているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○中川副委員長 郷古総務課長。

○郷古総務部総務課長 私の方から、給与の電算業務委託についてお答えさせていただきたいと思います。

この委託につきましては、塩竈市全体で一本で委託をしております。それでその部分、あと会計部分につきましては、例えば水道会計とかあと病院会計につきましてはその人数によって負担金をいただいているというような形になっております。

○中川副委員長 伊藤事務部次長。

○伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 特勤手当へのご質問でございます。特殊勤務手当、これは市立病院に勤務する各職員の中でも特に、国家公務員と同様でありまして、特殊な勤務に従事した場合にその部分に応じて出されるというものでございまして、例えば看護師の中でも病棟の夜勤に当たっている場合、これは夜勤手当というのがその部分の時間数に応じてつきます。あるいは在宅などで待機に当たっている職員の看護待機手当などがこの特勤手当の内容になります。これは国家公務員に全く準じた形で今整理しておりますので、国家公務員と同様の手当を出しているということになります。

○中川副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、給料計算については市全体で委託をしているということなんでしょうか。そういうふうには私はとらえましたが、何ですか、普通であれば自分のところの給料の計算をほかにはまず頼まないなというふうには私は思いました。

時間ですので質疑を終わらせていただきますけれども、この市立病院の改革プラン、期待をしておりますので、ひとつ成果を上げられるようなものをつくり上げていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。これで終わります。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 私からも、同じく市立病院のことについてのみ質問したいというふうに思います。

大分鎌田さんの方からも詳しくいろいろご質問があったと思いますが、あとの方はほっと一息と、お休みいただいてですね、お休みというか、気持ち的にです。

この予算書というのは文章、作文がないものですから、数字だけで、見ればわかるだろうというふうになっちゃうかもしれないけれども、何をどうするのかという作文がないので、非

常に数字は明白になっているんですけども、皆さんが頑張っている気持ちが伝わってこないのが私は残念だなというふうに思います。数字の中でちゃんと示していると言われればそれまでなんですけれども、昨年の決算のときに、院長先生からいただいたあのような、ここを頑張りますよ、ここは絶対守りますよみたいな、そういうのが予算書の中でも述べられていると、これは施政方針の中で市長が述べたと言われればそれまでなんですけれども、そういうのがあるとのお心が伝わってきて、私たちもうれしくなったり怒ってみたり、いろいろするんじゃないかなというふうに思います。

概要の思は、この間、院長先生が決算のときに言われたあの思は、ここの中に込められての予算だろうというふうに私は解釈をしております。その中身の中で少し質問していきたいと思はいます。

初めに、療養型病床のことについて、まず私も一番気になる場所なんですけれども、これはことしの4月に計画が国としてははっきり出されるんだらうというふうに思はいますけれども、それについて、私はぜひ残してほしいというふうに思はてるわけですが、塩竈の方針についてどうなったのか、来年の4月に向けて計画をきちんと出しますみたいなこういうようなお答えがあつたような記憶がするんですが、その辺についてですね。

私たちは、やっぱり自分の住んでいるところで安心の医療を受けたい。私たちも年をずっと重ねていくわけですから、この塩竈で療養型があつて、そしてうちと病院の中間のところのそういうものがあつて、その方がずっと安心だなというふうに思はいますので、「日本一住みたいまち塩竈」の確立のために大きな役割を果たすのではないかとこのように私は思はいますので、収支の度外視をなささいとは言はしませんけれども、ぜひとも残してほしいなという気持ちで、ぜひお答えをいただきたいというふうに思はいます。

○中川副委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 療養病床に関しましては、2012年度までに国の方針で20万床ぐらい減らされる計算になっておりますが、現実的に我々今、病院におりまして、非常に塩竈地区、高齢者も多いということがございまして、療養を希望される方が非常に多うございまして。それと同時に、これから国の方針もございまして、いろいろ在宅にシフトしていくケースも多いと思うんですね。今病院で亡くなる方が8割ぐらい、うちが2割。宮城県の場合は在宅で亡くなる方が1割ぐらいと見ています。長野県で2割ぐらいだと思はいますが、国の方針ではいずれ在宅にシフトしていくということもあります。そういうことを考えていきますと、今現在、うちの療養

病棟と、ショートステイも行っております。いろいろな病院にかかっている方、在宅で見えますと、どこかにお出かけになることもできないと、そういうときに病院で預って診るというケースが非常に最近ふえてきております。そういう役目も一つ持っています。

それから、療養に関しましても非常に長期療養で、介護施設が少ないというのもありまして、胃瘻をやっていると、なかなか移ることができません。大体老健ですと1割くらいでしょうか、胃瘻の患者さんを制限している。全体の1割ぐらしか胃瘻の方は診ないというような、手がかかるものですから、そういうことも言われていまして、そうするとどうしてもうちでそういう方は介護というか、医療をしながら診ていることもたくさんあります。そういうことでございまして、今私は療養のあれは必要と思っておりますので、すぐに結論、なかなか難しい、前にも議論になりまして、やはり国の方針でいきますと医療費が半分ぐらいになるんですね。そういうこともありまして、経営的に考えるといろいろあるんですが、やはり医療の必要というか、地域にとって必要であることは間違いないと私も認識しております。以上です。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 ありがとうございます。まず院長先生の気持ちで、私は必要と思っていると。やっぱり塩竈はですね、これまですべて金に換算し、金のところ、財政のところだけを見て、削ってきた。削ってきたというより、切ってきたといった方がいいのかしらね、そのことが多いんだというふうに思います。私はやはり命の問題ですから、そういう点ではぜひ、採算を度外視してもやらなければならない問題はやってほしいなというのを基本的に持っていますので、その点はぜひ、そういう気持ちでお続けいただきたいということを、院長先生ばかり思ってもできないわけですから、市長にもぜひそういう気持ちでやっていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

それで、よく中身を見ていきますと、療養型は療養型で、それでお進みいただきたいと思いますが、1ページですけれども、入院とか外来の部分で書いてありますけれども、入院が5万4,378人というふうに見込んでいる。外来が7万6,720人、これで見えていきますと、18年度の決算書の中身からすると、入院が約1万人ぐらい減るような形で、外来は大体同じような形で同数ぐらいで見ているわけですが、この1万人が少なくなるというような見込みを出した中身というのはどういうことなんでしょうか。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 平成20年度の市立病院の医療収益を見込むに当たりまして、まずペー

スとなるのは、平成19年度の決算見込みというふうなことを前提に予算を見積もってごさいます。そうしますと、やはり現状では内科の先生方が大体1日当たり平均8名前後、それから外科の先生方が9名前後というふうなこともございまして、努力目標として最低限10名は診ようということで、そういうことで収益の改善を図っていこうというふうなことで平成20年度の病院事業会計予算を計上してごさいます。その結果といたしまして、入院が5万4,000人、外来が7万6,000人と。

それから、これは何回も協議会の方でも申し上げているんですが、市立病院の病室そのものが6人部屋ということもございまして、病室に6人も患者さんが入るとなりますと、かなり医療環境も厳しいものがあるということで、現在は多くても5人、そういうふうなベッドの運用の中で、老朽化はしてごさいますが、少しでも医療環境の改善に努めようということで、5人を前提とした入院患者数を見積もっているところでごさいます。以上です。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 ありがとうございます。

そうですね、前は8人でやっていたときもあって、やっとなら6人。本当はその当時にこのところを改善しますと言っていたときはほとんど4人部屋にしますという中身だったと思うんですよ。ところがやはり、まだ6人多いなというふうには思いますので、そういう点でも環境も整えてあげなければ、「あそこ、ぎゅうぎゅうで嫌だよな」ということになると思うんで、そこは徐々にですね、4人部屋なりということで改善してほしいなというふうに思います。

あと、お医者さんの関係ですけれども、今医者的人数は、ここでは13人というふうになっていたと思うんですけれども、9ページ、医師が13人となっていますね。実際には今、何人いらっしゃるんですか。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 常勤の医師も含めまして、またあと常勤的非常勤というドクターも含めまして、現在17名でごさいます。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 わかりました。私また、ごめんなさいね、どこかで落としてしまいましたけれども、急にまた13人になっちゃったのかなと思って大変心配したわけですけれども、じゃ17人の中で回しているんだというふうに思いますけれども、例えば当直の先生とか、これは今、何人で当たられているのか。例えば小児科なんかは、救急とかが多いんだと思いますけれども、こ

の辺は当直の先生が専門にという先生はいらっしゃらないんだと思いますけれども、そういう配置は考えられないのでしょうかね。

○中川副委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 当直に関してでございますが、当直は今、私と検診の先生除きまして、あと全員でやっております。それから小児科の先生も月2回の当直に入っております。今の状況でなかなか毎日常勤の先生でいくのは厳しいものですから、今現在、週の水曜日と金曜日に関しましては大学から応援をいただいております。というのは、応援をいただかないと、職員だけでやりますと、次の日休んでいただくとなりますと診療に差し支えることもございますので、先生たちになるべくいい状態で仕事をしていただくためにも、いろいろ応援いただきながらやっております。ただ、小児科に関しましては、当直とかそういうことは今、大学の先生、小児科に入る方も非常に少なく、夜診ていただくということはなかなか難しいかと思っております。以上でございます。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 やっぱり公立病院の小児科の先生というのが私は本当に大事ではないかというふうに思うんですね。ぜひそういう点では本当に。今は1人でいらっしゃいますか、小児科の先生。（「はい、1人」の声あり）そうですか。なかなかきついんじゃないかと思えます。そういう点で、ぜひ複数で配置していただければなというふうに思います。

あと、救急体制のことなんですけれども、最近、私のご近所でも亡くなった方がいらっしゃるんですけれども、救急で運ばれていく途中は話をしていたと。ところが病院に運ばれて、そしてそこでお断りされて、今度また大きな病院に行ったんだけど、市内のですよ、そこでもだめで、それで結局、仙台の市立病院に行って亡くなってしまったということをおっしゃったんです。本当に大変お気の毒で、今この問題が大きくどこでも、たらい回しということで取りざたされているんだというふうに思いますけれども、特段、塩竈市立病院がそういうことに力を入れていただかないと私は大変なんじゃないかというふうに思いますので、そういう点について今どうお考えになっているのか。救急体制の問題を充実するという中身でどう考えていらっしゃるのか、どう対応しているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○中川副委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 私、院長になりましたとき、まだ医師数も10人ちょっとぐらいしかございませんで、前の先生の時代はなるべく急患、なかなか救急に関しては難しいというような話があ

りましたが、私、院長になりまして、積極的にやはり市立病院としては急患を診ていただくように先生たちにもお話ししまして、19年度は18年度より30%ぐらい救急患者受け入れも増加してきました。ことしに入りまして1月、2月もかなり急患を受け入れるようになってきて、先生たちもそういう意識で診てもらっている。やっぱり急患を診ていかなければいけないという、そういう意識がだんだん出てきているといいますか、ある程度それはしないと、我々の使命だという気持ちで対応してもらっていると思っています。以上です。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 そう聞くととても安心をいたします。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、医療体制が仙台医療圏になるというようなことですね。ここで何回か市長の口からも言われたと思いますけれども、仙台医療圏になった場合にどんなメリット・デメリットがあるのかお聞かせいただきたいと思います。

○中川副委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 これ、医療圏になったからといって特にすぐにそう変化するものはないと思っています。現時点、二市三町なりでできるものは、やはりこの地域で解決していかなければいけない。ただ、特殊な疾患に関しまして、難しいもの、スタッフの多い大学とかそういう施設に行かなければいけない疾患もございますので、ですけれども医療圏がかわりましてやはり従来どおり、我々としてはそういう気持ちで、この地域でできるものということではかの先生たちともそういう話はしております。以上です。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 塩釜医療圏、仙台医療圏に統合されますけれども、今、院長先生申し上げましたように、塩竈地区の果たす医療を担う役割というふうなものは今後も担っていく必要があるのではないかとこのように考えてございます。

先ほどのこの前の方針に対する質問でも申し上げましたけれども、県の医療整備計画、医療計画の中におきましては、市立病院が5点にわたって位置づけられてございます。ちょっと読み上げさせていただきます。一つが、入院を必要とする重症・救急患者を担当する医療機関として位置づけられております。また、もう一つといたしましては、がん医療体制の標準的診療の医療機関として位置づけられていると。三つ目といたしまして、脳卒中の回復期・維持期の医療機関と。それから四つ目が、急性心筋梗塞の回復期の医療機関として。五つ目として、糖尿病では初期から専門治療、急性増悪期の治療する医療機関として、そういうものを担う医療

機関として位置づけられています。

塩釜地区の中でもとりわけこの役割と取り組みが今後とも求められてきているのではないのかということで、病院職員一丸となって地域医療を担うというふうなことで頑張っていきたいと思っております。以上です。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 ありがとうございます。

あと、この間ちょっと広報で看護師の募集していたんじゃないかと思えますけれども、何人ぐらい足りなくて、今その募集はどうなっているのか。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 現在、2名を目標に採用試験を行っております。先月、1名の応募がございまして、4月1日採用ということで内定をとったところでございます。

今おっしゃられましたようになかなか看護師さんの採用というのが難しい状況にございますが、今後、病院事業を展開するに当たりまして、どうしても法定の看護師数というふうなものは維持していかなくてはならないという現状がございますので、ここら辺につきましては、いわゆる公募というふうなことで待っているだけではなくて、医師も含めた一定の職員の確保体制というふうなものを改めているいろいろなシステムを活用して確保できるような取り組みを現在してございますので、具体的には直接ご本人にメールを送って、求職についての状況を確認するとか、市立病院の現状をお知らせしながら採用条件を理解していただくとか、そういうふうな具体的な求職に対する事業展開をしているというところでございますので、なよろしくお願いいたします。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 最近ちょっと聞いたんですけれども、例えば今までずっと病院でお仕事されてきた、職員じゃないと思うんですけれども、非正規職員の方だと思いますが、突然解雇になるというお話を聞いたわけなんですけれども、そういうのは窓口の受付とかにもう人に置かないというのか、それとも新しい人と更新するのかわですね。例えば臨時職員でしたら、本庁の場合もありますけれども、何年だからやめてくださいみたいなね、そういう感じがあるんだというふうに思いますけれども、やめさせられる人になると、生活の問題がかかっていますので大変だと思うんですが、そういうのは定期的に行ってこれまでもきたのかどうなのか。ひとつお願いいたします。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 平成20年度の予算編成するに当たりまして、すべての業務を一から見直そうと。そして自分たちでできるものは自分たちでやろうと、そういうふうな形で少しでもコストを縮減しようというふうな取り組みを各課に要求してまいりました。その中で業務を見直しながら、それでは今まで臨時職員の方に頼っていた部分について、改めて仕事の手順等見直しながら、自分たちでできるものは自分たちでしようというふうな方向性が見えましたので、本当に長い間勤務していただいて感謝申し上げているところだったんですけども、残念ながら病院のそういう経営状況も含めてご本人たちにお話を申し上げ、ご理解の上で3月いっぱい退職というふうな運びになったという経緯がございます。

なお、今おっしゃられましたように、改めておやめになった部署にパートを充てるとか、そういうふうなことではなくて、今申し上げましたように、自分たちでやれるものは何とか自分たちでやれるような工夫をしようということでの措置ということでご理解いただければと思います。以上です。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 本当にお気の毒だなというふうに思いますが、今ボランティアの方々が何人か入っている。そのための押し出しになったのではないかなというふうに感じているわけですけども、そこはボランティアだから、お金を払う人よりはいいと思ってのやり方だったのかなというふうに私は思ったわけですけども、できるだけそういう悲しい思いをさせないようにやっていただきたいなというふうに思います。

それから、突然、変わりますけれども、500万円の医療機器が出ていますけれども、何をお買いになるんですかと聞いたら入札関係にかかわるのかなと思ったんですが、こういうのは例えば消耗品的な使い方をされるんだったらあれですけども、今の状況を考えればリースにすることができないのかとか、リースと買上げた場合にどっちがいいのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 先ほどのパートの方がおやめになっていたのは、決してボランティア制度を導入したということとは直接関係ございませんので、その辺のところはひとつご理解いただきたいと思います。

それから、500万円の医療機器につきましては、昨年度、経鼻内視鏡というふうなものを市

立病院で導入しました。口から入れるのではなくて鼻から内視鏡を入れることによってかなりの苦痛が軽減されるというふうなことで、患者の皆様から大変ご好評いただいておりますので、そういうふうなものをもう少しそろえて、楽に、そして効率よく治療に当たっていただく必要があるだろうというふうなことで今回予算措置をしたものでございます。

なお、リースにつきましては、今回債務負担行為をとってございますが、CTとDR、かなり老朽化してございますので、それをリースで対応しようというふうなものでございます。ただ、その経費につきましては、なかなか病院、こういうふうに変な状況もございまして、これまで保守点検料として充てていた費用をリース料に見合うような形で振りかえて、極力経費がかからないような形で、経費が増加しないような形での医療機器の購入、リースというふうなものを考えて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 ありがとうございます。在宅介護のこともちょっとお聞きしたいんですけども、入院されて、退院されたら。胃瘻をつけて……、胃瘻って言うんですか、のどの。あれをつけて退院されるというようなことはないんですね。ありますか。

○中川副委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 胃瘻で在宅の方もございます。在宅は家族の協力といいますか、支える方がないとなかなか大変なんですね。胃瘻をやる前に喀たんを吸引して、それから入れて、それを3回やるわけですね。夜中にも喀たん吸引と、そういう作業がございまして。うちではいろいろ病院、療養に入院なさったりしながら、あるいはショートに来ていただいて、家族の方にそういうことを十分指導しまして、在宅可能な方は在宅に行っていただくようにしております。以上です。

○中川副委員長 東海林委員。

○東海林委員 ありがとうございます。そういうものをつけて退院されると、本当に家族の方は大変だなというふうに思います。喀たんは医療行為だと思うので、家族がやって、なれてくれば大丈夫なんだろうけれども、本当に大丈夫なのかなとか、細菌が入らないのかとか、大変心配な部分もありますので、できるだけそういうものをつけないような状況で退院させてほしいなというふうに思いますので、その辺のご努力をひとつお願いしたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、私も市立病院の件について何点かお尋ねをしたいと思います。

それで、資料No.9の99ページのところに、病院関係の一般会計からの2,000万円の病院会計繰出金、改革プランの策定事業費というのが予算説明書、当初予算のですね、一般会計の予算の中に含まれて繰り出しがされております。そこで、先ほど若干触れて、重なる部分もございしますが、一つはその2,000万円の使い道、使い方、一体どのように使われるのか。当然2,000万円という多額の出費を一般会計から行っているわけですから、この中身についてどういう内容なのか、子細にお聞きをしたいと思います。

○中川副委員長 伊藤事務部次長。

○伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 改革プラン策定のための2,000万円の繰り入れの内訳でございします。先ほどもちょっと触れましたが、資料番号10番の20ページにございします。一つは委託料の中の改革プラン業務委託というものでございします。これで500万円。これが2,000万円のうちの一部分でございします。これは今回改革プランを策定するに当たって、病院の経営形態の見直しなども当然やらなければならないと、この辺の一体どういったものが適切なのか、今後適切であるかどうかといったような部分も含めて、外部委託をする際に見込んである500万円でございます。また、残りの部分につきましては1,500万円ほどございしますが、そのうちの1,400万円、これにつきましては改革プラン策定に専任として当たっていただく職員の人件費2名分を考えてございします。これが1,400万円ほどでございます。さらに残る100万円ほど、これはいわゆる専門的な知見、識見を有する方のご意見もいただく必要があるということで、そういった方々、あるいは県あるいは関係の医師会でありますとか、そういった委員会をつくって検討いただく、そのための委員報酬として100万円ほどを見込んでございします。以上、合わせて2,000万円ということになります。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、2,000万円のうち一つは1,400万円。専任の人件費ということですが、人件費というからには当然このプラン策定にかかわる方々の人件費相当分だろうと思うんですが、これはどこからの人材の関係になるんでしょうか。市立病院自身の今の職員の中でやるのか、どうなんですか。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 改革プランの策定に当たりましては、市長の方針ございまして、病院自身が市民に対しまして医療提供上の責任を果たせるプランを作成するという方針が示されま

したので、病院で作成しようということで決定しております。ただ、今の経営状況を踏まえま
すと、なかなか2名分の人件費を市立病院が負担するということにつきましては厳しいものが
あるということもございまして、市の職員2名分につきましては一般会計の方から繰り出して
いただくというふうなことでの今回の予算措置になったということでご理解いただければと思
います。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、今の回答で、つまり病院としてプランはつくと。しかし市立病院
のこのプランづくりの関係で、こちらの本庁の方から職員を2名送り出すと、これでよろしい
んですね。

そこで、その方々の一つは人件費相当分、2名分だろうと思います。これは1年間というふ
うにとらえていいんですか。よろしいのかな。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 まだ、期間につきましてははっきり申し上げられない部分があるか
と思います。計画をつくってそれを実施すると、いわゆる経営形態の見直し、それから効率化
も含めて計画をつくって、それを実際に実施するまでの期間となりますと、1年ではいかな
ものかなというふうなことは個人的には思っておりますが、まだ期間につきましてははっきり
したものではありません。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど改革プラン、1年をかけて4月1日からやっていると、こういう回答がござ
いました。そこで、この方々2名については4月1日からの採用ということになるんでしょ
うか。新年度からかな。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 採用といいますか、4月1日の人事異動で、市立病院の再生や改革プ
ランというふうなことが喫緊の課題ということで、総務の方には塩竈市のエースを送り込んで
ほしいというお願いをしているところでございます。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 塩竈市のエースを送ってほしいという要望でございます。そういう話が今ございま
した。

そこで、この改革プランをつくる上で、異例の人事配置なんだろうと思うんですね。こうい

う点で非常に異例な人事配置。これは一つ確認なんですけど、例えば1年間プランをつくっていく上で、どの辺まで責任を果たすのか、この方々。その辺お聞きしたいと思います。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 最終的には部長である私の責任だとは思いますが、基本的には国のガイドラインで示してございます経営の効率化、それから病院の再編ネットワーク、そして経営形態の見直しというふうな市立病院各プランをつくって、これを市町村課と協議し、総務省の方に提出して、それを認められて、累積不良債務解消のための8億円の起債をお借りするところまでが一つの大きな仕事なのかなというふうに考えてございます。今、21億の不良債務、これを8億円国の許可を得まして、13億円ぐらいまでに圧縮できればもう一踏ん張りというところまで行けるのではないのかと。なお、8億円の不良債務解消のための起債だけでなく、経営形態の見直し等によりまして、もしかすると一般会計の出資債というふうなことまでも視野に入れられる可能性もございますので、そういうものも含めて、今後、病院改革室と一緒にやりまして市立病院改革プランを作成してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今、大変重要な回答がございました。人事配置として、そういうことで2名を送り出す。しかも改革プランは総務省、県の市町村課ですね、改革プランをつくり、そしてもちろん部長の責務の一考にもなろうかと思いますが、市町村課の確認を得ながら総務省に提出をする。不良債務は8億円いわば削減すると、こういうことでの予算措置も行っていく。13億円に圧縮すると、こういう中身のようにありますが、そうしますと、こうした取り組みを進めていく上です、非常に部署としては大変責任が重いところだというふうに思うところです。そこでもう一つ論を進めていきますと、先ほど職員の配置でこういうプランをつくっていくということは確認できましたので、不良債務、県の市町村課へのいわば届け出というのはいつごろの時期の想定なのか。それが一つ。

それから、当初、民生常任委員会の中で示されている国の改革プランの一定のフレームが報告ございましたが、そのメニューで言いますとどれを想定しているのか確認したいと思います。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 改革プランの提出時期でございますが、遅くとも年内中には市町村課と協議を整えて総務省の方に提出してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、メニュー……（「財源措置ね。財源をどういうふうなことで」の声あり）財源。
（「はい」の声あり）今回のガイドラインで示されてございます財政措置の中の一環といたしまして、市立病院改革プランをつくることによって、不良債務解消のための特例債というふうなものを充当することができるということもございますので、公立病院、特例債というふうなものを活用して不良債務の圧縮に充てていきたいというふうに考えているところでございます。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 特例債といたしますと、これは民生常任委員会、協議会ですね、失礼しました。2月18日付の中で示されておりますが、不良債務資金不足解消に係る措置。公立病院特例債の創出、20年度に限り。20年度に限り、15年以降の医師不足の深化により発生した不良債務を長期債務に振りかえる公立病院特例債を発行できることとし、不良債務の計画的な解消を支援する。つまり20年度に限るといふ、この項目でよろしいんですか。（「はい」の声あり）ああ、そうですか。そうすると、そういうことのいわばそのための改革プランを進めていくと、そのプランづくりだということですね。わかりました。

そこで、非常に大事な時期に来ているかなというふうに思うんですね。つまり市立病院の累積赤字は累積赤字として、収支の不足の問題はそれとして、しかし特に県の例の最終報告の中でも、病院の科のいわば立て直しの上でタスクフォースというんですか、現状と課題の中でも触れられておりましたけれども、取り組みの中で、フレームの中で一番重視しているのは、ページ数で言うと19ページのところにあったんですね。三つの選択肢を示した上で、共通課題として不良債務22億円の回収が必要だと、あるいは長期貸付金による一括清算が必要だということでの、そして自主財源による返済額もここには示されておりました。そうすると、こういう点で、つまり22億円解消のためのそれは8億円、いわば新たな特例債を起こして解消するというふうなことでまず第1回目のシナリオは考えていきたいということでもよろしいのでしょうか。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 まさしく病院の不良債務そのものが塩竈市本体の経営を左右しかねない状況でございますので、まずは今おっしゃられたように平成20年度、何としましても市立病院改革プランをつくりまして、総務省の方に認めていただき、8億円の特例債を活用することによって13億円程度まで不良債務を圧縮していきたいというふうに考えているところでございます。

あと、先ほど申し上げましたが、そのほかの財源措置といたしまして、一般会計出資債の措置というふうなものもございます。これは経営形態の見直しに伴いまして病院事業債、いわゆ

る一般会計出資債を措置するというふうな規定もございます。

なお、詳細につきましては、今のところ具体的には把握してございませんので、今後宮城県の説明会等踏まえまして、このような出資債の活用も図りまして、さらなる不良債務の圧縮を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

ただ、1点だけ、今回の国のそういう財政措置について申し上げたい点がございます。先ほど伊勢委員さんもおっしゃいましたように、病院の医師不足によって生じた不良債務というものに対して、ある程度の特例債という財源措置をしようというふうな方針を国の方は示していますが、果たして医師不足そのものが公立病院の責任としてもたらされた原因なのか、どこにその責任があるのかということ考えたときに、本来であれば国の方では公立病院特例債の利子については特別交付税措置をしますよというふうなお話をしていますが、医師不足の生じた本来の原因をよくよく考えた場合には、この特例債の元金そのものを国がきちんと財源措置をすべきではないのかというふうに一担当としては考えているところでございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 確かにそのとおりでございます。そういう国の制度の、医師不足をもたらしたのは国の責任でございます。そういう強い願いというのは、病院経営にとっても非常に大事な考えどころだなというふうに思うところでございます。

そこで、そういうことも踏まえて、非常に大事な時期の中でのこういった人事配置になるかと思いますが、そこで委員会の次に論を移すのは委員会の役割なんだろうと思うんですね。委員会は何に基づいて設置するということになるんでしょうか。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 委員会の設置の根拠でございますが、昭和45年3月に設置してございます塩竈市立病院事業調査審議会条例、これに基づきまして、市立病院の経営管理の基本に関することという条項に該当させましてこの委員会を立ち上げてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 定数やその検討委員会ですか、設置条例に基づくもの、その役割・使命というのはどういうものか確認したいと思います。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 今回の第5次の県の見直し、医療の整備計画、医療計画の見直しに当

たりまして、塩釜地区が仙台医療圏に統合されるということで、改めて塩釜地区の医療体制のあり方、それからその中の市立病院の果たすべき役割、そういうものをきちんと議論していただいて、市長が市立病院の方針というふうなものを掲げてまいりたいというふうにございます。

なお、そういうふうに今後も継続して安定した地域医療の提供ということをする上では今の経営形態が適切なのか、それとも改めて今、国の方で示しておりますさまざまな経営形態の方が本市にとっても必要なかという内容も含めてこの委員会の中でご議論いただいて、方向性を見出していきたいというふうにございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこですと大事なものは、この委員会、先ほどガイドラインですか、今度の再生プランの中の示され方の中には選択肢が三つか四つぐらいありましたよね。ネットワーク化もあれば指定管理もする、民間譲渡もする、公設でやる上で、ベッド削減も視野と、いろいろな選択が含まれているわけですが、そういう意味では、一つは経営形態のみのかかわりでこの再建プランを考えていくのではまずいのではないかと。もちろん経営は大事だと思います。経営をやったりしっかりした足場をつくるというのが一つかと思いますが、もう一つは、この二市三町の医療の供給体制というのは6割、7割です。二市三町の医療機関に地域住民の皆さんが外来でも入院でもかかっているというのはさっきの最終報告の中に示されておりました。そういう点で、検討委員会はいわば経営形態のみなのか、あるいは医療圏としての塩釜、仙台医療圏というふうに県は位置づける方向になるようですが、その二つを視野に入れて検討の対象にしていくのかどうか、その辺、確認したいと思います。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 先ほども申し上げましたが、まず、県の方の第5次医療整備計画、そして地域医療圏の整理統合という動きを踏まえた塩釜地区の医療提供のあり方をまずは再検討する必要があるというふうにございます。具体的には各医療機関の機能分担、連携強化のための方策、そしてそれを含めて今後の市立病院の果たすべき役割、効率というふうなものをいろいろご議論していただきたいなと考えてございます。そして今申し上げましたように、公立病院といたしまして安定的な運営が可能な経営形態につきましても審議をしていただきたいというふうなことで、委員会の中でいろいろご議論していただければと思います。

なお、経営形態につきましては、今、伊勢委員さんもおっしゃられたようにさまざまな経営

形態がございます。そしてそれぞれのメリット・デメリットがございます。そういうものも含めて委員会の中でご議論いただいて、塩竈市立病院の方向性というふうなものを明らかにしてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういうことも含めて二つの課題で検討していくということのようです。

そこで、先ほど伊藤課長からも一定の委員会の100万円の委員会の予算ということでしたが、委員会構成としてはいかほど、何人ぐらいのメンバーが考えられているのかお聞きをしたいと思います。そしてどういう方が、先ほどとちょっとダブるかもしれませんが、改めて委員会構成について、市立病院として今の現段階ですね、考えられているのかお聞きしたいと思います。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 先ほど説明申し上げました病院事業審議会条例に基づきますと、まずメンバー、委員につきましては15人以内をもって組織するというふうな規定がございます。ただ、余り15人というところでの議論というのものなかなか難しいものがあるのかなと。やはり10人程度なのかなというふうなところで今のところ考えているところでございます。

なお、メンバーにつきましては、先ほども申し上げましたが、地域医療や公的病院経営に知見を有する学識経験者、今のところ東北大学の教授を考えてございます。それから地元医師会、それから塩釜保健所、それからどうしても病院の連携、ネットワーク化ということも踏まえますと宮城県の関連部局、そして市民の代表といたしまして市議会議員の皆様、それから行政代表として塩竈市、それから市立病院の代表による委員の構成というふうなものを考えているところでございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、さっきの県の最終報告の中です。私もなるほどなと思いましたが、こういうプランづくりの際に、ページ数の中でまとめられていく中で、これは一つの参考ですから、改革プランに当たっての検討すべき事項ということで、県の最終報告の中で、こういうプランをつくる上で市民・議会・地域の医療機関を巻き込んだ議論が必要だというようなところでの一つの提案になっております。地域あるいは公的な医療機関、大学も含む、あるいは医師会も含む、保健所、それから県部局、議会、市、関係者、市立病院と、こういうことですが、市民の参加が一つ代表の方々もそういう構成メンバーに加えるのかどうか、一つお聞きしたいと思います。

それから、当然この議論は市民に対する公開が必要ではないのか。透明性という問題がなければ、委員会の中での内部議論で終わってしまったのでは、これは1年間の結論だけしか市民に知らされないというのはやっぱり重大なわけですし、そういう点の考え方は、この委員会構成の中でどういうふうにとらえていけばいいのかお聞きをしたいと思います。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 委員会の開催に当たっては、まず公開制とするというふうなものを原則として進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、市民の皆様につきましては広報等でお知らせしながら、最終案等につきましてはパブリックコメントを求めて、そういうふうなご意見が一定程度改革プランの中に反映できるような方策をとってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 前の施政方針、どなたかの質問に答えたようですが、6月ぐらいで中間というふうなことなども言われていたような気がする、これは私の聞き漏らしか聞き間違いかどうかわかりませんが、一つは、4月から年内ぐらいの取りまとめで総務省に申請をしたいというようなことになると、相当テンポの早いご議論になるのかと思いますが、そういう点でどのぐらいの委員会の開催数というか、そして当然、中間的なものも取りまとめて出すのが一番いいのかなど。十分そういう点で市民にも知らせていく上で、その辺の取りまとめ方はどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 委員会のスケジュールでございますが、あくまでも構成メンバーの方のご都合でございますけれども、我々といたしましては4月から月に1回程度開催いたしまして、例えば4月、5月、6月ぐらいまでにつきましては塩釜地区の医療体制のあり方とか、それから市立病院の役割とか、そういうふうなものを議論していただきたいなというふうに考えてございます。そして7月、8月、9月というところにつきましては、それを継続して安定した病院事業を進めるための経営形態というふうなところのご議論を進めていただければなど。秋口あたりを一つ目安にして中間報告を取りまとめていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そういうスケジュールだとすると、かなり詰めた議論といたしますか、

詰めた内容での取り組み方が必要ではないのかというふうに察するところでございます。

そこで、そういった点を含めながら、先ほど委託500万円ということでした。これはこういった議論を取りまとめていくということと、委託をするからには当然ある程度、こう言うてはなんだろうが、コンサルにお願いするというか、そういうことも含めての話になるのかなと思います。500万円、これはどういう使い道になっていくのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○中川副委員長 佐藤事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 この委託費につきましては、経営形態の見直しとその導入の可能性について検討するための調査委託というものでございます。国の方では20年度以内に、先ほどから申し上げていますように公立病院改革プランの策定を義務づけて、病院事業の改革を計画的に取り組むようにというふうな内容になってございますが、中でも経営形態の見直しに当たっては、平成20年度において具体的な計画を策定するということになってございますが、それが困難な場合にあつては、検討の方向性とか検討体制、そのスケジュール、結論を明記して、25年度までにその実現を目指しなさいという内容でございますが、今、市立病院、なかなかそんな時間的な余裕がございません。早急にその方向性をまとめて取り組んでいかなくてはいけないということで、経営形態の見直しに当たっては、先ほども申し上げましたがさまざまな課題がございます。具体的には地方公営企業法の全部適用、それから独法化の移行に当たっては、資産継承を行うための不動産評価とか新たな人事給与制度の構築が不可欠でございます。さらには、財政的な基礎の確立が大前提となつてまいります。一方、指定管理者制度につきましては、ご承知のように民間である指定管理者が永続的に運営し続けいてくという保証はございません。不採算部門の縮小・撤退を望んだ場合に、深刻な地域医療の事態となることが避けられないケースもございます。それから民間譲渡となれば、不採算医療の継続は期待できなくなりますし、病院経営は経営者次第ということになる可能性が強いというふうなさまざまなメリット・デメリットがございますので、その課題を整理して今年度中に望ましい経営形態を抽出していくための費用ということでございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○中川副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういう内容で進めていかれるということでの確認をしておきたいと思います。

いずれにしても、宮城県全体の中で二次医療、つまり入院も含めて10から7割に転換するという方向が今の医療供給体制の全体のシフトのようですし、医療機関の重点化というのも、進

む方向を今度の第5次医療計画の中でも示しております。いずれにせよ市立病院の公的役割です、どこで果たすのかというのが、私はこの問題での考えていく一つの隘路かなというふうに思うところでございます。そういう点で非常に大事な再生プランの中身、そして先ほど言った2,000万円の予算の中身というのはこういう点でもはっきりしたのかなというふうに思うところでございます。

時間もありませんので、病院長にちょっとお聞きしたいんですが、宮城県がつくってきたこれまでの第4次医療計画の中で、これはあくまでも県の方々がつくった関係ですから、これは病院長、専門家ですから、そうやって聞くしかないんですけども、県の最終報告というものの中に次のような書き出しがあるんですね。第4次医療計画において云々とあって、医療圏ごとに特定病院、特定機能病院、地域医療支援病院、地域の中核的な病院として位置づけられる病院があるが、これによれば、塩釜医療圏においては特に位置づけがされていないというふうな書き出しになっておいて、改めて現状はそういうことなんだなというふうにとらえ、そういうふうな書き出しになっているんですが、市立病院のこれまでの果たしてきた機能、あるいは今後の改革プランを含めた役割をどういうふうに踏まえていけばいいのか、医療の専門家としての見解をお聞きしたいと思います。

○中川副委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 市立病院は、仙台ととにかく近いという特色でございます。ほかの地域と違ってございまして、我々としましては、常々専門的な高度な医療といえますか、特に県からも今度、肝疾患の専門施設にも指定されました。国の方からも肝疾患に関しましては医療費の扶助といえますか、かなり個人に負担がかからないような制度を国も考えていまして、そういう面ですます肝疾患含めた病気の方がうちの病院にも多く来られるんじゃないか思っております。

そういうことを踏まえまして、地域で我々は、先ほど申しましたように専門的な医療、高度な医療、それから救急、片や従来から話題になっております高齢者の医療、そういうことも果たしていかなければいけないと思います。

それからもう一つ、先ほどの県の報告の中にはございましたが、地域支援病院と、今度この近くの病院が指定されたところもございまして。地域支援型病院というのはどういうものかとちょっとお話ししますと、これは地域の開業医の病院の支援ということになっています。入院だけです。本来は救急病院として入院だけやると。外来はほとんどほかの病院に回さなければ

いけないというのが本来の地域支援病院の役割だろうと思います。例えばみやぎ県南中核病院でございますが、まさにあそこは救急車、全部診ておりますが、外来は350人程度でございます。うちの病院よりちょっと多い程度でございますが、そういう名の地域支援病院というか、大きな役目を持つわけでございますが、そういう病院がありましてもそれで医療がすべて完結するわけではございません。それを助けながら、いろいろまた独自の専門性を生かしながらやっていくのも我々の病院の役目だと思っております。以上です。

○中川副委員長 伊藤博章委員。

○伊藤（博）委員 それでは、特別・企業会計決算の方の質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目にお伺いしたいのが（「予算」の声あり）あっ予算、ごめんなさい。予算でした。すみません。予算でございます。平成20年度の予算ですね。市立病院の話聞いていてあつけにとられておりました。申しわけございません。

これからは、市立病院を支えるために一生懸命行財政改革やられております部局の方の質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、議案第34号の公共駐車場事業特別会計についてお伺いいたします。

おかげさまで、長年の懸案でございました長期の負債の部分については、償還を完了しているところだとは思いますが、会計見る限り本当にすっきりとした会計になったなと思っ
て見ているんですが、そういった中で、この会計を見ていて疑問に思うのが、歳出の部分で、総務管理費的な発想ではなくて事業費としての歳出構成でしかないんですが、職員さんを一人も配置をしていない、委託等でやっているんだと思うんですが、その辺の産業部の職員さんが兼務、ほかのことをしながら実際は何らかの形でいろいろなアイデアを出したりしながら収益の増を図るんだと思いますが、そういったところの人件費について圧縮をしながら会計の健全化に向けて努力なさっているという姿なのかと思っ
て見ているんですが、その辺のところについてのご回答をいただければと思います。

○中川副委員長 荒川産業部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 歳出の面で人件費というようなことの話だと思いますけれども、施設的には、平成16年からの繰入金400万円をいただきまして、それで数々のアイデアを出しましてサービス事業をやってきました。その中で委託、施設管理についても競争入札などをして経費の削減に取り組んできました。その中で人件費というのは、管理運営に関する事業費というのは管理運営の委託料の方に全部組み入れておりまして、日常業務としてやっている部分

については、例えば故障がありますよとかどこかが壊れましたよとか、そういった形で担当の人間、それから係の人間が対応するような形でやっております、通常の人件費というのはこの中には組み入れておりません。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 塩竈市の今11特別会計になった。11だね。結局、市の職員さんの人件費は全く計上されないような会計を存続させておく理由があるのかどうかというのがわからないんです。それであえてお伺いをしたんです。あえてこういうふうに現金の出し入れがたくさんあって、それを一般会計側から繰り出し、それから特別会計側での繰り入れとか税のお金の明確化を図るための特別会計の会計としての存在という位置づけであれば、こういう別会計にするという意味合いもあるのかもしれませんが、現状ではほとんど収支もとれてきているわけですから、そういった意味ではこういうふうに別会計にしておくという意味が何かあるのかなと。それともどこかの法律か何かでしなくてはいけないというふうになっているのかどうか、その辺のところはわからないのですが、その辺のところについてお考えをお聞かせください。

○中川副委員長 荒川産業部長。

○荒川産業部長兼商工観光課長 先ほどもちょっとお話ししたとおり、通常の業務の中で職員が対応するような形にしております。もう一つは、この駐車場できた時点のときの道路法とかそういう法的な網もかかっていたものですから、今の現在に至っているような状態であります。

ただ、昨今というか、12月議会で累積赤字を解消いただきまして、ますますこれからも黒字基調を努力していきたいというふうには思っておりますけれども、我々この業務をわたっている中でですね、長年この会計を今回これからどういうふうにしようかというふうな自主運営とか、それからすべて管理委託をお任せしてやるとかというふうな検討も若干していました。今年度どのぐらいの黒字基調が見られるかというふうなこともありますので、そういったことも見まして、20年度中にどういうふうな形で進めたらいいのかというのを関係課とも協議してまいりますので、よろしく願いいたします。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 どうぞよろしくお伺いをしたいと思います。苦勞する方だけ苦勞するような形ではだめなんだと思うので、すっきりとその辺うまく業務の中に入るようにしていただけた方がいいかと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、お伺いしたいのが、議案第33号の公共下水道特別会計の部分で若干お伺いをし

たいと思います。

多分資料のページ数で言うと266ページあたりとかその辺になるんだと思うんですけども、一つお伺いしたいのが仙塩流域下水道維持管理負担金、これにつきまして2億2,800万円ほど組んでおられますが、大まかで結構ですので内容をお知らせいただければと思います。

○中川副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 お答えをしたいと思います。

270ページ、19節ですね、仙塩流域下水道維持管理負担金2億2,836万8,000円。これは、塩竈市では単独で、ご案内のように処理場を持ってごさいませんので、仙塩浄化センター、そちらの方に汚水についてはすべて集約する形になります。そちらで処理していただいて、最終的には海の方に流れていくわけですが、その処理費用といたしまして1トン当たり現在は33円ほどお支払いしているという中身でございます。以上でございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 下水道会計の方を見ていきますと、20年度で職員さんの数をマイナス4名ということで、経営努力なのか。多分20年度の組織機構の中で計画係かなんかがなくなるということもあってそうなのかなと思っている。要は4係あったのを3係体制にするという形でこういうふうになったのかと思うんですが、経営上の努力ということでもそういう人員削減ということが行われるのか。その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

○中川副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 一つは、係が統合されるという部分で、いわゆる技術系の職員の方を削減したいというのが主な内容です。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 それから下水道系、いろいろ議論している中で、工事費のコスト、事業費になるんですかね、よく隣の多賀城市さんの倍、塩竈市はかかると言われてはいますがけれども、工事費がそのぐらいかかると言われる。キロ当たりなのか、メーター当たりなのかわかりませんが、単価が高いと言われる部分の理由についてお知らせをいただきたいんですが。

○中川副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 一般的には埋立地が多いというような形でございまして、ご案内のように下水道につきましては自然流下といたしまして、高いところから低いところに流すと。いわゆる勾配を確保するというのが施設をきちんと使っていくという分では大前提かなというふうに

考えています。そういった意味で、埋め立ての部分につきましては、管の不等沈下等を防ぐために基礎地盤まで深い部分については地盤改良等をしてしながら、将来にわたって管の不等沈下を防いでいくというのがまず一つあるかと思えます。

それから一方、丘陵地の方に行けばかなり地形が複雑になっていますので、要所、要所でポンプ施設でもって高いところに一たん上げて、低いところにさらに流していくというようなこともございまして、こういったところのポンプ施設の築造なんかにもかかりますし、さらには維持管理費用にも、ほかと比べればそういうところでは多くかかっているという実態にあるかと思えます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 先ほど流域下水道の件、お伺いをしたんですが、下水道はどのあたりで流域下水道の本管とつなげるものなんですか。それと多賀城との違いなんか教えていただければありがたいと。

○中川副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 実は塩竈の場合2カ所ありまして、1カ所は中の島にあります中央ポンプ場、いわゆる雨水のポンプ場ですが、あの隣に流域下水道の中継ポンプ場がございまして。あそこが一つの接合点となりまして、あれからポンプで圧送をかけて多賀城にありますセンターまでまず送ります。あともう1カ所は西南部といいますか、多賀城との境の方、これも勾配の関係で多賀城市さんの方の管に流していただいて、最終的には仙塩流域の処理センターの方に流れていくという、この2系統になってございまして。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 それで、もう1点お伺いしたいのが、266ページにあります公共下水道相互利用負担金、これについてお伺いしたいんですが。

○中川副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 これも先ほどのお話とちょっとつながりがあるんですが、一つは多賀城市さんの市域の中でも塩竈に流入せざるを得ない部分がある部分でございまして、そういった部分については、多賀城市さんの方の使用料から塩竈の方に入れていただいているという部分が1点。それから利府さんの部分については大部分が塩竈の方に入ってきますし、逆に、先ほど言いましたように塩竈の市域から多賀城に入っている部分もございまして、そういった部分がお互い相互利用という形でやってございまして。この料金につきましては同じように33円ということで取

り扱いをさせていただいているところでございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 そうすると、これは本管というか流域に流すときに、各市町村がそれぞれ持っている管のネットワークを使って流域下水道の末端に運ぶという考え方で、それはすべて市町村が維持管理も全部やるということでもいいんですか、考え方は。

○中川副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 先ほど申した接続点から先は流域下水道の幹線になりますので、そちらの維持管理につきましては、先ほど言いました流域の方の維持管理負担金の中に含まれるものというぐあいに考えてございます。細い管で塩竈の方に流れてくる分については、そういった意味では市域ごとにとということで負担割合といいますか、市域ごとに負担してございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 そうしますと、流域の維持管理している管、それが塩竈の方に多く来てもらえれば、維持管理する部分が少なくて済むということですよ、考え方は。その条件って何かあるんですかね。

○中川副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 まず一つは、二市二町にまたがる場合は当然流域の管で受けるというのが一つの考え方だと思います。ですから塩竈の場合は、系統的には中の島のところまでは1系統になりますので、あそこから先については流域ということで取り扱ってございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 このところね、ぜひ考え方いろいろなんだと思うんですが、ただ、正直、塩竈の場合ですと利府から来ている部分あるわけですよ。そうすると二市町以上ということは間違いなくクリアできるんだと思うんですよ。

それとあともう1点、二市三町を広域的に考えた場合に、多分松島は今単独処理という形になりますよね。そういう二市三町という広域の枠で考えれば、松島さんにもぜひこっちの流域入っていただいて塩竈市を通過してくださいよと。そうすることによって塩竈市も協力を、松島さんも負担も減るわけですから、そういうふうな努力というのは、広域の中でも下水道でいろいろ勉強会やっているんだと思うんですが、県に働きかけるようなことをすることによって、塩竈市のように国の指導でいち早く普及率を促進させてきてほぼ100%終了させてきているような優秀な自治体ですね、下水道側から見れば、ですよ。それで言うと松島湾の水質浄化と

というのは相当図られているわけですよ。そういう目的が早期に達成されていて、借金の額が今ピーク時を迎えている。やっぱりそういったものを軽減していくためには、ただ借金の議論、多いだの少ないだの、国の基準でいけばこうだのあだのと言っていたって、理屈上はなかなか減りませんよ、ですよ。だけれども、制度的なものを利用することによって、だって塩竈市に残念ながら広域下水道以外、選択肢がないわけですから、そうであれば、そういったことを政治も含めてしっかりとやるべきだと思って、私も、たしかし尿処理場の広域化のときあたりでしたかね、県の方にもお伺いして、いろいろお願いしたこともあったんですが、やっぱりそういった努力というのはすべきじゃないかと思うんですが、その辺のところのお考えはお伺いしてもよろしいですかね。

○中川副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 仙塩流域そのものは、東北でもかなり早い時期に枠組みをつくった浄化センターでございまして、そういった意味では、ここ二市三町の整備率というのは飛び抜けて高いんだらうなというふうには私は思っています。整備率が高いということは、一方では枠組みというか、施設も含めてですね、ほぼ完成域に近くなっていますので、新しいアイデアに変えていくというのも、例えば施設を新しいものにしていくという部分についても、なかなか整理に時間がかかるのかな、あるいはいろいろ整理する部分があるんだらうなというふうには考えています。

ただ、確かにそういう意味では、公共の海域をきれいにするという役割はかなりあるかと思っておりますので、何か機会があったときにはそういう話もしていきたいなというふうには考えてございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 やはり塩竈市は政策的に下水道の管路整備を、汚水の管路整備を、国の補助事業の進捗、それから国が出す提案、そういったものを受け入れて進捗を早めてやってきています。今、借金のピークを迎えているというのは、ある意味では政策的な借金の積み上げだと思っております。そうすると通常国の基準で定められている汚水私費の割合の考え方に対する公費の充て方の考え方、この部分に対しては政策的な公費の負担分というのをまた別個に僕は考えるべきだと思っているんです、一時的には。それでピーク時が過ぎたときには、今度は若干、払うべき借金が減ってくるわけですから、減ってきたときには今度は若干私費分を算入率を上げていって、全体として公平な負担を図るというのも考え方の一つだと思っています。

そういった意味ではこういうことも、そのためにはぜひ他市町村とも協力しながら、市町村だけが負担をずっと高めるようなことではなくて、やはり制度としてそういうものがあるのであれば、県のお力もおかりしながらということもあるんだと思いますので、そういったこともやはり政策として取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

何せ、松島は大変きれいになって、浦戸の方々も含めて浅海漁業の方々も大変喜んでおりますので、これからもぜひ下水道事業、適正な管理運営をお願いしたいと。何せこれから維持管理ですから、どう長く使ってそこから収益を上げていくかということですから、そういうことでお考えをいただいて、今も努力なさっているんでしょうけれども、今後とも努力していただきたいと思います。

それで、これは平準化債との関係あるんですが、できれば、維持管理という部分だけになってくるのであれば、上下水道のあり方についてもその都度国に、それでも平準化債を適用できるようにするとか、そういう条件下で上下水道の一本化ということも念頭に入れることも必要なのかなと思っておりますので、そういうこともぜひ国の方に働きかけをお願いしたいと思いますので、その辺お願いだけしておきたいと思います。

続きまして、356ページあたりなんですけど、介護保険のところをお伺いしたいんですが、地域支援事業費の部分お伺いをさせていただきたいと思います。それで、これにつきましては資料をたしか要求していた、要求って私じゃないですけども、ほかの会派の方が要求してまして、16番の33ページに地域包括支援センターの事業実施状況というのがあるんですけども、今、塩竈市西部・北部という形ではありますが、これで塩竈全域、浦戸も含めて網羅しているという感覚でよろしいんですね。

○中川副委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 包括支援センターでございますけれども、市内を東西南北、四つに分けて、今回、今年の9月から西部地区と北部地区に委託で増設したところでございます。その他の東部・南部、それから浦戸地区を塩竈市の直営の包括支援センターで対応しているという状況でございます。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 それで、先ほど菊地委員さんも質問なさっていたし、あと浅野委員さんも質問なさっていたし、阿部委員さんも質問なさっていたんですけども、やっぱり予防という視点がここには多く含まれているんだと思うんです。その予防というものを、陸続きだったらま

だやりやすいところもあるんですよ。要は、じゃ塩竈の包括支援センター、「壺番館の2階にあるよ。おいで」って、気軽に来れる方はいいです。だけれども、やっぱり離島等であれば出向いてやるということも必要かと思うんですよ。その中に一緒にさまざまなサービスの事業を、社協さんだったりいろいろ事業者あると思うんですけども、そういったところと協力しながら島ごとにやっていくとか、そういったことというのは今後考えられることなんですかね。その辺ちょっとお伺いをしたいんですが。

○中川副委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 介護予防につきましては、一般のお元気な方の介護予防活動、それからあと先ほど言いました健康診査診断におきまして介護のおそれがありますよとなった特定高齢者の方に対する介護予防、この二つの局面があると思えますけれども、私どもとしましては一般の元気な高齢者の方の対策としまして、介護予防事業としまして、地域の老人クラブ、町内会のご協力をいただきまして、認知症予防教室とか転倒予防教室を開催しているところでございまして、浦戸地区につきましても、全部とは言いませんが3地区、浦戸と野々島と寒風沢地区、3地区で年、定期的にそういったお元気な方の転倒予防教室を開催させていただいております。そのほか昨年までは健康診断やっておりましたけれども、その健康診断の実施ですとか、あと私どもの保健師が訪問指導に参りまして、健康づくりのお手伝いをするというような事業もさせていただいておったところでございます。

なお、ことしから予防健診につきましては、先ほど説明しましたが、従来的一般会計から今度介護保険特会の方に移ってまいりますので、今度私どもの保健師がそちらの方の把握に携わってまいりますわけでございますけれども、その中でできるだけ介護予防のお手伝いをしてまいりたいと考えております。以上です。

○中川副委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 ぜひ平成20年度ですね、いろいろアイデアで、そういう地域要望というのはいっぱいあるんだと思うんですね。そういったものを一つ一つクリアしていけるようなことをぜひご努力いただきたい。それは残念ながら塩竈市だけでは無理なので、各事業所さんにもご協力いただきながら、アイデア出せばいろいろなことができるんだと思うんですよ。ですからそういうことをすることによって、もしかしたらデイのようなね、デイまでいかななくてもそれに近いようなものがあったら実現できるようになるかもしれませんし、そういったアイデアをぜひ市役所の能力を一生懸命活発にさせていただいて、実現を図っていただいて、地域で、住み

なれた場所で元気にお暮らしいただけるような、浦戸とかは高齢化率は塩竈でも先行して高いところですから、そういうところをモデル事業にしながら、塩竈市は高齢者の方々がこうやって生きがいを持って元気に暮らせるような地域づくりをしていくんだということを見せられるような、地区としてモデル的に取り組んでいただければと思いますので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

これで終わります。ありがとうございます。

○中川副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時30分といたします。3時30分です。

午後2時54分 休憩

午後3時30分 再開

○佐藤（英）委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

曾我ミヨ委員。

○曾我委員 私からも特別会計について何点かお伺いしたいと思います。

一つは、介護保険事業特別会計についてお伺いします。

介護保険事業は、保険事業と支援事業と介護サービス事業と、三つに区分されておりますが、全体をまず見通して20年度の予算について深めていきたいと思えます。

まず、338ページ、339ページでございますが、今年度の介護保険事業に当たって、まず9,541万円、前年度よりプラスになった歳入歳出になっております。これをもう1ページめくってみますと、340ページ、介護保険料で1,420万円前年度より多い6億9,170万9,000円の保険料となるものでございます。保険料はことしもまた上がっていくという内容になっているのかなと思えます。

もう一方の、その保険料に基づいてどういった介護サービスが行われていくのかということでは、350ページ、351ページにございます介護給付費でございます。これを見ますと、保険料が上がったけれども、居宅介護サービス、施設介護サービス、介護サービスの計画費もいずれも減額であります。時間の関係上、数字は申し上げませんが、この事業の内訳を見ましてもありますけれども、前年度比として総体的に介護サービスが減っていると。これはどういう内容で減額されているのか、まずお伺いします。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 介護保険事業特別会計でございますけれども、介護給付費につきましては、今般新たに地域密着型介護サービス給付費ということで、2款以降4目を計上しております。ここにつきましては認知症グループホームですとか、認知症対応型のデイサービス、それから小規模多機能居宅介護等が今まで計上されておったわけでございますけれども、今年度新たに29床以下の地域密着型の介護老人福祉施設、いわゆる特養でございますけれども、小規模特養がオープンいたします。特養につきましては従来の施設サービスの類型に入ります関係上、今年度新たに地域密着型サービスとしまして4目を新たに分けたという状況でございます。そうしますと、従来の区分で言いますと居宅サービスに入っております、総体としましては、2月補正と比較させていただきますと、居宅サービスにつきましては2.2%増、施設サービスについては0.5%増、それから地域密着型につきましては44.6%増ということで、ほぼ倍の給付費と見ているというような状況でございます、介護給付費全般としましては増額の予算計上となっているところでございます。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 つまり地域密着型の新しい施設サービスができることによってトータルとしてはふえているということでわかりました。

全体にゼロ、国で改定介護保険事業がやられてからさまざまところでの影響を受けて、今新聞紙上でも言われておりますけれども、そういったことがどういうふうに影響しているのかというふうに思いましたので、この辺についてはまた引き続きですね、塩竈市は割とそういう小さな施設ができた。今まで私たちも要望してまいりましたが、そういった施設ができたことによって幾らか安心して預けられるところがあったのかなというふうには思っております。

もう一つは、356ページ、357ページですが、これは先ほどもありましたけれども、特定高齢者の把握事業が今度新しく入った。去年では84万円ほどでしたけれども、これが1,814万円になった。実は今度の高齢者の医療絡みで新しい健診が導入された。今までは40歳以上から全部検診表が送られて、基本健診からずっとやってきたわけです。それは保健センターを通じてというんですか、保険年金課を通じてやってきたわけですが、今度は特定健診というのは40歳から74歳までの人だけ区切って、しかも介護保険の事業で健診を行うということになると。そうしますと特定健診といいますと、これまでの基本健診と変わっていくのではないのかというふうな懸念も持たれているわけですが、その辺はどのように変わっていくのかお

伺います。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 特定健診でございますけれども、ただいま委員さんおっしゃいましたように、40歳から74歳までの方を対象としまして、従来は市町村でやっていた住民健診を今度は各保険者がやることとなります。ですので、国民健康保険の保険者さんにつきましては、塩竈市の国保の方が対応するという状況となります。

私どもで計上しております特定高齢者把握事業費につきましては、私どものエリアは65歳以上の高齢者の方になりますので、受診される方が別々なところで受診されるのでは大変ですので、受診される方の便宜を優先しまして、同時に実施しようということでございまして、私どもでは特定健診においでになった方で65歳以上の方、当然75歳以上の方も後期高齢者の連合の方から委託を受けることになると思いますので、65歳以上の方で特定健診、それから75歳以上の後期高齢者の方につきましても、おいでになった方につきましては私の方で生活機能の評価を実施させていただくというような内容でございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 今から移行する中での多分幅があるんだと思いますけれども、私ども、健診の内容についてもちょっと心配しているわけでありまして。よくメタボリックシンドロームとかということで、これから健康管理をされていくというかしてもらおうというか、そういったことになるかと思うんですが、この辺もこの事業でやっていくのですか。

○佐藤（英）委員長 木下健康福祉部次長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 特定健診についてお答えをいたします。

特定健診の健診項目でございますが、60歳から64歳の方については基本特定健診、それから65歳から74歳までの方については生活機能評価ということで、基本的に健診項目については一緒にやるということでございます。内容につきましては問診、それから計測等を。計測のうちの身長とか体重、一部が生活機能評価調査に重複する部分でございます。そのほか中性脂肪とか肝機能調査とか代謝系、空腹時の血糖等を検査するという内容となります。以上です。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 介護保険事業では通知をやって、そして健診をすると。だけれども医療分野というか点数の関係というかわかりませんが、保険年金課の方になっていくと、健診の内容は。健診の内容はこちらであれするという事なんですか。その辺がよくわかりません。

○佐藤（英）委員長 木下健康福祉部次長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

今まで住民健診ということで一括してやってございますので、基本的には今までどおりのやり方で踏襲をしたいと思っております。

その費用負担区分ということで、特定健診については国保で負担をするし、生活機能評価については介護会計で負担をするということでご理解をしていただければと思います。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 はい、わかりました。さまざまいろいろな制度が変わる中で複雑になってきて、担当課も大変だと思っておりますが、ぜひ遺漏のないようにやっていただきたいというふうに思います。

それから、地域支援事業についての360ページを見ますと、これは健診と違います。具体的な任意事業であります。これまでも介護保険に今まで市でやっていた独自の施策がこの任意事業に移されたということで問題にしてきたわけですが、実は今年度も前年度と比べて介護支援事業費、任意事業の1ですね、家族介護支援事業費もわずか14万円減っておりますし、その下の自立生活支援事業費も37万9,000円減額になっております。これらの減額についてもまず伺いたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 紙おむつ支給事業ですとかにつきましては、従来、国の補助事業で75%ほど国・県の補助。市の一財持ち出しは25%という形でやっておりましたけれども、18年4月からの介護保険制度全般の見直しによりまして補助事業が廃止されまして、その18年度から地域支援事業という枠組みで行うということになったところでございます。これにつきましては1号被保険者の方、65歳以上の方の被保険者の保険料を19%、その中から負担いただくというようなこともございまして、やはり国あるいは他の自治体の動向等を踏まえまして、準拠した形で見直しをさせていただいております。

それで、昨年から今年度につきましては、直近までの利用状況を踏まえまして、これは一般会計からの負担もございまして、実績ベースに合わせた今現在では予算要求させていただいているところございまして、もちろん年度途中で利用者がふえるような場合には、その後、補正等で対応させていただきたいと現時点では考えておるところでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 要望がふえればというか、需要がふえればふやしていくんでしょうけれども、新年

度に当たってはまたこの部分についても減額されて、どんどん先細りしていくという感を否めませんので、この点については、これからもずっとこういう形でいくんでしょうけれども、やっぱりこれは指摘しておきたいというふうに思います。

それから、376ページからは介護サービスの勘定ということになりますが、とりわけ378ページに至っては予防給付費なんですけど、これも309万円減額の予算であります。これについても伺っておきたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 高橋課長。

○高橋介護福祉課長 昨年の19年度当初予算におきましては、地域包括支援センター1カ所で塩竈市全域を担当しておりまして、この勘定につきましては、要支援と認定された方に対する介護予防のプランでございますけれども、プランづくりの収入を見込んでおりました。昨年9月から3カ所体制ということで、北部地区・西部地区につきましては、委託先の事業者の方で介護予防のケアプランを担当することになるというようなことがございまして、本年度は実態に合わせまして、西部・北部で請け負う部分の収入が減となってあらわれているというような形で、こちらの市で持っております勘定については減額の予算計上となっているところでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 今も説明ございましたけれども、いろいろ要素がございますけれども、全体として介護保険料は年々上がると。ところが介護サービスの方は、給付費もそうですけれども、いろいろ最後の介護サービスが新しい地域密着型にかわった部分もありますけれども、全体としてサービスが低くなっているというふうに思います。

一つ、介護保険で、最近ですけれども、ヘルパーさんの仕事についていろいろな制約が入る中で、厚生労働省もこういうことがだんだん問題になってきて、いろいろ取り扱いについて通達が来ていると伺っておりますが、個別の具体的な状況をちゃんと踏まえて、家族がいてもちゃんと周りを見て対応するようにという通知が来ているというふうに新聞紙上で見ているわけですけれども、市町村にも同じような通達が来ていると思いますし、その点では、管内のこういった介護における事業者さん、あるいはケアマネジャーを含めてきちんと共通した認識しているのかどうか、その点だけ伺っておきます。

○佐藤（英）委員長 高橋課長。

○高橋介護福祉課長 介護保険のホームヘルプサービス、訪問介護サービスでございますけれど

も、ホームヘルプサービスにつきましては二つの類型がございまして、身体介護とそれから生活援助という二つの類型から成っております。身体介護につきましては、食事の介護ですとか入浴、排せつ、あと身体の介助ということでございまして、こちらについては軽度の方でも皆さん利用できるという形になります。ただ、生活援助につきましては、内容としては調理あるいは掃除等でございますけれども、利用者が単身、あるいは家族が障害や疾病などのために本人やご家族が家事を行うことが困難な場合に認められるという制度になっております。

私どもとしましては、状況を踏まえまして対応することになっておりますので、事業者さんにも取り扱いについては例を示しまして、研修会等で周知の徹底を図っている、統一的な対応を図っているところでございます。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひ混乱を招かないように、しかもいつも言いますけれども、やっぱり介護を受ける方が安心して介護を受けられるような状況をきちんと行政の方では指導を徹底されるようにお願いしておきます。

続きまして、後期高齢者医療制度について伺いたいと思います。

後期高齢者の関係では、議案第21号、これは設定をする条例で、特別会計の条例であります。それから議案第26号、これは後期高齢者の医療に関する条例。そしてそれに対する予算、議案第40号平成20年度の後期高齢者医療制度の特別会計予算というふうになっております。

予算書の方から伺っておきたいと思いますが、まずこれは新しい制度であります。406ページから予算も計上されておりますけれども、介護保険料、これが4億3,135万2,000円の新たな保険料ということになりますが、これは委員会でも説明されてまいりましたけれども、現在、国保とかあるいは健保に入っている方、75歳以上の方のお年寄りはずべて新しい後期高齢者医療保険で保険料が徴収された分がこれに入ることになるかと思えます。それで、後期高齢者の保険料、大変高い保険料であり、しかも今まで保険料を一回も払っていない方もよかった方も個別にそれぞれ保険料を払わなければならないと、そういう仕組みだというふうに受けておりますが、それでいいのでしょうか。

○佐藤（英）委員長 木下健康福祉部次長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

4月から75歳以上の方を対象といたしました後期高齢者医療制度が創設をされます。今おっしゃられたように、保険料につきましてはお一人お一人すべての方がご負担をいただくという

ことで、若い世代の方、それから高齢者お一人お一人、すべての世代の方が公平に負担をしていただくということで制度化されたものでございますので、ご理解をしていただければと思います。以上です。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 理解というか、これが最近、非常に大変な問題になっておりまして、今国会、衆議院には、4野党がそろってこれを廃案にする議案を国会に出しております。私も施政方針でも質問をいたしましたけれども、議会の中、2月ですからまだ議会が始まったかどうかのあたりに、ようやく後期高齢者に伴う診療報酬が出てきたと。

ここに院長さんもおられますけれども、後期高齢者保険制度によって本当に世界でも類例のない、一人一人の命は同じ重さだと思うんですけれども、医療制度によって診療報酬が変えられると、それから診察というか内容も変えられるというふうに伺っておりますけれども、院長先生はどのように受けとめているのでしょうか、お伺いします。

○佐藤（英）委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 診療報酬につきましては、概要は終わっていますが、まだ詳細はつかめておりませんが、医療側としましては特に後期高齢者に、年齢にかかわらず今までどおり最善の治療をしていくことで変わりはないと思っております。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 間もなくきちんとした通達が来ると思うんですけれども、医療界、医師会含めて、この後期高齢者の医療制度は大変なものだと。世界でもこんな医療に区別をつけるということはないというふうに大きな運動に今なっております。そうした中で、今度の予算でありますし、条例でありますけれども、例えば今度の介護保険料、これは2年間だけであって、これからまた、さらに軽減措置はなくなり、しかもお年寄りの負担する部分ですね、保険料の負担する部分が、高齢者がふえればふえるほどパーセンテージが上がっていくという仕組みではないのですか、伺います。

○佐藤（英）委員長 木下次長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

保険料につきましては、おおむね2年間、医療費を推計いたしまして、宮城県ですと、宮城県内の医療費の推計をしながら、それぞれの所得状況等を勘案して保険料率を広域連合で定めているということでございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 それは、今回のやつは広域連合で決めました。ただ、これからね、今回はこの保険料でいくんでしょうけれども、2年間たったら、高齢者の人数だとか医療費の増嵩によって保険料がまた上がっていく状況になるのではないかというふうに伺っているんですが。

○佐藤（英）委員長 木下次長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

後期高齢者、運営する際には保険料の利用率等も勘案しますので、基本的な、2年間運営できる保険料率ということで、20年度決定をされております。

今後、後期高齢者医療制度を運営する上でも、毎年毎年、その後の医療費の動向等を踏まえながらの見直していくということでこの制度が運営されるということでご理解をいただければと思います。以上です。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 いずれ、いろいろ新聞紙上でも、今は高齢者の方が負担するのは10%だと。これが、さっき私が言いましたように老人がふえたり医療費がふえると10.5%になり、11%になり、12%になって、際限なく保険料が上がるものだと。しかも今までの老人医療では、保険料が払えないというところであっても資格証は出さなかったと。これはお年寄りの命をちゃんと守るという点で、なかったと思うんですが、今回はそういったことで守られるんですか。いかがですか。

○佐藤（英）委員長 木下次長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 資格証のお尋ねでございますが、基本的に資格証、後期高齢者医療に法的に明記をされてございます。基本的には1年間納付されない場合については資格証を発行するというような法の規定がございます。

ただ、これはあくまでも被保険者との接触の機会を確保しまして、それぞれ被保険者の生活実態の状況を把握するという意味で、機械的な発行をするものではございませんので、その辺を十分ご理解をいただければと思います。

○佐藤（英）委員長 曾我委員。

○曾我委員 そのお言葉はね、国保のときも機械的じゃないというふうなお話を何度も聞いておりますけれども、結局お年寄りの方が保険料を払えなくなればそういった流れになっていくと。今まではその人たちは資格証明書を発行されることはなかったわけですがけれども、本当にひど

い保険制度だと言わなければなりませんから、その点では市町村での対応というのは非常に大事になってくるかと思えますけれども、ぜひこうしたお年寄りから保険証を取り上げることをないように対応していかなければならないということを指摘しておきます。

よくですね、一般的に医療費は高いと、だからしょうがないんだと。お年寄りも多くなると、だからしょうがないんだとって負担しなければならないというのは、よくちまたで出される言葉であります。しかし先進7カ国のGDPに対する医療費の支出を見ましても、日本が一番低い。お医者さんの問題も言われていましたけれども、そういった医療を取り巻く状況に対する、要するに社会保障に対する国の予算が物すごく低くなっていると。例えばアメリカでは15.3%、これを医療費にやっているのに、日本は8%しかやっていないんだと。本当に7カ国で最低の国になっていると。しかもそういう状況の中で、今回は8億円をさらに圧縮しようと、そういう中で窓口の負担の引き上げ、保険料の引き上げ、こういった医療費の抑制をするというのがねらいでありますから、そして自治体の負担もますます際限なく負担がふえていくと。これはですね、廃止するしか道はありません。そういう立場でこの予算案、条例に反対するものであります。以上であります。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 ただいまは質疑の中で自分の意思を表明したことから、真摯に受けとめていくことが必要だというふうに思っております。

それでは、海辺の賑わい地区のかかわり、区画整理の関係で、先ほど中川議員が質疑しましたので、それについて引き続いて触れさせていただきます。

No.16の7ページのところで、財政関係ですね、要するに区画整理の賑わい地区のかかわりの中で、14年から23年までの財政見通しで一体どういうふうにお金が流れていくのかと。だんだん残された期間、あと4年間になっていますからね、ことし含めて、いろいろそういう点では関心の的が大きくなっていると思います。

私ははっきりとここで確認しておきたいと思うんですが、要するに7ページのところには上段の表と下段の方がありますが、事業費として、45億6,000万円のうち国庫補助として来ているのが14億5,600万円ですと、合わせますとね。先ほど中川議員が聞いた数字とそれからこの表の数字を入れると14億5,600万円ということになりますね。そして地方債は20億円ですと。そして公共管理者負担金として1億6,200万円。あとは一般財源として9億3,600万円。これが主な財政の流れですよということで間違いありませんね。

○佐藤（英）委員長 茂庭建設部次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 14年から23年までの計画上の財源配分としては今ご指摘のとおりであります。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 そこでですね、今回は一般会計から1億何がしが出されておりますが、地方債の関係でお聞きしたいんですが、地方債の支払い関係がどういうふうにされるかというのは上の表で、公債費としてね、14年から23年までのプラスしますと4億6,600万円だということを出ているわけですね。お聞きしたいのは、20億円の市債を、それは借りる年度が違ってきますから、最終的に何年の支払いになるのか、最後のところですね。そういうのもあるでしょうし、総体的にはその分の利子の関係も支払い関係で当然出てきますね。ただ、それが交付税で見られるとかいろいろ出てくるのかもしれませんが、その辺のところ、上の表でちょっと確認しておきますと、通常費の1億3,000万円、これは2分の1だというふうにお聞きしていました。それから交付金の合わせた15億円については55%ぐらい……、違ったかな。まちづくり交付金が55%で、交付金の方が2分の1で、通常の方は丸々来るということですか。この辺の兼ね合い、もう一回説明していただければありがたいです。

○佐藤（英）委員長 茂庭次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 通常費と申しますのは、一般的な国庫補助金でありまして、おおむね2分の1が国庫金として充てられます。交付金事業と申しますのはおおむね、これも10分の5.5ということになります。それからあと、まちづくり交付金事業の方なんですが、これは50%相当のものと、市からの提案事業といいまして独自の部分がありますので、総合的にはこれが大体平均して40%弱ということになるろうかと思えます。

補助金関係としては以上ですが、それから公共管理者負担金というのは、国道分の用地費相当ですので、一応国庫金扱いということになってございます。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 そこでお聞きしたいのは、例えば交付金として15億5,400万円とあると。これの55%が交付金として見られますよと。そうしますと、残りの分はどういうふうな支払いの方法になるのかということになりますね。これが起債になるんだらうというふうに思うんですが、けれども、そういった形で下の表ができ上がってきているというふうに理解しているんですが、いいですか、それで。

○佐藤（英）委員長 茂庭次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 まず、一般的な形ですけれども、国庫金のそれ以外の部分です。ね、一般的に補助裏といいます。が、これに制度的に地方債が自動的に発行されていくという仕組みはありませんので、その年度、その年度で財政当局の方でお願いして、その年の負担を軽減化するために13年くらいの償還の地方債を発行させていただくという形になっております。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 そうしますと、財政の見方では下の表が一番わかりやすい、正確な表だというふうに理解するわけです。そういう点で、賑わい地区と称するところに区画整理事業を進めているわけですが、その中に一般会計から9億3,600万円入り、さらに20億円の起債が入ることだと思っ。うんですね。そして国の負担が合わせて16億円のお金が入っているというふうに思。うわけですが、そこでですね、やはりこうした事業が本当に当初求められた計画との兼ね合いでどうなのかということは私どもは依然として持っているわけです。そういう点でもう一つ確認しておきたいのは、今回の仮換地は先ほどの質問の中で明らかになりました。残っているところが幾らというのはわかりました。それで家屋の移転補償ですね。仮換地にはお金かかりませんから、家屋の移転補償とか道路とか公園とかですね、公共的なものでやらなければならない部分の事業費がどういうふうになっているのか、それだけお聞きしておきたいと思。います。

○佐藤（英）委員長 茂庭次長。

○茂庭建設部次長兼都市計画課長 16番の資料7の19年度から23年度までの事業費という中で、ここの中に道路の事業費でありますとか、それから家屋の移転補償費等がすべて入っておりますので、総体的にはこういった財源といいますか、事業種別を用いて、23年度までに移転補償を行いながら実行をしていくということになってございますが、ここから先は、23年度で大体の工事費が終わってまいりますので、あとは移転関係の宅地の整地工事というものが若干残ってくると思。っております。あと最終年度に一番東側の公園をつくりますので、その部分の工事費が若干残ります。

詳細については手元に持ち合わせないので、失礼いたします。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 詳細の数字は後でまた、別な機会があろうと思。いますので、そのときにお聞きしておきたいというふうに思。います。

それでは、次の分野で、国民健康保険についてお伺いいたします。

私どもは、国民健康保険は社会保障の立場で対応すべきだというふうに考えております。まさに市民の命、暮らし、しっかりと守っていく上で、特に命を守る上での国民健康保険の役割が大変重要になってきております。

そういう点で、国民健康保険のかかわりで資料もいただきました。最初に、時間も余りないものですから、せつかくの資料です。No.16のですね、これは17ページからずっと出ていますので、それでやりたいと思います。

先ほどの曾我委員の方から、結局滞納のかかわりのところで資格証明書なるものが……、そこまでは言っていないか。資格証明書発行、あるいは保険証がもらえなくなる事態、いや、資格証明書の発行でした。それは国保で言えば19ページに出ております。何と資格証明書は170世帯ということで……、いやいや、895世帯ですね。あっ、いいんだ。失礼、資格証明書発行が170世帯に19年度はなっております。17年度から資格証明書というのは発行されるようになって、84件、そして18年は118世帯、19年は170世帯とどんどんふえてきているんです。

私が言いたいのは、この170世帯の方々、病院に行けば窓口で10割を出さなければ病院にかかれぬ。保険料の払えない方が病院に行って資格証明書を出して受診するということが、本当にそういう意味ではなかなかできにくいというのは当然ですね、だれが考えても。そういう点では、どうしても行かなければならないとなれば、それこそサラ金やそういうところから借りて行くかもしれない。そういう事態をつくらぬようにするためにも資格証明書の発行はすべきじゃないということも国保の方でも、それからさらには先ほどの後期高齢者の医療費のところでも述べているということですので、それはしっかり受けとめていただきたいというふうに思います。

塩竈市の保険料が高過ぎて、佐藤市長になって、16年、17年と2カ年間値上げしたことがどれほど市民にとって大変だというのがあらわれてきているわけですね。そこでお伺いします。まず、今の滞納の分がね、実はここですと19ページに国保の……、これは違うな。滞納の世帯、18ページに滞納の状況が出ております。今、滞納は、実際金額でどれくらいになっていますか。

○佐藤（英）委員長 星税務課長。

○星税務課長 国保の分の滞納、約9億円ぐらいございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 それは18年度の時点の決算じゃありませんか、9億円というのは。19年度は、

まだ収納している段階ではありますけれども、今の状況から考えると、10億円を超えるのではないかと見られていますが、いかがですか。

○佐藤（英）委員長 星税務課長。

○星税務課長 昨今の状況ですと、そのような予定もされると思います。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 どんなに高いかというのは後から触れるにしましても、滞納のせつかくのページですので、18ページのところで、ゼロ円のところでも滞納が590件あるというんですね、590世帯。所得金額がゼロのところですよ。所得金額100万円のところで492世帯、200万円以下のところで683世帯。もうここだけで1,765世帯。19.3%ですか、17.5%というのがあるから。そういう意味でね、約2割のところの人たちがまずここだけでも滞納になっている。しかも総計でいっても2,543世帯が滞納だと。国保の世帯は1万1,858世帯ですから、21.4%の滞納になっていると。国民健康保険に加入している2割の人が滞納の状況にあるということです。もちろんこれは分割して納めてきたりとか、そういうのはありますし、みんながみんなというんじゃないかもしれないけれども、しかし深刻だということですね、中身は。

私はそこで、ゼロ円が590世帯もあるというのは、数字との関係でどこかに出ていましたね。前のページの17ページ見てください。ゼロ円の人が塩竈で3万3,641円なんです、平均ですけどもね。実際には、なぜこうなるかと。恐らくゼロ円の人には7割軽減・5割軽減・2割軽減の7割ぐらいには入っているのかなというふうには思うんですけども、そういう意味では均等割・平等割のところだけで5万8,000円ですからね。そういう点で、ここが大きく、こういうところを見てもゼロ円のところで590件も滞納者が出るというのは一体どういうふうに見ていますか。これは軽減措置がとられた後だと思うんですけども。

○佐藤（英）委員長 木下次長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 答えをいたします。

17ページの表をごらんいただきたいと思います。本市の税率が上の方に載ってございますが、確かに所得割の部分は県内では若干高い方でございますが、均等割・平等割につきましては、県内さほど高くない状況でございます。ゼロ円の部分をごらんいただければ、塩竈市の分は3万3,641円でございます、平均。他市と比較しても、下から5番目ぐらいの水準になってございます。これは基本的には本市の国保税の体系がこれまで所得割の比重に加重がかかっていたという税体系がございます。均等割・平等割、いわゆる応益部分を低く抑えて応能割を高くし

てきたというこれまでの経過がございます。これらを17年度の収支改善の見直しの中で是正をさせていただきますして、応益の部分を引き上げさせていただいているという傾向がありますので、ご理解をしていただければと思います。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 確かにゼロ円では、お隣の多賀城市さんと比べると6,900円ほど安いですが、ここの分はね。あとは全部高くなっていくという状態ですね。

それで、私がお聞きしたいのは、ゼロ円のところは法定減免はされているんでしょう。それを聞きたいです。

○佐藤（英）委員長 木下次長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

所得ゼロの方は、基本的には7割軽減。それからある程度所得がふえてきますと5割・2割のそれぞれの法定の軽減がございます。以上です。

○佐藤（英）委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう意味でね、軽減がされて3万3,641円を、これは平均ですから、皆同じ金額になるかなと思いますが、590世帯もあるということですね。この現実をどういうふうにとめていくかということですよ。だから7割・5割・2割の法定軽減だけでは対応できなくなってきている。それでも納められない人がいるからそこ、塩竈市の自主的な軽減措置が必要だということで、私たちは長いこと口をすっぱくして申し上げてきたことです。

それで、17ページの表を見てください。塩竈がね、何とこれを見ていると、全く本当に大変だと思うんですが、100万円未満の人で12万9,000円ですね。そしてから200万未満だと259万円。200万円から300万円未満が384万円というふうになっていきます。失礼。失礼。100万円未満が12万9,000円ね。200万円未満が25万9,000円、300万円未満が38万4,000円。それでね、ここで500万円未満になると最高の56万円なんですね、塩竈は。お隣の多賀城市さん、53万円です。お隣の多賀城市さんが56万円になるのには、所得課税が700万円以上、800万円未満です。こういう開きが出てきているんです。ですからその結果がどうなっているかといいますと、18ページのところに、本当に所得が多くても滞納者が多くなっていくというのがこの状況の中に出てくるわけですね。もはや国民健康保険については、本当に市民が安心してかかれるような制度にしていく上で、市も苦しいと思いますよ。だけれども、ここをやっぱり一緒に市民の立場に立って考えていただかなくてはならないんじゃないかというふうに思います。

時間がないので、次に進みます。

それで、今度、葬祭費が議案の中でも、タテ議案の中でも出ていましたね。8万円から5万円に減らすということで出されております。私は言いたいんですけども、今、葬祭費が安くなっているのかということですよ。年々葬祭費も上がっています。そういう中で、ささやかに今まで本当にいろいろ給付を何とか8万円にしようということでやってきたわけです。それをここで5万円に何で下げる必要があるのかということです。これは時間もありませんので、後で答弁をお願いしたいと思います。なぜ5万円に下げなければならないのか。

今回の予算で、実は750万円が組まれております、葬祭費としてね。これは恐らく74歳以下の方の葬祭費として組んでいる分で、あとは後期高齢者のところで組まれているんでないかと思うんですが、要するに何が問題かということ、後期高齢者医療制度ができたことによって広域になった。そのことによって8万円を5万円にしたというように、私はそういうふうな状況になってきたんでないかというふうに思うわけですが、そういった点でのご回答をひとつお願いしたいというふうに思います。

それから、後期高齢者医療制度ができたことによって6億7,600万円、これを支援金として出すんですね。これは前段で、実は国保料の今回15億円組まれておりますが、4億4,000万円減額になっています。これは説明の中でもたしか5,600人の高齢者の方が後期高齢者に移ると。だからその分、保険料が入らないので、その分を移しますということで15億円の予算になったと思うんです。一方では老人保健が10億円組まれていた、19年までは。だけれども今回は2億円になりましたと、後期高齢者に移るので。その関係で出されているようですけども、そういう点では、後期高齢者の支援金6億7,600万円というのは、新たな分野で国民健康保険から出ていくわけですよ。だから当然、保険料が足りなくなるという状態が目に見えてきているわけですね。そういう点で、そういう一連の取り組みに対してどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 木下健康福祉部次長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 最初、葬祭費についてお答えいたします。

葬祭費につきまして、国保現金給付ということで、現金給付には出産育児金と葬祭費、二つがございます。健康保険法が18年の10月から、出産育児金については35万円ということで改正をされました。その際、葬祭費につきましても、全国の国保の水準が5万円ということで、健康保険法等では5万円に改定をされてございます。

出産育児金については、18年10月から既に本市の国保でも改正はさせていただいておりますけれども、葬祭費についてはこれまで経過措置ということで据置きにさせていただいた部分がございますが、基本的に現金給付については健康保険法との均衡を図るという部分が必要だと思っておりますので、健康保険法の水準に合わせて5万円にさせていただくものでございます。

それから、支援金につきましては、後期高齢者医療制度ができますので、国保として高齢者医療制度に負担をする部分がございます。これが6億7,600万円、20年度でございます。この分につきましては若年層、いわゆる国保の加入者が高齢者医療に基本的に負担をしているという部分を明確にするという意味で、新たなこの部分の税率を設定させていただくこととなります。今回はご提案させていただいておりませんが、新たにこの分につきましてご提案をさせていただいて、国保税につきましては従来の医療分と介護分から、医療分・高齢者支援分・介護分の3区分に20年度以降についてはなる予定でございます。

これまで医療分につきましては老人拋出金、いわゆる老人医療制度に拋出をした分と医療分を合わせて総括として医療分として税率を設定してございましたが、これを今回見直しをさせていただくということで、これからは医療分・高齢者支援分・介護分という3区分ということで進めさせていただければと思っております。以上です。

○佐藤（英）委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 これからは後期高齢者が始まるということで、これは既にご存じのとおり2006年に医療法改正ということで、自民党、公明党が強行採決して決められたものです。その一つとして後期高齢者保険というのができ上がったわけですね。結果的には各保険にも大きな影響を与えるだけじゃなしに、先ほどありましたように、本人が保険を納めなければならないという事態にもなっている。そういうことの中で、私は国保に与える影響もかなり大きいと思っております。それだけに、先ほど前段申し上げました10億円からの滞納が生まれるというこの事態、それは本当に努力しているのはあるんですよ、皆さんの中で。分割したりして、何とか工夫してやっていると。窓口に来る方々はまだいいんですけども、そうでない方々に対しての対応もいろいろ考えなくてはならないというのは当然やっていることであろうと思っておりますが、私は市長にここでお聞きしたいんです。こういうふうな状況の中で、やっぱり法的な軽減措置、これは塩竈市では2億円ほど予算化しております。これは法的な軽減です。しかしそれだけではもう間に合わないという実態、間に合わないじゃなくて、滞納者がどんどんふえてきているという実態。こういうことを見たときに、払いやすい状況というのを考えていく上で自主的な軽減

措置というものを市で考えられないのかどうか、ぜひここで答えたいと思います。病気になったとか、収入が1年前と比べて半分に減ったとか、そういうのがあるんですよ。ところが常に恒常的に収入がない人、この方々が救えないんですね。そこに対しての軽減措置が必要だろうと思いますので、その点について、市長さん、お考えないんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 今、この国の社会保障のあり方については国会でもさまざま議論されているかと思っております。これから先、まさに日本全体が成熟社会をたどっていくわけでありますので、こういった社会保障制度がどうあるべきかということで、さまざまな模索をしている時期だと思っております。

そういった中で、先ほどの後期高齢者医療制度、宮城県におきましても広域連合を設立し、県内のすべての自治体が参加のもとで新しいスタートを切るわけであります。私も議会にお願いをいたしまして、このことにつきまして塩竈市も参加するという意思のもとで今回初めて来年度、20年度からスタートをいたすわけであります。

また、国民健康保険制度につきましてもさまざまな議論があるかと思っております。一方では国民健康保険税じゃないほかの制度を活用されている市民の方々も数多くおられるわけであります。そういった方も平等であるべきだということの一つあるかと思っております。例えば国民健康保険だけが税の中からさらなる負担をして一定程度の支援をするということだけでは私は済まないのではないかと。あるいは、本当に私も恐縮いたしておりますが、本当に乏しい国民年金の中から一生懸命払っていただいているの方々もおられるわけであります。社会保障制度というのは、権利を主張される部分と義務を果たしていただくという二つの部分で初めて成り立つのではないかなと思っております。

さまざまな課題・問題あります。私どももそういった方々と真剣にお話し合いをさせていただきながら、塩竈としてどういった制度が一番望ましいのかということにつきましては、私どもも真剣に考えてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 嶺岸淳一委員。

○嶺岸委員 私の方からも質問をさせていただきたいと思っております。

資料No.16に示された組織図の見直しですね、3ページ。それで水道部の方が大分変わっているのかなというふうに見ているんですけども、変わることでどういったメリットが生

じるのか、教えていただきたいなと思います。

○佐藤（英）委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部総務課長兼経営企画課長 今回の組織改正につきまして、浄水課と工務課を統合する目的といたしましては、先ほどご説明させていただきましたが、経営の効率化と、統合することによってより浄水場含めた水道施設の維持管理の強化が図られるものというふうに考えております。さらに、現場研修等も繰り返し行いながら、安全性が保てる水道事業の構築に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○佐藤（英）委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。今課長の方から安全性が保てると、こういうことをお聞きしたわけでございます。私はこのことについて、平成7年にここに来てから3回ほど、浄水場のセキュリティという問題で質問してまいりました。そこでお聞きするものですが、まず、資料No.11の薬品費、1,563万5,000円。前にだれか、薬品の効能についてはわかったんですけども、1,563万5,000円、この契約は1社から一括で購入しているのでしょうか。まず、その辺教えていただけますか。

○佐藤（英）委員長 尾形総務課長。

○尾形水道部総務課長兼経営企画課長 この内容につきましては、それぞれ薬品の目的が異なりますので、それぞれの薬品ごとに競争入札によって契約しております。

○佐藤（英）委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 競争入札ということは、一般競争入札ですか、それとも。その辺ちょっと詳しくお願いします。

○尾形水道部総務課長兼経営企画課長 指名競争入札でございます。

○佐藤（英）委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 はい、わかりました。

そこで、この金額ではちょっとわからないんですけども、3種類の薬品の購入数量というんですか、どのぐらい1年間で買うものなんですか。リッター数かあるいは容量ですね、教えてください。

○佐藤（英）委員長 黒須水道部浄水課長。

○黒須浄水課長 水量ですけれども、20年度に関して……、申しわけございません。若干お時間。

20年度で、ポリ塩化アルミニウムに関しましては20万キログラム、それから次亜塩素酸ソーダが9万5,000キログラム、それから苛性ソーダが8万5,000キログラムの予定をしております。

○佐藤（英）委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 この納入は、月ごとに大体平均的に割って納入されるんですか。

○佐藤（英）委員長 黒須浄水課長。

○黒須浄水課長 大体同じ量で納入しております。

○嶺岸委員 そうすると、端的に言えば12分の1で計算すればよろしいですか。

○佐藤（英）委員長 黒須課長。

○黒須浄水課長 19年度途中でありますけれども、ポリ塩化アルミニウムに関しましては毎月大体同じ量で入れております。それであと次亜塩素酸ナトリウム、この辺はほぼ毎月なんですけれども、使用料の実態でずれが生じて1カ月空白が出る部分。要は月末に頼んだり、頼む時期で注文が抜ける時期があります。ただ、ほぼ大体毎月という形になっております。

それから苛性ソーダですけれども、苛性ソーダに関しましては約2カ月に1回くらい。この辺は水質の状況で、苛性ソーダを入れるか入れないかという部分がありますので、ばらつきが出てきます。以上です。

○佐藤（英）委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。それで、どなたかが質問されて、この管理はしっかりなされて、施錠かけて管理されていると、こうお聞きしました。ぜひしっかりと管理していただきたいと思えます。

そこで、気がかりな点がちょっとあるんですね。気がかりな点というのは、あの浄水場の周りのフェンス、モルタルのですね、それから網のネット、それでセキュリティーが保たれるのかどうかと。前も言ったんですけれども、この機構改革するによって、あるいは常時いる人がいたと仮定するわけですね。あるいは巡回で保安のために回っていると、こういうお話も聞いたんですけれども、その辺の方は大丈夫なんですか。

○佐藤（英）委員長 黒須課長。

○黒須浄水課長 セキュリティー対策ということで、今委員がおっしゃった部分、東側から北側にかけてネットフェンスがある部分だと思います。それで、北側に関しては今のところ、大分古くなってきているという部分はありますけれども、2メートル弱ほどの高さがあると。ただ、東側に関しては1メートルほどの高さしかないということで、今年度、20年度、東側の低い部

分、約270メートルほどをネットフェンスの更新を予定しております。

○佐藤（英）委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。

それでは、もう1点お聞きしたいんですけども、浄水場に入っていくときフリーパスでいつも入れるんですけども、その辺の管理はどうしているのでしょうかね。

○佐藤（英）委員長 黒須課長。

○黒須浄水課長 これは昨年、18年度に門の入り口に検知器というか、赤外線センサーつけてまして、その辺で入ってくる人の監視はしております。

○佐藤（英）委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 私、四、五回ほど入っているんですけども、それで感知されて「どうですか」と言われたことないんですね、残念ながら。だから大丈夫なのかという感じがするんです。

それで、私自身が個人的に仙台市の浄水場、3カ所回ってまいりました。一つは仙台市の茂庭人来田にある浄水場。もう一つは、地域的にちょっとわからないんですけども、国見とか伊勢吉成、あれは葛岡になるかちょっとわからないんですけども、そこに1カ所。それから塩竈市の送水管が通っている青葉区の芋沢、ここに行ってみりました。どこの箇所も入れません。私はちょっと見学したいなと思って、私たちの知っている議員さんに電話して、何とかそこを入れてほしいということで連絡して、そこに入るだけで約1時間20分かかりました。それだけ、より安心して安全な水を供給するために、セキュリティは完璧になっている。どこからも物が一つ投げられないような状況になっているのかかわらずですよ。

うちの基幹産業である水産業の方々の給水、これがとまったら大変なことだと。こういうこともあわせて、機構改革の中でまた統合された場合、それから門の施錠の問題、この辺を私は心配でならないんですよ。それで試しに石を投げてみました。わかりませんよ、あの北側から投げても。それは一市民の方と一緒に投げてくださいと言われてましたよ。それで大丈夫かと。万が一のことを考えたら、今、何起きるかわからない世の中ですから、ぜひこの機構改革の中でそういった予算づけ、きちんとやってほしい。こうしなかったら大変な問題が起きて、それこそ「何やっているんだ」と。それこそ営業補償の問題から、いろいろな形で補償の問題が出てくると思うんですよ。その辺しっかりと考え方とか、あればお答えしていただきたいなと思います。

○佐藤（英）委員長 佐々木水道部長。

○佐々木水道部長 浄水施設の安全管理という部分で、今いろいろご意見をいただきました。今回の組織改正とあわせてというお話でございしますが、我々先ほど申しましたように組織改正という形は別の視点でのとらまえ方をしておりますので、それとは別にやはりそういった我々飲料水の施設を預っているということで、万全の体制を構築していかなければならないという部分は一方では持っておりますので、なお今後その辺についてはセキュリティー対策の充実に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をお願いします。

○佐藤（英）委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。よろしくをお願いします。

最後にですね、当局の方から、どなたかの答弁の中で、浄水場は近い将来、民間委託も考えていく方向であるというような答弁をなさったと思うんですね、田中政策課長さんですか、そういった話が、ちょっと勘違いかどうかわからないんですけども、その辺のお考えはどうかね。機構改革の中で、そういったものも踏まえてやっていくのか、あるいは完全にそのところで、例えば水道部だったら水道部の中できちんとやっていくのか、その辺は切り離すのか、近い将来ですね、そのお考えを聞きたいなと思います。

○佐藤（英）委員長 佐々木水道部長。

○佐々木水道部長 浄水場の民間委託に関しましては、当面私ども運転監視部分の業務委託というふうにとらまえて現在検討しております。ただ、なかなか今その手法について若干苦慮している部分もございしますが、なおこの辺については早急に進めていく必要があるというふうに認識をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤（英）委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。その辺もしっかりととらまえながら、安全性ということを考えればこれでいいということはないんですね。二重にも三重にも安全性を高めて、市民が安心されるようにしていただきたいと思います。

あわせてですね、話は変わりますけれども、先月の雪の中、登米で事故があつて、あの寒い中、塩竈の給水車が2台応援に駆けつけて本当にご苦労さまです。私たちの同僚議員から「塩竈の議員さん、ありがとうございます」と電話が入りました。本当にうれしかったのだと思います。これにつけても全力で頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 済みません、時間が来ましたので、質問させていただきます。

まず、交通事業、188ページから197ページの間で、基本的に市からの繰り入れが1,257万円が多く昨年よりですね。そして今回は8,099万4,000円ですが、浦戸の高齢化率とか大変厳しくなっている中、今回の予算の中で64万5,000円の事業収入アップを書いています。その辺の、高齢化率がばんばん上がっていった事業収入が伸びるというのは、何回も浦戸に関して質問している中で、ちょっと無理があるんでないかなど。それとも市長さんが常々言っているいろいろな人口の交流をするために、そういうんで呼ぶんだよというのかわかりませんが、主なる事業を計画しているのか、それともどういう事情で、事情って、上がることは結構なんですけど、その辺のことをちょっとお考えをお示してください。

○佐藤（英）委員長 佐藤浦戸交通課長。

○佐藤浦戸交通課長 20年度の運賃収入の見積もりについて簡単に説明させていただきます。

交通会計の安定を図るためには、運賃収入の確保、これを進めていかなければならないとしまして、資料の191ページの上の方をごらんいただきたいと思いますが、委員さんが言われましたように、高齢化が進んで人口も減っている中で、島民の方の乗船率というのは年々下がってきておりますが、とってこのまま乗船者を少なく見積もるということではできないと。それで、普通乗船料については、19年度と比べまして2,400人ほどの増を一つの目標として、金額として6,159万円ほど。また、団体乗船料についても19年度と比較しまして1,000名増の7,600人ほどを見込んで336万円ほどということで、合わせて3,400人ほどの増を一つの目標として計上したものであります。ただ、貨物の託送料、4番目に書いてありますけれども、ここ数年、減っている状況がありまして、トータルとして前年として64万5,000円増の9,600万円ほどの予算を計上させていただいたということでございます。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ努力してください。

そして私はね、逆に言うと8,099万4,000円のいわゆる繰出金、一般会計から出しますね。それ5万9,000人の人口で割ると、1人当たり1,380円なんです。という、逆に言うと、市長さん、考え方としてね、市民1人に浦戸の一往復の乗車券をぜひプレゼントしてほしいと思います、無料で。そうすると、家族で一回行かればリピーターが必ずふえて、それでいいんでないかなど。同じ税金、市民の皆さんの税金1人当たりにして1,380円出してやって、市民の恩恵として、乗車券1枚ずつやると。それで利用してもらって、リピーターをふやして、結局

は浦戸のよさをわかってもらったり、浦戸交通をですね、ついでに多賀城にいる親戚の方、利府にいる親戚の方とか仙台の親戚の方を呼んで浦戸を探索をしましょうと。そうやってお金を払ってもらって、浦戸交通をぜひ盛り上げてほしいというのが同じです。ただ繰出金出したからいいんだと。そしてあと、浦戸交通課の課長さんだのがどうすつべと、どうやってふやすかと考えるより、そうやって同じ税金を払ったと思えば、約8,100万円の繰出金を出すのであれば、市民1人に乗車券を出してやって利用してもらおうと、そういった発想はだめでしょうかね。そういった考えをぜひ持ってもらって、リピーターをふやしてほしいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤浦戸交通課長。

○佐藤浦戸交通課長 ありがとうございます。恐らくその趣旨と同じようなことになるかと思うんですけども、実は18年7月に料金改定をさせていただきました。その際、一つの取り組みとしまして、浦戸こどもパスポートというものをやっております。18年度は市内の小学生を対象に無料、それから19年度からは県内の小学生全員、土曜・日曜・旗日、それから夏休み、春休み等、市営汽船に乗るときは無料ということで実施しております。この結果、18年度はトータルで873名の小学生に、19年度は2月末時点で2,229名。それに保護者の方が2,613名来ていただいている状況でございます。こういった取り組みをやっているということでご理解いただきたいと思います。

○佐藤（英）委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 子供さんのこどもパスポートだの、それはわかっています。それは市内の子供ももちろん、県内の子供もいいんですけども、我々塩竈市民にもみんな同じ。だから一般会計から交通課に8,000万円出すんですけども、その分、皆さんいいですかというかわりに、あの乗船券、往復分やってほしいんだと。そうすることによって浦戸を理解してもらって、浦戸のよさをわかってもらって、そしてリピーターがふえて、浦戸交通がうんとよくなるんでないかという意味なので。同じ塩竈市民でもね、船に乗ったことないという方いるんですよ。ですからそういった方のためにもぜひともやってもらって、そして毎回、毎回、船がもう満杯で困ると。そうすると、あそこを通過して松島に行く人が「何で浦戸にあんなに人行くの」って関心を持たば、「んで、浦戸に行ってみっか」となるんで、ぜひね、同じお金を使うのであれば、そういった繰出金の使い方をしてもらおうと有効な、市民も、あと我々こうやって浦戸に行けるんだと。そうすると市長さんに対して反対なんてする方だれもいないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。私は正直なところ塩竈がよくなるために質問していますし、そういう意をぜひ

とも酌んでいただきたいなと思っています。

次に、魚市場に移ります。ページ言わないと委員長さんに怒られるので、244ページから251ページあたりで、特に漁船誘致について。これもいろいろ私も立場の中で漁船誘致させていただきました。本当に強行軍で大変だなと思うんですけども、塩竈の活性化のためにと頑張ってきた思いが今あります。

そこで、これは市長さんをお願いというか、水産課の方でもいいんですが、塩竈はマグロの生産地となっているんですか。ですから例えば、では生産者はだれですかと。塩竈市民ですか。私は思うには、市長さんは今回も横浜の市長さんと人事交流の件で意思疎通が図られてよかったなと思っています。それで、何が言いたいかというと、宮崎県の日南市、川南町、そこから船、来ていただいています。やっぱりそこに市長さん行ってお願いしています。しかしながら宮崎県の知事さんとマグロの食べ比べなどをぜひとも塩竈あたりでもらってアピールをしてもらえば、もっともっとよくなるんでないかなと思いますし、宮崎だって、塩竈で宮崎の話が出ていましたよと、そうやったらお互いによくなる。そうして宮崎の漁民の方が、だったら塩竈に船、どんなことしたって入れっぺと。そして魚市場の水揚げが上がるような、そんな方法もあるんでないかなと思うんで、ただ生産者のところに行って、ぜひ船入ってくださいというよりも、その上の段階、市長さんの行動力、セールスをぜひしていただいて、塩竈の魚市場の発展に寄与していただければなと思っていますので、そういった考え、市長さん、お答え願えれば幸いに存じます。

○佐藤（英）委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 前段では離島航路の活性化についてご提言いただきました。我々もそういったご提言、真剣に検討させていただきたいと思っています。

また、漁船誘致活動については、歴代の議長の方々に本当に大変な強行軍の中を大分、宮崎、三重、徳島、高知と、本当に身を粉にして回っていただきました。18、19年度の単年度収支が整いつつあるというような状況もそうした努力の積み重ねではないかなと思っておりますし、私も横浜、あるいはその他の地域につきましても足を運ばさせていただいております。

今ご提案の宮崎県知事というところまでは、私も自信と確信はないのでありますが、塩竈のプラスになることであれば、どんなところへでも足を運ぶ覚悟でおりますので、今後ともさらなる努力を重ねてまいりたいと考えております。決意表明であります。よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 市長さんの決意を聞いてうれしく思っています。

それで、東国原知事さんと会えるのは簡単だと思います。市長さんが、こういうわけでいっぱい宮崎から船、来てもらって、感謝状を宮崎県知事さんにお上げしますとなれば、すぐ会っていただけたと思いますので、早速行動に移してもらえればいいかなと思っています。よろしくお願いいたします。

あと、また私の交通事業に対して深い理解をいただいたものと思っていますので、よろしくお願いいたします。

そこで、声が高くなってくるとどきっとしている方いると思うんですが、病院について若干確認をさせていただきます。

先ほどいろいろな委員の皆さん、質問されていましたが、病院どうするのと。そういった意味で心配しての、そして病院頑張れという意味の質問かなと私思っております。

そんな中で一つ気になったのは、今回のプランの責任云々といったら、「私部長がとります」と言っているんですが、私は、部長でなく市長がとるべきだと思っているんですが、やっぱり部長がとるんですか。

○佐藤（英）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 病院の開設者は私でありますので、最終的な責任は開設者である私だと思っております。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 というのは、その責任とるくらい今の部長さん一生懸命頑張っているのかなと思っています。そんな意味で確認をしていきたいんですが、3カ月、3カ月かけていろいろやって、秋ごろにプランをつくってすると。でも、そういったプランと並行して、前にも言ったと思うんですが、じゃ今の経営状況をどうするのと。半年先、9カ月後先、12カ月後先、来年、その辺までぜひとも今までの緊急プランをさらに頑張って、いわゆる収支バランスをよくして行ってほしいなと思うんです。せっかくだいいいプランをつくるために頑張って頑張ってやっけて、実際問題、足元が、またあとこういうわけで赤字拡大してしまいましたとかってなると、そのプランが本当に生かされるのかなと心配するものですから、方向性を見出して頑張っていくという気持ちはわかるんですが、そういった意味で現時点から方向性が示される間の経営的なもの、どういうふうな感じですか。何かいろいろ質疑聞いていますと、そのプラン

だけをつくるのに頭がいっぱいで、今の現況を置き去りにしているとは言いませんけれども、その辺がどうなるのかなというのがちょっと心配なものですから、ぜひとも今の経営状況を向上しながら、そしてよりよいプランを持っていくんだというのならわかるんですが、その辺の決意というか考え方をお示してください。

○佐藤（英）委員長 佐藤市立病院事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 市立病院改革プランの中では、先ほどから申し上げましたように、経営の効率化、これにつきましては平成21年度から3年程度の期間を目標として策定することになりますけれども、かなり高いハードルが設定されてございます。経常収支の黒字というものも実現しなくてはいけないということもございますので、とにかく不良債務の圧縮を目指して、先ほども申し上げましたように、平成20年度は全力で取り組んでいきたいという決意でいるということでございます。

ただ、今菊地委員おっしゃいますように、じゃその間の経営改善についてはどうするんだというご質問だと思いますけれども、ただ単に改革プランをつくるということで、現状の経営改革に手をこまねいているつもりはございません。収入増加対策といたしまして、さらなる医師確保、病床利用率や診療単価の向上というふうなものを目標にしてございます。それから未収金の管理強化、それから医療外収益の増加、人間ドック等も含めて、そういうものに積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

医師確保につきましては、平成19年度末で残念ながら、県のドクターバンク制度で派遣されました医師が派遣期間が終了いたしますので、県の方にお戻りになりますけれども、いろいろ県の方と協議いたしました結果、何とか後任のドクターについては派遣が可能になるような状況になってございます。それから先ほど申し上げましたように、東北大学の方からは外科のドクター、それから内科の循環器のドクター2名、合計3名の医師が4月ないしは5月に赴任してくる予定でございますので、これによります医業収益の確保、それから診療単価のアップというふうなものに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、経費削減、抑制対策といたしまして、今総務と一緒にになって検討してございますが、一定の年数が経過していくと昇進する職員給与体系の見直しというふうなものに取り組んでございます。それから病院独自の取り組みといたしましては、後発医薬品の積極的な使用、いわゆるジェネリックですね。それから長期契約によるスケールメリットの追求などに取り組みまして、当面は現行制度でできる限りの医業収益の確保とコスト削減に努めて、今後、国の

医療というふうなものに対する抑制策というのは余り変わらなく、なお一層厳しいものになる
とは思いますが、できる限りの収支均衡を目指して取り組んでまいりたいというふう
に考えてございます。以上でございます。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 私はあと2件ほど理解を深めたいというか、たしか県から職員さんお一人、病院専
門に見てくださる方、来てくれるのかなと、こう思っていました。まず、来るのか来ないのか、
それだけちょっと。

○佐藤（英）委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長兼危機管理監 宮城県からの職員の派遣でございますが、総務部の総括的な次長
という立場で派遣をしていただくというふうなことで、現在、協議中でございます。その業務
の中に、ただいまお話のあります県も包括的に含めさせていただいて、取り組まさせていただ
きたいというふうに考えております。配置先は総務部の方に配置させていただきます。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 総括的に総務部でやって、ある程度病院を見てもらうということで認識は一致しま
した。

そこで心配なのは、素晴らしい方が来て、いろいろご指導してくださったり協議したり、一
緒に改革プランに向けて病院の経営改善に向けて頑張っていくと思うんですが、今までの職員
さんと県から来た方たちの心の葛藤というのが必ず出ると思うんですよ。それがいわゆる改革
プランに出てはまずいと思うんで、そういったことのないように、そして素晴らしい改革プラ
ンができるようにまず願いたいと思っています。

そんな意味で、部長さんのところでその人が一緒にやるというのであれば、部長さん、気を
いっぱい使ってください。お願いいたします。要望しておきます。

あともう1点、せっかく秋ごろにはある程度方向性とかそういうのが決まってきたと、いろい
ろ病院の行く道が定まってきたと。しかしながら塩竈の場合いつも、私はいろいろな議員さん
なり委員さんの議論を聞いていますと、職員さんとの話し合いだなんだってなってくるん
ですよ。せっかくいいプランが出ても、そこでブレーキがかかったりする場合は今まであったと思
うんですよ。そうすると、せっかく2,000万円も出してつくりますよ、なにしますよと、そし
て国の関係で8億円の債務もできますよと、そういうふうに言っていて、みんな頑張ろうとい
うときに、そういった労使間の話というのはこのプランにどういうふうに反映されるのかなと

というのが一番心配なんです。せっかく委員さんを選んでいいプランをつくって、労使交渉でそれが進まないというのが今までの現状でなかったのかなと思います。それが本当に市民のためにいいことなのかどうなのか私はわかりませんが、本当に市長が市民のために市立病院を存続したいと、そういう決意で今回こういうものを出していると思うので、語気が強くなって申しわけないんですが、そういった考え方がどうなるのかなというのが私心配なんです。今までだって、緊急再生プランだといったって目に見えないそういった話でブレーキが踏まれたのは事実だと思いますよ。その辺を、今回プランをつくったそのプランがどういうふうに行き、有効性ができるのかという決意を、プランをつくったはいいわ、あとだれも協力しません、背を向けられましたではね、大変な事態になると思いますので、その辺をうんと心配するものですから、本当に市民の命・健康を守る市立病院をどうするかという問題で皆さんが一致団結して、そして有識者が来てプランをつくってくれる。そのできたプランにみんなで協力すると、そういった担保があるのかというのが心配なところで、そこが聞きたいので、これは部長に聞いた方がいいのかわかりませんが、その辺、お願いいたします。

○佐藤（英）委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 病院の改革プランの実効性についてというお話でありました。

その前にですね、実は18年、19年度、2カ年間、職員の皆様から独自削減という選択をしていただきました。これは私から、現下の塩竈市の行財政の環境をご説明させていただく中で、組合として自主的にということで、自分たちで選んでいただいた道であります。私は、職員も当然生活かかっているわけでありますので、大変恐縮をいたしておりましたが、年間約2億6,000万円を超える協力をいただいておりますし、19年度もそういったものを継続いたしているところであります。

また、長年の懸案でありました例えば水道部の企業手当についても、19年の4月からは率先して廃止をしていただいたと。こういうことについても職員の意識の中から生まれてきたわけであります。職員も、今現在の塩竈の大変厳しい環境を十分理解しながら、自分たちでこういった部分については率先してやろうという気持ちになってきております。

同じように、市立病院につきましても、今議会でもご説明させていただいたかと思いますが、5,000万円を超える独自削減に職員、協力をしてくれております。

今後につきましても、今、部長中心に精力的な話し合いをしているところでありますし、私も当然のことながら開設者の責任といたしまして折に触れて病院に足を運びながら、皆様方に

も意見交換をさせていただいているところであります。まさにこの改革をなし遂げるのは総力戦だと思っております。職員のすばらしい資質を活用しなかったらとても達成ができないと思っております。今後とも職員ときちっと話し合いをさせていただきながら、目標達成に向けて私を先頭に頑張ってもらいたいと思っております。よろしく申し上げます。

○佐藤（英）委員長 菊地委員。

○菊地委員 市長さんから決意表明をまた聞いて、安堵しているところでございます。今まで市の職員さん、本当に頑張ってきたというのわかります。

しかしながら、平成7年に病院特別委員会つくって、古川に行ったときもあります。そのときは職員さんみずからが仕事をしたいんだ、続けたいんだ、市民のために頑張りたいんだということで頑張って、5年の計画があったんですが、2年半で黒字転換にした、そういう前例もあります。それは多分、今おられる部長さんとか当時おられた職員さん、わかっていると思うんです。しかしながらそのとき「塩竈も」という思いでやったんですが、なかなかそういったことが行動されなかった。それが今に来てこういった大きな問題になっているのかなと思っております。

今、院長さんおりますけれども、院長さんは常に改革はスピードだと言っていますので、ぜひともスピードを出していい病院経営、そして頑張ってくださいたいと思っております。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○佐藤（英）委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 菊地委員の励まし、温かく受けとめまして、常日ごろ私らも精いっぱい、とにかく前進するように頑張っておりますので、職員にも常々、また医局員にも毎朝8時から集まりまして、ミーティング開きながら、病院の果たす役割等、あるいは経済性の、経営感覚を持ってとにかくやるようにということを含めまして話しております。今後もそういうことを続けて、何とか経営状態を少し安定させていくように頑張りたいと思っております。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 隣の伊勢委員や今、菊地委員もいろいろ病院問題やりましたから、どうかかなと思いましたが、何とか最後やってほしいという要望もありますから、ひとつご理解を賜りたいと、このように思います。

この特別会計、企業会計を見ますと、特に病院問題がいろいろな焦点になっている、これは当然だと思うんです。この第4款衛生費で、病院整備費として4億4,000万円繰り出しをしま

すよね。そして病院の会計予算については、改革プラン業務委託で500万円。部長も財政課長した人だから、こちらも言いたくないんだけど、普通、こういうことは余りないと思うんですね。やっぱり2,000万円は改革プランのために使うんだと表明して、明確にしているわけです。ところがここに500万円しか出してない。そしていろいろ説明した。こういうことは普通あり得るのかなと。私は、今までこういう経験ないですね。ここに一般会計に繰出金を企業から出すならば堂々と出して、そして2,000万円、この内訳はこうですよと具体的に説明するのが常識だと、一般論として私はそう思うんですけども、こういうやり方、今までなかったと思いますからね、果たしてと疑問を持ったわけなのでね、財政課長した人ですからね、私はこれは一般論で通用するのかわかりませんが、その辺の考え方、いいのかわかりかひとつ。

○佐藤（英）委員長 佐藤市立病院事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 予算計上に当たりましては、ご承知のようまず性質別に分類しなくてはいけないということで、一般会計の方から2,000万円の繰り出しということでございますが、病院事業会計の予算措置に当たりましては、それを使用する目的によりまして、今、貞夫委員さんおっしゃいましたように、一つは委託費の中に500万円を組んでございます。それから人件費分につきましては、なかなか見えないというご指摘はごもっともでございますが、性質別の予算計上ということもございまして、2人分の人件費ということで給与、それから諸手当の中にその分を組み込んでいるというところでございます。それから委員会の出席報酬につきましても報酬費の中に組み入れているというところでひとつご理解いただければと思います。以上です。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 事業会計の資金計画4億4,000万円組んでいるわけですよ、当年度予算としてね。そしてそのうち500万円だけ業務委託なんだという形で受けとめると。これは今までの予算の組み方としてなかったことなんです、こういうことは。ですから非常に疑問を持ったわけでございます。財政課長した人だから、その辺は少し大目に見て、ある程度これも許されるのかなと思いますけれども、普通はあり得ないことだと私思っているんです。

そういうことで、問題は、設置者がそういう形で組んだわけですから、やむを得ないと思いますけれども、本来であれば括弧をつけて、ここはこうだということできちんと説明する必要があったと私は思いますが、その辺は反省してほしいと思います。

特にこの市立病院の問題につきましては、県が塩竈問題、タスクフォースという形で去年12月に塩竈市立病院に出したわけですね。塩竈市立病院は、民生常任委員会に資料として緊急再生プランの総括、これは市立病院の業務課、さらには公立病院改革ガイドラインについてと、一つの考え方をまとめた、たった2カ月ですよ。すごいなと私思ったんです。だから緊急再生プランについては83%達成したものの、塩竈市立病院は何といいますか、がけっ縁に立っているわけですね。最後の取り組みで、これで失敗したらどうにもならなくなるだろうと思いますから、そういう面では市長も病院長も、相当政治生命をかけてやってほしいなと、こう思っています。事務部長の責任も、これをまとめていくのは大変だと思いますが、県の協力もあっていろいろやっていきたいと、こういうことの決意も市長初め院長あるいは部長からもいろいろ答弁で聞いていますけれども、なかなか大変だなと。だからそういう意味では、21年度に入ったらすぐやる、年内くらいの目標をつくってほしいなと。再生緊急プランでやるときはやったわけですから、さらにたった2カ月でこれだけのガイドラインまとめたわけですから、すごいなと私思いました。これだけのこともやれるわけですから、問題は調査委員会を開いていろいろ精力的にやるということですが、その辺の努力の次第によってはこれは早まることできるなと、こう思うんですよ。みんなで1年かけるよりも集中的にやるという姿勢は私は必要だと思いますから、そういう面では、市長も市民の対応が大事ですけども、やっぱりこれに相当集中をして、いろいろな面で病院の医師あるいは職員と対話を通じて、病院の現状を正しく理解してもらい、そしてこれが最後なんだということをきちんと行って、一つのまとめをやってほしいなと、こう思いますが、その辺の考え方を、年度内なんて言わないで、年内中でやるくらいの決意を聞かせてほしいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 プランの策定につきましては、先ほど部長からも、4月、5月、6月のまず3カ月ぐらいで基礎的な話し合いをし、7月、8月、9月で市立病院をしからばどういった病院にしていくかというような議論をさせていただき、そういったものを、当然のことではありますが、議会なり市民の方々に広くご意見をいただきながら、年内に必ず取りまとめをさせていただき、それを総務省に提出し、15年から研修医制度の中で医師が偏在したことによる収支差部分を起債等をお認めいただくというようなお話をさせていただいておりますので、当然のことながら年内で取りまとめをし、総務省に申請というところまで持っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 確かにこっちでまとめても、県の手続、総務省の手続ありますから、その辺余裕を見て、一日も早く取り組んで、成果品をきちんとつくってほしいなと思います。

そこでですね、部長、医師の確保はまず達成されたと。これは一つクリアしているわけですね。問題は「経営感覚に富む人材の登用」ということをきちんとみずから書いているわけですよ、業務課として。そういう面では、経営効率に向けていろいろな取り組みしなくてはだめなんだと。そして病院事業の経営改革に強い意識を持ち、経営感覚に富む人材を幹部職員に登用。外部からの登用も含むと、こういうことを書いているわけですよ、業務課として。ですからその辺の判断をきちんとやっていただいて、とにかく専門家を入れたいという気持ちはわかりますけれども、内部的にこれだけのことを書けるわけですから、そういう意味で、問題は実践あるのみなんですね、つくった以上は。だからそういう面ではぜひひとつ市立病院の今後のあり方について、安心感を市民に与えるための努力をぜひともやっていただきたい。

私は、ずっとこの議論を通じまして、各委員が将来にわたって十分考え、一般会計あるいは特別会計、企業会計はもとより、どこに問題あるのか、問題をえぐり出してきちんとやって市民に安心を与えてほしい。市長が言う元気・安心ですか、「大好きです塩竈」をつくるためにこうあるべきだという方針を一日でも早くつくっていただくように、そして力強く市民に印象を与えるような努力をしてほしいなと、こう思っています。

いずれにしてもこの予算を見ますと、いっぱい問題あります、まだ。私本当は水道部したくなかったの。例えばこれ見ると被服費ね。予算の、いつも気づいておったわけです。で、指摘しなかったりしたんですけれども、例えば被服費の18ページだと、12名分で25万9,000円ね。これ、1人2万1,600円の被服かかるということなんですよ、部長。それから20ページだと3万4,600円かかるということなのさ。職員被服費が20万8,000円で6名分ですから、アンバランスなんだね。だから恐らく予算かき集めてきちんと安く入札してやるんだと思いますけれども、予算の組み方としてさ、3名のところで9万何ぼって組んでみたり、あと3名で6万円と組んでみたり、1人2万のね、こういうやり方、普通はあり得ないと思うんですよ。ですからそういう面では、どうもちぐはぐだなと。

それから、いろいろなを見ますと、例えば市立病院の清掃、170万円組んでいますよね。おれ、これ安いなと思って見ているの。ところが水道の庁舎のあれが263万8,000円。市立病院から比べるとずっと高いですよ。そういう面では委託料って、まだまだ洗ったら安くできる

ような気がしますね、いろいろな各清掃。公民館なり見たけれどもね、僕は水道の庁舎の清掃委託が263万円、市立病院170万円と比べたら高過ぎると思いますよ。そういう面では、どうもアンバランスがある、役所的に。そういう意味ではもっと役所全体で見直しをして、委託費用のきちっとした基準をつくって、1平米当たりどれぐらいなんだという基準をつくらないと、こういうアンバランスが出てきますから、そういう面での改革をぜひひとつとしてほしいなと。

指摘したいこといっぱいあるんですが、そういう面では本当に市長が言う改革の旗印は、何としてもやっぱりきちんと議会に示す努力をしてほしいなと。まだまだ私は改革できているんです。さっき一例を挙げましたけれども、委託料の問題、清掃の問題とかそれから被服の問題、そういう問題を整理すれば、幾らでも指摘できますけれども、これ以上しませんが、いろいろな面で市民の将来に未来にわたって安心を与えるような努力を役所全体でやってほしい、このことを申し上げて終わりたいと思います。

市長の改めて見解を聞きたいと思います。

○佐藤（英）委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 予算特別委員会の中で本当にさまざまなご意見、ご提言ちょうだいいたしました。一つ一つ我々もう一度受けとめながら、議員席からもスピードが大切だというようなお話ちょうだいいたしました。私も肝に銘じてさまざまな改革に取り組みさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤（英）委員長 お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会計については、これで一応の質疑を終了したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤（英）委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤（英）委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第17号についてお諮りいたします。

議案第17号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤（英）委員長 起立多数であります。よって、議案第17号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号ないし第20号、第22号、第23号、第25号、第27号、第28号、第30号、第32号ないし第37号、第41号ないし第43号についてお諮りいたします。

議案第18号ないし第20号、第22号、第23号、第25号、第27号、第28号、第30号、第32号ないし第37号、第41号ないし第43号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤（英）委員長 起立全員であります。よって、議案第18号ないし第20号、第22号、第23号、第25号、第27号、第28号、第30号、第32号ないし第37号、第41号ないし第43号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、第24号、第26号、第29号、第31号、第38号ないし第40号について採決いたします。

議案第21号、第24号、第26号、第29号、第31号、第38号ないし第40号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤（英）委員長 起立多数であります。よって、議案第21号、第24号、第26号、第29号、第31号、第38号ないし第40号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上ですべての審査は終了いたしました。

委員の皆様にはここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。また、当局参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤（英）委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成20年度予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

午後5時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年3月6日

平成20年度予算特別委員会委員長 佐藤英治